

## 第13章 研究所・センター等

### ◇日本比較法研究所

#### I. 理念・目的

##### 1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

###### 【現状の説明及び点検・評価結果】

###### (1) 研究所の理念・目的

日本比較法研究所は、東洋で初めての比較法研究所として初代の杉山直治郎所長のもと1948年に設立された。設立当初の研究所規則に「日本比較法研究所は、その名の如く、一大学の独占的施設ではない。日本の、東洋の、ひいては世界の、志を同じくする研究及び実践に協力し、比較法学の進歩に寄与することを切念するものである」(前文)と謳われていた通り、1963年に新たに制定された日本比較法研究所規則によって、学校法人附置の研究所として位置づけられてからも、比較法学の総合的・組織的研究を行い、わが国の比較法研究の発展に寄与するために研究活動を行うことを目指してきている。

#### 参 考

###### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 2010年から毎年、比較法研究に関する国際シンポジウムを開催し、速やかに成果を刊行しており、比較法研究の発展への寄与へ配慮がなされている。

<対応方策(長所の伸長/問題点の改善)>

- 海外の関係機関とも連携し、さらに比較法研究の発展に寄与する活動を目指す。

###### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 2017年2月22日(水)「日韓刑事法シンポジウム」、2017年4月8日(土)「日独弁護士職業法シンポジウム」(中央大学・日本比較法研究所主催、日本弁護士連合会・ケルン弁護士法研究所・ドイツ連邦弁護士会・ドイツ弁護士協会共催)を開催した。

###### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

#### II. 教育研究組織

##### 1. 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

###### 【現状の説明及び点検・評価結果】

###### (1) 教育研究組織の構成

研究所の理念を実現するため、研究組織として以下のものを置いている。

## 1) 研究組織

### ①部

日本比較法研究所の研究活動に携わる各機関のうち、とりわけ研究事業の実施機関として、研究連絡部・国際協力部・資料部・雑誌部の4部を置いている（1964年1月所員会承認）。各部は、担当常任幹事のもとで活動しており、所員はいずれかの部に所属しなければならないとされている。各部の担当業務は、下表の通りである。また、これらの各業務を具体化し、実施するにあたって、日本比較法研究所事務室の担当職員によるサポート体制が整えられている。

[表13-1 各部の担当業務]

部	担当業務
研究連絡部	研究活動、叢書刊行に関する連絡調整
国際協力部	国際交流計画、国際交流に関する連絡調整
資料部	資料に関する諸事項の検討・実施
雑誌部	『比較法雑誌』編集・発刊に関する業務

### ②共同研究グループ

2017年度、共同研究グループは38グループ設置されている。本学大学院の学生も共同研究グループ活動に参加することができる（共同研究関係基準2条E）。

## 2) 構成

### ①名誉所長

名誉所長は、過去に所長であった者の中から、研究所員会が推薦し、理事会の承認を経て総長が委嘱する（日本比較法研究所規則12条）。現在、名誉所長は置かれていない。

### ②顧問

顧問は、比較法学に関係のある内外の権威者の中から、研究所員会の議を経て、総長が委嘱する（同規則13条）。現在、顧問は置かれていない。

### ③名誉研究所員

名誉研究所員は、過去に研究所員であった者の中から、研究所員会の議を経て、所長が委嘱する（同規則14条）。現在、名誉研究所員は21名である。

### ④研究所員

研究所員は、比較法学並びにこれと密接な関連のある研究に従事する本学の教授・准教授・助教でなければならない（同規則7条）。現在、所員数は105名である。

### ⑤助手

研究所員の研究及び調査を補佐するために助手が置かれる（同規則10条1・2項）。現在、助手は置かれていない。

### ⑥客員研究所員

客員研究員は、研究所員と同等もしくはそれ以上の研究歴または研究能力を持つ者が嘱任される（同規則9条2項）。客員研究所員は、研究所員会における出席・発言権を有している（同4項）。現在、客員研究所員は19名である。

### ⑦嘱託研究所員

研究及び調査に参加する臨時の構成員として、嘱託研究所員が置かれている（同規則11条）。現在、嘱託研究所員は273名である。

### 3) 管理・運営組織

研究所の管理運営に携わる各機関の現状は以下の通りである。

#### ① 所長

所長は、本学教授の中から、研究所員会において選挙した者について、理事会の承認を得て、総長によって委嘱される（同規則5条1項）。所長の任期は、3年である（同2項）。所長は、研究所の代表権を有し、事業を統轄し、職員の指揮監督を行うとともに、商議員会及び研究所員会の議長となる（同規則4条2項）。

#### ② 商議員会

商議員会は、研究所の管理運営に関する事項並びに予算案を審議決定する権限を有しており（同規則6条2項）、職務上商議員3名（所長・法学部長・事務局長）および選任商議員8名によって構成されている（同3項）。

#### ③ 研究所員会

研究所員会は、研究所の研究・調査に関する最高の意思決定機関である。研究所員会は、研究所員全員によって構成される（同規則8条1項）。研究所員会は、原則として年3回開催されている。

#### ④ 常任幹事会

常任幹事会は、研究所の日常業務執行に関する審議決定機関として設置されている。常任幹事会は、議長となる所長のほか、選任商議員の中から選任された5名の常任幹事によって構成されている（常任幹事会内規2条）。

#### ⑤ 委員会

研究基金委員会は、所長の諮問機関として設置され、研究基金の用途その他基金に関する事項を審議決定する権限を有している。また、日本比較法研究所組織評価委員会を設置している。

#### ⑥ 事務室

研究所の事務組織については、後述する。

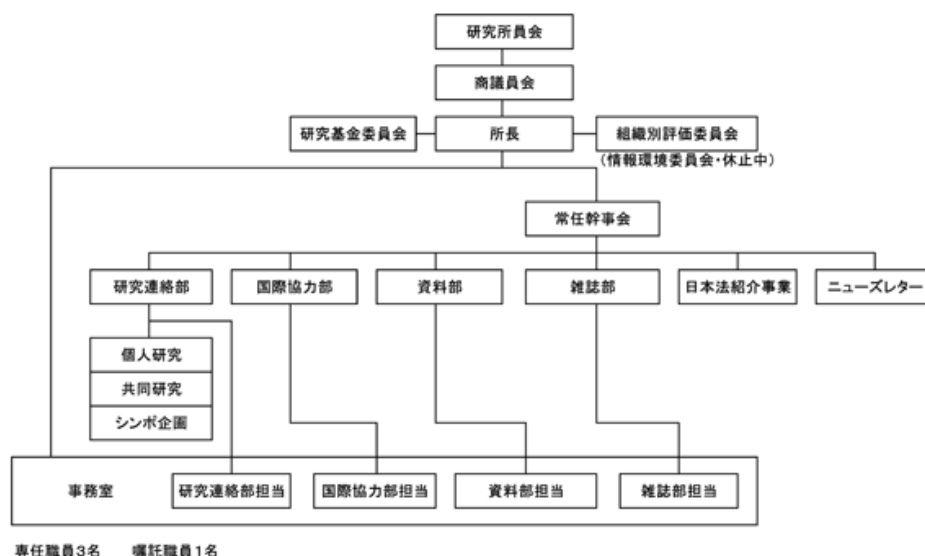
以上の通り、研究所員は、比較法学並びにこれと密接な関連のある研究に従事する本学の専任教員とされており、法学部・法務研究科所属の教員に限定されていない。それ故、比較法研究に携わる教員であれば、所属学部・研究科に限定されず、研究所員として研究所の組織に参加することができる。現在も、法学部・法務研究科以外に所属する教員6名（2017年5月1日現在）が研究所員として所属している。このことによって法学系の学部・研究科に限定されない研究活動が展開されている。

研究所員以外に、共同研究参加者に客員研究所員、所員以外の本学専任教員、嘱託研究所員及び本学大学院の学生が参加している。共同研究グループの員数は特に制限されていない。これらのことから各共同研究グループの設定したテーマに応じて、多様な構成が可能とされている。

名誉研究所員は過去に所員であった者の中から選ばれるが、従来、本学名誉教授である者が名誉研究所員として選任されてきた。

このほかに、日本比較法研究所の専任助手ないし専任研究員制度の可能性について、常任幹事会その他において議論されてきた経緯があるが、これについては結論に至っていない。

[図 13-1 日本比較法研究所事務組織概念図]



**参 考**

**【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】**

＜問題点および改善すべき事項＞

- 法科大学院設立により、所員数が約 2 倍に増え、研究所員が所属するキャンパスが二分されたことから、学部組織に限定されない研究活動や、研究所の会議・企画の実施等に支障が生じている。なお、法学部・法務研究科を中心とする法学系教員が研究活動に充てる時間が取れないことは、研究所の活動低下要因となっている。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- テレビ会議の活用について、引き続き多校地間（3 点）の中継の要望にも対応していくとともに、対象となる委員会等の枠を広げる検討を行う。

**【前年度に設定した対応方策の進捗状況】**

- テレビ会議は、所員会・部会会議・学術シンポジウムの打合せで 5 回実施された。後樂園キャンパスとの多校地間は、参加者がいる場合に設定することとしたが 2016 年度は実施されなかった。

**【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

＜長所および効果が上がっている事項＞

- テレビ会議の活用頻度が上がり、会議・打ち合わせの質の向上が図られた。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 法科大学院設立により、所員数が約 2 倍に増え、研究所員が所属するキャンパスが二分されたことから、学部組織に限定されない研究活動や、研究所の会議・企画の実施等に支障が生じている。なお、法学部・法務研究科を中心とする法学系教員が研究活動に充てる時間が取れないことは、本研究所の活動低下の要因とされている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

○ テレビ会議の活用について、引き続き多校地間（3点）中継の要望にも対応していく。

### Ⅲ. 教育研究等環境

#### 1. 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### （1）図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

研究所発足以来、比較法研究のため欧米先進国を主たる対象として基本的な研究資料の収集に努めてきている。2017年3月末現在の所蔵数は 図書 61,922 冊、雑誌 988 種に達しており、適切に整備されている。また、電子媒体（データベース）についても、Beck Online（ドイツ法）、Juris Classeur（フランス法）（2014年度以降一時中断中）といった基本的かつ重要なものについては継続的に契約し、研究所員の利用に供している。

また、基本的な資料のコレクションに加え、比較法分野の先駆者である杉山、コーイング両教授の文庫、フランス慣習法、ローマ法古書等の貴重かつ特徴ある資料整備も行われている。このほか、諸外国の記念論文集及び欧米語による日本法及びアジア法資料を積極的に収集しており、これらのコレクションは研究所の誇る財産となっている。購入資料の決定に関しては、1981年に決定された「日本比較法研究所の資料購入に関する内規」に基づき、研究所員の申し込みをベースに年4回の資料部会で決するというかたちをとっており、研究所員の関心や需要へのきめ細かな対応が可能となっている。

当初、購入資料の選定が個別研究所員の自発性に依存しており、その間に特段の調整が行われなかったことから、蔵書の収集が体系性に欠ける危険性がある点への改善が検討され、資料部会のなかで法分野別の担当分担制を検討し、2011年度後期から実施している。

また、大学の経常経費削減により、資料費の予算が削減傾向にあった上に、法科大学院開設による研究所員の増加に伴い大幅な赤字が生じる状態となったため、2006年度に資料購入の大幅な見直しを図り、2008年度には赤字が解消された。

2013年度からは、急激な円安により、洋資料中心の収集を行っている資料予算は当然に逼迫することになった。この点については年度当初から対応策を講じ、継続洋雑誌の契約タイトルの見直しを行った。①本体価格の値上がりが激しいもの、②契約金額が高額のもの、③電子ジャーナルとセットで高額なもの等を対象とし、優先度を勘案した検討を行い、13タイトル（約280万円）について更新中止することとなった。

2014年度については、継続洋雑誌のみならず、フランス法データベース Juris Classeur や加除資料の一時中断等、10タイトル（約250万円）について更新中止を余儀なくされた。

2015年度については、固定資産図書の購入を控え、計画的な予算執行に努めていたが、洋加除資料について、為替レートの影響に加え、原価値上がり、刊行回数増加等の要因により支出が予測より大幅に上回ったことにより、当研究所の経常経費を補填してもなおおよそ70万円執行超過する結果となった。

2016年度については、全年度支出が大幅に増大した加除式資料について見直しを実施し、期中に150万円削減、来期については300万円の削減が見込まれる結果となった。また、年末の洋雑誌契約更新時に円高となったことも重なり、資料費執行額が抑えられ、例年100万円以上研究所の経常経費から補填されているところ、約50万円の予算超過に留まった。

円安による資料費の実質的不足に対して、2014年度以降、予算増額申請を行っているが、実質的に増額が認められず、研究所としての対応策には限界があり、大学経理としての対応

策について検討を申し入れている。

新たな取組みとして、2013年度に中国法資料の収集・整備の検討が行われ、中国法文献の整備について、当面は雑誌の受入れを中心としていくこととし、新たに7タイトルについて日本比較法研究所での受入れを決定した。また、交流のある大学・研究所・学会の紀要については寄贈交換依頼を行った。

[表 13-2 図書受入冊数] 単位：冊

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
受入冊数	1,146	1,022	934	992	854

[表 13-3 図書・資料冊数 (2017年3月31日現在)] 単位：冊

		和漢書	洋書	計
2016年度受入冊数	購入	13	686	699
	製本	96	0	96
	寄贈・その他	37	22	59
	計	146	708	854
総蔵書数		14,174	47,748	61,922

[表 13-4 非図書資料内訳 (2017年3月31日現在)]

単位：点

	和	洋	計
マイクロフィルム	0	53	53
マイクロフィッシュ	0	34	34
CD-ROM, DVD	3	63	66
その他	0	1	1

[表 13-5 雑誌種数 (2017年3月31日現在)] 単位：種

		和漢書	洋書	計
2016年度受入種数	購入	39	250	289
	寄贈	139	34	173
	計	178	284	462
総雑誌種数		318	670	988

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 年度の収集方針や内規に基づき、専門的な研究資料を収集するバランスのとれた選書体制が維持されている。また、予算・収蔵スペースが充分ではない状況下で、記念論文集・日本法資料等、特色があり、他大学・海外の研究者から高評価を得ているコレクションの収集が継続的に実施されている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 洋書が高騰する中で、研究の推進に必要な資料の継続的な収集に向けて、必要な予算の確保に努める。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 既述の通り、円安による資料費の実質的減少により予算が厳しい状況が続く中、対策を講じ研究に必要な資料の確保に努めている。収集方針に基づく選書としては、2016年度は記念論文集：123冊、日本法資料：43冊などの収集を行った。

## 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

### 2. 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所の教育研究目的を実現するための施設としては、現在、多摩キャンパス2号館4階に事務室、所長室、共同研究室、倉庫があり、書庫は他の5研究所との共同書庫となっている。そのほか、関係施設として、2号館4・5階に外国人共同研究室(学事・社会連携課所管)がある。また、法科大学院事務課に依頼し、市ヶ谷キャンパスの教育研究支援室内に、法務研究科に所属する所員の利用のための資料(逐次刊行物)を配置している。

共同研究室は、従来、講演会、研究会、各種会議のほか、所員会を実施してきたが、昨今の所員数の倍増により、所員会の開催時には学内の会議室を借用する、あるいは市ヶ谷キャンパスとテレビ会議システムによる同時開催とする等の対応が必要になっている。

書庫に関しては、所員数の増加に伴う研究所書庫の狭隘化に対し、2012年度にはデータベースの普及も勘案して、逐次刊行物を中心に保存について見直しを行い、除却・除架、箱詰めして保管する等の対策を実施した。さらに、2014年には、紀要の収集方針及び所蔵資料の見直しを研究所長懇談会に提案し、所員に周知し確認を求めた上で、除架・処分可とした資料について作業を実施した。2016年度にも資料別置・短期保存資料の除架作業を実施し、定期的に書架スペースの確保を図っている。

研究所員の多くが所属する法科大学院が設置されている市ヶ谷キャンパスにも施設を設けることは、法科大学院創設時から議論され、現在も要望があるところだが、施設・人事・費用の点から、講演会の開催等、必要に応じて臨時に人員を派遣することや資料の利用に関するサービスで対応している状況である。

また、講演会、研究会の開催にあたっては、都心施設での開催を求める要望も強い。駿河台記念館の使用には高額な費用がかかるため、各キャンパスの教室等を借用して実施しているが、学内他部署の企画と競合して調整が必要な場合や、利用に制限がある場合もあり、他大学の施設を利用したいという希望も出される事態となっている。

#### 参 考

#### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

##### <問題点および改善すべき事項>

- 書庫の収蔵能力に加え、講演会・会議等を実施する共同研究室(2号館4階)も所員の倍増に対応できておらず、所員会等会議開催に支障をきたしている。
- 所員の所属キャンパスが都心と多摩に分断されていることにより、研究所の運営・研究活動の実施が円滑に行えない。

##### <対応方策(長所の伸長/問題点の改善)>

- 所員の意見聴取、予算化等の対応を検討しつつ、研究活動に支障が出ないように、個別問題の解決を積み重ねていく。また、書庫の収蔵能力について、他研究所との検討を行う。
- 他校地に所属する所員の利用に資料の利用・情報共有で支障がないよう、周知や意見聴取を継続的に実施する。

**【前年度に設定した対応方策の進捗状況】**

- 書庫収蔵能力の件は、2012年度、2014年度に続き、2016年度についても資料別置・短期保存資料の除架作業を行うなど対策を講じ、適切に管理がなされている。
- 他校地所属の所員への利用情報周知については、所員全員に配布するアンケートの機会も活用した。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

**IV. 研究活動**

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

(1) 研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況とその適切性

共同研究費、研究旅費等は予算化していない。研究所予算は資料収集と研究発表が中心である。

(2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど  
教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

研究支援制度としては、法学研究科のリサーチ・アシスタント (RA) 制度がある。2016年度は、日本比較法研究所で承認されている共同研究グループの中で、13グループがこの制度を利用した。RAは、共同研究グループの代表者の申請に基づき、大学院法学研究科委員会での承認を得て、大学院博士課程後期課程に在籍中の学生の中から選ばれる仕組みとなっている（日本比較法研究所の共同研究グループとの関係では、採用者は17名）。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

2. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

(1) 附置研究所における研究活動の状況

1) 論文等研究成果の発表状況

日本比較法研究所における研究成果の発表状況は以下の通りである。

①比較法雑誌（季刊）

2016年度については、第50巻1号・2号・3号・4号を刊行している。

②叢書類の出版計画に基づいた発行

2016年度は、以下の10点を刊行している。

研究叢書(109) 牛嶋 仁編著『日米欧金融規制監督の発展と調和』

研究叢書(110) 森 光著『ローマの法学と居住の保護』

研究叢書(111) 山内 惟介著『比較法研究 第三巻』

研究叢書(112) 北村 泰三・西海 真樹編著『文化多様性と国際法』

研究叢書(113) 津野 義堂編著『オントロジー法学』

翻訳叢書(73) ルイ・ファヴォール著/植野 妙実子監訳『法にとらわれる政治』

翻訳叢書(74) ペートラ・ポールマン著/山内 惟介編訳『ドイツ・ヨーロッパ保険法・競争法の新展開』



- 翻訳叢書(75) トーマス・ヴェルテンベルガー著/畑尻 剛編訳『国家と憲法の正統化について』
- 翻訳叢書(76) ディルク・エーラーズ著/松原 光宏編訳『教会・基本権・公経済法』
- 翻訳叢書(77) ディートリッヒ・ムルスヴィーク著/畑尻 剛編訳『基本権・環境法・国際法』

### ③研究所主催のシンポジウム、セミナー実施について

- 2016年度には以下のシンポジウム、セミナーを開催した。
- 2016年10月6日(木) ドイツ・ザールラント大学法学部教授ら7名を多摩キャンパスに招き、「日本法スタッフセミナー」を開催した。EU法研究の拠点であるヨーロッパ研究所の所長の講演及び所員による日本法に関する5つの小講演とディスカッションが行われ、29名の参加者を得た。
  - 2017年2月5日(日) 台湾、韓国の大学教授、国内他大学の教授らを招いて、市ヶ谷キャンパスにおいて国際セミナー「日本における『能力』概念の比較法的考察」を実施した。26名が参加した。
  - 2017年2月22日(水) 「日韓刑事法シンポジウム」  
韓国・成均館大学校から2名の教授を招き、市ヶ谷キャンパスで実施され、25名が参加した。成果報告は『比較法雑誌』第51巻2号(2017年9月30日刊行予定)に掲載される。

### ④共同研究グループの成果

共同研究グループの成果は、学内外の学術雑誌への論稿、学会・研究会での報告等により公にされている。

共同研究グループでは、各グループの研究会における口頭発表や調査活動に基づいて、前述のようなかたちでの成果公表に向けて準備活動が行われており、多くの研究グループにおいて継続的な研究活動が実施されている。これらの研究活動はグループ毎に提出される年次研究活動報告に基づき、『比較法雑誌』に活動報告記事として掲載し、公開している。なお、報告もなく、活動実績のない共同研究があることが懸案の問題となっていたことに対しては、更新手続きの際に、研究計画の記載を義務付ける等の対策が講じられている。

[表 13-6 年次活動報告の提出状況]

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
未提出グループ数	6	12	9	7	3
グループ数	42	42	42	42	40
未提出グループの割合	14%	29%	21%	17%	8%

研究基金に係る共同研究の成果については、原則として研究叢書において著すこととされており、それ以外の、テーマに関わる研究成果の発表、論文等の公刊についても、活動報告として公表状況の研究基金委員会への報告を求めている。

## 2) 国内外の研究機関との研究交流の状況

日本比較法研究所は、1948年の創設以来、広く海外の同種の諸機関と密接な連携を保ち、研究者交流や国際シンポジウム等の企画を通じて、国際的な比較法研究を推進してきた。また、長年にわたって蓄積してきた国内外のネットワークを通じて、比較法研究に関する交流を推進している。2016年度には、海外から16名(訪問研究者含む)の研究者を受け

入れ（表 13-7）、それぞれ講演・講義・セミナーを通じて、研究交流を行っている。また、海外からの研究者による講演会・セミナー等は、2016 年度において延べ 25 回を数えている（表 13-8）。

[表 13-7 受け入れ研究者一覧]

研究者名	国籍	所属機関	受入日、受入期間
Geminn, Christian Ludwig	ドイツ	カッセル大学	2016 年 4 月 1 日～5 月 31 日
Lubbers, Jeffrey	アメリカ	アメリカン大学法科大学院	2016 年 7 月 1 日
何 勤華	中国	華東政法大学法律学院	2016 年 7 月 1 日～7 月 21 日
Champeil-desplats, Véronique	フランス	パリ西ナンテール・ラデフォンス大学	2016 年 7 月 4 日
Bonfils, Philippe	フランス	エクス・マルセイユ大学	2016 年 7 月 9 日～7 月 14 日
Grabosky, Peter	オーストラリア	オーストラリア国立大学	2016 年 7 月 26 日
陳 清秀	台湾	東呉大学法学院	2016 年 7 月 26 日～8 月 28 日
Kilian, Matthias	ドイツ	ケルン大学	2016 年 9 月 15 日～9 月 23 日
Absenger, Nadine	ドイツ	経済・社会学研究所 (WSI)	2016 年 9 月 23 日～10 月 2 日
Rush, Peter	オーストラリア	メルボルン大学ロースクール	2016 年 9 月 30 日
Deketelaere, Kurt	ベルギー	ルーヴェン大学	2016 年 10 月 30 日～11 月 12 日
Casper, Matthias	ドイツ	ミュンスター大学	2016 年 11 月 6 日～11 月 20 日
Pugsley, David	イギリス	ストラスブール大学国際比較法学部	2016 年 11 月 7 日～11 月 26 日
O'Brien, Molly	オーストラリア	オーストラリア国立大学	2017 年 1 月 17 日
Dieu, François	フランス	トゥールーズ第一キャピトル大学	2017 年 2 月 13 日
Rothwell, Donald R.	オーストラリア	オーストラリア国立大学	2017 年 2 月 22 日～3 月 10 日

[表 13-8 講演会等一覧]

種別	会議種別	日付	曜日	講演者	国名	所属機関
3 群	講演会	2016 年 5 月 27 日	金	Geminn, Christian Ludwig	ドイツ	カッセル大学
訪問	講演会	2016 年 7 月 1 日	金	Lubbers, Jeffrey	アメリカ	アメリカン大学法科大学院
訪問	講演会	2016 年 7 月 4 日	月	Champeil-desplats, Véronique	フランス	パリ西ナンテール・ラデフォンス大学
2 群	講義	2016 年 7 月 5 日	火	何 勤華	中国	華東政法大学法律学院
2 群	講義	2016 年 7 月 7 日	木	何 勤華	中国	華東政法大学法律学院
1 群	講演会	2016 年 7 月 12 日	火	Bonfils, Philippe	フランス	エクス・マルセイユ大学
2 群	講演会	2016 年 7 月 16 日	土	何 勤華	中国	華東政法大学法律学院
訪問	講演会	2016 年 7 月 26 日	火	Grabosky, Peter	オーストラリア	オーストラリア国立大学
3 群	講演会	2016 年 7 月 30 日	土	張 開駿	中国	上海財経大学法学院
2 群	セミナー	2016 年 9 月 20 日	火	Kilian, Matthias	ドイツ	ケルン大学
2 群	講演会	2016 年 9 月 24 日	土	Absenger, Nadine	ドイツ	経済・社会学研究所 (WSI)
訪問	講演会	2016 年 9 月 30 日	金	Rush, Peter	オーストラリア	メルボルン大学ロースクール
2 群	講演会	2016 年 10 月 1 日	土	Absenger, Nadine	ドイツ	経済・社会学研究所 (WSI)
2 群	講演会	2016 年 10 月 31 日	月	Deketelaere, Kurt	ベルギー	ルーヴェン大学
2 群	スタッフ セミナー	2016 年 11 月 6 日	日	Deketelaere, Kurt /Wongbandit, Amnat (学術 シンポジウム招聘者)	ベルギー/タイ	ルーヴェン大学/タマサート大学
2 群	講演会	2016 年 11 月 9 日	水	Casper, Matthias	ドイツ	ミュンスター大学
2 群	講演会	2016 年 11 月 9 日	水	Pugsley, David	フランス	ストラスブール大学国際比較法学部
2 群	研究会	2016 年 11 月 12 日	土	Casper, Matthias	ドイツ	ミュンスター大学
2 群	講演会	2016 年 11 月 14 日	月	Casper, Matthias	ドイツ	ミュンスター大学
2 群	講演会	2016 年 11 月 18 日	金	Pugsley, David	フランス	ストラスブール大学国際比較法学部
訪問	講演会	2017 年 1 月 17 日	火	O'Brien, Molly	オーストラリア	オーストラリア国立大学
3 群	講演会	2017 年 1 月 21 日	土	崔 受京	韓国	大田地方検察庁
訪問	スタッフ セミナー	2017 年 2 月 13 日	月	Dieu, François	フランス	トゥールーズ第一キャピトル大学
2 群	講演会	2017 年 2 月 28 日	火	Rothwell, Donald R.	オーストラリア	オーストラリア国立大学
2 群	講演会	2017 年 3 月 7 日	火	Rothwell, Donald R.	オーストラリア	オーストラリア国立大学

共同研究のプロジェクトには、参加者として学外の研究者を客員研究所員または嘱託研究所員として迎えており、研究活動は大学の枠を越えて広がっている。現在、共同研究グループは 40 を数え、国内外の他大学の研究者も多数参加している。これまで、研究成果として公開した研究叢書は 113 冊に及び、翻訳叢書は 77 冊、資料叢書は 10 冊に達しており、比較法

研究成果の公表は、わが国でも屈指のレベルとなっている。また、定期刊行物として季刊『比較法雑誌』を発行し、現在 50 巻を数える。

以上の通り、日本比較法研究所は創立以来 60 余年の歴史を有し、その間に蓄積・発展させてきた国内外の研究ネットワークは、その規模や実績の点でわが国の最高レベルに達している。いわゆる経済のグローバル化とともに法のグローバル化に直面している今日、日本比較法研究所が蓄積してきた基礎的比較法研究が果たす役割は小さくない。今後は、英米法・大陸法・アジア法といった法族固有の研究とともに、グローバル化に対応した法発展の研究を進めることで社会に貢献できると考える。

このように法のグローバル化に対応する研究交流については、実績もあり、方向も明確になっているが、これらの活動を支えるべき人的資源の活用の問題がある。すなわち、教育研究組織の項目において指摘しているように、研究所員の主たる所属先である法学部と法務研究科のキャンパスが離れて分立しており、日常的なコミュニケーションの不足だけではなく、研究会・シンポジウムの開催等がままならないという現状がある。また、専門職大学院等の立ち上げに伴う業務の増加や、兼担、通信教育課程、既存研究科の負担に加えて学内校務の増加により、研究時間の確保が厳しくなっている。このような事情により、比較法的基礎研究を継続できないおそれがあるという点が現状の問題である。

法のグローバル化に対応する基礎的比較法研究の成果は、わが国の法制度を考える上でも貴重な示唆を提供する。研究所が保有する知的資産は、これまでも学界・立法・法解釈・法実務における参考指針として大いに機能してきたところである。今後は、異なる法族間の共同研究を志向し、地域的なバランスを踏まえつつ、比較法研究を進めていきたいと考える。そのためには、人的資源の有効利用を図る必要があるが、キャンパスの分立に伴う不便の解消は困難である。また、大学本部の経営とも関わって、関連経費予算が大きく減縮・削減の方向にあり、これによって比較法的研究関連事業の実施環境が厳しい状況におかれている点が顕著である。特に、招聘した外国人研究員のための宿舎や研究施設の整備・充実、また、その滞在にかかる手当等の面において、十分な体制が整っているとはいえない。2012 年度から、外国人研究者受け入れに関する事務要領・申し合わせの改定があり、交流実績と受け入れの重要度に基づく基準を設定すべきとする主張は反映されなかったこともあり、研究所員の側としても、自らの派遣先において受けた待遇とを考え合わせるときに、招聘を躊躇せざるを得ないこともあり、さらに 2016 年からゲストハウスが全くなくなったことから、昨今、外国人研究員のスムーズな受け入れが困難になってきている。

[表 13-9 共同研究グループ一覧 (2016 年度)]

連番	Gno	テーマ (グループ名)	代表者	通称	開始
1	1	米国刑事法の動向の研究	堤 和通	米国刑事法研究会	1976
2	2	犯罪学・被害者学の比較研究	伊藤 康一郎	中央大学犯罪学研究会	1979
3	6	憲法裁判の基礎理論	畑尻 剛	憲法裁判研究会	1983
4	7	法とコンピュータ	津野 義堂		1984
5	8	日独会社法の当面する問題の比較法的研究	丸山 秀平	日独比較企業法研究会	1985
6	9	英米の近時の刑事立法の研究	中野目 善則		1986
7	11	ドイツ刑事判例研究	曲田 統	ドイツ刑法研究会	1987
8	16	紛争解決の手続法的課題	二羽 和彦	比較民事訴訟法研究会	1989
9	18	女性の権利	植野 妙実子		1990
10	24	現代議会制の比較法的研究	植野 妙実子		1994

連番	Gno	テーマ (グループ名)	代表者	通称	開始
11	25	現代アメリカ商取引法の研究	平泉 貴士	アメリカ商取引法研究会	1995
12	28	家族の現代的変容と家族法	野澤 紀雅		1996
13	30	金融取引に関する比較法的研究	伊藤 壽英		1997
14	31	電子商取引・電子決済と法制度に関する総合的研究	福原 紀彦	電子商取引・決済法研究会	1997
15	34	アメリカ統一商事法典 (UCC) 研究	伊藤 壽英		1998
16	38	労使関係の現代的展開と労働法	山田 省三	比較労働法研究会	2000
17	40	「権利」をめぐる法理論	松原 光宏		2000
18	41	法オントロジーの研究	津野 義堂	法オントロジー研究会	2000
19	42	21世紀におけるコーポレート=ガバナンスの在り方	丸山 秀平		2000
20	43	少年法制の比較法的研究	小木曾 綾		2001
21	46	国際法過程の研究	北村 泰三	国際関係法研究会	2002
22	50	損害賠償制度の比較法的研究	北井 辰弥		2005
23	53	環境法政策の国際比較研究	牛嶋 仁		2007
24	61	生命倫理と法	只木 誠		2011
25	63	日韓刑事司法制度の比較研究	柳川 重規	日韓刑事司法研究会	2012
26	64	日中公法の比較研究	通山 昭治		2012
27	66	多角的 (および多数当事者間) 債務関係の比較法研究	遠藤 研一郎		2013
28	68	弁護士と弁護士法の現在問題	森 勇	弁護士法研究会	2014
29	71	英米法系の公法とその日本法への影響に関する研究	佐藤 信行	アメリカ公法研究会	2015
30	72	日本法の英語による情報発信に関する基盤辞書辞典研究	佐藤 信行	日本法英語辞書研究会	2015
31	73	高等教育に関する法と制度の比較研究	早田 幸政	比較高等教育法制研究会	2015
32	75	司法アクセスの普遍化の研究	大村 雅彦		2015
33	76	オーストリア共和国法の比較法的研究	鈴木 博人		2016
34	77	知的財産と情報に関する比較法的研究	堀江 亜以子	知財・情報研究会	2016
35	78	アジア法の多様性と法の支配確立に関する研究	伊藤 壽英		2017
36	79	サイバーセキュリティに関する研究	中野目 善則	サイバーセキュリティ研究会	2017
37	80	消費者契約法の比較法的研究	宮下 修一		2017
38	81	スペイン語圏法と日本法の比較研究	目賀田 周一郎		2017

## (2) 学外研究資金等の受け入れ状況

共同研究グループ活動支援のための外部資金として、研究基金制度がある。この基金は中央大学法曹会（法曹関係者団体）の協力による募金で成り立っている。募金者は「誌友」と呼ばれ、研究所の支援者として登録しており、刊行物のほか、広報誌『ニューズレターひかくほう』を送付している。

共同研究グループから助成申請があった場合、研究基金委員会がこれを審査し、決定されれば、毎年原則1グループ150万円以内の助成を受けることができる。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 日本比較法研究所が創立以来蓄積・発展させてきた国内外の研究ネットワークは、その規模や実績の点でわが国の最高レベルに達している。
- 基金を設置し、研究所独自の共同研究助成を行っている。

<問題点および改善すべき事項>

- 研究所員が所属するキャンパスが分立しており、日常的なコミュニケーションの不足だけではなく、研究会・シンポジウムへの出席に支障が生じている。
- 外国人研究者の長期滞在によって、より緊密な研究交流が可能となるところ、現状では外国人研究者向けの宿舎（ゲストハウス）が全学共通のものが1つしかなく、かつ滞在のための補助が3週間分しか予算配分されないため、緊密な研究交流が覚束ない。
- 研究基金の財源である「誌友」からの寄付金が減少傾向にある。
- 助成を受けたプロジェクトで、成果の公表が遅れているグループがある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 所員に対し、研究所講演会等の企画募集、講演会等への参加呼びかけを行う。
- 本学の国際的な研究力の底上げに向けて、検討・意見発信を続ける。
- 新規「誌友」の獲得へ向け、法曹会に限らない募集を検討する。法曹会に対しても、研究所の活動理解のための広報の強化のための具体策を常任幹事会・基金委員会で検討する。
- 成果の公表が遅れているグループに対しては、督促を行い、期限内の成果発表の徹底に努める。

**【前年度に設定した対応方策の進捗状況】**

- 講演会のメール周知を行った。
- 国際シンポジウム、講演会等の開催、研究成果の発表は順調に実施された。
- 新規「誌友」の獲得にむけ、シンポジウム開催に際し、中央大学法曹会への広報を行った。
- 助成を受け、成果の公表が遅れているグループのうち、1件の成果が研究叢書により発表された。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

**V. 社会連携・社会貢献**

**1. 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**（1）教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）**

日本比較法研究所では、外国人講師を招聘し、講演、講義、研究報告、(スタッフ)セミナー等のかたちで公開講演会等を2016年度に計25回開催した。特に、欧米やアジア各国の教育研究機関と、研究者交流を中心とする実績を積んできており、毎年各国から多くの教員、研究員を受け入れている。

本学はもちろんのこと、他大学の教員、大学院学生や、場合によっては学部学生、また各研究所の研究員へも講演会の開催等を通じて広く門を開き、テーマに応じた関係先に案内等を送付している。参加者においては、学内外を問わず、海外の法制度、法解釈・方法論、立法状況、近時の法律上の問題点、また法学教育制度、等について自由な意見交換を行っている。

このほか、機関誌として『比較法雑誌』（季刊）を発行し、研究所員の研究成果を速やかに学外に伝えている。また、叢書の刊行活動においては、研究所員の業績を上梓することを通して社会への知識の還元を図っている。その他、研究所員・名誉研究所員・誌友・法曹会には、ニューズレターを送付し、研究所の活動の成果等を定期的に紹介している。

機関誌である『比較法雑誌』については、学術論文として他の研究機関から数多く引用されており、学内外から高い評価を得ているなど、学問的な質を維持して今日に至っている。ただし、研究所員である法学部の法律系教員のうち半数以上が法務研究科に移籍し、また、今日の情報伝達の場の拡散という状況、さらには教員の学内業務の負担増によって、執筆者確保の困難が懸念されるという課題もある。

## 1) 第26回中央大学学術シンポジウムについて

学術シンポジウムは、本学附置の研究所における共同研究の成果をシンポジウムにおいて市民や研究者に公表するという目的で、1980年に開始された企画である。

日本比較法研究所は、「法化社会のグローバル化と理論的実務的対応」という課題で、第26回学術シンポジウムに研究計画を申請し、採択された。これを受け、公募によって参加を募り、以下の6つの個別研究プロジェクトを設け、それぞれの主査と常任幹事が当該プロジェクトの運営を行う体制を整備することとした。2014年度より、この個別研究プロジェクトを中心に下記の通り研究活動を行い、2016年12月17日に第26回学術シンポジウムが開催された。シンポジウムには40名を超える参加があり、比較法学会理事長の北村一郎先生によるシンポジウムのテーマを踏まえた比較法学の将来についての基調講演、個別プロジェクトから活動の成果の発表、総括では、参加者から報告内容やその基礎となる考え方について活発な質疑応答が行われた。

### ①裁判規範の国際的平準化（主査：植野 妙実子，アドバイザー：北井 辰弥）

- 講演会「欧州人権裁判所の判決の構造と影響」開催  
講演者：レヒ・ガリツキー（ワルシャワ大学教授）  
2015年3月5日（木） 15：00～17：30 駿河台記念館320号室
- 講演会「フランスの合憲性優先問題—法秩序の変容の証明」開催  
講演者：ベルトラン・マチュー（パリ第一大学教授）  
2015年6月29日（月） 15：00～17：30 駿河台記念館320号室
- 講演会「コンセイユ・デタの裁判基準の憲法院への影響」開催  
講演者：レジ・プレス（コンセイユ・デタ評定官）  
2015年12月22日（火） 15：00～17：30 市ヶ谷田町キャンパス15階大会議室
- 講演会「非常事態と国籍剥奪措置—2015年11月13日パリ同時テロに対する法的解決策」  
講演者：フィリップ・グザヴィエ（エクス・マルセイユ大学教授）  
2016年6月27日（月） 15：00～17：30 市ヶ谷田町キャンパス15階大会議室
- ミニシンポジウム「フランスにおける非常事態とテロリズムに対する戦い—どのように自由を尊重しながら安全を守るか」  
講演者：チェリー・ルノー（エクス・マルセイユ大学教授）  
2016年10月22日（土） 15：00～18：00 駿河台記念館580号室

### ②リーガルサービスのグローバル化と弁護士法（主査：森 勇，アドバイザー：古積 健三郎）

- シンポジウム「リーガルマーケットの展開と弁護士の職業像」開催  
セッション1 弁護士業務の専門化と専門表示—専門弁護士制度とそのあり方  
司 会：佐瀬 正俊（弁護士・元日弁連業務改革委員会委員長）  
報 告：スザンネ・オファーマン—ブリュッハルト（弁護士・ドイツ連邦弁護士会規約委員会専門弁護士部会部会長）  
上原 武彦（弁護士・日弁連業務改革委員会委員長）  
コメント：武士俣 敦（福岡大学教授）  
佐藤 雅樹（弁護士・アルプス電気株式会社 法務部）  
セッション2 企業内弁護士と弁護士法—企業内弁護士の意義・価値との関係で  
司 会：トーマス・ウィッティアー（ドイツ弁護士・外国法事務弁護士）  
報 告：ハンス・プリュッティング（ケルン大学教授・ケルン大学弁護士法研究所共同代表）  
本間 正浩（弁護士・日清食品ホールディングス株式会社 チーフ・リーガル・オフィサー）  
コメント：柏木 昇（元中央大学教授・公益財団法人民事紛争処理研究基金理事長）  
後藤 康淑（弁護士・三井海洋開発株式会社 常務執行役員）  
2014年10月18日（土） 9：40～17：30 駿河台記念館370号室
- 国外調査 ドイツ弁護士大会出席・調査（2015年6月10日～17日）
- 講演会「近時における守秘義務の争点」開催

講演者：スザンネ・オフィーマン—ブリュッハルト（弁護士・デュッセルドルフ弁護士  
会事務局長・ドイツ連邦弁護士会規約委員会委員）  
2015年9月30日（水） 17：30～19：30 弁護士会館17階1703会議室

③サイバースペースの法的課題と実務的対応（主査：堤 和通，アドバイザー：北井 辰弥）

○講演会“Privacy Seminar: Big Data, Freedom, and Public Safety”開催  
講演者：Omer Tene（International Association of Privacy Professionals）  
Lara Ballard（US Department of State）

パネリスト：平野 晋，宮下 紘

モデレーター：宮下 紘，堤 和通

2014年10月1日（水） 13：30～17：00 後楽園キャンパス31100号室

○講演会「青少年とプライバシー」開催

講演者：ウルス・ガッサー（ハーバード大学ロースクール教授）

司会：宮下 紘

2015年3月9日（月） 15：00～16：30 市ヶ谷田町キャンパス15階大会議室

○セミナー「ビッグデータとプライバシー」開催

講演者：Adam Tanner（Research Fellow, Harvard University）

パネリスト：板倉陽一郎（弁護士・ひかり総合法律事務所）

小林慎太郎（上級コンサルタント・野村総合研究所）

2015年4月22日（水） 15：00～17：00 市ヶ谷田町キャンパス15階大会議室

○シンポジウム「サイバー犯罪：捜査とガヴァナンス」開催

講演者：グレゴア・アーバス（キャンベラ大学准教授）

パネリスト：岡部 正勝（慶應義塾大学総合政策学部教授，前警察庁長官官房参事官サイ  
バーセキュリティ担当），丸橋 透（ニフティ株式会社 法務部長）

中野目 善則，宮下 紘

2015年6月3日（水） 14：00～17：00 駿河台記念館670号室

○講演会「データ保護と忘れられる権利：拡大しつつあるか？」開催

講演者：アブ・ベーカー・ビン・ムニール（マラヤ大学教授）

2015年8月27日（木） 15：00～16：30 市ヶ谷田町キャンパス15階大会議室

○スタッフセミナー「TPPとデータプライバシー」

基調講演：アブ・ベーカー・ビン・ムニール（マラヤ大学教授）

報告：前田 恵美（クリフォード チャンス法律事務所弁護士），セバスチャン・ガンボ  
ス（ケベック大学教授），宮下 紘（中央大学准教授）

2016年4月12日（火） 15：00～17：00 駿河台記念館560号室

○研究会

参加者：グレゴア・アーバス（キャンベラ大学准教授）、丸橋 透（ニフティ株式会社  
法務部長）、岡部 正勝（慶應義塾大学教授、前警察庁長官官房参事官サイバーセキュ  
リティ担当）、他所員4名

2016年5月7日（土） 13：00～18：00 市ヶ谷キャンパス2411号室

④環境規制のグローバル化と実務的対応（主査：牛嶋 仁，アドバイザー：西村 暢史→2015  
佐藤 信行）

○研究会開催 2015年2月7日（土） 14：00～18：00 市ヶ谷キャンパス1346教室

○研究会開催 2015年8月2日（日） 14：00～18：00 駿河台記念館660号室

○講演会「CITES」開催

講演者：ライ，リン・ヘン（シンガポール国立大学准教授）

白石 広美（トラフィック・イーストアジア・ジャパン・プログラムオフィサー）

2016年1月9日（土） 14：00～18：00 駿河台記念館350号室

○スタッフセミナー「COP21の意義と課題」開催

講演者：大井 通博（環境省地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室長）

高村 ゆかり（名古屋大学教授）

2016年2月6日（土） 14：00～18：00 駿河台記念館600号室

○スタッフセミナー「SDG（持続可能な発展目標）」開催

- 講演者：ベン・ボア（シドニー大学名誉教授）  
 サイモン・ホイベルク・オルセン（地球環境戦略研究機関主任研究員）  
 2016年3月6日（日） 14:00～18:00 駿河台記念館 650号室
- ミニシンポジウム「気候変動対策と法」  
 講演者：Sandrine MALJEAN-DUBOIS（エクス・マルセイユ大学 DICE 所長）  
 Mathilde HAUTEREAU-BOUTONNET（エクス・マルセイユ大学教授）  
 Eve TRUILHE-MARENGO（エクス・マルセイユ大学 CNRS 研究員）  
 Marie LAMOUREUX（エクス・マルセイユ大学教授）  
 児矢野 マリ（北海道大学教授）, 高村 ゆかり（名古屋大学教授）  
 2016年4月9日（土） 10:30～19:00 駿河台記念館 570号室
- スタッフセミナー「国際開発援助における環境社会配慮」  
 講演者：作本 直行（日本貿易振興機構 総務部総務課環境社会配慮審査役）  
 市川 伸子（欧州復興開発銀行 主幹環境アドバイザー）  
 2016年7月31日（日） 14:00～18:00 駿河台記念館 650号室
- セミナー「グローバル／トランスナショナル環境法に関する国際セミナー」  
 講演者：クルト・デケテラーレ（ルーヴェン大学教授）  
 アムナート・ウォンバンディット（タマサート大学教授）  
 2016年11月6日（日） 13:00～18:00 駿河台記念館 510号室

⑤生命倫理規範のグローバル化と実務的対応（主査：只木 誠, アドバイザー：高田 淳）

- メンバーによる研究報告会 2015年1月31日  
 プロジェクトに所属するメンバーにおいては各自のテーマについて研究作業を行い、  
 2015年1月31日に開いた報告会においてその成果を発表した（報告者4名、参加者約  
 20名）
- 研究会「医療行為の正当化における患者の同意」開催  
 講演者：田坂 晶（広島修道大学法学部准教授）  
 2016年1月27日（水） 13:00～16:00 市ヶ谷田町キャンパス 15階大会議室
- シンポジウム「日独生命倫理比較法シンポジウム」  
 講演者：エリック・ヒルゲンドルフ（ヴェルツブルク大学教授）  
 マルティン・ベーゼ（ボン大学教授）  
 コメント：甲斐 克則（早稲田大学法科大学院教授）  
 井田 良（中央大学法科大学院教授）  
 畝本 恭子（日本医科大学多摩永山病院救命救急センター長）  
 北村 俊則（北村メンタルヘルス研究所所長）  
 2016年11月27日（日） 13:00～17:30 駿河台記念館 610号室

⑥決済取引のグローバル化と実務的対応（主査：福原 紀彦, アドバイザー：遠藤 研一郎）

- 研究会開催（於中央大学市ヶ谷キャンパス）  
 2014年12月20日（土） 第1回電子取引決済法研究会  
 李 賢貞 「韓国における電子金融取引の現状と法規制（継続）」  
 2015年3月7日（土） 第2回電子取引決済法研究会  
 福原 紀彦・杉浦 宣彦 「アジア諸国における資金決済の法制度整備の動向（予備報  
 告）—学術シンポジウム2016に向けたシリーズ報告の開始にあたって—」  
 2015年4月25日（土） 第1回電子取引決済法研究会  
 杉浦 宣彦・李 賢貞 「アジア諸国における資金決済の法制度整備の動向」  
 2015年5月23日（土） 第2回電子取引決済法研究会  
 山中孝太郎 「J-REIT 市場における小口化の進展と流動性向上」  
 2015年7月25日（土） 第3回電子取引決済法研究会  
 李 賢貞 「資金決済の発展に対応する法制度の比較研究」  
 2015年12月19日（土） 第4回電子取引決済法研究会  
 福原 紀彦・李 賢貞 「韓国の株式電子登録法案と日本の株式振替制度：不動化から  
 無券化への試練」  
 杉浦 宣彦 「多様化する電子決済と法制度：フィンテックの急速展開と法的対応」



佐藤 純通 「商業登記の法と実務の最前線:電子登記申請と商業登記所統廃合の動向,法人資格証明書添付不要等の問題点,法人マイナンバー制度等」  
 辻井 重男 「『組織暗号』の利用:情報漏洩とマイナンバー導入に備えて」  
 2016年4月9日(土) 2016年度第1回電子取引決済法研究会  
 2016年7月30日(土) 2016年度第2回電子取引決済法研究会  
 2016年10月22日(土) 2016年度第3回電子取引決済法研究会  
 2017年1月17日(火) Fintech ビジネス法フォーラム「日本と中国における Fintech ビジネスと法制度の課題・展望」(於市ヶ谷田町キャンパス)  
 ○国外調査 韓国研究調査(2015年10月24日~27日)  
 ○国外調査 中国全国人民代表大会電子商務立法国際検討会出席(2016年6月14~16日)  
 ○国際シンポジウム「Fintech と支払決済法制のグローバル化 — アジア諸国の協調と日本の役割 —」  
 基調講演:松尾 元信(金融庁総務企画局参事官)  
 「欧米における支払決済法制の新たな展開」  
 報告:杉浦 宣彦(中央大学大学院戦略経営研究科教授)  
 神山 静香(中央大学研究開発機構助教、法政大学講師)  
 山本 千恵子(中央大学大学院戦略経営研究科博士後期課程)  
 「大韓民国における電子支払決済の新法制」  
 報告:徐 熙錫(釜山大学法学専門大学院教授、大韓民国消費者法学会会長)  
 李 賢貞(延世大学法学専門大学院法学研究院教授、中央大学研究開発機構教授)  
 「中華人民共和国における電子支払決済立法の動向」  
 報告:楊 東(中国人民大学教授、中華人民共和国電子商取引立法起草委員)  
 王 衛国(中国政法大学教授、中華人民共和国銀行法学会会長)  
 毛 智琪(一橋大学大学院国際企業戦略研究科博士後期課程)  
 ディスカッション「アジア諸国の協調と日本の役割」  
 討論:杉浦 宣彦、徐 熙錫、楊 東、王 衛国、片岡 義広(片岡総合法律事務所、中央大学研究開発機構教授)、他  
 総括:福原 紀彦  
 2016年11月26日(土) 14:00~17:30 市ヶ谷キャンパス 2501号室

## (2) 学外組織との連携協力による教育研究の推進状況(企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等)

日本比較法研究所では、中央大学法曹会(中央大学出身法曹関係者団体)と定期的に懇談を持ち、研究所の比較法研究活動や取組みを伝え、役員交替時期に2年に1回の割合で「新旧役員と日本比較法研究所常任幹事との懇談会」を開催し、研究所の近況報告及び法曹会との連携を深めている。懇談会では、『ニューズレターひかくほう』の外部への発信や寄付金額のあり方などについて話し合っている。このような協力関係の一層の強化のため、研究活動の充実を図る目的として、法曹会へ寄付金の協力をお願いし、寄付者を「誌友」として登録する制度が1990年に発足しており、「日本比較法研究所研究基金」として受け入れたこれらの寄付金は「共同研究助成」として共同研究に活用されている。この「誌友」へは継続して寄付の依頼文を送るとともに、その協力をお願いし、また、年2回発行の広報誌『ニューズレターひかくほう』により、研究活動等を紹介している。

このように、中央大学法曹会との関係を通して研究所の活動を広く外部に、特に実務家に伝えることで、理論と実務との連携を図ることが可能となっており、実践的な法解釈を旨とする実務家に比較法という基礎的な研究の意義を伝えるだけでなく、比較法研究、研究所の企画に、実務家の視点を反映させる接点を得ることができる効果をもたらしていると言える。また、中央大学法曹会は財政的な研究活動支援組織ともなっている。これまでの実績は以下の通りである。

1990年から2016年まで	
寄付金累計額	58,454,250 円
運用益累計額	2,207,565 円
共同研究助成累計額	△ 31,247,300 円
日本法紹介事業	△ 4,183,071 円
残 額	25,231,444 円

なお、現在のところ、企業等との共同研究、受託研究については、該当する取組みが行われていない。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### VI. 管理運営・財務

#### I. 管理運営

1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性
- (2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

日本比較法研究所事務室は、事務室長1人、専任職員2人、嘱託職員1人、派遣社員1人、パートタイム職員2人で構成されており、年間の業務計画を策定し、それに基づき比較法学を組織的に研究するグループへの助成、その研究成果として叢書等の刊行、シンポジウムの開催、資料の維持管理等の業務を担い研究活動のサポートを行っている。日本比較法研究所事務室は、研究支援部署として独立した組織を維持しており、本学で法律を専門とする研究者教員全員を所員とし、歴史と実績のある研究所の活動と、各研究所員の研究活動全般を支え、各研究所員のニーズに応じたサービスを提供できる環境の維持に努めている。また、業務の効率化や、予算の見直しについても担当業務を超えて議論を行い、業務に反映できる環境にある。

しかし、大学全体の職員減少により、所員数の増加やサービスの多様化に対応したスタッフの量的維持が望めない今後の体制については考える必要がある。

#### 参 考

##### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 独立した組織（事務室）を維持していることから、専門的な研究者対象のサービスの安定した提供が可能となっている。

<問題点および改善すべき事項>

- 所員数の増加やサービスの多様化に対応したスタッフの量的維持が望めない。
- 大学全体として、研究支援職員の数に限界があり、スキルアップ、後継者養成のシステムがない。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 現状の事務組織体制を維持するとともに、質・量を落とさずにサービスを維持するための業務の合理化、マニュアル整備を継続する。
- 当該部署で必要とされる知識の収集のため上記基礎講座への参加をはじめ、その業務に関連する研修への参加等、利用しやすいスタッフ・ディベロップメントを行う。

**【前年度に設定した対応方策の進捗状況】**

- マニュアル改訂等は随時行っている。スタッフ間での情報共有、出版・資料など対象が専門的な案件では、教員のアドバイスを受ける等、OJT の機会には恵まれていたといえる。

**【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

＜問題点および改善すべき事項＞

- 大学全体として、研究支援職員の養成がなされていない。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 現状の組織体制を維持するとともに、質・量を落とさずにサービスを維持するための業務の合理化、マニュアル整備を継続する。

## **VII. 内部質保証**

### **1. 内部質保証に関するシステムを整備しているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**（1）自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立状況**

自己点検・評価に関しては、日本比較法研究所組織評価委員会がこれを担っており、毎年の自己点検・評価活動を通じた問題点等の検証を行っている。また、当該委員会の委員長は研究所の所長が兼ねることとなっており、自己点検・評価の結果明らかとなった問題点・課題等については、常任幹事会等の場において適宜検討され、必要に応じた改善策を講じる仕組みとなっている。

**【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

## ◇経理研究所

### I. 理念・目的

#### 1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 研究所の理念・目的等

経理研究所は、1950年1月学校法人の附置機関として設置された。

その設置目的は、中央大学経理研究所規則第2条において、「研究所は、主として、企業の経営、会計及び税務並びに関連する経済及び法律に関する研究者及び実務者を指導育成することを目的とする。」と明示しており、この目的のもと、職業会計人及び企業人教育のための研究会・専門講座・社会人簿記講座の開催、本学在学学生等を対象とする「簿記会計・公認会計士講座」の運営等の活動を行っている。

##### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### II. 教育研究組織

#### 1. 大学・学部・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 研究所の組織構成

経理研究所は、その開設当初から、公認会計士試験のみならず税理士試験の受験講座、会計・税務に関する各種の講習会・研究会を開設し、本学出身者はもとより、広く他大学出身者も含めて会計人の養成に当たってきた。また、創立年の8月には、わが国最初の会計士補実務補習所を設置し、1974年に募集を停止するまで会計士補の実務補習に尽くした。これらの実績によって、一時は会計人教育の中心機関として位置づけられるまでになった。

その後、徐々に研究機能を充実させ、会計経理に関する「会計経理研究部」と税法及び企業に関する「企業租税法研究部」を設置し、商学部をはじめ法学部、経済学部の関係教員の研究者がメンバーになった。しかし、大学紛争による講座の縮小、そして1978年の多摩移転に伴って、研究部と資料部を新設の企業研究所に移管した。

1978年以降は、経理研究所の伝統である会計教育を引き継ぎ「中央大学の社会還元」としての職業会計人及び企業人教育のための「研究会・専門講座・社会人簿記講座」の開催、本学の伝統である「実学重視」の学風のもと、多数の学生が挑戦し目覚ましい成果を上げている各種資格試験における中央大学学生のキャリア形成をサポートするための「簿記会計・公認会計士講座」の開設及び会計実務家と会計研究者との諸問題の論議を交わす意見交流の場の提供としての機関誌『経理研究』を刊行している。

これらの実施・運営に関する事項については、経理研究所商議員会において審議・決定することとなっている。

##### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### Ⅲ. 研究活動

#### 1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 附置研究所における研究活動の状況

##### (2) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

経理研究所においては、歴史のある研究所の伝統を維持・発展させ、社会的評価を継続的に維持していくため、会計実務家及び会計研究者による諸問題の論議を交わす意見交流の場の提供として、機関誌『経理研究』を刊行している。これは、経理研究所の伝統を維持・発展させ、社会的評価を継続的に維持していくための重要な事業の一つである。刊行にあたっては、この雑誌のユニークさを打ち出すべく特定の執筆者に偏らず、企業経営者、会計専門職、経営コンサルタント、法律専門職等、広く執筆者を募集するよう心掛けているところである。また毎年、特集を組み、論壇及び論議を交わす場の提供としても有効性が保てるように配慮している。

『経理研究』は2018年度で60号を数えるが、この伝統を今後も維持・発展させていくためには、会計を論じる幅広い企業実務家、会計専門家及び会計研究者等からの協力が得られることが必要となる。今後は、会計研究における「生きた会計」として納得のいく意見交換の「場」としての存在感をアピールするなど、本学の会計研究者（教員）を含め新規執筆者の増加を図るための工夫と投稿を促すよう積極的に働きかけていく。

#### 参 考

##### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

###### <問題点および改善すべき事項>

- 学内研究者の執筆が少ない。また、財政的な問題から、毎年度刊行経費を確保することが困難であり、刊行形態の見直しを行う必要がある。

###### <対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 財政的な側面を勘案して刊行形態の見直しを引き続き行う。具体的には隔年刊行を3年に1回の刊行への変更や、冊子印刷をPDF形式への変更を検討する。

##### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 学内関係者への周知については部長（刊行担当）を中心に呼びかけを行ったものの、執筆は多くない。刊行形態については財政的な側面を勘案して隔年刊行とした。

##### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

###### <問題点および改善すべき事項>

- 学内研究者の執筆が少ない。また、財政的な問題から、毎年度刊行経費を確保することが困難であり、刊行形態の見直しを行う必要がある。

###### <対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 財政的な側面を勘案して刊行形態の見直しを引き続き行う。具体的には隔年刊行に加え、冊子印刷を止め、PDF形式への変更を検討する。

## IV. 社会連携・社会貢献

### 1. 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

経理研究所の設立からの歴史を辿り、特に経理研究所が社会に対して直接的に果たしてきた功績は大なるものがある。人材養成等の目的の適切性については、経理研究所の伝統である社会人を対象とした会計教育を引き継ぎ、「中央大学の社会還元」としての職業会計人及び企業人教育のための「研究会・専門講座」を以下の通り毎年開催してきている。また、2016年度からは、経理研究所がこれまで培ってきた教育リソースを活用し、社会人を対象とする「社会人簿記講座」を新規開講・展開している。

この社会人対象の「研究会 (Accounting & Business Forum)」、「専門講座」及び「社会人簿記講座」は、本学が社会に向けて直接開設したサービスの窓口であることから、採算を度外視した展開に依拠していること、したがって受講者の水準に関わる配慮は相対的に不必要なこと、講師に対しては講義レベルについての要請には「低レベルではないこと」をもって依頼しうること、等が長所として挙げられる。

「研究会」は、年に9回、原則として第2水曜日の午後2時から6時まで開催しており、毎回、異種分野の第一人者による講演を依頼し、講演後その内容を巡って質疑応答形式で研究会を進めている。研究会会員は法人会員と個人会員で構成され、法人会員については当該法人所属の社員3人までが参加できる。また、専門講座（「財務会計講座」、「税務会計講座」及び「管理会計講座」）を自由に聴講できるという特別サービスが与えられる。そのため、企業の研修制度としても利用できることで社会的貢献を果たしている。

一方、「専門講座」は、2016年度は企業における経理担当者、経営管理担当者、会計専門職（公認会計士、税理士）等を対象とした財務会計、税務会計及び管理会計の3つの講座を開講し、各講座とも前期（6月～7月）と後期（10月～11月）に各10回開講し、各期終了後には受講者にはアンケート調査を行っている。これらは、現在の経済・産業界や企業経営の現実が抱えている諸種の問題をタイムリーに取り上げる専門的実践講座で、近年顕著に見られる会計・税務・経営管理の変化に対応する能力の培養を共通目的とした高品質の講座として開講している。なお、専門講座の一部は日本公認会計士協会のCPE講座（公認会計士の学習単位取得認定講座）として指定も受けている。

「社会人簿記講座」は、在学生向けのWeb簿記セミナーのコンテンツを利用して、社会人向けに簿記の3・2級講座を開始し、6月、11月、2月の各日商簿記検定を合格目標として講座を開講するものであり、これまでの経理研究所の教育成果を広く社会に還元することを目的としている。

講座教室としては、企業の集中する都心に所在する施設（駿河台記念館）を利用しているが、大学では有償貸与の取扱いとなっているため、採算的視点からすると講座規模の拡大は困難な面もある。なお、専門講座の開講時間は受講者（社会人）の利便性を鑑みると必然的に夜間（18時30分～20時50分の時間帯）とせざるを得ないが、開講時間中の管理責任体制の確保が必要であり、専任職員等の時差勤務で対応している。しかしながら、主に多摩キャンパスにおいて開講している学生・卒業生向けの簿記会計講座・公認会計士講座も授業期間中は夜間の時間帯での開講となるため、多摩キャンパス及び駿河台記念館で同時に夜間の管理責任体制に対応するには人員的に不足しているのが現状である。

これら社会人対象の講座内容については、研究会、専門講座及び社会人簿記講座ともパンフレット、Web サイト等を通じ、その開催趣旨と目的、特色等を明確に示し募集を行っている。周知方法については、Web サイトのほかビジネス誌への同封サービスを活用しているが、その有効性については受講者等からの情報収集をも踏まえ、十分とはいえないものの、広報予算との兼ね合いから拡大することができないのが現状である。

#### <講座の種類>

##### ①研究会 (Accounting & Business Forum) (年9回開催)

- ・有料会員制研究会
- ・会員の方々の幅広い知性・感性の錬磨と異業種交流を兼ねたフォーラム

##### ②専門講座

- a. 財務会計講座 (前期・後期各10回、計20回開催)
- b. 税務会計講座 (前期・後期各10回、計20回開催)
- c. 管理会計講座 (前期・後期各10回、計20回開催)

##### ③社会人簿記講座

- ・6月、11月、2月の各日商簿記検定を合格目標

#### <開催場所>

研究会及び専門講座とも駿河台記念館にて開催、社会人簿記講座は通信教育。

#### <講座の担当者>

公認会計士、税理士、企業経営者、コンサルタント、大学教員等 約30人。

#### <「研究会」、「専門講座」及び「社会人簿記講座」の内容等>

##### ①「研究会」(A&Bフォーラム)の内容とメリット

- a. 「研究会」は通称「A&Bフォーラム」(Accounting & Business Forumの略称)と称し、有料会員制で法人会員と個人会員で構成されている。また、会員の他に1回毎の選択受講も可能としている。
- b. 月例研究会では、毎月開催テーマと講師を変え、バラエティに富んだ内容で開催している。
- c. 研究会終了後は、異業種交流を兼ねたフォーラムとして、講師と会員相互の貴重な情報交換の場を設定している。
- d. 会員には、法人会員、個人会員とも月例研究会のほかに専門講座の受講や機関誌「経理研究」の提供を行う特典を設けている。

##### ②「専門講座」の種別と内容

- a. 「財務会計講座」では、「財務会計における今日的なテーマ」をキーワードに、テーマ毎にそれぞれを深く掘り下げ、具体的な実務上の問題点を取り上げながら、演習的な要素も加味して受講者の理解が深まるように努めている。
- b. 「税務会計講座」は、経済のグローバル化、国際会計基準の進展に伴う取引や企業会計の変革に対応した課税制度のあり方と、税務及び法解釈の整合性に重点を置きながら分かりやすく解説を行う。
- c. 「管理会計講座」は、前期に「管理会計の基礎的理解」に重点を置いて、その内容を具体的かつ平易に講義し、後期は「実践的管理会計の技法」についてケース

スタディに重点を置き、企業で活躍している方をゲストスピーカーとしてお呼びしながら理解を深めていくこととしている。

これら3つの専門講座とも、前期・後期各10回の講義方針に則り、各開講日にはさらに具体的な講義テーマを定めて開講している。なお、研究会同様に1回単位での受講（選択受講）も可能としている。

③「社会人簿記講座」

- a. この講座は、日商簿記検定3級・2級の取得を目指す講座。
- b. Webサイトを利用し、Web上で全て授業を受講する。また、Webサイトより模擬試験問題をダウンロードすることによって、実践的な問題練習を自宅で実施し、実践力を養成することができる。

[表 13-10 講座別受講者数推移]

講座名	開催回数	受講者人数				
		2016年度 H28年度	2015年度 H27年度	2014年度 H26年度	2013年度 H25年度	2012年度 H24年度
A&B研究会	9回	法人 28 個人 9	法人 31 個人 15 (1)	法人 30 個人 20 (1)	法人 39 個人 20	法人 40 個人 23 (1)
専門講座		312 (87)	207 (50)	312 (113)	207 (50)	233 (94)
財務会計講座	前期・後期 各10回	55 (5)	85 (30)	69 (29)	53 (4)	122 (43)
税務会計講座	前期・後期 各10回	86 (29)	85 (22)	58 (18)	57 (9)	109 (34)
管理会計講座	前期・後期 各10回	121 (53)	142 (61)	106 (47)	97 (37)	122 (57)
社会人簿記講座		3				
3級講座	3期	3				
2級講座	3期	0				

注) 受講者人数の括弧内は「選択受講者（講義1回単位での受講者）」の延べ数である。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 講座の安定的な運営に向け、研究会会員及び専門講座受講者の継続的な確保に引き続き取り組んでいく必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 従前からの主催型の社会人向け講座等開講形式のものについては、アンケートや企業からの要望を反映させることにより魅力を高めるとともに、企業内での研修等で活用できる日商簿記3・2級講座を2016年度より開講することで受講者の継続的な確保を図る。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 主催型の社会人向け講座については、複数の企業が社員研修の一環として活用していることから一定の効果が出ている。企業内での研修等で活用できる日商簿記3・2級講座を2016年度より開講したものの、簿記の講座は同様のサービスを提供している団体が多くあることから受講者を確保できていない。



## 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 講座の安定的な運営に向け、研究会会員、専門講座受講者及び社会人簿記講座受講生の継続的な確保に引き続き取り組んでいく必要がある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 従前からの主催型の社会人向け講座等開講形式のものについては、アンケートや企業からの要望を反映させ、企業内での研修等で活用できるよう魅力を高めていく。2016年度より開講した社会人簿記講座については広報媒体を増やすなど露出を高め、受講者確保を目指す。

## V. 管理運営・財務

### I. 管理運営

#### 1. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

研究所および各講座の運営のための事務組織として、多摩キャンパス及び駿河台記念館の2カ所に事務室を設置しており、フルタイムの勤務者は専任職員2名、嘱託職員2名と派遣社員1名の計5名が在籍している。なお、駿河台記念館の事務室については、2016年度からは講座開設期間のみの開室としている。

多摩キャンパスでは通常授業期間中、駿河台記念館では6～7月及び10～11月に夜間の講座を実施しているため、1名の時差勤務（遅番）が必要であるが、人員が限られていることから現状では最低限の数で対応しており、危機管理上課題があると言わざるを得ない。しかしながら、経理研究所は単独での収支均衡が求められる独立会計単位であるため、人件費負担の問題から、無策に人員を増やすことはできないのが現状である。なお、専任職員については、2011年7月から1名減員、2016年7月からさらに1名減員している。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 講座実施が夜間であるため、時差勤務をしている。その際、人件費負担の問題から1名勤務となっており、危機管理面において課題を有している。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 人件費負担の問題から、職員の増員による根本的な改善は極めて難しい状況にある。当面は、有事の際に近隣の事務室等の協力も得られるよう、日常からの連携強化に努めることとする。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 駿河台記念館内の事務室については講座実施時のみ開設することとし、職員を全て多摩キャンパスに集約した。このため社会人講座を実施しない時期の時差勤務の負担は減少したものの、人件費負担の問題から遅番業務は1名体制のままであることから、危機管理上の課題の改善はできていない。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

＜問題点および改善すべき事項＞

- 講座実施が夜間であるため、時差勤務をしている。その際、人件費負担の問題から1名勤務となっており、危機管理面において課題を有している。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 人件費負担の問題から、職員の増員による根本的な改善は極めて難しい状況にある。当面は、有事の際に近隣の事務室等の協力も得られるよう、日常からの連携強化に努めることとする。

**VI. 内部質保証**

**1. 内部質保証に関するシステムを整備しているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**(1) 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立状況**

全学的な自己点検・評価システムの下、経理研究所組織評価委員会において、毎年自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価結果に基づき、改善可能な項目等は次年度事業計画に反映させ、商議員会へ報告している。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

## ◇経済研究所

### I. 理念・目的

1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 研究所の理念・目的

経済研究所は、「日本及び世界経済の実態に関する共同研究・調査を行い、日本経済の発展に資することを目的とする」(中央大学経済研究所規則第2条)という理念に照らし、理論研究はもちろんのこと、実態調査に基づいた実証研究を重視して研究促進を図ることを目的としている。併せて、共同研究を若手研究者の教育・育成に反映させることを目標にしている。

経済研究所は、これらの目的を達成するために、次の事業を行うことを定め実施している(同規則第3条)。日本及び世界経済に関する研究・調査、研究・調査の受託、研究会、講演会・シンポジウム等の開催、研究・調査に必要な図書及び資料の収集・管理並びに機器等の整備・保管、研究・調査の成果並びに資料の刊行、その他研究所の目的達成上必要と認める事業である。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

### II. 教育研究組織

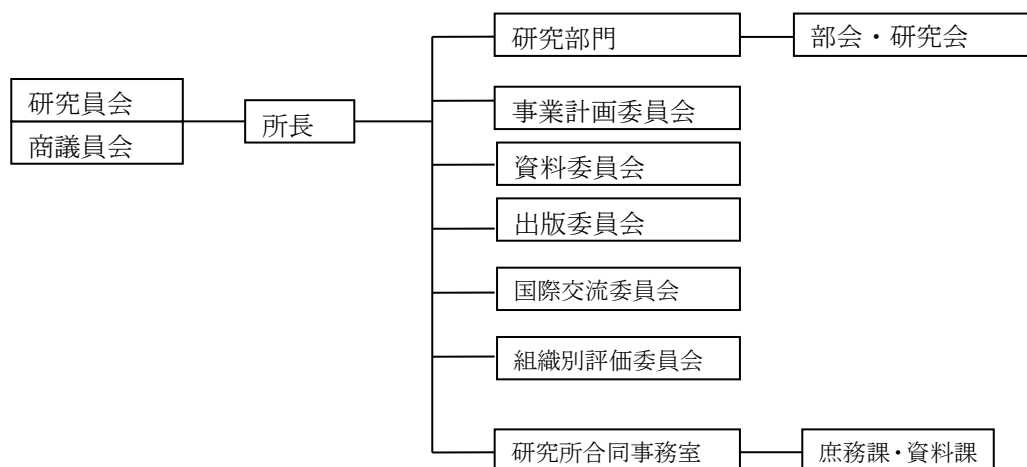
1. 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 教育研究組織の構成

経済研究所は、最高意思決定機関である研究員会、商議員会、各種委員会(事業計画委員会、出版委員会、資料委員会、国際交流委員会)及び事務部門から構成されている。

[図 13-2 経済研究所組織図]



※2017年5月1日現在

### ①研究員会

研究員会は、本学専任教員である研究員で構成され、所長（研究所を代表し、業務を統括する）が招集し研究及び調査に関する事項を審議決定する。（同規則第 10 条）

### ②商議員会

商議員会は、所長、経済学部長、研究員の互選による委員及び事務局長の合計 11 名をもって構成され、所長が招集し、研究所の管理及び運営に関する事項並びに予算申請案を審議決定する。（同規則第 9 条）

### ③事業計画委員会

事業計画委員会は各研究チームの主査・幹事をもって構成され、研究計画の基本方針原案及び国際共同研究に関する事項、研究計画の実施に関する事項を審議する。

日常的な研究活動に関わって重要な役割を担っているのが事業計画委員会であり、研究員人事にはじまり、研究会の開催、研究調査計画等の承認、外国人研究者の受け入れ等の重要な決定事項のかなりの部分が同委員会で審議され、研究員会での承認を経る形になっている。事業計画委員会のメンバーは、基本的に個別研究チームの主査・幹事で構成されており、経済研究所のような個別研究チームによる縦割り型研究体制で活動している場合、事業計画委員会は、各研究チーム活動の横断的な調整を果たす点においても重要な機能を果たしている。

### ④出版委員会

出版委員会は、研究叢書、年報、ディスカッションペーパー等の刊行物に関する出版計画を立案し、その他編集及び出版に関する事項を審議する。

### ⑤資料委員会

資料委員会は、資料及び文献収集に関する基本方針の立案、図書及び資料の購入に関する事項、寄贈図書及び資料に関する事項、図書及び資料の利用に関する事項を審議する。

### ⑥国際交流委員会

国際交流委員会は、国際交流に関する基本方針の立案、国際交流計画の推進と実施に関する事項、国際共同研究に関する事項を審議する。

以上の通り、研究組織に関しては、規程に基づき適切に運営されている。しかしながらその一方で、以下の点については長期的な観点から整理する必要もある。

経済研究所は日本比較研究所や経理研究所と同様に法人附置の研究所である。設置にあたり、経理研究所の研究部門を引き継いだことにより、法人附置の研究所に設置される商議員会が残存している。同組織に関しては、規程改正委員会を設けるなどして継続的に存廃を審議してきた経緯があるが、いまだその方向性については結論が出ていない状況である。

また、研究所の最高意思決定機関である研究員会は年間 4 回程度開催されているが、研究員の出席率は必ずしも高くない。その原因として、近年、多様な委員会が特定曜日（経済学部は水曜日）に集中しているため、研究員が出席する時間を確保することが容易ではないことが考えられるが、この問題は経済研究所だけで解決できる問題ではなく、今後も学部や大学院研究科と調整しながら実施していくこととなる。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

Ⅲ. 教育研究等環境

1. 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

研究・調査を行う際に必要となる基本的な統計資料・参考図書の所蔵については、以下の通りとなっている。これらは、アンケート等による研究員の要望を反映しつつ資料委員会の審議を経て整備されたものであり、予算制約の下で研究員の専門分野に対応した適切な構成となっている。

経済研究所では、共同研究活動の促進のための図書・資料等の質と量をより充実させることを目標としているが、現状では、研究所の資料委員会の収集方針によって図書・資料の確定と点検を行っている。また、利用環境の整備・充実を図るために、収集した図書・資料の図書館のCHOISへのデータ入力を行っている。なお、図書・資料については、所蔵スペースの狭隘化や予算制約などに鑑み、学内研究所間の申し合わせにより、原則として重複購入(中央図書館との重複も含め)を回避している。

[表 13-11 蔵書数]

	和資料	洋資料	計
総蔵書数	40,035 (228)冊	23,491 (145)冊	63,526 (373)冊

( ) 内は、内数で非図書資料を示す。

\*「総蔵書冊数」には、当該年度の除却を反映した冊数を表示している。

<総蔵書数「非図書資料」の内訳>

	和資料	洋資料	計
マイクロフィルム	144 点	51 点	195 点
マイクロフィッシュ	0 点	85 点	85 点
DVD	1 点	0 点	1 点
CD-ROM	76 点	8 点	84 点
DVD-ROM	7 点	1 点	8 点
計	228 点	145 点	373 点

[表 13-12 2016年度受け入れ図書・資料数等]

1. 図書冊数(固定資産図書だけを掲載)

	和書	洋書	計
購入	156(0)冊	28(0)冊	184(0)冊
製本	0(-)冊	0(-)冊	0(-)冊
受贈	29(1)冊	3(0)冊	32(1)冊
その他	0(0)冊	1(0)冊	1(0)冊
計	185(1)冊	32(0)冊	217(1)冊

( ) 内は、内数で非図書資料を示す。

\*上記、「受贈」には、「寄贈」と「自館製作」と「移管」が含まれる。

\*上記、「その他」は、「編入」による受入。

\*上記、当年度受け入れ非図書資料の内訳：CD-ROM(和1・洋1)

2. 雑誌・新聞のタイトル数

2016年度 継続受入 タイトル数		和雑誌	洋雑誌	計
雑誌	購入	85 タイトル	113 タイトル	198 タイトル
	受贈	182 タイトル	5 タイトル	187 タイトル
	計	267 タイトル	118 タイトル	385 タイトル

\*OECD関係の正受入しない逐次刊行物は、含まれない。

2016年度 継続受入 タイトル数		和雑誌	洋雑誌	計
新聞	購 入	0 タイトル	2 タイトル	2 タイトル
	受 贈	1 タイトル	1 タイトル	2 タイトル
	計	1 タイトル	3 タイトル	4 タイトル

雑誌・新聞 総タイトル数	和雑誌・新聞	洋雑誌・新聞	計
	968 タイトル	659 タイトル	1,627 タイトル

\*総タイトル数は所蔵タイトル総数で、非継続、誌名変更、廃刊などの雑誌・新聞を含む。

### 3. その他

主な会員（会費支払）

- ・日本貿易振興機構・日本租税研究協会・日本経済研究センター
- 電子資料・Source OECD(図書館と共同契約)
- 電子ジャーナル・Economic Systems Research

## 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

## 2. 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所書庫は日本比較法研究所、経済研究所、企業研究所、社会科学研究所、人文科学研究、政策文化総合研究所の6研究所で利用している。座席数は34席、情報検索設備としてはPC3台を、視聴覚機器としてはマイクロリーダープリンタ3台を設置している。開館時間は月曜日から金曜日までが9時30分から17時、土曜日が9時30分から12時となっている。当研究所の書庫使用面積は403.02㎡である。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程に基づき管理されているが、その使用は研究所の構成員が優先することとなっている。また、研究所書庫の利用環境を整備するため、図書・資料を、図書館システム・CHOIS蔵書検索(OPAC)で公開している。以上の通り、適切に整備されているが、図書・資料の保存スペースの狭隘化に伴い図書館や他研究所の図書・資料との重複購入を避けるべき限界状態にある。

研究員が使用できる施設・設備としては、チーム内の打合せや研究会やシンポジウム開催に使用できる会議室が多摩キャンパスに4部屋確保されており、最大で70名余りの人数が収容可能である。また、本学の都心キャンパスを含め、必要に応じて他部署が管理する施設も使用することが可能であるため、学外者との研究交流も活発に行うことができる。

なお、会議室には従来から、ポータブルのプロジェクタ、PC、ICレコーダー等の機器備品が整備されているが、2015年度には他研究所と共同して無線LANアクセスポイントを設置し、これまで会議室内の有線1回線のみインターネット接続だったものを、複数台の同時接続を可能とする仕様に変更したことで、公開講演会をはじめ各種研究会にてリアルタイムの情報を効率的に収集しながら研究活動等を行うことが可能な環境となっている。

## 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

#### IV. 研究活動

##### 1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

###### 【現状の説明及び点検・評価結果】

###### (1) 研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況とその適切性

研究旅費は、部会、研究会単位に配分される。基本的な年間旅費は年度はじめに配分を行うが、予算執行状況を勘案しながら、再配分する場合がある。研究資料の購入は個々の部会・研究会が行うのではなく、研究員からの申請に基づき、資料委員会で審議し執行している。また、研究員・客員研究員・準研究員は、内規に取り決められたそれぞれの範囲内で、研究費の利用や成果の公表、資料その他の施設を利用することができる。

研究所の共同研究費の支出対象には、共同研究活動の成果としての公開講演会と公開研究会の開催、『研究叢書』と『経済研究所年報』の刊行に要する費用が含まれる。

以上の通り、部会・研究会への参加を研究所所属の条件とし、一定の計画のもとに各部会・研究会へ研究費を配分するシステムは、共同研究、学際的な研究を促進する制度としては有効である。委員会で審議・承認された配分予算により、全体的に共同研究活動を推進する結果がもたらされている。また、研究資料の購入は、研究員個人や各部会・研究会によるのではなく、資料委員会が審議決定しており、それによって経済研究所としての系統的な資料収集が可能になっている。

###### (2) ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

本学大学院との連携により、リサーチ・アシスタント制度によって共同研究の促進と若手研究者の養成を図っている。同制度は、経済研究所で準研究員にあたる大学院博士後期課程の学生が指導教授の承認の下に研究所のプロジェクトに参加し、研究補助に従事するものである。研究所の共同研究に大学院学生を参画させることで学生の研究能力を高め、併せて研究所の研究活性化の契機となっており、当該制度は適切に活用されている。

[表 13-13 リサーチ・アシスタント採用状況]

単位：人

年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
法学研究科	0	0	0	0	0
経済学研究科	6	5	6	5	4
商学研究科	0	0	0	0	0
文学研究科	0	0	0	0	0
総合政策研究科	0	0	0	0	0
合計	6	5	6	5	4

#### 参 考

##### 【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

###### <問題点および改善すべき事項>

- 部会・研究会活動への個々の研究員の参加が形式的なものになっていることについて、具体的な活動方向構を可視化すべく事業計画委員会にて方策を検討することを、2014 年度の問題点及び改善すべき事項として掲げており、これを受けて、2015 年度の現地調査や合宿研究会について、年報へ研究成果を掲載する方針を確認したが、実施時期や原稿提出方法等の具体的な提案には至らなかったため、継続して検討する必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 2017年度から年報へ研究成果を掲載できるよう、2016年度各種委員会に提案する。

**【前年度に設定した対応方策の進捗状況】**

- 2016年度事業計画委員会及び研究員会にて、合宿研究会、現地調査での具体的な活動内容を報告することとし、年報の「2016年度活動報告」の中に掲載することが了承され、2017年度刊行分の年報より掲載することになった。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

**2. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**（1）附置研究所における研究活動の状況**

研究所の構成員としては、常勤の専任研究員を持たないが、以上の目的を達成するために、研究員、客員研究員、準研究員の3種類の研究員を置いている。それぞれの資格としては、研究員は、「中央大学専任教員で、研究所の事業に参加を申し出た者」、客員研究員は、「中央大学専任教員以外の者で研究所の共同研究に参加を予定された者」、準研究員は、「研究所の共同研究に参加を予定された大学院博士課程後期課程在籍者又はこれに準ずる者」とし、それぞれ研究員会の議を経て、所長が委嘱することとなっている（経済研究所規則第6条、第7条）。

[表 13-14 経済研究所構成員内訳]

単位：人

年度	総数	研究員	客員研究員	準研究員
2013年度	372	113	234	25
2014年度	374	118	239	22
2015年度	371	110	241	20
2016年度	343	101	226	16
2017年度	325	102	212	11

※各年度5月1日現在の人数

[表 13-15 経済研究所研究員所属内訳]

単位：人

所属	研究員数
法学部	1
経済学部	72
商学部	15
理工学部	1
文学部	2
総合政策学部	7
戦略経営研究科	4
合計	102

※2017年5月1日現在の人数

経済研究所では、研究費や成果の公表、資料その他の施設の利用等において、本学の専任教員（研究員）と学外からの参加者（客員研究員）や大学院学生（準研究員）に対し、区別を設けることなく共同研究の機会を提供しており、幅広い人材の育成に配慮している。



共同研究を行う単位としては、「部会」と「研究会」があり、それぞれの設置と運営に関しては、「中央大学経済研究所部会・研究会の設置と運営に関する申し合わせ」において定めている。まず、構成員の人数について「部会の場合は、十人以上、研究会の場合は、五人以上を原則」とし、いずれも「客員研究員の数は、研究員の数を上回らない」としている。ただし、「中央大学名誉教授および定年退職者については客員研究員の数に含めていない。なお、準研究員については数を規定しない」としている。これは、該当する殆どの者にとっては、本学が研究の本拠となっているという実態に合わせたことによるものである。

研究所の経常的な研究活動は共同研究によって行われ、それを具体化するものとして研究員は部会・研究会への参加が義務付けられている。規定により、部会・研究会は年度はじめに活動計画を、また、年度末には当年度の活動概要を所長に提出し承認を得なければならない。部会の責任者を主査、研究会の責任者を幹事と呼び、専任教員たる研究員がプロジェクトの運営に責任を持つ。各部会・研究会の構成については、客員研究員数が研究員数を超えないこととしている。ただし、本学名誉教授及び定年退職の客員研究員はその数に入れない、という取り決めを行っている。2017年度に活動中の部会数は5、研究会数は19である。

[表 13-16 経済研究所部会・研究会数]

年度	部会	研究会	プロジェクト
2013	10	15	—
2014	9	18	—
2015	9	18	—
2016	6	20	—
2017	5	19	—

経済研究所では、毎年、全ての部会及び研究会から研究活動計画の提出を求め、9月末日までに集約したのち、その計画内容について研究員会（本学の専任教員である研究員で構成し、研究・調査に関する事項を審議決定する）及び総長が委嘱した商議員による商議員会（研究所の管理、運営に関する事項及び予算案を審議決定する）において承認する手続きをとっている。研究活動実績は、毎年、全ての部会及び研究会について、刊行物である『中央大学経済研究所年報』を通じて公表している。

また、研究業績の公表については、「各プロジェクト（部会・研究会）の研究活動期間（3年）が終了したのちには、研究員会で定められた出版計画に基づいて、部会の場合には、『経済研究所研究叢書』、研究会の場合には、『経済研究所年報』を通じて研究業績を公表することと定められており、さらに、3年間の共同研究活動を経ていない部会・研究会であっても、主査・幹事の責任において、『中央大学経済研究所年報』を通じて論文を公表することが可能であり、若手研究者に研究発表の場を広く提供している。

経済研究所では本学専任教員を中心に、客員研究員及び準研究員の参加を得ることにより、種々の研究機関、年齢層を含めて共同研究のできる体制になっている。この体制により、広い視野での研究活動が可能となり、同時に若手研究者の育成が可能となっている。幅広い階層と構成による研究活動は研究成果に活かされている。研究成果の発表は、研究所が毎年発行する『中央大学経済研究所年報』（既刊49号）に研究員、客員研究員、準研究員の論文を掲載することにより行われた。共同研究体制は、幅広い階層と構成による研究成果を得られる。

なお、『中央大学経済研究所年報』のほかに、3年間の共同研究を終えた部会により出版される『研究叢書』も毎年度刊行されている（既刊69冊）。このほか、公開講演会等に関する

『研究会報』(既刊 86 号)、個人単位で出版される『リサーチペーパー』(既刊 5 号) 及び『ディスカッションペーパー』(既刊 279 号) も刊行されており研究成果の発表は概ね適切な状況にある。

[表 13-17 経済研究所出版物発行数]

単位：冊

年度	年報（掲載論文数）	叢書	研究会報	ディスカッションペーパー
2012 年度	1 (32)	1	0	21
2013 年度	1 (31)	1	0	19
2014 年度	1 (25)	4	0	29
2015 年度	2 (29)	3	0	18
2016 年度	1 (16)	4	0	15

各刊行物の詳細は以下の通りである。

### 1) 研究叢書

『研究叢書』は、既刊 69 冊である。3 年間の共同研究活動を終了した部会が、主査の責任において企画・編集を行い部会単位で出版する。最近 5 年間に出版された『研究叢書』は以下の通りである。

それぞれ日本経済、世界経済についての重要課題を取り上げた実証的な研究が多く、研究所の理念に沿った研究になっている。書店等での販売及び学外機関への交換資料として配布している。

No. 63 「日本経済の再生と新たな国際関係」2015 年度刊行

No. 64 「格差対応財政の新展開」2015 年度刊行

No. 65 「経済成長と経済政策」2015 年度刊行

No. 66 「フランスー経済・社会・文化の実相」2016 年度刊行

No. 67 「現代経営戦略の軌跡ーグローバル化の進展と戦略的対応ー」2016 年度刊行

No. 68 「経済学の分岐と総合」2016 年度刊行

No. 69 「アジア太平洋地域のメガ市場統合」2016 年度刊行

### 2) 「中央大学経済研究所年報」既刊 48 号

『中央大学経済研究所年報』は、原則として 3 年間の共同研究期間を終了した研究会が、幹事の責任において原稿を提出し合同で出版する。当該研究会から研究員が最低でも 1 本の論文を提出しなければならない。ただし、研究活動期間中であっても、研究期間終了に先立って幹事の推薦により論文を提出することができる。学外機関への交換資料として配付しているが、2012 年度刊行の年報からは、掲載論文を学術機関リポジトリに登録し、Web サイト上で公開している。

『中央大学経済研究所年報』は、研究会の成果を発表するものであり、研究所の唯一の定期刊行物としての役割は大きい。研究会の研究成果として統一的でない面もみられ、論文発表数にも研究会毎にばらつきがある。これは研究年報の問題というよりは、研究会の研究活動の問題を反映しているとも考えられる。

しかし、『中央大学経済研究所年報』の発行には、研究成果の発表に加えて、研究所の年間の活動報告をする面もあり、その果たす役割は大きなものとなっている。

### 3) 「研究会報」(不定期刊) 既刊 86 号

『研究会報』は、公開講演会、公開研究会、シンポジウム等を担当した部会・研究会の主査・幹事の推薦によって出版することができる。希望する研究員、客員研究員、準研究員に配布をしている。なお、『ディスカッションペーパー』の発行の増加に伴い、2011 年度以降発行されていない。

### 4) 「リサーチペーパー」(不定期刊) 既刊 5 号

研究員及び研究会、公開講演会等での報告者は、部会・研究会の主査・幹事の推薦によって『リサーチペーパー』を英文で出版することができる。『リサーチペーパー』は、使用言語が英文に限定されているところに特徴がある。希望する研究員、客員研究員、準研究員に配布をしているほか、第 4 号からは経済研究所の Web サイトからダウンロードも可能となっている。

### 5) 「ディスカッションペーパー」(不定期刊) 既刊 No. 278

『ディスカッションペーパー』は、原稿をそのまま印刷するため低コストで迅速な発行が可能となっている。研究員及び本学名誉教授・定年退職者である客員研究員もしくは研究会、公開講演会等での報告者は、部会・研究会の主査・幹事の推薦によって使用言語を問わずに出版できる。希望する研究員、客員研究員、準研究員に配布をしているほか、経済研究所の Web サイトからダウンロードも可能である。また、No. 203 からは学術リポジトリにも登録している。

No. 278 (2016 年度刊行) Goodwin Accelerator Model Revisited with Piecewise Linear Delay Investment

また、刊行物以外に研究成果を公表するものとしては、公開講演会、公開研究会、シンポジウム等を行っている。その開催回数は以下の通りである。開催数としては公開研究会を中心に活発な開催が行われていることを示している。

[表 13-18 公開講演会、公開研究会、シンポジウムの開催回数]

単位：回

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
公開講演会	8	7	3	4	1
公開研究会	45	49	44	30	40
合評研究会	0	0	0	1	0
シンポジウムワークショップ等	0	0	12	0	0

国内の他大学・研究機関との関係については、部会・研究会に他大学・研究機関の研究者が客員研究員として参加していること、また公開講演会・公開研究会等に他大学・研究機関の研究者を招聘し報告してもらうこと等を行っている。また、叢書や年報を寄贈交換することにより、研究所の研究成果を発信している。

国外への研究成果の発信は、従来行われている『ディスカッションペーパー』及び『リサーチペーパー』の Web サイト上での公開に加え、新たに年報についてもダウンロードを可能とすることで、より充実した体制を整えることを目指す。受信については、全学的な国際センターのルールに則って、研究所で外国人研究者・外国人訪問研究者を受け入れることにより、実現されている。外国人研究者・外国人訪問研究者の受入れ状況は以下の通りである。

[表 13-19 外国人研究者・外国人訪問研究者受入数]

単位：人

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
外国人研究者第1群	0	1	0	0	0
外国人研究者第2群	1	2	0	1	1
外国人研究者第3群	0	0	1	0	1
外国人訪問研究者	3	0	0	1	1
計	4	4	3	1	3

※1群：本学との交換協定に基づく外国人研究者

※2群：本学の招聘に基づき研究・教育に従事する外国人研究者

※3群：本人の研究計画に基づき本学で研究に従事する外国人研究者

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

○ 特になし

**V. 社会連携・社会貢献**

**1. 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**(1) 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）**

経済研究所の部会、研究会は、公開研究会、公開講演会等を計画・開催し、その都度それらの情報を本学公式Webサイトに掲載している。研究所の性格上、発表の内容は専門的なものとなっており、学部学生や一般市民の参加は必ずしも多くはないが、大学内外から参加を得られるよう努めていく。開催回数は以下の通りである。

[表 13-20 公開講演会、公開研究会、シンポジウムの開催回数（再掲）]

単位：回

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
公開講演会	8	7	3	4	1
公開研究会	45	49	44	30	40
合評研究会	0	0	0	1	0
シンポジウムワークショップ等	0	0	12	0	0

**(2) 学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）**

2013年度に「会計と社会」研究部会が「国民経済計算研究会」と共同で公開研究会を2回実施した以外、特に共同研究活動は行っていない。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

○ 特になし

**VI. 管理運営・財務**

**I. 管理運営**

**1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**(1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性**

**(2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。**

経済研究所専属の事務組織による支援体制にはなっていない。経済研究所・企業研究所・社会科学研究所・人文科学研究所・政策文化総合研究所を合わせた、5研究所の合同事務室のスタッフが各研究所の支援を行う体制となっている。

現在、研究所合同事務室は、事務長1人、専任職員6人、派遣職員3人、パートタイム職員数人で組織されている。5研究所の業務の標準化を図り、研究活動に対してきめ細かくかつ総合的な支援を図るため、1研究1担当者制を採用しており、5研究所の担当者間でコミュニケーションを取りやすい体制が確保されている。5研究所の業務は共通性が高く、情報やスキルの共有等、横の連携を強化することで、業務の効率化を図り、適切に運営することができている一方で、以下に挙げるリスクやデメリットも同時に抱えてきた。

1. 疾病等によるサービス低下のリスク
2. 業務の“属人化”による業務内容のブラック・ボックス化
3. 業務の縦割りにより人事異動の影響を受けやすい
4. 業務改善の促進やスタッフの有効活用が進まない

こうしたリスクの回避・軽減やデメリットの解消のため、一部業務を1研究所1担当者制から複数人で担当する業務グループ制で対応することとし、2017年7月より試行的に導入することとした。2017年度末までの9ヵ月間の試行期間で業務執行状況を検証し、業務グループ制に完全移行するかどうかを判断する。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### VII. 内部質保証

#### 1. 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立状況

自己点検・評価に関しては、経済研究所組織評価委員会がこれを担っており、毎年の自己点検・評価活動を通じた問題点等の検証を行っている。また、当該委員会の委員長は、研究所の所長が兼ねることとなっており、自己点検・評価の結果明らかとなった問題点・課題等については事業計画委員会等で問題提起し、具体的な改善に結びつける仕組みとなっている。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## ◇社会科学研究所

### I. 理念・目的

#### 1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 研究所の理念・目的

社会科学研究所は、1978年11月、本学の研究部門を支える7つの研究所のうち、主に社会科学に関する学際的な共同研究を行い、学術の発展に寄与することを目的（中央大学社会科学研究所規程第2条）に設置され、翌年1979年4月に活動を開始し、2009年4月に創立30周年を迎えた。設立当初から次の諸点を念頭に置き、活動を展開している。すなわち、①大学は教育と同時に研究を行い、学問の一層の発展を推進する研究機関であること、②研究体制を研究者個人としての能力の発揮と責任体制の確立に止まらず、研究者集団としての協力・相互批判・相互援助の組織化を進めること、③研究員の所属学部の枠を越え、大学単位で同一研究テーマに関する協力関係を樹立・発展させること、④大学設置の形態をとることによって大学自治の枠内に組み込むことである。

社会科学研究所は、こうした理念と共同体制の下に、政治学と社会学等を中心に活動を開始して今日に至っており、以上の理念・目的を達成するために、以下の事業を行っている（同規程第3条）。

- 1) 社会科学に関する共同研究及び共同調査
- 2) 研究・調査に必要な図書及び資料の収集・管理
- 3) 研究・調査の成果及び資料の刊行
- 4) 研究会・講演会等の開催
- 5) その他研究所の目的を達成するために必要な事業

##### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### II. 教育研究組織

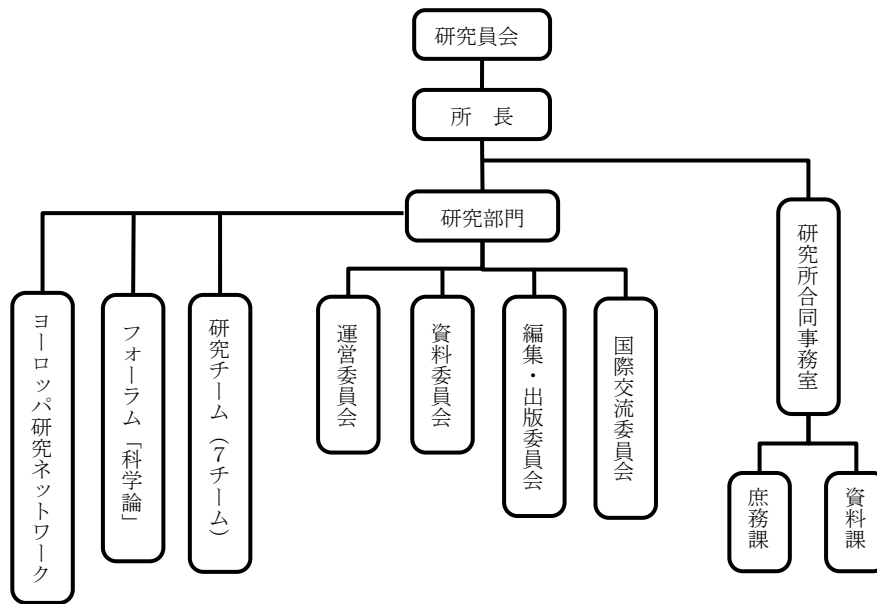
#### 1. 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 教育研究組織の構成

社会科学研究所は後掲の組織図が示すように、最高決議機関としての研究員会のもとに、所長をはじめ各種委員会によって構成されている。

[図 13-3 社会科学研究所組織図 (2017 年 5 月 1 日現在)]



### ①研究員会

研究員会は、本学専任教員である研究員をもって構成し、所長が招集し、議長となる。(社会科学研究所規程第 10 条)。開催回数は、年に 4 回程度 (年度はじめ、夏季休暇前、秋期予算申請前、年度末) であり、①運営の基本方針に関する事、②事業計画に関する事、③所長の選出に関する事、④予算申請案に関する事、⑤その他研究所の運営に関する重要な事、について審議決定する (同規程第 11 条)。

### ②運営委員会

運営委員会は、所長と、研究員会において互選した者 5 人 (任期 2 年)、資料委員長、研究所合同事務室事務長から成り、委員長には所長が当たる。①研究所の運営に関する事、②事業計画案の作成及び事業計画の執行に関する事、③予算申請原案の作成及び予算の執行に関する事、④その他所長が必要と認める事、について審議決定する (同規程第 15 条)。

### ③資料委員会

資料委員会は、研究員会が選出した者 (任期 3 年) について、委員長は委員の互選した者について、学長が委嘱する (同規程第 16 条) こととなっており、以下の基本方針に基づいて (同規程第 16 条)、図書・資料の選定、資料予算等を策定している。

- 1) 逐次刊行物 (特に洋雑誌) の整備
- 2) 政党, 労働団体, 農業団体の新聞・機関誌の収集
- 3) 地方政治に関する資料・統計書の収集
- 4) 労働関係資料の収集
- 5) 多摩地域関係資料の収集
- 6) 諸外国基本統計書の収集

#### ④編集・出版委員会

編集・出版委員会は、所長及び所長の推薦により選出された者若干名（任期1年）からなり、委員長には所長が当たり（中央大学社会科学研究所編集・出版委員会内規第4条、5条）、研究叢書・研究報告・年報等の出版に関する基本方針及びその他所長が必要と認めたものの編集・刊行について審議決定する（同内規第3条）。編集・出版委員会内には次の編集幹事、①叢書編集幹事、②研究報告編集幹事、③年報編集幹事を置く（同内規第7条）が、①、②の編集幹事は、出版計画が予定されている各チームの幹事が当たる（研究叢書・研究報告・年報の取扱要領第2条第1項）ことから、編集・出版委員会の委員の選出については、運用上各研究チーム幹事（終了チーム幹事含む）を推薦し、運営委員会の承認を経て委員長が委嘱する。

#### ⑤国際交流委員会

国際交流委員会は、研究所の理念と目的を達成するために、国際的な研究交流を進めることを目的（中央大学社会科学研究所「国際交流委員会」内規第2条）としており、国際交流委員会は所長と所長の推薦により選出された者若干名からなる。また、委員長には所長が当たり、①国際交流に関する基本方針、②その他所長が必要と認めた国際交流に関連する事項を審議決定（同委員会内規第3条）する。

#### ⑥その他

中央大学社会科学研究所規程第17条により、外国語論文シリーズ選考委員会を設置（中央大学社会科学研究所 外国語論文シリーズ取扱要領第4条）して、研究員の学術論文を翻訳し、海外に公表することとしている。同委員会は所長と、所長が推薦する者3名（任期1年）から成り、委員構成は原則として政治学、社会学、他の研究分野から各1名とし、社会科学の特定分野に偏らないようにしている。

以上の通り、研究組織は研究員会を意思決定の頂点として、研究所長、運営委員会、研究所合同事務室が有機的に連携しながら運営にあっている。

研究所の最高意思決定機関である研究員会は年間4回程度開催されているが、研究員の出席率は必ずしも高くない。その原因として、近年、多様な委員会が特定曜日（法学部は金曜日、経済学部は水曜日、文学部は木曜日）に集中していること、また、オフィスアワーを昼休みに設定する教員も多いことから、研究員が出席する時間を確保することが容易ではないことが考えられるが、この問題は社会科学研究所だけで解決できる問題ではなく、今後も学部や大学院研究科と調整しながら実施していくこととなる。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方針】

- 特になし

### Ⅲ. 教育研究等環境

1. 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

共同研究活動の促進のため、図書資料の充実と適切な整備を行っており、資料収集は、資



料委員会の以下の基本方針に基づき、特色ある資料の収集に努めている。

- 1) 逐次刊行物（特に洋雑誌）の整備
- 2) 政党、労働団体、農業団体の新聞・機関誌の収集
- 3) 地方自治に関する資料・統計書の収集
- 4) 労働関係資料の収集
- 5) 多摩地域関係資料の収集
- 6) 諸外国基本統計書の収集

また、資料委員会選定による図書資料のほか、各研究チームで選定できる研究チーム図書があり、予算枠は別になっている。いずれも研究所合同事務室資料課において、購入、整理、登録され、研究に供している。また、研究所図書資料の利用環境を整備するため、本学図書館蔵書検索システム（CHOIS）にデータ登録し、公開している。

研究所図書資料は、研究員のほか、本学教員、学部学生、大学院学生の利用に供しているが、その利用については研究員が優先される。

[表 13-21 図書・資料冊数（2017年3月31日現在）]

（ ）内は内数で非図書資料を示す。

		和書	洋書	計
2016年度 受入数	購入	58(4)	37(0)	95(4)
	製本	0(-)	0(-)	0(-)
	受贈	16(0)	0(0)	16(0)
	その他	0(0)	0(0)	0(0)
	計	74(4)	37(0)	111(4)
総蔵書数(冊)		8,822(103)	12,199(42)	21,021(145)

[表 13-22 総蔵書数「非図書資料」内訳（2017年3月31日現在）]

	和資料	洋資料	計(点)
マイクロフィルム	66	2	68
マイクロフィッシュ	0	39	39
CD-ROM	15	1	16
DVD-ROM	4	0	4
フロッピーディスク	18	0	18
計(点)	103	42	145

[表 13-23 雑誌・新聞数（2017年3月31日現在）]

雑誌		和雑誌	洋雑誌	計
2016年度 継続受入 タイトル数	購入	10	80	90
	受贈	18	2	20
	計	28	82	110
新聞		和新聞	洋新聞	計
2016年度 継続受入 タイトル数	購入	3	0	3
	受贈	3	0	3
	計	6	0	6
総タイトル数		154	382	536

※総タイトル数は所蔵タイトル総数で、非継続、誌名変更、廃刊などの雑誌・新聞を含む。  
※上記の中には、電子ジャーナル（購入洋雑誌）も含まれる。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 2. 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所資料を保管している研究所書庫は、日本比較法研究所、経済研究所、企業研究所、社会科学研究所、人文科学研究所、政策文化総合研究所の6研究所で利用している（当研究所書庫面積193.23㎡）。開館時間は月曜日から金曜日は9時30分から17時まで、土曜日は9時30分から12時までとなり、座席数34席、情報検索機PC3台、マイクロリーダープリンタ3台を設置し、利用に供している。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程及び同管理規程を準用し管理され、本学図書館蔵書検索システム(CHOIS)に登録し公開しているが、その利用は研究チームが優先することとなっている。研究所書庫の保存スペースの狭隘化に伴い、本学図書館や他研究所の所蔵資料と重複しないよう、既存の図書資料の精査を行いつつ、必要とする新規図書資料の受入れを行っている。

その他、5研究所の共同利用施設として会議室が4部屋（最大収容人数約70名）確保されており、各研究チームの打合せや研究会、シンポジウム等に使用している。機器備品の設備には、ポータブルのプロジェクタ、PC、ICレコーダー等のほか、2015年度には他研究所と共同して各会議室に無線LANアクセスポイントを設置し研究活動環境が向上した。また、交通の利便性が高い都心キャンパス施設を会場としたシンポジウム等開催が可能である等、外部研究者との研究交流も活発に行う環境にある。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## IV. 研究活動

### 1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況とその適切性

研究所における研究費は、研究チームに配分する予算と、所長預かり予算とに分けて配分しており、所長預かり予算は、研究チームの配分予算で不足する場合等の補填的な用途に使用される。

各研究チームの予算は、研究費全体予算を当該年度に活動する研究チーム数で均等割した額を配分することが慣例となっているが、11月頃に予算執行状況及び当該年度の活動予定を確認し、予算の再配分を行うことで、研究費を適切に配分し有効利用している。主な用途は、合宿研究会旅費、講演会等講師謝礼、研究チーム図書購入、現地調査旅費、海外派遣費その他としての支出であり、研究チーム毎の予算配分によって、研究チームの計画に基づいた研究活動が保証されている。

また、研究費は、大学支出基準と研究所申し合わせに基づき適切に予算執行しており、活動内容及び支出範囲の適切性については運営委員会、研究員会がそのチェック機能を果たしている。近年、研究費は、図書の購入を主体とした使用から、フィールドワーク対象の費用（調査旅費）に移行する傾向を強めている。しかしながら、海外を含む研究調査を行うことを想定した場合、毎年チーム平均50万円前後の研究費では、構想する研究計画を完全にまかなうことは難しく、派遣日程・派遣人数・派遣地域等を調整しながら執行しているのが実状である。

[表 13-24 2017 年度社会科学研究所予算額]

単位：円

計画名	予算額
研究費	3,280,000
研究発表	6,770,000
資料収集	11,781,000
研究設備充実	10,000
社会科学研究所その他	385,000
学術シンポジウム	3,800,000
合計	26,026,000

[表 13-25 2017 年度研究チーム別予算配分]

研究チーム	配分額 (円)	研究期間
1 暴力・国家・ジェンダー	450,000	2016. 4. 1-2019. 3. 31 (2年目)
2 惑星社会と臨場・臨床の智	450,000	2016. 4. 1-2019. 3. 31 (2年目)
3 国際関係の理論と実際	450,000	2017. 4. 1-2020. 3. 31 (1年目)
4 環境社会的配慮と国際連携	450,000	2017. 4. 1-2020. 3. 31 (1年目)
5 情報社会の成長と発展	450,000	2017. 4. 1-2020. 3. 31 (1年目)
6 社会変動	450,000	2017. 4. 1-2020. 3. 31 (1年目)
7 有権者と政治	450,000	2017. 4. 1-2020. 3. 31 (1年目)
8 フォーラム「科学論」	※	1990. 4～
所長預かり	120,000	
チーム別配分額合計	3,270,000	
資料室コピー代	10,000	
研究費総額	3,280,000	

※「所長預かり」予算から発生時対応とする。

(2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど  
教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

大学院と研究所が連携し、大学院学生に対する教育指導及び研究者養成の体制の充実を図るため、研究所への事業参加や RA 制度を利用しており、大学院学生及び準研究員の学位資格審査のための論文作成指導にも繋がっている。また、RA を採用することは、研究活動の円滑化と高度な研究指導が可能になるという相乗効果があり、大学院博士後期課程在籍学生の研究チームへの参加及び研究会への参加、年報への論文投稿を積極化させることに貢献しており、制度は適切に活用されているといえる。

[表 13-26 リサーチ・アシスタント採用状況]

単位：人

年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
法学研究科	0	1	0	0	1
経済学研究科	0	0	0	0	0
商学研究科	0	0	0	0	0
文学研究科	0	1	1	2	1
総合政策研究科	0	0	0	0	0
合計	0	2	1	2	2

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

## 2. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 附置研究所における研究活動の状況

研究所の設立以来、30年の間には世界の情勢も激変し、冷戦の終結、グローバル化の加速、地球規模の諸問題の顕在化と緊急化という事態が注目を浴びてきている。社会科学分野においても、国際関係、国際機構論、平和学、グローバル・ガバナンス論と従来の学問分野に拘束されない、更なる学際化が進展しつつある。社会科学研究所においては、研究員個人の専門領域をいかにして共同研究によってシナジーを創出するかが大きな挑戦であり実践上の課題であるといえる。

社会科学研究所の構成員は、常勤の専任研究員を持たないが、その目的を達成するために次の3種類の区分(表13-27)を設けており、いずれも研究員会の議を経て所長が委嘱する。研究所の構成メンバーは本学専任教員に限定されておらず、学外の研究者及び大学院学生に対して共同研究に参加する機会を広く提供している。

研究活動は、これら3種類の研究員による研究チーム単位で行っている。準研究員は研究員と共同して調査研究に従事することによって、研究手法、論文作成法、学会での発表等について訓練が可能であり、客員研究員は大学の枠を超えて、多様な専門家との提携を可能としている。なお、客員研究員と準研究員は所属している研究チームの研究期間終了と同時に解嘱となる。

[表13-27 構成区分及び人数等]

種類	人数	資格
研究員	50	本学専任教員
客員研究員	57	本学専任教員以外の者で研究所の共同研究に参加する者
準研究員	8	大学院博士課程後期課程在籍者等
合計	115	

※2017年5月1日現在

[表13-28 研究員の学部別人数]

単位：人

学部	法学部	経済学部	商学部	文学部	理工学部	総合政策学部
人数	14	12	4	17	1	2

[表13-29 研究チーム一覧]

単位：人

チーム名	研究員の構成		
	研究員	客員研究員	準研究員
暴力・国家・ジェンダー	8	10	0
惑星社会と臨場・臨床の智	4	9	4
国際関係の理論と実際	7	15	4
環境社会的配慮と国際連携	4	0	0
情報社会の成長と発展	3	5	0
社会変動	3	9	1
有権者と政治	4	3	0
フォーラム「科学論」	1	4	0

※2017年5月1日現在

研究チームの設置については、前年の秋に申請を受け付け、運営委員会並びに研究員会の審議・承認を得て採択され、予算措置が講じられる。例年の研究チーム数は6～8であり、3年間の調査研究期間と成果の発表準備のために1年から2年の時間が与えられている。その成果の多くは中央大学出版部から、『研究叢書』ないし『中央大学社会科学研究所研究報告』

として刊行されている。その他に、『中央大学社会科学研究所年報』が公表されており、当該年度の研究所の活動記録、各研究チームの活動報告とともに、各研究チームからの推薦による研究員、また、研究チームに所属していない個人研究員による論文が掲載されている。また、研究チームの研究期間は5年まで延長することができるが、延長期間には共同研究チームへの予算配分は行わないこととしている。なお、研究活動については、予算申請時の計画書、年度末の活動記録提出（年報に掲載）、研究会、研究出張実施時の報告書提出等を義務付けている。

以上の通り、所属学部の枠を越えて様々な専門分野の研究者が集まって行っている共同研究は、各研究チームの研究活動によって実績が積み重ねられてきている。また共同研究を通して、客員研究員、準研究員という制度により、若手研究者や大学院博士課程後期課程に所属する大学院学生が、実際に国内外の研究者と接する機会を提供することで、その研究能力の向上に貢献してきた。

その一方で、学際性があるということは、ともするとそれぞれの研究チームの活動がそれぞれの方法論によって行われる結果、研究所全体としての統一性が欠けることになる。多岐にわたるテーマのもと、各チームが個別に活動し、公開研究会、公開講演会を開催しても、他のチームの研究員が参加することが少ないという現状にある。研究所に設置されている「フォーラム『科学論』（再編）」は研究所内横断的な研究員の交流の場となるべく公開講演会、シンポジウムを企画するために設置されたものであるが、ここ数年企画立案ができなかった。これについては、2011年より、研究費の取り扱い、また「フォーラム『科学論』」、「ヨーロッパ研究ネットワーク」の特色あるチームのあり方について検討を行い、予算配分や研究期間、客員研究員や準研究員の在籍条件等について公平性を維持するため、「ヨーロッパ研究ネットワーク」については、国際研究交流の際など、対外的な場で研究所に所属するプロジェクトとして名称を使用することとし、実質的な活動は、他の研究チームと同様の運営方法で行うこととなり（2012年10月12日研究員会承認）、2013年度から新たな研究チーム「3.11以降の『惑星社会』」を設立し、研究活動を行うこととなった（当該チームは、2016年3月で終了したが、続く2016年4月から『惑星社会の臨場・臨床の智』チームとして活動している）。

以下、論文等の発表状況、国外の研究機関との交流・連携等の具体的な状況について述べる。

### 1) 論文等研究成果の発表状況

研究所の研究成果公表のために、社会科学研究所刊行物の取扱要領に基づき、以下の刊行物を発行している。なお、年報、研究叢書、研究報告については本学公式Webサイト上でコンテンツを公開している。年報は毎年1回発行し、構成は論文、特別寄稿、シンポジウム報告、記事（研究チーム活動報告、研究所の活動記録、研究員リスト等）である。論文については、各研究チームからの推薦による執筆者の論文を中心としているが、チームに所属していない研究員（専任教員）の個人研究の成果発表としてもその場を提供している。また、2012年2月に中央大学学術リポジトリ要綱が策定されたことに伴い、2012年4月から本対応策の検討を行い、年報をリポジトリの対象として掲載することを決定し、それに関連する年報取扱要領や執筆要領の改正を行っている。

- ・年報 年1回発行（既刊第20号）
- ・叢書 年2冊程度刊行
  - 研究叢書（既刊34冊）
  - 英文叢書（既刊2冊）

翻訳叢書（既刊 1 冊）

- ・ 研究報告（既刊 26 冊）
- ・ 調査研究資料集（既刊 3 冊）
- ・ オケージョナル・ペーパー（既刊 7 冊）（「リサーチペーパー」に改題）
- ・ リサーチペーパー（既刊 6 冊）
- ・ アニュアルレポート（既刊 2 冊）
- ・ 学術シンポジウム研究叢書（既刊 2 冊）（学内の 8 つの研究所で輪番により担当）

研究成果については、自由かつ多義にわたる研究テーマでの研究叢書、研究報告を発表してきている。本学公式 Web サイト等により刊行物の紹介をしているため、年に数件ではあるが、国内外の一般人（研究機関、大学学生含む）から、入手方法等の問い合わせがあり、広く認知される状況にあるといえる。

『社会科学研究所年報』については、最新の研究成果や若手研究者の発表の場として研究全体に活気を与えている。なお、掲載論文の質的担保及び研究レベルの向上を図るため、2015 年度より継続審議となっている年報掲載論文の査読制度導入について具体策が検討され、2017 年度版の年報より、準研究員の論文については査読を実施する運びとなっている。

[表 13-30 「社会科学研究所年報」掲載論文点数] 単位：点

年度	2012 年度 (第 17 号)	2013 年度 (第 18 号)	2014 年度 (第 19 号)	2015 年度 (第 20 号)	2016 年度 (第 21 号)
論文点数合計	12	11	14	6	14
研究員	1	4	7	4	4
客員研究員	9	5	5	2	10
準研究員	1	1	1	0	0
その他	1	1	1	0	0

研究叢書については、研究チームの連携した関心のもとで達成された、より総合的な研究成果を発表することが可能な場として重要な役割を担っている。

[表 13-31 研究叢書発行点数] 単位：点

年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
発行点数	0	3	1	5	0

リサーチペーパーは、研究所研究員の研究成果を広く海外に発信し、研究所の研究水準を海外で認知してもらうために、研究員の学術論文（英語・独語・仏語・中国語のうち 1 ヶ国語）を翻訳し、外国語論文シリーズとして発行している。研究員が執筆した学術論文が、国内外の大学・研究機関・学会等で講演及び発表を行う際、外国語に翻訳されていることは有意義であり、とりわけ若手研究者においては、外国語で発表する場があることは大いに価値があるといえる。その一方で、翻訳の対象となる論文は、研究員の推薦（自薦・他薦可）（同取扱要領第 4 条）となっているが、候補論文の推薦がない場合は、「外国語論文シリーズ選考委員会」で候補論文を推薦することができる制度となっている。当該委員会において翻訳発表の推薦指定を受けた場合、本人が翻訳を行うことは過重な負担となり、翻訳または英文添削を外部に委託する場合も、翻訳料及び英文添削料の支払い上限が設定されていることから、民間業者等に外注するには自己負担をせざるを得ず、既存内規の翻訳料等の支払い基準と現状がそぐわない点が問題となっているが、支払い基準の見直しは大学の予算基本方針との兼ね合いから改正するのが困難な状況にある。研究所の各種出版

に伴う原稿料の支払いを定めた「社会科学研究所原稿料に関する申し合わせ」（2006年3月2日研究会一部改正）が1996年度に作成された時点では、専門家等に委託するという記載のみで、業者委託する場合を想定しておらず、具体的な算出根拠が設定されないまま翻訳料の支払いを認めてきたという経緯があり、2006年3月に大学の基準に則したものに一部改正したが、費用に対する補助的なものでしかなく、委員会で推薦する場合には対象者に自己負担を結果的に強いる形となり、積極的に推進するのが難しい。そのような状況から、年に2冊を限度として発行枠をとっているが、2006年度発行のNO. 6以降休止している。しかし、この間に、研究員個人が外国語で執筆するケースが増えつつある。例えば、2014年8月刊行の年報第18号には英語論文1本、2015年8月刊行の第19号には英語論文2本、伝語の寄稿論文1本が掲載されるに至っている。リサーチペーパーという形による研究所の支援が必要でなくなりつつある可能性もあるが、今後の推移を見守りたい。

また、アニュアルレポートとしては、研究所ニュース（英語による情報提供を含む）の刊行による広報活動がなされ、2年度分をこれまで刊行している。その一方で、実質的な作業委員が不在のために、かなりの負担となり、2004年度版を最後に休止状態にある。

## 2) 国外の研究機関との研究交流の状況

社会科学研究所は、海外の大学や研究機関の協力と提携を推進する拠点としての役割も果たしてきた。1つは「ヨーロッパ研究ネットワーク」のプロジェクトであり、過去20数年にわたってヨーロッパ諸国の研究所と研究者との学術交流を行ってきた。このプロジェクトの設立は、1995年に駿河台記念館において、研究所の国際シンポジウム「冷戦後の欧州新秩序と日欧関係」開催が契機となる。このシンポジウムは、フランス、イギリス、ドイツ、イタリア、オーストリア、スウェーデン、ハンガリー、スロヴァキアからの16名の研究者と、21名の日本人研究者が参加して行われたものである。当該プロジェクトは、この時構築された研究者間の関係を継続・発展させるべく、ヨーロッパと日本の大学及び研究機関の研究者が、学術・研究交流を通じて自由に研究プロジェクトを組織することができることを主眼として、1996年4月に発足したものである。他の研究チームが研究期間3年としているのに対し、期間を特に定めないプロジェクトとして存在し、研究所における国際交流活動の中心的役割を担ってきた。

しかしながら、期間を定めないプロジェクトとしての存在は、他のチーム、研究員への公平性を欠くという視点から、その特色あるチームのあり方について検討を行い、予算配分や、研究期間、客員研究員や準研究員の在籍条件等について、公平性を維持するため、「ヨーロッパ研究ネットワーク」については、国際研究交流の際等、対外的な場で研究所に所属するプロジェクトとして名称を使用することとし、実質的な活動は、他の研究チームと同様の運営方法で行うこととなり（2012年10月12日研究会承認）、2013年度から新たな研究チーム、「3.11以降の『惑星社会』」を設立し、研究活動を行うこととなった（当該チームは、2016年3月で終了したが、続く2016年4月から『惑星社会の臨場・臨床の智』チームとして活動している）。

寄稿例：『エスニック・アイデンティティの研究』（研究叢書第18号）

『スロヴァキア文化の諸相』（研究報告第24号）

“Emerging Geopolitical Situations in the Asia-Pacific Region”（英文叢書第2号）

- 『体制転換と地域社会の変容—スロヴァキア地方小都市定点追跡調査—』  
(研究叢書第 24 号)
- 『グローバル化のなかの企業文化—国際比較調査から—』(研究叢書第 25 号)
- 『信頼感の国際比較研究』(研究叢書 26 号)
- 『グローバル化と地域社会の変容—スロヴァキア地方都市定点追跡調査Ⅱ—』  
(研究叢書第 33 号)

各研究チームは、主に学内の研究者交流制度を利用して、外国人研究者を招聘し、公開講演会をはじめとする研究者交流を実施している(表 13-32 参照)。

このように、海外の大学や研究機関との協力関係を推進するために「ヨーロッパ研究ネットワーク」のような特色あるプロジェクトの設置や外国人研究者の受入れ等を行い、過去 20 数年にわたってヨーロッパ諸国の研究所をはじめ、海外の研究者との学術交流を行っており、2017 年度はヨーロッパ諸国の研究者を招聘して国際シンポジウムの開催を予定している。

[表 13-32 外国人研究者・外国人訪問研究者受入数] 単位：人

年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
外国人研究者 1 群	0	1	0	0	0
2 群	注 1) 2	2	2	2	0
3 群	0	1	0	0	0
外国人訪問研究者	6	0	7	2	1
計	8	4	9	4	1

- ※ 1 群：本学との交換協定に基づく外国人研究者  
 ※ 2 群：本学の招聘に基づき研究・教育に従事する外国人研究者  
 ※ 3 群：本人の研究計画に基づき本学で研究に従事する外国人研究者  
 注 1) 2012 年度の外国人研究者 2 群につき、他の 2 件が計画中止となった。

[表 13-33 海外出張件数] 単位：件

年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
現地調査・共同研究	2	2	0	0	0

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

V. 社会連携・社会貢献

1. 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況(公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等)

1) 講演会等

公開講演会等を開催することにより、研究成果を社会に向けて発信する場を設けているが、研究チームの研究テーマは、地域社会の文化や生活に密接に関連したテーマから、学際的な国際共同調査や国際比較研究までというように、多岐にわたっている。

表 13-34 の通り、公開講演会等を開催しているが、開催の際は、本学公式 Web サイト等に掲載して、一般へも参加機会を提供している。



[表13-34 公開講演会、公開研究会等回数]

単位：回

年度	2012	2013	2014	2015	2016
公開講演会	3	4	2	3	1
公開研究会	9	6	5	5	16
シンポジウム等	1	1	0	0	2

## 2) 学術シンポジウム

中央大学学術シンポジウムは、本学附置の研究所における共同研究の成果をシンポジウムにおいて市民や研究者に公表するという目的で、学長主催のもと 1980 年にスタートした。社会科学研究所は、2016 年度より第 27 回中央大学学術シンポジウムの担当研究所として活動を開始し、これまで 2 回のシンポジウムをはじめ、公開研究会等を開催している。2018 年度まで活動を継続し、3 年目である 2018 年 12 月に学術シンポジウムを開催する予定である。また、2019 年にその研究成果として研究叢書を発行することとしている。

## (2) 学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

現在のところ、学外組織との連携・協力による共同研究、受託研究等の実績はない。

### 【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## VI. 管理運営・財務

### I. 管理運営

#### 1. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

社会科学研究所専属の事務組織による支援体制にはなっていない。経済研究所・企業研究所・社会科学研究所・人文科学研究所・政策文化総合研究所を合わせた、5 研究所の合同事務室のスタッフが各研究所の支援を行う体制となっている。

現在、研究所合同事務室は、事務長 1 人、専任職員 6 人、派遣職員 3 人、パートタイム職員数人で組織されている。5 研究所の業務の標準化を図り、研究活動に対してきめ細かくかつ総合的な支援を図るため、1 研究所 1 人の専属担当制を採用しており、適切に運営されている。

一方、これまでの“1 研究所 1 担当者制”による研究支援体制は、研究所合同事務室が設置されて以来、適切に運営されてきたが、以下に挙げるリスクやデメリットも同時に抱えてきた。

1. 疾病等によるサービス低下のリスク
2. 業務の“属人化”による業務内容のブラック・ボックス化
3. 業務の縦割りにより人事異動の影響を受けやすい
4. 業務改善の促進やスタッフの有効活用が進まない

こうしたリスクの回避・軽減やデメリットの解消のため、一部業務を 1 研究所 1 担当者制から複数人で担当する業務グループ制で対応することとし、2017 年 7 月より試行的に導入することとした。2017 年度末までの 9 ヶ月間の試行期間で業務執行状況を検証し、業務グループ制に完全移行するかどうかを判断する。

(2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

1 研究所 1 人の専属担当制を敷いているものの、合同事務室として業務にあたっており、5 研究所の担当者間でコミュニケーションを取りやすい体制が確保されている。5 研究所の業務は共通性が高く、情報やスキルの共有等、横の連携を強化することで、業務の効率化を図ることができている。

**【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

○ 特になし

## **VII. 内部質保証**

1. 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

(1) 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立状況

自己点検・評価活動については、社会科学研究所組織評価委員会がこれを担っている。当該委員会の委員長には所長を、他の委員には運営委員から選出された者をあてており、研究所の実情を理解した上での適切な自己点検・評価がなされている。

自己点検・評価の結果、明らかとなった問題点・課題等については、所長が運営委員会等において議論し、必要に応じた具体的な改善策を講じる仕組みとなっている。

**【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

○ 特になし

## ◇企業研究所

### I. 理念・目的

#### 1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 研究所の理念・目的

企業研究所は、1979年（昭和54年）4月1日、広く企業に関する理論的及び実証的研究を行い、学術の振興及び日本経済の発展に寄与するというを目的とする理念をもって、大学附置の研究所として発足した（中央大学企業研究所規程第1条、第2条）。

企業研究所は発足に先立ち四半世紀に及ぶ前史をもち、1954年（昭和29年）10月、商学部企業研究室が設けられ、その研究活動が開始された。企業研究室は、1963年（昭和38年）に商学部を離れ、学校法人中央大学附置の経理研究所の研究部及び資料部に合体され、これとともに、経営・会計・商業・経済の各分野を専門とする研究員を擁するに至り、その活動範囲は拡張され、企業の会計制度の研究を中心としながらも、企業のあらゆる面についての研究を可能にする諸要素を徐々に整えていった。

こうして、企業の多面的研究を構築するのに必要な諸条件の醸成をみるに至り、大学の多摩キャンパス移転計画を契機に企業研究所構想が急速に具体化され、移転とともに、企業研究所の誕生となった。すなわち、企業研究所は、経理研究所の研究部と資料部を切り離し、その研究部・資料部の所蔵資料を引き継ぐとともに、その研究員全員をも引き継ぎ、これを母体として大学附置の新たな研究所として設置され、現在に至っている。

企業研究所では、上記理念・目的を達成するため、以下のような研究活動を行っている（同規程第3条）。

- 1 企業に関する理論的・実証的研究
- 2 上記研究分野に関する資料・文献の収集、整理、分析
- 3 国内外における企業調査
- 4 『企業研究』（紀要）、研究叢書、翻訳叢書、リサーチペーパー等の刊行
- 5 研究会、公開講演会、学術シンポジウム等の開催
- 6 共同研究活動を通じた若手研究者の育成
- 7 その他研究所の理念・目的に合致すると認められる諸活動

##### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

### II. 教育研究組織

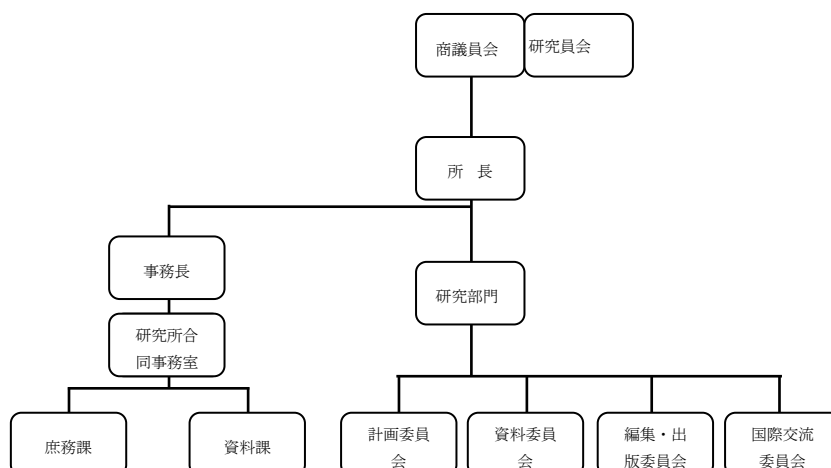
#### 1. 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 教育研究組織の構成

企業研究所の組織は、下図に示す通り、最高意思決定機関である研究員会、商議員会、各種委員会（計画委員会、編集・出版委員会、資料委員会、国際交流委員会）及び事務部門から構成されている。

[図 13-4 企業研究所組織図]



※2017年5月1日現在

#### ①研究員会

研究員会は、研究員で構成され、所長（研究所を代表し、業務を統括する）が招集し研究及び調査に関する事項を審議決定する（企業研究所規則第9条）。

#### ②商議委員会

商議委員会は、所長、商学部長、研究員の互選による委員の合計7名をもって構成され、所長が招集し、研究所の管理及び運営に関する事項並びに予算申請案を審議決定する（同規則第8条）。

#### ③計画委員会

計画委員会は基本的には各研究チームの主査をもって構成され、研究計画の基本方針原案及び国際共同研究に関する事項、研究計画の実施に関する事項を審議する。

日常的な研究活動にかかわって重要な役割を担っているのが計画委員会であり、研究員人事にはじまり、研究会の開催、研究調査計画等の承認、外国人研究者の受入れ等の重要な決定事項のかなりの部分が同委員会でも審議され、研究員会での承認を経るかたちになっている。企業研究所のような個別研究チームによる縦割り型研究体制で活動している場合、計画委員会は、各研究チーム活動の横断的な調整を果たす点においても重要な機能を果たしている。

#### ④編集・出版委員会

編集・出版委員会は、『研究叢書』、『翻訳叢書』、『企業研究』（紀要）、『ワーキングペーパー』、『リサーチペーパー』等の刊行物に関する出版計画を立案し、その他編集及び出版に関する事項を審議する。

#### ⑤資料委員会

資料委員会は、資料及び文献収集に関する基本方針の立案、図書及び資料の購入に関する事項、寄贈図書及び資料に関する事項、図書及び資料の利用に関する事項を審議する。

#### ⑥国際交流委員会

国際交流委員会は、国際交流に関する基本方針の立案、国際交流計画の推進と実施に関する事項、国際共同研究に関する事項を審議する。

以上の通り、研究組織に関しては、企業研究所規程に基づき適切に運営されているが、以下の点について、長期的な観点から整理する必要もある。

まず、企業研究所は大学附置の研究所であるが、創立時に法人附置である経理研究所の研究部門を引き継いだことにより、法人附置の研究所に設置される商議員会が残存している。同組織に関しては、規程改正委員会を設けるなどして継続的に存廃を審議してきた経緯がある。未だその方向性については結論が出ていない。ただし、現状において大きな支障もないため、時宜に照らしてその方向性を確認することが求められる。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

○ 特になし

**Ⅲ. 教育研究等環境**

**1. 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**(1) 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性**

企業研究所の文献収集の特徴をなしている社史及び有価証券報告書等の会計データ等の体系的収集に努めており、内外の学術雑誌、大学紀要、統計・白書・年鑑類を他研究所・中央図書館との重複を考慮しながら、適切に収集している。なお、2016年度末の蔵書数は、和書33,612冊、洋書15,058冊である。

文献収集においては、電子データ化に対応した文献収集に努めている。また、一部の電子情報サービスは既に研究室からの利用が可能となっている。

[表 13-35 所蔵資料数]

	和書	洋書	計
総蔵書数(マイクロフィルム・ビデオ・CD-ROMを含む)	33,612冊	15,758冊	49,370冊
総タイトル数(雑誌・新聞)	647タイトル	428タイトル	1,075タイトル

[表 13-36 2016年度受け入れ図書・資料数等]

		和書	洋書	計
図書・資料 2016年度 受入数	購入	23冊	27冊	50冊
	製本	266冊	230冊	496冊
	受贈	36冊	0冊	36冊
	その他	0冊	0冊	0冊
	計	325冊	257冊	582冊

		和雑誌	洋雑誌	計
2016年度 継続受入タイトル数 [雑誌]	購入	64タイトル	95タイトル	159タイトル
	受贈	131タイトル	3タイトル	134タイトル
	計	195タイトル	98タイトル	293タイトル
		和新聞	洋新聞	計
2016年度 継続受入タイトル数 [新聞]	購入	3タイトル	4タイトル	7タイトル
	受贈	3タイトル	0タイトル	3タイトル
	計	6タイトル	4タイトル	10タイトル

継続電子資料

- ・ eol (図書館と共同契約)
- ・ Mergent Online (図書館と共同契約)

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

2. 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所書庫は日本比較法研究所、経済研究所、企業研究所、社会科学研究所、人文科学研究so、政策文化総合研究所の6研究所で利用している。座席数は34席、情報検索設備としてはPC3台を、視聴覚機器としてはマイクロリーダープリンタ3台を設置している。開館時間は月曜日から金曜日までが9時30分から17時、土曜日が9時30分から12時となっている。当研究所の書庫使用面積は383.58㎡である。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程を準用し管理されているが、その使用は研究所の構成員が優先することとなっている。また、研究所書庫の利用環境を整備するため、図書・資料を、図書館システム・CHOIS蔵書検索(OPAC)で公開している。以上の通り、適切に整備されているが、図書・資料の保存スペースの狭隘化に伴い図書館や他研究所の図書・資料との重複購入を避けるべき限界状態にある。

研究員が使用できる施設・設備としては、チーム内の打合せや研究会やシンポジウム開催に使用できる会議室が多摩キャンパスに4部屋確保されており、最大で70名余りの人数が収容可能である。また、本学の都心キャンパスを含め、必要に応じて他部署が管理する施設も使用することが可能であるため、外部者との研究交流も活発に行うことができる。なお、会議室には従来から、ポータブルのプロジェクタ、PC、ICレコーダー等の機器備品が整備されているが、2015年度には他研究所と共同して無線LANアクセスポイントを設置し、これまで会議室内の有線1回線のみインターネット接続だったものを、複数台の同時接続を可能とする仕様に変更したことで、各種研究会にてリアルタイムの情報を効率的に収集しながら研究活動等を行える環境となっている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

IV. 研究活動

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況とその適切性

研究チームの研究活動費用として、「1. 資料費、2. 調査旅費」を年間予算の中から配分している。配分の基準は、その都度、計画委員会の議を経て商議員会で決定し、研究員会に報告している。

このように、各研究チームに配分される研究費（調査費用、資料収集費及び研究成果公表のための費用）についての予算運用は適切に行われており、今後も、研究活動の促進と研究水準の向上のため、予算措置や研究費目の改善等も含め、適切な運営に努めていくこととする。

(2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど  
教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

大学院学生の研究能力向上に資するため、準研究員としての委嘱や RA への採用を促進しており、RA をより積極的に活用し、チーム研究の質の向上に努めるとともに、院生研究報告会やチーム研究会において RA 自身の研究発表の機会を積極的に与え研究能力の向上に努めている。

しかし、RA 制度については、他の研究所と比べ RA として推薦される条件（準研究員（博士後期課程2年以上）として1年以上の経験がある者）が厳しく、近年 RA の確保が難しくなっていることから、RA の任務の明確化及び研究チームの中での位置づけ、募集方法、成果発表の方法、任用機会の公平化について検討を行い、RA の採用にあたり重視している「チームの研究活動の活性化と質的向上に貢献し、当人の研究能力向上が期待できる」という視点を踏まえて、準研究員の委嘱と同時に RA の申請が可能となるよう運用を変更した。

[表 13-37 企業研究所準研究員内訳]

単位：人

	総数	商学研究科	他研究科	商学部兼任講師	他大学兼任講師	その他
2013 年度	22	12(4)	1	6	2	1
2014 年度	13	9(4)	1	2	0	1
2015 年度	10	8(5)	1	1	0	0
2016 年度	10	7(4)	1	2	0	0
2017 年度	8	7(2)	0	1	0	0

※各年度5月末日現在。

※表中の( )は、RA 数。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 附置研究所における研究活動の状況

企業研究所は、常勤の専任研究員ポストを有しないが、本学の専任教員からなる研究員、これに加えて客員研究員及び準研究員により構成されている。それぞれの資格としては、研究員は「本学の教授、准教授、助教又は専任講師」、客員研究員は「本学専任教員以外のもので研究所の事業遂行上必要と認められる者」、準研究員は「研究所の共同研究に参加を予定された大学院博士課程後期課程在籍者又はこれに準ずる者」とし、それぞれ研究員会の議を経て、所長が委嘱することとなっている（中央大学企業研究所規程第6条、第7条）。

[表 13-38 企業研究所構成員内訳数]

単位：人

年度	総数	研究員	客員研究員	準研究員
2013 年度	197	100	75	22
2014 年度	167	91	63	13
2015 年度	173	89	74	10
2016 年度	165	87	68	10
2017 年度	172	88	76	8

※各年度5月末日現在。

発足以来、その研究活動はもっぱら共同研究チームを組織するという形で行われてきており、各研究チームの研究成果は刊行物の発行や研究会の開催等により広く公表されている。また、国際共同研究の実施や海外研究諸機関との交流、外国人研究者の受入れ等、国際的な研究交流を進めている。

個別研究チームは毎年、およそ 10～15 チーム（2017 年度時点で 14 チーム）が活発に研究活動に取り組んでいるものの、チームに属さない個人研究員も 2017 年度時点で 20 名存在する。また、「国際共同研究チーム」及び「総合プロジェクトチーム」の設置も制度化されているものの、現在、該当するチームはない。

[表 13-39 研究チーム一覧 (2017 年度)]

チーム名	研究期間	主査	人数		
			研究員	客員研究員	準研究員
管理会計システムの導入効果に関する実証研究	2014.4.1～ 2018.3.31	河合 久	8	6	1
比較研究 大企業の時代	2014.4.1～ 2018.3.31	清水 克洋	7	7	0
流通システム変容の現代の特徴	2014.4.1～ 2018.3.31	斯波 照雄	21	17	0
社会経済システムの革新とビックデータの研究	2015.4.1～ 2018.3.31	有賀 裕二	4	4	0
グローバルコミュニケーション戦略	2015.4.1～ 2018.3.31	林田 博光	5	5	0
企業文化と CSR (企業の社会的責任)	2015.4.1～ 2018.3.31	武石智香子	7	4	1
ビジネスコミュニケーションの諸問題	2016.4.1～ 2019.3.31	平澤 敦	3	2	1
世界金融危機後の各国の金融制度・金融規制・金融政策の比較研究	2016.4.1～ 2019.3.31	高橋 豊治	10	8	1
定量的リスク管理の研究	2017.4.1～ 2020.3.31	石村 直之	4	2	1
日本におけるスポーツスポンサーシップの効果に関する研究	2017.4.1～ 2020.3.31	渡辺 岳夫	6	1	0
新たな事業モデルと経営課題に関する研究	2017.4.1～ 2020.3.31	日高 克平	12	7	2
社会経済制度の理論研究と実証分析	2017.4.1～ 2020.3.31	江口 匡太	6	1	1
地域医療における情報化と病院経営に関する研究	2017.4.1～ 2020.3.31	斎藤 正武	10	5	0
最新の情報技術によるビジネスプロセスの革新	2017.4.1～ 2020.3.31	堀内 恵	4	4	0

企業研究所における刊行物の発行状況は以下の通りである。

- ・研究叢書 既刊 39 冊
- ・翻訳叢書 既刊 15 冊
- ・企業研究 (年 2 回発行) 既刊 30 号
- ・研究活動年報 (年刊)
- ・リサーチペーパー 既刊 24 冊
- ・ワーキングペーパー 既刊 40 冊
- ・ワーキングペーパー オーラルヒストリーシリーズ 既刊 5 冊

企業研究所では共同研究を基本として、企業に関連した学問領域を広く研究し、その成果を研究会、シンポジウム、講演会等で発表するとともに、機関誌等の刊行物としてまとめ、研究の量と質の双方の向上に努めている。

共同研究は、個別テーマ毎に研究チームを組織し行っている。研究期間は原則 3 カ年としているが、研究上の必要がある場合には、研究員会の了承を得て、通算して 5 カ年を超えない範囲で延長することを認めている。研究成果は、原則として、研究期間終了後 1 年以内に、編集・出版委員会の議を経て、『研究叢書』または『企業研究』の特集として公表するものとして



いる。また、研究期間経過中でも、『企業研究』等に研究成果の一部を発表することができる。

『企業研究』については、年間2冊のペースで刊行している。各巻、質量ともに十分な本数の投稿論文を掲載している。しかしながら、毎号の特集の組み方に工夫が必要である。これまでは、チーム研究の成果がまとまったところで特集を組む形式をとってきたが、今後は特集のテーマを決めた上で論文を募集することも検討している。

『企業研究』への研究所所属の準研究員及び商学研究科博士後期課程に在籍する学生からの投稿論文については査読制度を設けている。これは全学で初めて制度化したものであり、他の研究所や大学院においても順次査読制度が浸透していることから、先駆的な取り組みであったと評価できる。しかしながら、学内誌において査読制度が一般化している現状においては、査読時期や期間、さらには査読水準等について他の学内研究誌との調整が必要な場合も出てきている。特定分野の教員に幾つもの学内研究誌から査読依頼が殺到する事態も生じており、査読制度を有する学内誌編集委員会との調整も必要である。それに関連して、査読の基準の明確化・標準化を進めていくことについても、今後における検討の余地がある状況となっている。

多様な研究者との研究交流の機会・促進にあたっては、各分野別の公開研究会の開催、関連分野における合同シンポジウムの開催に積極的に取り組んでいる。また、各研究チーム単位では、海外企業調査の一環として海外の研究機関との国際交流や国際共同研究に取り組んでいる。近年では、アモイ大学や中国人民大学等、中国の大学との共同研究を実施するチームもみられる。また、海外から研究者が来日した際に、公開研究会のゲストスピーカーとして招聘することは日常的に行われている。ただし、研究チームの研究内容が国内企業調査を中心とする場合には、国際共同研究の必要性がないという場合もありうる。もとより、海外企業調査を主体とする研究チームに関しては、科学研究費等を利用する場合もあるものの、予算面での支援は決して十分なものとはいえない。乏しい予算の中で、限られた範囲の活動に留まっているのが現状である。また、外国人研究者を招聘するという場合でも、既存の条件では予算も設備も貧弱であり、国際交流を促進する体制が必ずしも十分とはいえない。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### V. 社会連携・社会貢献

#### 1. 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

「社会に開かれた研究所」を目指し、市民や学生等広く参加者を募り、その時々々の社会問題を統一テーマとして、著名な経営者や所属研究員を講師とした公開講演会を駿河台記念館において毎年開催している。

また、チーム研究の成果を広く社会に情報発信するため、多摩キャンパスや都内のキャンパスで公開シンポジウムを開催している。公開シンポジウム及び公開講演会の開催に際して、一般市民の関心に沿ったテーマを設定するとともに、開催の方法や広報活動についても工夫がなされ、参加者数は増加傾向にある。

[表 13-40 公開講演会テーマ一覧 (2011 年度～2016 年度)]

回	開催日	テーマ	参加者数
第 20 回	2011 年 7 月 9 日	社会から信頼される企業をめざして	120
第 21 回	2012 年 7 月 14 日	企業経営とグローバル人材 ーアジア市場急成長を受けてー	130
第 22 回	2013 年 7 月 13 日	「アベノミクス」で国民生活はどう変わるのか ー日銀の金融政策と住宅金融の動向ー	130
第 23 回	2014 年 7 月 12 日	人に伝える ー社内外・国内外のコミュニケーションー	130
第 24 回	2015 年 7 月 18 日	会計・経営情報とイノベーション	127
第 25 回	2016 年 7 月 2 日	企業をいかに成長させるか ー法令順守と効率的運営ー	100

(2) 学外組織との連携協力による教育研究の推進状況 (企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等)

現在のところ、学外組織との連携協力による教育研究については、特に行っていない。

【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

VI. 管理運営・財務

I. 管理運営

1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

企業研究所専属の事務組織による支援体制にはなっていない。経済研究所・企業研究所・社会科学研究所・人文科学研究所・政策文化総合研究所を合わせた、5 研究所の合同事務室のスタッフが各研究所の支援を行う体制となっている。

現在、研究所合同事務室は、事務長 1 人、専任職員 6 人、派遣職員 3 人、パートタイム職員数人で組織されている。5 研究所の業務の標準化を図り、研究活動に対してきめ細かくかつ総合的な支援を図るため、1 研究所 1 人の専属担当制を採用しており、適切に運営されている。

(2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策 (事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等) が整備されているか。

これまでの“1 研究所 1 担当者制”による研究支援体制は、研究所合同事務室が設置されて以来、適切に運営されてきたが、一方で以下に挙げるリスクやデメリットも同時に抱えてきた。

1. 疾病等によるサービス低下のリスク
2. 業務の“属人化”による業務内容のブラック・ボックス化
3. 業務の縦割りにより人事異動の影響を受けやすい
4. 業務改善の促進やスタッフの有効活用が進まない

こうしたリスクの回避・軽減やデメリットの解消のため、一部業務を 1 研究所 1 担当者制から複数人で担当する業務グループ制で対応することとし、2017 年 7 月より試行的に導入することとした。2017 年度末までの 9 ヶ月間の試行期間で業務執行状況を検証し、業務グループ制に完全移行するかどうかを判断する。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

**VII. 内部質保証**

1. 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立状況

自己点検・評価に関しては、企業研究所組織評価委員会がこれを担っており、毎年の自己点検・評価活動を通じた問題点等の検証を行っている。また、当該委員会の委員長は、研究所の所長が兼ねることとなっており、自己点検・評価の結果明らかとなった問題点・課題等については、各種委員会等の場において適宜検討され、必要に応じた改善策を講じる仕組みとなっている。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## ◇人文科学研究所

### I. 理念・目的

#### 1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 研究所の理念・目的

人文科学研究所は、1979年4月1日、大学附置の研究所として開設された。

研究所の設置目的は、「人文科学に関する共同研究を行い、学術の進歩発展に寄与すること」（中央大学人文科学研究所規程第2条）である。人文科学は、思想、歴史、文学、芸術など多様な学問分野を含むが、人文科学研究所では、設置目的を達成するためにそれぞれの個別分野の共同研究を進めるとともに、学際的な共同研究にも重点を置いている。個別分野にしても、学際的な研究にしても、共同研究の方法により、研究者個人では達成できない、新しい視角を持った重厚な研究成果を生み出してきている。

以上の理念・目的を達成するために、以下の事業を行っている（同規程第3条）。

- ①人文科学に関する共同研究及び共同調査
- ②研究・調査に必要な図書及び資料の収集・管理
- ③研究・調査の成果及び資料の刊行
- ④研究会・講演会等の開催
- ⑤その他研究所の目的を達成するために必要な事業

##### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### II. 教育研究組織

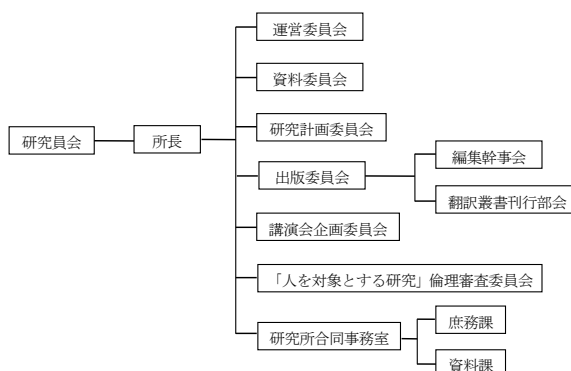
#### 1. 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 教育研究組織の構成

人文科学研究所には、所長、運営委員会、研究員会等が置かれている。運営委員会は、所長が招集し、年6～7回開催され、研究所の運営に関する事項全般について、審議・決定している。

[図 13-5 人文科学研究所組織図]



研究員会は年3～4回開催され、運営委員会で審議・決定された事項及び研究活動全般に関わる事項について、研究員の意見を徴し、研究活動に反映させることになっている。また、研究所活動を円滑に遂行するために、研究チームの主査等による各種委員会を設けている。

上述の通り各種委員会については、定期的開催を行っており、その機能は十分に担保されている状況にある。

### ①所長

所長については以下の通り定められている。

資格・選出：本学専任教員のうちから、研究員会で投票により選出した者を学長が委嘱

機能・権限：研究所業務の掌理

規程：人文科学研究所規程第5・6条

任期：3年、再任を妨げない。

### ②委員会等

研究員会及び委員会等の構成は、以下の通りとなっている。

a. 委員の構成 b. 機能・権限 c. 根拠規程等

#### ・研究員会

a. 研究員。2017年5月1日現在、144名

b. 運営の基本方針に関する事、事業計画に関する事、所長の選出に関する事、予算申請案に関する事、その他研究所の運営に関する重要な事の審議

c. 同規程第10・11条

#### ・運営委員会

a. 所長、研究員会で互選した者5名、共同研究チームの主査、資料委員長、事務長。2017年度は11名。任期は2年で、再任を妨げない。

b. 研究所の運営に関する事、事業計画案の作成及び事業計画の執行に関する事、予算申請原案の作成及び予算の執行に関する事の審議

c. 同規程第12・13・14・15条

#### ・資料委員会

a. 研究員会において選出した者について、学長が委嘱。2017年度は9名。任期は3年で、再任を妨げない。

b. 図書・資料の収集・管理

c. 同規程16条

#### ・研究計画委員会

a. 所長、研究員会において互選された運営委員、共同研究チームの主査、研究会チームの責任者、資料委員長、事務長。2017年度は46名。任期は1年で、再任を妨げない。

b. 研究計画の立案に関する事の審議

c. 同規程第17条、研究計画委員会内規

- ・出版委員会
  - a. 研究員会において互選された運営委員のうちから運営委員会で選出された者2名  
共同研究チーム及び研究会チームの研究員のうちから推薦された者各1名。2017  
年度は40名。任期は1年で再任を妨げない。
  - b. 紀要・叢書の編集・発行に関することの審議
  - c. 同規程第17条、出版委員会内規
  
- ・編集幹事会
  - a. 出版委員会委員のうち運営委員会で選出された者2名、当該年度及び次年度に研  
究叢書を刊行予定のチームの委員、当該年度に紀要原稿投稿者の多いチームの委  
員。2017年度は11名。
  - b. 当該年度の紀要・叢書・ブックレットの編集・発行に関わることの審議
  - c. 出版委員会内規第6条
  
- ・翻訳叢書刊行部会
  - a. 出版委員会委員のうち運営委員会で選出された者2名、互選された者若干名、部  
会が必要と認めた審査委員若干名。2017年度は11名。任期は1年で再任を妨げ  
ない。
  - b. 翻訳叢書の基本方針に関すること、翻訳叢書の編集・発行の可否に関することの審議
  - c. 出版委員会内規第7条
  
- ・講演会企画委員会
  - a. 運営委員会で互選した者2名。任期は1年で、再任を妨げない。
  - b. 人文科学研究所主催の講演会の企画・立案
  - c. 規程17条
  
- ・「人を対象とする研究」倫理審査委員会
  - a. 編集幹事1名以上、運営委員1名以上、人文科学研究所以外の当該事項に関する  
学識経験者1名以上。2017年度は4名。任期は2年で、再任を妨げない。
  - b. 研究者から申請された研究計画に係る事項、公表を予定する研究成果の内容に係  
る事項の審議
  - c. 「人を対象とする研究」倫理審査委員会内規

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 研究員会の定足数については、第1回の研究員会にて議決した記録はあるものの、規程  
等に明文化されていない。近年の出席状況や運営への影響等を十分に吟味した上で、定足  
数の取扱いについて検討を行う。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 2016年度中に運営委員会等で、研究員会の定足数について検討を行う。

**【前年度に設定した対応方策の進捗状況】**

- 慣行で扱われてきた「研究員会の定足数（全研究員の過半数の出席）」の解除について運営委員会で検討し、より多数の研究員による審議が必要と所長が判断する事項については、研究員会の開催以外にアンケートを併用するなどして慎重審議を期することを条件に、研究員会に提案した。2016年12月8日開催の研究員会（出席者69名）において、賛成多数で承認された。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

**Ⅲ. 教育研究等環境**

**1. 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**(1) 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性**

人文科学研究所の資料コーナーは、書庫内に設けられ、研究チームに必要な資料を適切に整備し、研究に供している。

研究所資料は、資料委員会及び各研究チームで選定し、多岐の分野にわたっており、その数は、現在までに雑誌等958タイトル、図書資料（固定資産）44,560点である。これらの資料は、研究所合同事務室資料課において整理・登録され、研究員に広く利用されている。

また、図書等の資料の収集は、各研究チーム及び資料委員会によって行われており、各研究チームは、配分された予算の中でそれぞれの研究遂行に必要な図書を選定し収集している。図書の選定に際しては、中央図書館をはじめとする学内諸機関との重複を避けるよう配慮がなされていて、現在、5つの研究所間で研究資料の重複購入に関するガイドラインが設定されている。研究チーム図書に関しては各研究チームに図書の選定が任されているが、重複図書については、研究上の必要が極めて高い場合を除いて原則として認めないようにし、重複購入を最小限とする努力がなされている。

一方、人文科学研究所に設置される資料委員会は、研究所全体にとって必要な図書等を選定し収集することを任務とする委員会であり、逐次刊行物及び辞典・目録等のいわゆる参考文献関連図書を中心とする選定・収集を行っている。そのため資料委員会委員は、文学・歴史学・哲学・教育学など各分野から選出され、それぞれの専門分野で必要な図書等を選定するよう努めている。ただし、近年、図書の多様化が進み、必ずしも従来の辞典・目録の範疇で捉えきれない参考図書が増えている。

[表 13-41 図書・資料冊数（2017年3月31日現在）]

		単位：冊		
		和書	洋書	計
2016年度受入数	購入	106	399	505
	製本	0	0	0
	受贈	5	0	5
	その他	0	0	0
	計	111	399	510
総蔵書		16,520	28,040	44,560
非図書資料（内数）		(1,087)	(776)	(1,863)

[表 13-42 「非図書資料」の内訳（2017年3月31日現在）]

単位：点

	和書	洋書	計
マイクロフィルム	1,029	549	1,578
マイクロフィッシュ	0	5	5
CD	0	2	2
CD-ROM	53	216	269
DVD-ROM	5	4	9
計	1,087	776	1,863

[表 13-43 雑誌タイトル数（2017年3月31日現在）]

単位：タイトル

		和雑誌	洋雑誌	計
2016年度 継続受入タイトル数 [雑誌]	購入	59	182	241
	受贈	54	3	57
	計	113	185	298
総タイトル数		438	520	958

\*総タイトル数は所蔵タイトル総数で、非継続、誌名変更、廃刊などの雑誌・新聞を含む。

\*上記の他に電子ジャーナル（購入洋雑誌）を4誌購読。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

#### <問題点および改善すべき事項>

- 特に、欧米資料の恒常的な原価上昇や外国為替相場の円安傾向により、資料費が逼迫しており、新規の資料購入希望受けがほとんどできなくなっているほか、既存の継続資料の見直しも迫られている状況である。シリーズとして収集してきた資料が継続中止となってしまうと蔵書としての利用価値が低くなるなどの弊害もおこる。

#### <対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 資料費支出を研究所において許容される範囲内での必要最低限にとどめ、場合により継続資料の購入中止を行う。また、利用頻度の多寡をベースに継続資料の一部購入中止を行うなどして資料費に充てる。一方、研究所全体の問題として、今後の資料収集のあり方について検討し、資料費予算をはじめとする各項目の予算配分について調整を行う。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 2016年度は結果として、予測していたよりも外国為替相場の円高傾向だったため、資料費が予算内に収まり、既存の継続資料の見直し、購読中止を行わずに済んだ。2017年度予算編成において、研究費から1,105,000円を資料費に移行することを承認し、当面の間、資料費を安定的に執行できるよう調整した。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 2. 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】



#### (1) 研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所書庫は日本比較法研究所、経済研究所、企業研究所、社会科学研究所、人文科学研究so、政策文化総合研究所の6研究所で利用している。座席数は34席、情報検索設備としてはPC3台を、視聴覚機器としてはマイクロリーダープリンタ3台を設置している。開館時間は月曜日から金曜日までが9時30分から17時、土曜日が9時30分から12時となっている。当研究所の書庫使用面積は181.44㎡である。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程を準用し管理されているが、その使用はプロジェクトチームが優先することとなっている。また、研究所資料の利用環境を整備するため、資料委員会図書とプロジェクト図書を、図書館システム・CHOIS蔵書検索(OPAC)で公開している。以上の通り、適切に整備されているが、図書・資料の保存スペースの狭小化に伴い図書館や他研究所の図書・資料との重複購入を避けるべき限界状態にある。

研究員が利用できる施設・設備としては、チーム内の打合せや研究会やシンポジウム開催に使用できる会議室が多摩キャンパスに4部屋確保されており、最大で70名余りの人数を収容可能である。また、本学の都心キャンパスを含め、必要に応じて他部署が管理する施設も使用することが可能であるため、外部者との研究交流も活発に行うことができる。なお、会議室には従来から、ポータブルのプロジェクト、PC、ICレコーダー等の機器備品が整備されているが、2015年度には他研究所と共同して無線LANアクセスポイントを設置し、これまで会議室内の有線1回線のみインターネット接続だったものを、複数台の同時接続を可能とする仕様に変更したことで、公開講演会をはじめ各種研究会にてリアルタイムの情報を効率的に収集しながら研究活動等を行える環境となっている。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### IV. 研究活動

#### 1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況とその適切性

2017年度における研究所の経常予算総額は37,148(千)円で、内、人文科学研究所という予算単位内で計画や諸科目へ組み替え、流用可能な経常支出予算は21,413(千)円である。これは大きく分けて研究計画予算と資料委員会予算、その他から構成されるが、そのうち研究計画予算は9,348(千)円であり、これを各研究チームに配分してそれぞれの研究費としている。

##### 1) 研究費

研究チームは、現在、「共同研究チーム」3チームと「研究会チーム」35チームがある。このうち「共同研究チーム」は特に専門分野を異にする研究員から構成されている。2017年度における研究費配分額として「共同研究チーム」の3チームは上限を430(千)円、「研究会チーム」については上限を260(千)円とし、上限を下回る予算申請をしたチームは申請額を配分している。また、研究チームへ配分されている研究費は、研究活動に必要な図書費、講演料、研究旅費に支出が可能となっているが、おおよそ講演料・資料購入費にあてられており、各チームの研究テーマに沿った使われ方がされている。また、使途として、各チームの独自性を尊重し、会合費以外の支出を認めていることから、個別の事

情に応じた適切な運用がされているといえる。

### ①研究旅費（調査、合宿）

＊旅費支給基準

#### a. 国内

中央大学旅費規程、旅費内規に準じて交通費・宿泊費を支給し、諸経費は支給していない。旅費は、チームの配分予算のなかから支出するものとし、予算額の50%を上限とする。

#### b. 海外

運営委員会の議を経ることとし、所長の承認を必要とする。

支給対象は当面研究員のみとしている。交通費は、東京－那覇市間相当額を超えない範囲で実費支給することができ、宿泊費、諸経費は、中央大学旅費規程に定める金額を、2泊3日を限度として支給することができる。

これらの旅費については、所属するチームの配分予算のなかから支出するものとし、予算額の50%を上限とする。

なお、学内の他制度からの旅費支給と重複して支給しないこととしており、学会、研修会、教育、視察、国際会議を目的とする出張については適用しない。また、出張終了後はすみやかに研究所所定の報告書を提出しなければならない。

### ②講演料

外部講師のみに支給し、中央大学専任教員・研究員・客員研究員・準研究員には支給しない。

なお、毎年11月頃に各チームの研究の進捗状況を確認し、必要に応じて予算の再配分を行い、研究費の有効活用に努めている。

## (2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど 教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

文献及び資料の整理、データ入力等研究チームの研究の進展のために、人文科学研究所では、研究チーム責任者の申請により、研究チーム内の準研究員（本学大学院博士課程後期課程在籍者）の中から2015年度7名、2016年度6名、2017年度5名のRAを採用している。なお、RAに係る経費は、大学院事務室予算から支出される仕組みとなっている。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 各チームの研究費予算配分は、申請内容を踏まえつつも、ほぼ一律となっており、一方執行率は0%から100%に近いものまで、チームによってかなり差があるため、研究所全体の予算執行率を下げる要因となっている。各チームには、より実態にあった予算申請をするよう注意喚起するとともに、研究予算の有効活用を促す必要がある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 次年度予算計画書作成の際に、前年度の予算執行率、執行内容を改めて周知し、実態にあった予算申請をするよう注意喚起を行う。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 次年度予算計画書作成依頼時に、前年度の予算執行率、執行内容を改めて周知し、実態にあった予算申請をするよう注意喚起を行った結果、チーム予算の執行率が5ポイント上昇し、約67%となった。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 附置研究所における研究活動の状況

1) 構成員とチームの現状

研究員の資格は、本学の専任教員のうち、研究所の事業に参加を申請し、研究員会の議を経て許可された者に与えられる。また、専任教員以外の者にも、客員研究員（学外の研究者で共同研究への参加を申請し、研究員会の議を経て許可された者）、準研究員（大学院博士課程後期課程在籍者またはこれに準じる者で、共同研究への参加を申請し、研究員会の議を経て許可された者）として共同研究へ参加する途が開かれている。

2017年5月現在、研究員は、法学部28名、経済学部22名、商学部19名、理工学部7名、文学部57名、総合政策学部5名、総計138名、客員研究員は237名、準研究員は27名である。

人文科学研究所設置の目的である共同研究を推進するため、各研究員は研究チームに所属する。共同研究の組織には、「共同研究チーム」と「研究会チーム」の2種類ある。このうち、「共同研究チーム」とは特に専門分野を異にする研究員から構成されたチームを指す。

チームの人数は、「共同研究チーム」は7人以上、「研究会チーム」は3人以上の構成員により構成され、いずれも客員研究員と準研究員の合計人数は構成員の半数を超えないことを原則としている。ただし、本学の定年退職者である客員研究員については、ほとんどの場合について本学が研究の本拠地となっている実態を勘案し、この比率を出す場合には、研究員とみなすこととしている（2000年6月8日運営委員会）。また、依願退職した研究員が引き続き同じチームで客員研究員として研究活動に従事する場合、そのチームに限り、構成員比率の適用を例外として研究員とみなしている（2000年6月8日運営委員会）。

研究チームは、研究員の自主的で自由な発意に基づき結成され、自由闊達な共同研究の場が形成されている。

2017年度は、「共同研究チーム」は3チーム、「研究会チーム」は35チーム、合計38の研究チームが活発な研究活動を行っており、共同研究の豊かな成果をあげている。

[表 13-44 研究チーム数]

単位：チーム

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
共同研究チーム	3	3	3	3	3
研究会チーム	37	40	38	37	35

※各年度5月1日時点のチーム数

## 2) 研究期間

研究チームの研究期間は、1期5年以内とし、原則として2期までとなっている。ただし、各期の研究期間内に共同研究が終了しなかった場合は、合計3年まで延長することができる（この延長期間中には、チーム別予算配分は行われない）。

## 3) 研究活動

研究活動は、各チームが主体的に計画し、①公開講演会・シンポジウム、②公開研究会、③研究会、④合宿研究会・現地調査、⑤談話会等のかたちで実施されている。

[表 13-45 実施回数]

	2012	2013	2014	2015	2016
①公開講演会・シンポジウム	11	10	10	9	8
②公開研究会	37	46	51	49	46
③研究会	50	53	25	20	17
④合宿研究会・現地調査	3	7	7	9	10
⑤談話会	2	1	5	0	3

## 4) 研究成果の公表

研究チームは各期の研究期間内に、研究成果を発表するものとされ、特に共同研究チームは、研究成果を『研究叢書』として発表することが義務づけられている。

刊行物には、『人文研紀要』と『研究叢書』、『翻訳叢書』、『ブックレット』があり、紀要には、「共同研究チーム」及び「研究会チーム」の研究成果が随時発表され、叢書には、「共同研究チーム」及び「研究会チーム」の総合的な研究成果が発表される。また、各年度の研究活動の概要を公表するために、『人文科学研究所年報』が刊行されている。

### ①研究叢書・翻訳叢書

共同研究チームは、研究活動の成果を『研究叢書』に発表することが義務づけられているが、他の研究会チームも『研究叢書』を刊行している。2016年度までに64冊の『研究叢書』が刊行されている。

このほかに『翻訳叢書』が17冊刊行されている。

[表 13-46 研究叢書・翻訳叢書発行点数]

単位：点

年度	2012	2013	2014	2015	2016
研究叢書	2	3	1	2	1
翻訳叢書	2	2	4	2	1

### ②人文研紀要

研究チーム及び研究員個人の研究成果は、年数冊刊行の『人文研紀要』に発表されており、2016年度までに85冊が刊行されている。

[表 13-47 人文研紀要発行点数]

単位：点

年度	2012	2013	2014	2015	2016
発行点数	2	3	2	3	3

### ③人文科学研究所年報

研究チームによる活動記録及び研究所運営に関する事項は『人文科学研究所年報』に

年1回報告され、まとめられている。(既刊37号 2016年10月13日付)

#### ④人文研ブックレット

研究会や談話会等で、口頭発表された報告は希望があれば、ブックレットにまとめられ、刊行されている。(既刊33号・不定期)

[表 13-48 人文研ブックレット発行点数] 単位：点

年度	2012	2013	2014	2015	2016
発行点数	1	2	0	0	1

人文科学研究所は数多くの研究チーム数を有しており、研究成果の刊行物による公表及び講演会、研究会等の研究活動は、全体として活発に行われており、実りあるものといえる。

なお、刊行物については、従来の『研究叢書』や『人文研紀要』に加えて、海外の学術的価値の高い未邦訳の文献を紹介する『翻訳叢書』の第1巻となるサミュエル・ジョンソン『スコットランド西方諸島の旅』(2005年)は、専門家だけでなく世の一般読者からも広く高い評価を得た。全国紙に書評が掲載され、初版がほぼ完売し、専門家だけでなく一般読者からも高い評価を得た。日本の学術文化の進歩に貢献する内容を備えた著作の翻訳、という叢書の意図が実現した企画と評価している。翻訳叢書については、その後も順調に刊行を続けており、2015年度に全5巻のシリーズが完結した『フランス民話集』は、フランスの伝統的な口承文化をわかりやすく伝える貴重な書として第51回日本翻訳出版文化賞を受賞した。

研究成果発表においては、学術論文としての質を担保するために様々な制度を導入している。研究叢書の掲載論文は研究チーム内で論議の上で掲載されており、紀要の掲載論文はチーム責任者あるいは出版委員による内容確認を受けた上で、編集幹事会の審議を経て掲載されることとなっている。準研究員の論文については研究者としてはまだ途上にあることを考慮し、査読審査を行っており、一定の教育的効果を得ている。また、2015年度に人文科学研究所内に「人を対象とする研究」倫理審査委員会を設置し、共同研究活動が高い倫理観と社会的良識にしたがって展開されるように配慮している。2016年度は7件の申請があり、適正に審査が行われた。

このほか、外国人講師の受入れ及び研究員の海外派遣状況については、多彩な外国人講師を招いて、活発な研究活動を行っており、毎年、外国人講師を招いた講演会を開催している(2016年度は、外国人訪問研究者6回、外国人研究者1回、チーム主催の公開研究会9回)。

#### (2) 学外競争的研究資金の獲得状況

現在のところ、特段の実績はない。

#### 参 考

##### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究チームは、6学部の専任教員が研究員として所属し、また多くの学外の研究者とともに自主的な発意に基づき結成され、自由闊達な共同研究の場が形成されている。また、研究成果の発表は活発に行われており、またその質を担保する査読審査や、倫理審査委員会等の制度が適切に設けられている。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 学外の研究者を交えての自由闊達な共同研究の場である研究会の開催については、多摩キャンパスに限らず都心で開催するなど、事務で対応可能な限り、チームの希望に添うよう柔軟に対応していく。

**【前年度に設定した対応方策の進捗状況】**

- 学外の研究者を交えての自由闊達な共同研究の場である講演会、研究会、談話会は、チームメンバーのみの研究会も含め 74 回実施した。そのうち 25 回は参加者の利便性の良い駿河台記念館など多摩キャンパス以外の場所で実施するなど、チームの要望に合わせて開催することができた。

**【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

**V. 社会連携・社会貢献**

**1. 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**（1）教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）**

人文科学研究所では、次のような研究成果を社会に還元するとともに、様々な研究活動を通じて貢献している。

**1) 公開講演会等**

人文科学研究所として、毎年、数回の公開講演会、公開研究会、シンポジウム等を行っている。公開講演会、公開研究会、シンポジウム等には研究員以外の参加も得ているほか、一般市民の参加もある。ただし、そういった参加者や一般聴衆は必ずしも多くない。

主催チーム等の了承が得られた場合は、本学公式 Web サイトに日時と場所を掲載して学内外に参加を呼びかけている。

**（2）学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）**

他大学や企業等との連携による共同研究、受託研究等の実績はない。

**【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

**VI. 管理運営・財務**

**I. 管理運営**

**1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**（1）事務組織の役割と構成、人員配置の適切性**

**（2）事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を**

図るための方途等)が整備されているか。

人文科学研究所専属の事務組織による支援体制にはなっていない。経済研究所・企業研究所・社会科学研究所・人文科学研究所・政策文化総合研究所を合わせた、5研究所の合同事務室のスタッフが各研究所の支援を行う体制となっている。

現在、研究所合同事務室は、事務長1人、専任職員6人、派遣職員3人、パートタイム職員数人で組織されている。5研究所の業務の標準化を図り、研究活動に対してきめ細かくかつ総合的な支援を図るため、1研究所1担当者制を採用しており、5研究所の担当者間でコミュニケーションを取りやすい体制が確保されている。5研究所の業務は共通性が高く、情報やスキルの共有等、横の連携を強化することで、業務の効率化を図り、適切に運営できる一方で、以下に挙げるリスクやデメリットも同時に抱えてきた。

1. 疾病等によるサービス低下のリスク
2. 業務の“属人化”による業務内容のブラック・ボックス化
3. 業務の縦割りにより人事異動の影響を受けやすい
4. 業務改善の促進やスタッフの有効活用が進まない

こうしたリスクの回避・軽減やデメリットの解消のため、一部業務を1研究所1担当者制から複数人で担当する業務グループ制で対応することとし、2017年7月より試行的に導入することとした。2017年度末までの9ヵ月間の試行期間で業務執行状況を検証し、業務グループ制に完全移行するかどうかを判断する。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### VII. 内部質保証

1. 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立状況

自己点検・評価に関しては、人文科学研究所組織評価委員会がこれを担っており、毎年度における自己点検・評価活動を行っている。また、その結果については、当該委員会の委員長を研究所の所長が兼ねることとなっていることから、点検・評価の結果明らかとなった問題点等を直截に運営委員会にかけて検討し、必要に応じた改善策を講じる仕組みとなっている。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## ◇保健体育研究所

### I. 理念・目的

1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 研究所の理念・目的

保健体育研究所は、保健体育科学に関する共同研究を行い、学術の発展に寄与することを目的として、1978年11月に大学附属の4番目の研究所として設立された。現在では後述する組織構成をもち、主に以下のような活動、事業を行っている（中央大学保健体育研究所規程第3条）。

- ・スポーツ・健康科学に関する共同研究及び共同調査
- ・研究・調査に必要な図書及び資料の収集・管理
- ・研究・調査に必要な実験・測定機器の整備及び管理
- ・研究・調査の成果及び資料の刊行
- ・研究会、講演会等の開催
- ・その他研究所の目的を達成するために必要な事業

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

### II. 教育研究組織

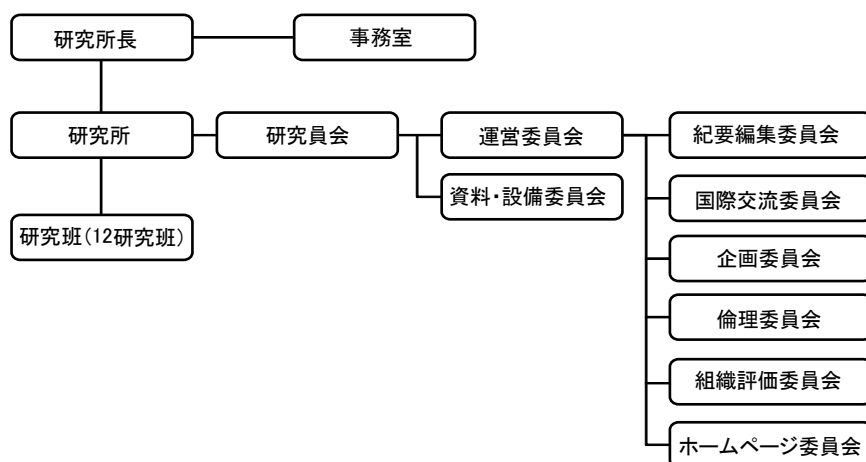
1. 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 教育研究組織の構成

研究所の組織構成は、下図の通りとなっている。

[図 13-6 研究所組織図]



まず、研究員会は研究員をもって構成し、研究所に関する次の事項について審議決定して



いる（保健体育研究所規程第 11 条）。

- ・運営の基本方針に関すること
- ・事業計画に関すること
- ・所長の選出に関すること
- ・予算申請案に関すること
- ・その他研究所の運営に関する重要なこと

また、研究員会の決定した基本方針に基づく運営のため、研究所に運営委員会を置き、次の事項について審議決定している（同規程第 15 条）。

- ・研究所の運営に関すること
- ・事業計画案の作成及び事業計画の執行に関すること
- ・予算申請原案の作成及び予算の執行に関すること
- ・その他所長が必要と認めること

このほか、図書・資料の収集・管理及び実験・測定機器の購入・管理のため、研究所に資料・設備委員会、その他、目的に応じた各種委員会を設置している。

上記のうち、運営委員会は現在ルーティンの研究所業務を円滑に進める為に年間最低 4～5 回開催され、研究員全員が参画して業務・研究の充実、改善等について審議している。企画委員会は、研究所として取り組むイベント・講演会等の企画・立案に関する権限をある程度委任されている。

#### 【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### Ⅲ. 教育研究等環境

#### 1. 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

現在の蔵書数は、表 13-49 の通りである。教育研究上必要な資料を適切に整備している。

[表 13-49 2016 年度 図書・資料収集報告]

	種 類		期 首	年度内増減	期 末
	固定資産 図 書	和書	冊数	2,430 冊	40 冊
金額			8,947,103 円	98,760 円	9,045,863 円
洋書		冊数	743 冊	14 冊	757 冊
		金額	2,583,889 円	37,436 円	2,621,325 円
計		冊数	3,173 冊	54 冊	3,227 冊
		金額	11,530,992 円	136,196 円	11,667,188 円
管理備品 図 書	和書	冊数	751 冊		751 冊
	洋書	冊数	146 冊		146 冊
	計	冊数	897 冊		897 冊
合 計	和書	冊数	3,181 冊	40 冊	3,221 冊
	洋書	冊数	889 冊	14 冊	903 冊
	計	冊数	4,070 冊	54 冊	4,124 冊
継続雑誌	和書	冊数	27 冊		27 冊
	洋書	冊数	7 冊		7 冊
	計	冊数	34 冊		34 冊
総蔵書数	計		4,124 冊		
				和 書	洋 書
				3,221 冊	903 冊

[表 13-50 図書・資料冊数 (2017年3月31日現在)]

		和漢書	洋書	計
2016年度 受入冊数	購入	0	0	0
	製本	40	14	54
	寄贈・その他	0	0	0
	計	40	14	54

[表 13-51 雑誌種数 (2017年3月31日現在)] 単位：種

		日本語	外国語	計
2016年度 受入種数	購入	27種	7種	34種
	寄贈	0種	0種	0種
	計	27種	7種	34種

研究所資料室(図書室・書庫)において、図書、学術雑誌、その他教育研究上必要な資料は適切に整備されている。また、スポーツ・体育教育関連の書籍・雑誌は、学内でも保健体育研究所資料室にしか所蔵が無いものが多々あり、研究所研究員のみならず、一般学生の使用も多い。中でも、本学FLPプログラム「スポーツ・健康科学プログラム」を受講し、スポーツ・体育関連の知識や情報収集を行う学生には必要不可欠な資料室となっているが、閲覧スペースが十分ではない。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究所資料室は、研究員にとって、専門図書を閲覧するための「身近な書庫」として大いに機能している。また、開架式のため、FLP「スポーツ・健康科学プログラム」受講生にとって、専門図書の閲覧がしやすく、レポートやリサーチ等、演習形式の授業への還元効果が高い教育研究環境となっている(2015年度内には、主にFLP受講生によって2,111枚の文献複写が行われている)。

<問題点および改善すべき事項>

- 研究所資料室は、決して広くはないスペース(2部屋)に現在でも多くの蔵書を有している。毎年製本等により60冊前後の蔵書が増え続ける事情を抱えながら、閲覧しやすい環境を維持していくのは大変難しい状況ではあるが、資料・設備委員会を中心に、閲覧しやすい環境整備に対して継続的に検討し具体的な方策を展開する必要がある。

<対応方策(長所の伸長/問題点の改善)>

- 研究員の研究活動や学生の学習活動をさらに高めるような図書・雑誌等がないか、資料・設備委員会を中心に継続してリサーチしていく。
- 蔵書スペースを確保するために、資料・設備委員会を中心として、図書管理物品以外の不要書籍の取捨選択を進める。また、限られたスペースの中でも、利用者にとって閲覧しやすい配架となるようにリデザインする。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 研究員の研究活動や学生の学習活動をさらに高めるような図書・雑誌等のリサーチを、資料・設備委員会で実施した。

- 蔵書スペースを確保するために、資料・設備委員会が中心となって、所蔵図書の中から重複図書など廃棄対象のリストアップ作業を進めた。
- 配架スペースのコンパクト化を含めた研究所資料室のあり方について、資料・設備委員会において継続して審議を行った。その中で、定期購読雑誌の一部を電子ジャーナル化する方向性を確認した。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 研究所資料室は、研究員にとって、専門図書を閲覧するための「身近な書庫」として大いに機能している。また、開架式のため、FLP「スポーツ・健康科学プログラム」受講生にとって、専門図書の閲覧がしやすく、レポートやリサーチなど演習形式の授業への還元効果が高い教育研究環境となっている（2016年度内には、主にFLP受講生によって507枚の文献複写が行われている）。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 研究所資料室は、決して広くはないスペース（2部屋）に現在でも多くの蔵書を有している。さらに、毎年60冊前後の蔵書が増えるので、閲覧しやすい環境を維持していくのは大変難しい状況にある。良好な環境を維持するには、対応方策に示すような取り組みを着実に進めていく必要がある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 研究員の研究活動や学生の学習活動をさらに高めるような図書・雑誌がないか、資料・設備委員会を中心に継続してリサーチする。
- 所蔵図書の中から重複図書など廃棄対象のリストアップ作業を進め、廃棄を実行する。
- 資料・設備委員会を中心に、学内他組織の導入事例を踏まえながら、定期購読雑誌の電子ジャーナル化を推進させる。

## 2. 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### （1）研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

現在、保健体育研究所では、主に次のような施設を備えている。所長の執務用途以外に客用応接室としても使用可能な所長室、研究班の研究室（3部屋）、共同研究室（1部屋）、PCやプリンタ、プロジェクタ、スクリーン等を設置・保管したOA室、新刊雑誌と書籍を所蔵した部屋（図書室）と雑誌等を製本したバックナンバーを所蔵する部屋（書庫）の2部屋からなる資料室、研究員ミーティングや研究所委員会のみならずFLP講義でも使用される会議室、研究用機器を所蔵した倉庫（2部屋）、測定機器を備えた測定室（3部屋）、運動器具を設置し、研究用以外にも体育実技科目（RHクラス）等でも活用されているトレーニング室といった研究施設である。

なお、現在ある12の研究班の全てに個別の研究室を割り当ててはならず、資料・設備委員会が必要と判断したときに研究所内の部屋の再分配を検討することとしている。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

#### <長所および効果が上がっている事項>

- トレーニング器機が更新されたことで、トレーニング室の利用数は以前に比べて増えており（2014年度利用者13名、2015年度利用者140名）、また、トレーニング器機を使った研究活動も模索され始めている。

#### <問題点および改善すべき事項>

- トレーニング室は前述のような状況ではあるが、高いレベルでの研究を行うにはトレーニング器機の質と量が不足している。予算的な制約はあるものの、研究に耐え得る器機の充実を図る必要がある。
- 研究員（専任教員）の退職や、研究班の活動終了等によって、一部の研究機器が十分に活用されていない状況にある。

#### <対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- トレーニング器機をどのように充実させていくかということについて、資料・設備委員会を中心に中長期的な視点から検討する。
- 研究員（専任教員）の退職や、研究班の活動終了によって十分に活用されていない研究機器は、資料・設備委員会で保有の有無を検討した上で、保有を継続する場合は担当研究班を決定し、保有を打ち切る場合は廃棄を進めるものとする。また、有効な活用を促進するために、研究所内の研究機器保有状況を研究員で情報共有する。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- トレーニング室の充実に向けた中長期計画について、資料・設備委員会を中心に検討を進めた。また、室内に鏡やトレーニングベンチを新設したほか、ダンベル等のトレーニング器具を補充した（2016年度予算）。
- 共同研究室のスペースを拡げるため、共同研究室とOA室の保有機器類を入れ替えた。これに合わせ、両室に保管されている機器の中から、使用不能になったものや古くなって十分に活用されていないものを選定し、廃棄処分とした。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

#### <長所および効果が上がっている事項>

- トレーニング器機が逐次更新された結果、トレーニング室利用者数が年々増えてきている（2014年度利用者13名、2015年度利用者140名、2016年度利用者305名）。また、「学生の体力研究班」では、トレーニング室において測定した学生の体力値（データ）を継続的に蓄積してきており、研究成果の公表が待たれる。
- 共同研究室とOA室の保有機器類を入れ替えたことにより、共同研究室のスペースをそれまでよりも拡げることに成功し、研究員の研究活動環境の改善につながった。

#### <問題点および改善すべき事項>

- トレーニング器機についての中長期計画の立案に向け、資料・設備委員会が中心となって検討したが、より高いレベルでの研究を行うためのトレーニング器機の購入には高額な予算

が必要となるため、実現可能な中長期計画を立案するに至らなかった。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- より高いレベルでの研究を行うためのトレーニング器機についての中長期計画の立案に向け、引き続き資料・設備委員会が中心となって検討していく必要がある。
- トレーニング器機の測定精度を確保するため、専門業者による年1回の定期メンテナンスを実施することに加え、研究員あるいは職員（嘱託を含む）による点検（月1回）を実施する。
- 研究活動環境の更なる改善に向け、購入後一定期間を経過した機器を保有／廃棄するかの選別作業、及び継続して保有する際の活用法等について、資料・設備委員会が中心となって引き続き検討していく。

#### IV. 研究活動

1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況とその適切性

研究費及び研究旅費については、研究班毎に研究計画に基づいた予算申請を提出し、資料・設備委員会において申請物品・旅費を審議し、予算配分を決定している。研究班毎に予算枠が予め設定されているわけではなく、研究班の間で研究所の大枠予算の中で予算を融通し合っているのが現状である。この点、研究所の共有設備として設置すべき測定機器（心電図解析システム等）が資料・設備委員会で提案された場合には、研究班の申請に優先して予算が適切に執行されてきている。

[表 13-52 共同研究費の予算執行率]

単位：%

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
予算執行率	93.8	83.1	102.1	87.0	89.3

(2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

現在、ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフの雇用はないが、学生の精神衛生研究班の研究プロジェクトに関わっている RA 2 名を準研究員としている。

#### 参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 2015年度は、限られた研究所予算の中で、研究所全体を挙げて取り組んだトレーニング室整備や、公開講演会・共催企画に対して、重点的な予算投下がなされた。予算の使い方についても、より内容のあるものにすべく工夫し、従来は講演会後にテープ起こしを依頼していたところ、講演会当日に速記士を入れて文字起こしの納品を前倒しすることによって、研究員による紀要掲載の講演録原稿執筆に従来よりも多くの時間を充てられるようになり、例年通りの発行スケジュールの範囲内で紀要の内容がより充実したものとなった。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 既に研究員個人での外部資金獲得は実績があるものの、研究班を母体とする外部資金調達には至らなかった。また、継続してメーリングリストや掲示板を利用した広報活動を行ったが、外部資金獲得へ直結するようなその他の取組みが打ち出せなかった点は引き続き改善すべき課題である。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 資料・設備委員会を中心に、研究所予算をさらに有効に活用する工夫が出来ないか検討し、研究活動の活発化に繋げる。
- 外部資金の調達に向けて、研究所として広報活動は行っているものの、現状、大きな成果をあげられていない。そもそも、今後の長期的な研究所のスタンスとして、研究員への一方的なアナウンスのみに終始すべきか、研究所全体として段階的に何かプロジェクトを立ち上げ、資金獲得に向けて動くのか、研究員会で方向性を決定する。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 年度末の予算残額の使途について、迅速に執行判断ができるように、資料・設備委員会承認のもと、資料・設備委員長及び所長に執行判断を一任する体制を採用した。
- 外部資金の調達に向けては、研究員会で何らかの方向性を決するに至らなかった。しかしながら、2016年度初の試みとして、科研費を獲得した経験を持つ研究員から「研究計画調書」の提供を受け、研究員に向けて事務室で閲覧可能とし、多くの研究員が閲覧した。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 2016年度予算では、年度末の資料・設備委員長及び所長一任体制のもと、あまり活用されていなかった共同研究室・OA室の整備に予算を優先投入した。研究班全てが固有の研究室を有しているわけではない当研究所において、共同使用可能なスペースを拡充したことは、研究活動活性化を直接推進させたといえる。また、年度末の一任体制が上手く機能したといえる。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 外部資金の調達に向けては、現状、研究員会で何らかの方向性を決するに至っておらず、必要なサポート体制等の情報共有が進んでいるとはいえない。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 外部資金の調達に向け、昨年度実行した「研究計画調書」の閲覧は、研究所内において、外部資金獲得に向けた意欲を喚起する一助になったといえる。今後、過去に外部資金を獲得した研究員からのヒアリング等、研究員会・運営委員会においても一歩踏み込んだ施策を講じる。

2. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 附置研究所における研究活動の状況

研究員は全て本学専任教員であるが、スポーツ科学領域のみならず、心理学専門の研究員も含まれる。研究員のほか、客員研究員及び準研究員を置くことができ、68名の客員研究員と3名の準研究員が在籍している。客員研究員は「本学専任教員以外の者で研究所の共同研究に参加を予定された者」、また準研究員は「研究所の共同研究に参加を予定された大学院博士課程後期課程在籍者又はこれに準ずる者」について「研究員会の議を経て、所長が委嘱する」と定めている（保健体育研究所規程第8条第2・3項）。

研究員はそれぞれの所属学部において教育・研究活動を行うが、運動部の指導に深く携わる者もいる。そのため、研究時間の確保や研究所活動へのコミットは、基本的に個人の裁量の範囲にあり、時間確保の困難さや一部研究員への負担の偏りなどの解決されるべき問題がある。特に近年は、専任教員数の減少、新規採用の制限により教員の高齢化が進み、加えて業務範囲の拡大（FLP 担当業務等）により、専任教員である研究員が共通の時間を割いて実施するサービスプログラムの企画などは殆ど実施不可能な状況にある。

現在、研究所には下表の通り12の研究班があり、各班の設定する研究テーマに基づく活動が展開されている。

研究所として実施する事業・イベント等については、研究所内に置かれる企画委員会等が中心となって実施しており、個別に活動を行っている各研究班の情報共有の機会としては紀要の発刊（各研究班主査による紀要編集委員会の開催）、年度末開催の成果報告会（研究員の集い）等が、貴重な場となっている。

[表 13-53 研究体制一覧 (2017 年度)]

	研究班名称	研究テーマ	主査	研究員	客員研究員	準研究員
1	学生の精神衛生研究班	①大学生生活の過ごし方のタイプによる学校適応ちがいのについて ②大学生生活の過ごし方のタイプによるキャリア選択・進路決定のちがいのについて	都筑 学	3	1	2
2	授業研究班	①授業効果に関する研究（FDを含む）	森 正明	5	6	0
3	学生の体力研究班	①継続的に実施している体力測定による学生体力の経年変化に関する研究 ②年度初頭と末葉の学生体力比較とフィードバックの効果に関する研究	高村 直成	4	6	0
4	野外運動研究班	①スノースポーツ事故の法的責任及び安全管理・安全教育について ②スキーヤーの筋電図及びスキー板の歪みに関する雪上実験とその解析	布目 靖則	4	9	0
5	ヒューマンパフォーマンス研究班	①水泳時のスピードメータ測定、アシスト測定、水中映像撮影および泳法分析について ②陸上長距離選手の映像撮影および走法分析について	安川 通雄	6	8	1
6	古武道研究班	①中国伝統太極拳に関する研究 ②空手道の近代化に関する研究 ③太極拳の健康効果に関する研究 ④古武道の理論・実技に関する研究 ⑤呼吸法に関する研究	青木 清隆	3	12	0
7	スポーツ医学研究班	①アスリートのコンディショニング・サポートに関する研究 ②サッカーの競技力向上・医科学サポート	加納 樹里	2	8	1
8	高所トレーニング研究班	①大学競泳選手を対象とした高所トレーニングに関する研究	森谷 暢	2	6	0
9	スポーツ健康政策研究班	①各自治体におけるスポーツ振興政策の動向について ②山間地域における冬季スポーツの動向について	小林 勉	2	8	0

	研究班名称	研究テーマ	主査	研究員	客員 研究員	準 研究員
10	知的障がい者・精神障がい者スポーツ研究班	①スポーツが、知的障がい者・精神障がい者の心理・精神状態および機能に与える影響の研究 ②知的障がい児（者）教育が、知的障がい者の心理・精神状態および機能に与える影響の研究	宮崎 伸一	1	6	0
11	スポーツ認知・心理研究班	①運動・スポーツ活動時の注視点に関する調査 ②大学生アスリートに対するイップス関連の調査	村井 剛	2	3	0
12	2020 オリンピック・パラリンピック研究班	①中央大学のオリンピック、パラリンピックの調査 ②中央大学におけるオリ・パラ教育 ③2020 東京オリ・パライベント、ボランティアに関する研究	森 正明	3	3	0

また、論文発表や学会での活動状況等、具体的な活動状況は次の通りである。

### 1) 論文等研究成果の発表状況

保健体育研究所では、複数の研究班を設置し、各々が設定しているテーマに沿って、専門的な研究プロジェクトを進めてきた。その成果の発表の場として、年に1回「中央大学保健体育研究所紀要」を発行し、2017年6月に発行予定の最新号で通算35号目となった。近年、発行された当該紀要における、収録論文・資料数は、下表に示す通りである。

[表 13-54 中央大学保健体育研究所紀要掲載論文・資料数] 単位：本

活動年度	2012	2013	2014	2015	2016
号数	31	32	33	34	35
論文数	3	6	9	5	8

この他、研究成果発表の場は紀要にとどまらず、スポーツ専門誌への寄稿や著書出版等の形でも行われている。

### 2) 国内外の学会等での活動状況

近年（2013年4月～2017年5月）に行われた学会等での活動状況については、以下の通りであった。

<学会発表等>

#### ・授業研究班

1. 魅力ある授業づくりの事例（報告）、体育・スポーツ・健康に関する教育研究会議（2015年3月）
2. 授業効果に関する研究「大学ソフトボール授業におけるティーチングティップス」、体育・スポーツ・健康に関する教育研究会議（2014年3月）
3. 日本運動・スポーツ科学学会（報告）大学ゴルフ授業に反転授業を取り入れた事例（2014年5月）
4. 日本教材学会（報告）大学ソフトボール授業に反転授業を取り入れた事例（2014年11月）

#### ・野外運動研究班

5. 「ACL再建術後の競技復帰に関する研究－不安、PTGの観点から－」日本スキー学会2013年度研究会（2013年9月）
6. 「『スノースポーツ安全基準』にみる指導者および受講者の責務について」大学スキー研究会（2014年1月）



7. 「『スノースポーツ安全基準』を読み解く①」 スキーメイト (全国勤労者スキー協議会) pp28-19、 (2015年9月)
8. 「『スノースポーツ安全基準』を読み解く②」 スキーメイト (全国勤労者スキー協議会) pp30-31、 (2015年11月)
9. 「『スノースポーツ安全基準』を読み解く③」 スキーメイト (全国勤労者スキー協議会) pp26-27、 (2016年1月)
10. 「『スノースポーツ安全基準』を読み解く④」 スキーメイト (全国勤労者スキー協議会) pp32-33、 (2016年9月)
11. 「『スノースポーツ安全基準』を読み解く⑤」 スキーメイト (全国勤労者スキー協議会) pp32-33、 (2016年11月)
12. 「『スノースポーツ安全基準』を読み解く⑥」 スキーメイト (全国勤労者スキー協議会) pp28-29、 (2017年1月)
13. 「『スノースポーツ安全基準』を読み解く⑦」 スキーメイト (全国勤労者スキー協議会) pp23-25、 (2017年3月)
14. 「日本スキー教程 安全編」 公益財団法人日本スキー連盟編 (2016年11月)  
(※本研究員が執筆箇所のみ以下にリストアップ)

#### 第1章 序論

第2節 スノースポーツに内在する危険、pp10-11

第3節第2項 死亡事故の実態、pp16-21

第4節 事故と法的責任、pp22-31

第5節 安全なスポーツ環境の創出に向けて、p32

#### 第2章 安全な滑走のために

第1節 スキーヤーの責務、pp34-42

第2節 引率者・指導者および受講者の責務、pp43-45

第3節 救助義務、p46

第4節 ジュニアスキーヤー、シニアスキーヤーの安全対策、pp47-49

#### 第3章 スキーパトロール論

第2節 スキーパトロールの業務内容、pp68-81

#### 第5章 山岳スキー (バックカントリー)

第1節 バウンダリーを超えることの意味、pp136-137

第2節 基礎知識・基本技術、pp138-141

第3節 装備、pp142-147

第6節 捜索費用・保険、p157

#### ・トレーニング・コーチング研究班 (2017年度～ヒューマンパフォーマンス研究班)

15. Relationship between sports injury and landing step pattern in male long-distance runners; Tetsuya Tanaka, Yutaka Yoshimura, Michio Yasukawa and Kazuo Oishi; 18th Annual Congress of the European College of Sport Science (2013年6月)
16. Determination Of Optimum Conditions In Sprint-Assisted Training For Competitive Swimmers; 11th International Symposium on Biomechanics and Medicine in Swimming (2014年4月28日～5月2日)
17. Tetsuya Tanaka, Yutaka Yoshimura, Yusuke Takahashi, Michio Yasukawa, Kazuo

Oishi: Determination of optimum conditions in sprint-assisted training for competitive swimmers. XIIth International Symposium on Biomechanics and Medicine in Swimming. April 28 to May 2, 2014 Australian Institute of Sport, Canberra

18. Tetsuya Tanaka, Yutaka Yoshimura, Michio Yasukawa, Kazuo Oishi: Elbow angle changes during the underwater stroke phase in sprint-assisted training for competitive swimmers. 21st Annual Congress of the European College of Sport Science. 2015 Malmö, SWE.
19. Tetsuya Tanaka, Yutaka Yoshimura, Michio Yasukawa, Kazuo Oishi: A study of sprint-assisted training for para-swimmers. 22nd Annual Congress of the European College of Sport Science. 2016 Wine, Austria.

・古武道研究班

20. 「太極拳実施にともなう高齢者の大脳皮質活性部位および抑制部位の同定」  
第143回東邦医学学会例会（2014年2月）
21. 教育講演「呼吸の生理機能」、日本養生学会第16回大会（2015年3月）
22. 「中高年層における太極拳実践者の主観的幸福感」、日本体育学会第66回大会（2015年8月）
23. Movement of Center of Gravity of Four Breathing Types., The 20th East Asian Sport and Exercise Science Society Annual Congress（2015年8月）
24. 「呼吸時の体重心位置変動の計測」、日本養生学会第17回大会（2016年3月）

・スポーツ医学研究班

25. 「Heart Rate Variability as a Parameter of Mental & Physical condition」  
第9回日独スポーツ会議（2014年9月：慶応大学）
26. 「Influence of Training level on nocturnal Heart rate variability of healthy young students」、第20回ヨーロッパスポーツ科学会議（ECSS）（2015年6月：スウェーデン・マルメ）

・スポーツ健康政策研究班

27. 「栃木県におけるプロスポーツクラブのマネジメントに関する研究：4 プロスポーツチームの現状・課題と連携の可能性」、『日本体育学会第65回大会号』、p. 181、2014年

・知的障がい者・精神障がい者スポーツ研究班

28. 「競技性の高い知的障がい者スポーツの国際大会への参加資格と審査について - 経験と考察 -」、第13回日本スポーツ精神医学会学術集会（2015年9月）

<大会・学会役員および座長>

・野外運動研究班

1. 日本スキー学会 副理事長（布目靖則）、理事（高村直成・渡邊仁）
2. 大学スキー研究会 常任幹事（布目靖則・高村直成）、全国幹事（渡邊仁）
3. 日本野外教育学会理事・事務局（渡邊仁）
4. 日本野外教育学会第14回大会実行委員（渡邊仁）
5. 日本野外教育学会第17回大会実行委員（布目靖則・高村直成・渡邊仁・永嶋秀敏）
6. 日本スキー学会2014年度研究会 実行委員長（高村直成）、実行副委員長（布目靖則）

7. 日本スキー学会 第22回大会実行委員 (渡邊仁)
  8. 日本スキー学会 第25回大会 研究発表座長 (高村直成) 2015年3月
  9. 公益社団法人日本キャンプ協会運営委員 (渡邊仁)
  10. 第17～19回日本キャンプ会議実行委員 (渡邊仁)
- **古武道研究班**
    11. 人体科学会第23回大会 研究発表座長 (宮本知次) 2013年12月
    12. 日本養生学会第15回大会 研究発表座長 (中谷康司) 2014年3月
    13. 日本養生学会第16回大会 実行委員 (中谷康司) 2014年4月～2015年3月
    14. 人体科学会第24回大会 研究発表座長 (宮本知次) 2014年11月
    15. 人体科学会第25回大会 大会会長 (宮本知次) 2015年4月～2016年3月
    16. 人体科学会第25回大会 大会実行委員長 (青木清隆) 2015年4月～2016年3月
    17. 人体科学会第25回大会 事務局長 (中谷康司) 2015年4月～2016年3月
    18. 人体科学会第25回大会 事務局員 (浦谷郁子) 2015年4月～2016年3月
    19. 日本養生学会第17回大会 実行委員 (中谷康司) 2015年4月～2016年3月
    20. 日本トランスパーソナル心理学・精神医学会 顧問 (宮本知次)
    21. 日本養生学会 常任理事 (宮本知次・中谷康司)
    22. 人体科学会 常任理事 (宮本知次)
    23. 日本生理学会 評議員 (中谷康司) 2014年3月～
    24. 人体科学会 理事 (中谷康司) 2016年4月～
    25. 日本養生学会第18回大会 実行委員 (中谷康司) 2016年4月～2017年3月
    26. 日本養生学会第18回大会 特別講演 司会、シンポジウム指定発言者 (中谷康司) 2017年3月
  - **スポーツ健康政策研究班**
    27. 日本体育・スポーツ経営学会 第38回大会 (於：白鷗大学) 学会実行委員 2015年3月 (小山さなえ・関根正敏)
    28. 日本体育学会体育経営管理専門領域 運営委員 (2015年4月～現在に至る)
    29. 関根正敏、日本体育・スポーツ経営学会第45回研究集会「体育スポーツ経営学の今日的・組織的研究課題を考えるⅡ」、パネリスト及びディスカッションコーディネーター (テーマ：地域スポーツ経営研究の課題) (2013年10月)
    30. 日本体育・スポーツ経営学会 エクセレントクラブ研究プロジェクト サブリーダー 2014年～2016年 (関根正敏)
    31. リサーチカンファレンス 2014 (笹川スポーツ財団・日本スポーツ産業学会共催 学生論文発表会) 論文要旨審査委員 2014年1月 (関根正敏)
    32. 日本体育学会体育経営管理専門領域「プロジェクト研究」研究分担者、研究テーマ：地域スポーツ環境の豊かさを規定する要因の検討 2013年度 (関根正敏)
  - **知的障がい者・精神障がい者スポーツ研究班**
    33. 日本スポーツ精神医学会理事 (宮崎伸一)
    34. 日本スポーツ精神医学会第12回学術集会シンポジウム「スポーツはこころを育む」座長 (宮崎伸一)

### 3) 当該研究所として特筆すべき研究分野での研究活動状況

野外運動研究班では、2013年10月に施行された「スノースポーツ安全基準」の策定に2名の研究員が関わった。この基準は、スキー場においてスキーヤー及びスキー場管理者

が守なくてはならない全国統一のルールである。さらに、同基準の普及を図るため、全国勤労者スキー協議会発行の『スキーマイト』において、同基準の解説文を連載している。研究成果が、基準の策定や普及に結びついたことは、社会還元・社会貢献の観点からも特筆すべきである。

また、公益財団法人全日本スキー連盟 (SAJ) のオフィシャルブックである『日本スキー教程 安全編』の改訂 (2016 年 11 月) にあたり、3 名の研究員が執筆に協力した。本書は、我が国スノースポーツ (スキー・スノーボード) の統括団体である SAJ によって、スキー指導員、スノーボード指導員、公認スキーパトロールの必読書に指定されているため、スノースポーツ界に極めて強い影響力を持つものである。

#### 4) 国際的な共同研究への参加状況

「スポーツ医学研究班」においては、主査が 2013 年度に特別研究期間を利用して、ドイツケルン体育大スポーツ医学研究所に Dr. Bjarnason-Wehrens 教授を訪問し、当地での健康スポーツ施策や心臓疾患等生活習慣病の予防運動、さらには罹患後のリハビリテーション・スポーツの実態について、最近のドイツでの状況を視察した。同教授とは、今後活発な意見交換や、学生の訪問等の機会を目指している。また、同年フィンランドにおける Outdoor Activity の拠点施設 (SOUMEN LATU) を訪問し、本学の研究教育活動への還元を模索中である。

個別の研究班レベルにおいても積極的な国際連携が図られてきており、こうした成果を研究面と運営面で多角的に検証しながら、現在、次なる国際連携に向け、研究員のほか事務局スタッフも含め、鋭意検討している段階である。

#### (2) 学外競争的研究資金の獲得状況

研究所として学外競争的研究資金の獲得は行われていないが、研究班所属の研究員個々においては、当研究所における研究活動の発露として、以下の通り外部資金の獲得について活発な活動が行われている。

- ・ 野外運動研究班 (渡邊 仁)  
自然体験プログラムによる体験者の現実適応と個性化へのプロセス 2013 - 2015  
日本学術振興会／若手研究 (B) 3380000
- ・ 古武道研究班 (中谷 康司)  
太極拳の実施は高齢者の中枢神経系を活性化し、幸福感をもたらすか? 2013 - 2015  
日本学術振興会／若手研究 (B) 25870779
- ・ スポーツ健康政策研究班 (小林 勉)  
東京五輪へ向けたスポーツによる国際貢献事業の戦略に関する研究  
2015. 4 - 2018. 3 / 基盤研究 (C)
- ・ スポーツ健康政策研究班 (小林 勉)  
スポーツ・プログラムがもたらす社会的排除の抑制効果に関する研究  
2012. 4 - 2015. 3 / 基盤研究 (C)
- ・ 知的障がい者・精神障がい者スポーツ研究班 (宮崎伸一)  
2013年度「強度の運動と競技性の高いスポーツが知的障害者の知能に与える影響について」(挑戦的萌芽研究)、2015年度「特別支援学校における知的障がい児に対する性教育力の向上～米国の取り組みの調査から～」(公益財団法人日本健康アカデミー健康知

識・教育に係る公募助成金)を申請したが、いずれも不採択であった。

- ・2020 オリンピック・パラリンピック研究班(森 正明)

首都大学東京の榎本教授が主査となり、「オリンピックレガシーに関する研究」とのテーマで2015年度申請(予算約3,000万円)したが不採択であった。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 新たに、学会等での発表や事務局として役割を担う研究員の裾野が広がっている。特に、本学を会場に2015年11月28、29日で開催された人体科学学会では、若手研究員が事務局を務め、成功裡に開催された学会の裏方を担った。研究員の退職もある中で、研究班体制が上手く機能し、若手研究員の育成が涵養され、研究所の研究機能全体の底上げが図られていると言える。
- 2015年11月29日開催の公開企画「死と生と」や、2016年1月18日開催の公開シンポジウム「2020 東京オリンピック・パラリンピックを目指して」など、時宜に合った、社会的に関心の高いテーマの公開講演会を実施することができ、特に、公開企画では、797人の参加者(公称)があったことから、社会還元・社会貢献にも寄与したと言える。なお、研究員のみならず、客員研究員の参加・問い合わせも多数あったことから、今後の研究活動へのプラスの効果が期待される。

<問題点および改善すべき事項>

- 研究活動が各研究班の任意の活動に依存し、研究所全体として取り組むようなプロジェクトが現状では展開できておらず、保健体育研究所として獲得できた科学研究費補助金あるいは財団系研究助成金はなく、研究員会で今後の方向性を決定する必要がある。

<対応方策(長所の伸長/問題点の改善)>

- 今後も、研究班体制を維持・継承していく中で、若手研究員に適切な役割を担当させるなど、育成面にも配慮していく。
- 引き続き、魅力ある公開講演会を開催する。また、講演会の開催記録を紀要に掲載し、広く社会の耳目を集めるようにつとめる。
- 科学研究費補助金あるいは財団系研究助成金などの外部資金の調達に向けて、研究所として広報活動は行っているものの、現状、大きな成果を上げられていない。そもそも、今後の長期的な研究所のスタンスとして、研究員への一方的なアナウンスのみに終始すべきか、研究所全体として段階的に何かプロジェクトを立ち上げ、資金獲得に向けて動くのか、研究員会で方向性を決定する。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 若手研究員の研究所内での積極的な起用・育成については、委員の分担決めの際に考慮に入れている。近年、専任研究員の定年退職が相次ぐ中、若手研究員が研究所内委員を順番に務めることで、研究所の今後のあり方や活動活性化に資する方策についての段階的な学びを促している。

- 2016年度は、様々なテーマで公開講演会・シンポジウムを3回開催する等、社会還元・社会貢献という点では非常に有益な結果を残した。
- 外部資金の調達という点に向けては、短期間で目覚ましい成果を残せたわけではないが、2016年度に初の取り組みとして、研究員発の施策を講じた（前述・科研費「研究計画調書」の閲覧）。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 2016年度は、後楽園キャンパスで公開講演会を開催する等、従来、地理的な問題で連携が難しかった“キャンパスを越えた研究所活動”が実現した。
- 研究所 Web サイトを活用して、特筆すべき研究班活動の取り組みを公表する等、今までとは違った視点で今あるリソースを有効に使った広報活動に取り組んだ。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 研究所全体として取り組むような活動で目覚ましいものがない。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 12ある研究班は相互に連携できるテーマもあり、協働することは研究所全体の研究力向上につながる可能性を秘めている。外部資金獲得や、学内外での研究所全体で取り組めるプロジェクトへの積極的な関与を模索する。

## V. 社会連携・社会貢献

### 1. 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### （1）教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

研究成果の公表や、保健体育分野の最新情報を発信する意味での公開講演会を下表のように開催している。

[表 13-55 近年の研究所公開講演会開催状況]

	講演題目	講演者	参加者
2011年 11月	「ニコニコペースの運動でも身体は若返り、速くなる」	田中宏暁 氏（福岡大学）	73
2012年 12月	「ボディーコントロールの理論と実際」	右代啓祐 氏（スズキ浜松アスリートクラブ所属・ロンドンオリンピック陸上十種競技 日本代表・日本記録保持者）	97
2013年 11月	「オリンピック教育の現状と今後－2020年をゆたかに楽しむために－」	中塚義実 氏（筑波大学附属高等学校教諭・スポーツ文化研究会「サロン2002」理事長）	60
2014年 11月	「スポーツを通じた地域貢献－法政クラブ（大学発総合型地域スポーツクラブ）の取り組みについて－」	荻部俊二 氏（法政大学スポーツ健康学部教授） 小林勉 氏（中央大学総合政策学部教授・保健体育研究所研究員）	74
2015年 6月	「スポーツで国際貢献できますか？－オリンピック・パラリンピックに向けた日本の国際貢献戦略－」	岸卓巨 氏（独立行政法人日本スポーツ振興センター） 浦輝大 氏（独立行政法人日本スポーツ振興センター）	147
2016年 1月	「2020東京オリンピック・パラリンピックを目指して」	和田浩一 氏（フェリス女学院大学） 師岡文男 氏（上智大学） 舛本直文 氏（首都大学東京） 森正明 氏（中央大学文学部教授・保健体育研究所研究員）	60

	講演題目	講演者	参加者
2016年 6月	「スポーツで挑む社会貢献」	久保田敦 氏 (FC 東京地域コミュニティ統括部長) 河原工 氏 (日本スポーツ振興センター・SPORT FOR TOMORROW 事務局長)	86
2016年 12月	「『八王子モデル』の発信 様々な架け橋 (ブリッジング) を目指す」	伊東克 氏 (帝京大学) 大石順一 氏 (日本ゴルフ場経営者協会) 北徹朗 氏 (武蔵野美術大学) 川上寧子 氏 (八王子市 都市戦略部 都市戦略課) 久保節紀 氏 (文学部兼任講師・元東京都社会教育主事)	74
2017年 1月	「生き生き社会とは～ヒューマンウェルネスから QOL と QOD を考える～」	中村純子 氏 (理学療法士・保健体育研究所客員研究員)	27

毎年発行している研究所紀要において、研究員による研究調査の報告が実施されている。さらに、情報公開をより簡易・円滑化するために、これらを電子化し、研究タイトル毎に研究所 Web サイトからオンラインで閲覧できるようにしている。

## (2) 学外組織との連携協力による教育研究の推進状況 (企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等)

企業等所属の研究者を客員研究員として受け入れ、共同研究を行っている。受託研究については、現在のところ特段行っていないが、今後は積極的に行う必要があるものと認識している。

なお、2016年度保健体育研究所「研究員の集い」は、研究員・客員研究員によって発表がなされた。「研究員の集い」や紀要は、客員研究員の研究成果の場として大事な場であり、研究員に新たな刺激を与える場となっている。また、客員研究員制度は、客員研究員を媒介とした外部組織との連携協力を推進するものと言える。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 2015年度は、研究所公開講演会を多く開催することができた。具体的には、6月に「スポーツで国際貢献できますか?—オリンピック・パラリンピックに向けた日本の国際貢献戦略」、1月に「2020東京オリンピック・パラリンピック大会を目指して」、さらに11月には第25回人体科学会との共催により、公開企画「死と生と」が行われた。公開企画において当日実施したアンケート(学会資料)からは、700名を超える地域住民の参加が実現し、社会貢献に寄与したことが読み取れる。このように公開講演会開催は、学生、教職員、地域市民への専門的な研究成果還元に加え、本大学の魅力を伝える場を増やす方法の1つとして、有益である。
- 様々な分野を研究するものが集結し、研究員の集いを実施することは、他分野の研究成果を知ることができる。さらに、自身の分野に新たな見解を生み出す良き機会になる。自身の分野だけを研究し続けることは、主観的な判断によって研究が進む陥穽をはらむ。研究者は、客観的根拠を示すことが重要であり、他分野の思考、他者との関わりが欠かせないことに鑑みれば、研究所発信の各種講演会、研究員の集いが多く開催されていることは有意義である。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 2020年東京オリンピック大会が4年後と迫り、スポーツ及び健康に関心が深まっている。それと同時に公開講演会に参加する人数は増えつつあるが、本学の規模を踏まえると参加者人数をさらに増やすことが可能と考えられるため、より多くの学生、教職員、地域市民に保健体育研究所関連公開講演会に参加してもらえるよう開催告知を積極的に行う必要がある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 研究所内で連携を強化し、企画委員会が中心となり、公開講演会開催が地域住民も含めた多くの方に周知され、研究成果の社会還元繋がるよう宣伝活動推進に努める。
- 「研究員の集い」を中心に実践的研究及び科学的・文化的研究など様々な領域による研究活動の交流及び研究の充実に努める。
- 今後も魅力ある公開講演会を断続的に開催できるように努める。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 研究所公開講演会は、昨年度に引き続き複数回の開催がなされた。多士済々の講演者によって、公開講演会の質疑応答が活性化したのは成果である。しかし、参加者が昨年度に比べて増加したといえないのが残念な点である。行事の広報をさらに徹底していく必要があるだろう。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 2016年度も昨年度と同様、公開講演会を複数回開催することができた。公開講演会は、健康問題やスポーツ問題への関心を喚起させる場として、本学関係者のみならず地域住民にとっても有益な機会となっている。
- 近年、専門分化が著しいスポーツ・健康分野の研究者にとって、様々な専門領域の研究員が集結して「研究員の集い」を開くことは、他領域の研究手法やトレンドなどを確認する貴重な機会となっている。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックなど社会的にスポーツへの関心が高まる中での公開講演会の開催は、社会連携・社会貢献として有意義である。そのため、公開講演への参加者が増えてもおかしくないのだが、参加人数は前年度から横ばいの現状である。会場アクセス・平日開催などの問題、広報の活発化などを検討する必要がある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 公開講演会開催の広報促進に努める。具体的には、FLP スポーツ・健康科学プログラム受講者、スポーツ系科目の一般受講者、さらに地域住民等に向けて、よりインパクトのある広報のあり方について検討する。
- 「研究員の集い」を継続するなどして、健康・スポーツに関わる様々な領域の交流を促進し、更なる研究活動の充実に努める。
- 今後も魅力ある公開講演会を断続的に開催できるように努める。



## VI. 管理運営・財務

### I. 管理運営

#### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

(2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

業務のサポートを担う職員4人は、体育施設管理の担当部門（体育施設運営センター事務室）と兼務となっている。学部から独立した組織として、研究員の専門を生かした自由な研究活動が保証されていることは大きなメリットであるが、職務の内容を理解した上での適切な人員配置がされているとは言い難い。実際、研究員の業務サポートをしている専任職員は1人のみであったが、昨年、人員増加により適切な人員配置となった。

また、専任職員は施設管理業務を兼務しているが、定常業務を超えた新たな事業のサポートや、多様化への対応については、共通の認識を持って業務にあたっている。

### 参 考

#### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 専門学部をもたない本学研究員にとって、研究所予算が確保され、職員の支援を得られている環境は、研究員の研究活動継続において、非常に大きな意味をもつ。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 研究所業務の特質を踏まえた上での適所適材、適切な人員配置が継続して望まれる。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 学内人事異動によって、サポート体制は充実した。引き続き、研究所業務の特質を踏まえた上での適所適材、適切な人員配置が望まれる。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究所の事務を担当する職員と、体育施設の管理を担当する職員とが机を並べている状況下にあるため、それぞれの業務分掌を明確にしながらも相互に補填し合いながら円滑に業務が執り行われている（研究班別の予算執行、資産管理、紀要作成等々の対外業務も毎年適切に実施されている）。

<問題点および改善すべき事項>

- 事務スタッフの人数が限定的であるがゆえに、専門性も高くなり、突然の離職や異動が生じた場合には、混乱を来しかねない状況に陥ることが危惧される。また、定常業務を超えた事業のサポートについては、厳しい状況が続いていると言える。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 引き続き適所適材、的確な人員配置が望まれる。同一業務を複数で担当する体制をつくり

あげ、突然の離職や異動が生じた際にも柔軟に対応していけるようにする。また、研究員に対して、事務業務への協力と理解を呼びかけることにより、業務の効率化をさらに進めていく。

## Ⅶ. 内部質保証

### 1. 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立状況

自己点検・評価活動に関しては、保健体育研究所組織評価委員会が中心となって、毎年の自己点検・評価を行っている。また、当該委員会の委員長は研究所長が務める仕組みになっており、委員によって指摘された課題については、定時の運営委員会にて対策を協議し、必要があればワーキンググループ等を作って改善策を検討している。検討された施策や提案は、再度、運営委員会に差し戻され、その議を経て実行される仕組みとなっている。

今までも、倫理委員会の設立や教職員へのサービスプログラムの提供、研究所講演会（主催、協賛双方）等、ワーキンググループで協議し、運営委員会に挙げられた提案が、数多く実現されている。

## 参 考

#### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究所業務の中核を担う運営委員会を、TV 会議方式で理工学部キャンパスとつないで開催するなど、委員会の機能を高め、より多くの研究員の意見が反映されるよう運営の改善工夫を実施している。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 理工学部に新たに開設された人間総合学科との、人的な交流及び施設の利用等についての連携を模索していく。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 今年度も TV 会議方式を採用することにより、効率的かつ円滑な会議運営がなされた。
- 理工学部に新たに開設された人間総合理工学科との、人的な交流及び施設の利用等については進展がなかった。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 最高議決機関である「運営委員会」は、TV 会議方式を採りながら、年間計画にしたがって定時開催されている。また、その他の委員会（全学での立ち上げが遅れている倫理委員会を含めて）も、年に3～5回の頻度で開催されている。
- 比較的小規模な組織（研究所）であるが故に、研究所長が委員長を務める組織評価委員会での議論は、ほぼ完全な形で運営委員会に反映されている。また、自己点検・評価を担当するメンバーにも継続性があり、一貫した対応を取りやすい体制となっている。

<問題点および改善すべき事項>

- 後楽園キャンパスとの連携は、地理的問題に加えて各運営委員（教員）の時間的制約がネックとなり、依然として十分機能しているとは言い難い。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 多摩キャンパスと後楽園キャンパスとの情報交換・交流等については、これまで通り TV 会議システムを積極的に活用しながらも、年 1 回程度は後楽園キャンパスにおいて何らかの会議・行事を開催するなどの検討もすべきである。

## ◇理工学研究所

### I. 理念・目的

#### 1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 研究所の理念・目的

###### 1) 目的と事業

理工学研究所は、「理工学の基礎及び応用に関する共同研究・プロジェクト研究等を行い、もって学術の発展に寄与すること」（理工学研究所規程第2条）を目的として、1992年7月1日に設置された。この目的を達成するために、次の事業を行うことを定めている（同規程第3条）。

- ① 理工学に関する共同研究および共同調査
- ② 理工学に関するプロジェクト研究
- ③ 理工学に関する一般研究および一般調査
- ④ 研究、調査および試験の受託
- ⑤ 研究及び調査の成果ならびに資料の刊行
- ⑥ 研究会・講演会等の開催
- ⑦ その他研究所の目的を達成するために必要な事業

###### 2) 運営方針と具体的な施策

上記目的を達成するために、毎年度末に当該年度の活動の検証を行うとともに、次年度の運営方針及び具体的な施策を検討し決定している。また、この検証・検討等を、研究所の審議機関である研究会及び運営委員会において行うことで、理念・目的・運営方針等の共有化を図っている。2015年度の運営方針と施策は次の通りである。これは、2008年2月に学長へ報告した「研究大学として生き残る方策」の骨子に基づくものである。

##### [運営方針]

－研究員の個性的な創造力の尊重と戦略的な研究プロジェクトの推進－

- ① 学際的・独創的共同研究の強化と推進
- ② 大型プロジェクト研究の拠点化、外部研究資金の獲得
- ③ 研究成果の迅速な発信と社会に対する還元
- ④ 先端科学技術センター活用による研究環境の充実

##### [運営方針を実現する主な施策]

###### ①に関して

・我が国の第5期科学技術基本計画を踏まえ重点3分野（エネルギー・資源、ロボット・IoT・ビッグデータ・AI、素材・ナノテクノロジー）を設定し、その重要課題解決のための研究プロジェクトを推進し、大型競争的資金の獲得とその研究活動の遂行により、重要課題の将来の持続的な成長と社会の発展に寄与する。

###### ②に関して

・附属センター活用による重点分野の研究促進  
・学内プロジェクト研究の効果的な運用  
・産学官連携による研究費の増大

- ・学外資金確保への事務的支援(研究支援室が主に担当)

③に関して

- ・国際学会での成果発表への積極的な参加
- ・学会活動への継続的な参加と中心的な役割分担
- ・各種展示会、講演会での技術公開を促進
- ・研究者、研究成果に関するDB(機関リポジトリ)の構築
- ・国際交流・公開研究セミナー：外国人研究者による最先端研究の紹介

④に関して

- ・2011年10月に理工学研究所における研究拠点として開設された先端科学技術センターは、水やガスを用いるような大型の実験が可能のため、有効に活用、共同利用実験室及び会議室、研究者一時居室のルールを策定し有効に活用している。2016年度は13部屋稼働させた。
- ・学内研究員の交流促進と大学院学生を主とした啓発活動の推進(研究を通じた高度教育の実践)

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 多くの理工学部専任教員が理工学研究所事業に継続的に参画しており、共同研究・プロジェクト研究等を推進している。2016年度新任教員(15名)については、9名が研究員登録を行い引き続き増加する見込みである。

<問題点および改善すべき事項>

- 理工学研究所と研究開発機構、また2015年度に発足した研究推進支援本部との棲み分けが不明瞭になってきている。

<対応方策(長所の伸長/問題点の改善)>

- 引き続き、新任教員を中心に理工学部の専任教員には加入を促すとともに、理工学部以外で環境学等理工系分野に係る研究をしている教員についても受け入れを行う。
- 特に研究開発機構とは研究規模や研究員の雇用等の観点から資金受入機関を区別しているが、研究支援を行っていく中で「共同研究・プロジェクト研究等を行い、もって学術の発展に寄与すること」という観点から、研究所内で共同研究をする要素があるかという部分についても考慮する。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 理工学研究所の受け入れ人員増加に係る対応方策については、本学着任時に積極的に加入を促すと同時に着任後も継続的に加入を促している。
- 理工学研究所における研究員の雇用は、業務と資金の両面からその妥当性を判断するようにしている。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 多くの理工学部専任教員が理工学研究所事業に継続的に参画しており、共同研究・プロジェクト研究等を推進している。2017年度新任教員（16名）については、3名が研究員登録を行い引き続き増加する見込みである。

<問題点および改善すべき事項>

- 理工学研究所と研究開発機構、また 2015 年度に発足した研究推進支援本部との棲み分けを今後も継続して検討していきたい。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 新任教員を中心に理工学部の専任教員には加入を数回に分けて促すことで、順調に研究員登録が進んでいる。
- 研究開発機構と理工学研究所は、学内予算の有無という違いはあるものの、研究開発機構のユニット長が本学専任教員であるということからも、明確な棲み分けは難しいのが現状である。また、研究推進支援本部は研究推進方針を決定する機関ではあるが、研究実施機関としての側面も持っている。これらの棲み分けは今後慎重に進めていく必要があるため、まだその検討は始めている。

## II. 教育研究組織

1. 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

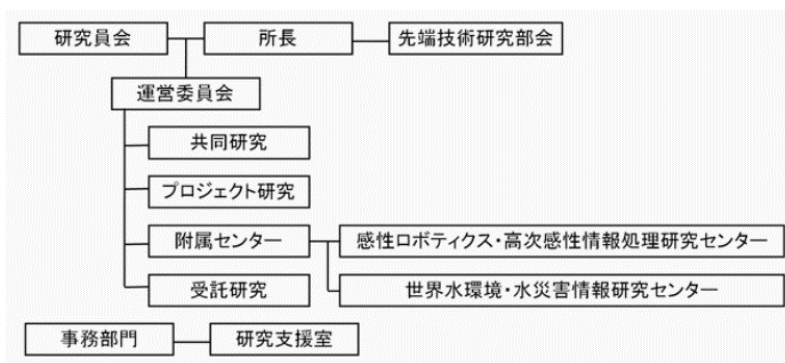
### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 教育研究組織の構成

##### 1) 組織

研究所の組織図（2017年5月1日現在）は次の通りである。

[図 13-7 理工学研究所組織図]



「所長」については、「本学専任教員のうちから、研究員会で選出した者について、学長が委嘱する（理工学研究所規程第5条）」こととなっており、任期は3年（再任可）である。また、研究所の運営に関する審議決定機関としては、研究員全員により構成される「研究員会」と、理工学部各学科等から選出された委員による「運営委員会」がある。

「研究員会」は、所長が招集し議長となり、研究所に関する「運営の基本方針、事業計画、所長の選出、予算申請案に関すること、及びその他の研究所の運営に関する重要なこと」を審議決定する。

一方、「運営委員会」は、「所長、研究員会において互選した者 11 人（任期 2 年・再任可）、事務長」（委員長は所長をもって充てる）によって組織する。「運営委員会」は「研究員会」の決定した基本方針に基づく運営のために「研究所の運営に関すること、事業計画案の作成及び事業計画の執行に関すること、予算申請原案の作成、及び予算の執行に関すること、その他所長が必要と認めること」について審議決定する。運営委員は①研究発表会、②刊行物、③企画運営、④特別講演会について役割分担を行っている。

また、研究所には必要に応じてその他の委員会を置くことができる。現在は研究所長の諮問機関として位置づけられた「先端技術研究部会」があり、理工系全体について広く高い見識を持つ研究員から構成されている。「先端技術研究部会」は中長期的観点から研究所の将来について所長に助言するとともに学内研究費による共同研究、附属研究センターの評価を行う。

「研究員会」は原則毎年 3 月の年 1 回、「運営委員会」は 8 月を除く毎月、「先端技術研究部会」は不定期に、それぞれ開催し、研究員による情報の共有を積極的に行い、組織の透明性を担保している。

## 参 考

### 【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 2015 年度より研究開発機構と合同開催とした研究発表会については、成果発表も順調に推移しており、また大学院 RA に加えて研究開発機構とも共催となったことでより活発な情報交換ができています。

<問題点および改善すべき事項>

- 研究代表者が当日発表の場に出席できず、ポスター掲示のみとなるケースが散見された。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- これまでは理工学研究所中心のレイアウトになっていたが、研究開発機構と共催になった相乗効果を高め、より活発な場とするために会場の使い方にも工夫を施す。
- 学内研究費による共同研究の成果発表の場であることを周知徹底することで、ポスター発表のみならず一堂に会して直接情報交換ができるようにする。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- レイアウトを工夫したことで、理工学研究所と研究開発機構それぞれの研究者の交流が活発になった。
- 学内研究費による共同研究の成果発表の場であることを周知徹底については、ポスター発表だけでなく理工学部事務室への情報周知を行った。

## 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 研究員への周知方法について再度検討し、効果的なもので周知する。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 早期から日時を周知すること、また担当教員のみでなく研究室内の研究員も含めて周知徹底を図る。

## Ⅲ. 教育研究等環境

### 1. 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

理工学研究所独自の施設としては、共同研究・実験室（106 m<sup>2</sup>×1室、75 m<sup>2</sup>×5室、20 m<sup>2</sup>×3室）、研究所会議室（70 m<sup>2</sup>×2室）及び所長室、事務室である。また、公的資金を財源にして設置された後楽園キャンパス実験棟（総床面積 79.25 m<sup>2</sup>、科学技術振興調整費）がある。さらに、2011年10月から分析室、共同利用実験室（96 m<sup>2</sup>×1室、90 m<sup>2</sup>×1室、89 m<sup>2</sup>×1室、79 m<sup>2</sup>×3室、67 m<sup>2</sup>×1室、63 m<sup>2</sup>×1室、55 m<sup>2</sup>×1室）、研究者一時居室（20 m<sup>2</sup>×3室）からなる2号館先端科学技術センターを開設している。

なお、使用ルールは次の通りである。

##### 1) 共同研究・実験室

共同研究・実験室の使用の対象は、研究員が規程に定める事業を行う場合で、使用期間は3年以内としている。また、使用を希望する研究員は所長に使用計画書を提出し、先端技術研究部会で使用目的、必要性等を総合的に審査した上で所長が使用を許可することになっている。なお、この審査については、継続、新規とも年度末に毎年行い、申請者に対して審査結果を開示している。

##### 2) 研究所会議室

研究所会議室については、研究員が誰でも使用できることになっており、研究支援室に申し込むことになっている。

##### 3) 先端科学技術センター共同利用実験室

共同利用実験室の使用の対象は、研究員が大型外部研究資金を活用した研究プロジェクトを実施する場合で、種別1（3年5,000万円規模の外部研究資金、3年以上10年以内）、種別2（2年2,000万円規模の外部研究資金、2年以上5年以内）としている。また、使用を希望する研究員は所長に使用計画書を提出し、先端技術研究部会で使用目的、必要性等を総合的に審査した上で運営委員会の審議を経て使用を許可することとなっている。なお、この審査については、継続、新規とも年度末に毎年行い、申請者に対して審査結果を開示している。

また、研究開発機構ユニットや学外他機関が借用して拠点を設けられるような利用基準を整備している。

以上の通り、研究所独自の共同研究・実験室は研究員の研究の高度化に大いに貢献してお



り、2011年10月開設の先端科学技術センターは、水やガスを用いるような大型の実験が可能である。しかし、両施設とも数に限りがあり、使用希望者が多いためさらに有効に活用できるように施設の改良も含めて検討する必要がある。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 先端科学技術センターは、研究開発機構の使用等、組織、学問分野や学科を超えた研究者の連携による委託研究や共同研究が実施され、大型の競争的資金申請へと繋がっている。利用件数も増加傾向にあり、研究者一時居室については、企業の研究者等も使用しており共同研究の円滑な推進のために使用されている。

<問題点および改善すべき事項>

- 先端科学技術センターの利用申請件数が増加し満室となっている一方で、急遽大型プロジェクトを発足させる状況となった場合に迅速な対応が出来ない恐れがある。
- 共同研究・実験室においてカードキーの種類が一部異なるため、登録作業等にも違いがあるため管理上支障が生じている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 引き続き、先端科学技術センター共同利用実験室は、研究開発機構からの使用等を通じて、組織、学問分野や学科を超えた研究者の連携を深めていく。また、研究者一時居室についても申請件数が増加しているため、先端技術研究会において、共同利用実験室での活動状況等に対して質の高い審査を行い、納得性及び効果を高めていく。
- 急遽大型プロジェクトを発足させる状況となった場合について、先端技術部会において検討しておく必要がある。
- カードキーの交換工事を関係部署と調整して、カードキーの登録作業等を統一することにより施設管理を円滑にしていく。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 理工学研究所研究員と研究開発機構研究員の研究ユニットが隣同士にある環境は、研究員の交流に大いに役立っているようである。今後もこの方策を続けていく。
- 急な大型プロジェクト発足に係る件についての先端技術部会での検討は未だ行われていない。
- カードキーについては、施設担当部課室と協議した結果、その費用対効果を検討した上で状況をみて対処することとした。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 先端科学技術センターの利用申請件数が増加し満室となっている一方で、急遽大型プロジェクトを発足させる状況となった場合に迅速な対応が出来ない恐れがある。今後、法人を含め必要部課室と調整する必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 急遽大型プロジェクトを発足させる状況となった場合について、先端技術部会での検討を行う。

#### IV. 研究活動

##### 1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

###### 【現状の説明及び点検・評価結果】

###### (1) 研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況とその適切性

研究所の研究活動を予算規模でみると、2016年度学内研究費は以下の通りである。

[表 13-56]

①共同研究費	19,000 千円	(共同研究第1類・第2類)
②研究設備充実	20 千円	
③研究発表関連費用	2,180 千円	
④学術研究振興資金	15,500 千円	
⑤共通研究費	5,500 千円	
計	42,200 千円	

学内資金による研究費は次の種類によって予算額の規模が区分されている。

###### 1) 一般研究

個人研究のようなもので、1名以上の研究員による1年間の研究で、助成金50万円以下。ただし、研究所設立以来実施されていない。

###### 2) 共同研究

複数の研究員が共同して行う研究で、研究期間は3年以内、助成金は1年間200万円以下。共同研究には第1類（基礎的主題、萌芽的課題）、第2類（応用的主題、実用化に近い課題）、第3類（研究所から直接の研究費の支援はないが、他の資金により研究所において行われる研究）がある。

###### 3) プロジェクト研究

「共同研究」よりも実用化を目指した組織的な研究。研究所から研究費の支援を受けて実施した研究成果に基づき、研究期間中あるいは研究期間終了後に大型外部資金を獲得して本格的実用化研究に進むことを目指す。研究期間5年以内で、助成金1年間500万円以下。

###### 4) 特化プロジェクト研究

「プロジェクト研究」以上に本格的な外部資金導入による大型プロジェクトに発展することを目指すもので、共同研究・プロジェクト研究とは別に大学に予算申請して実施する。研究期間3年以内で、助成金1年間400万円以下。原則として、研究計画2年度から、公的研究費に3年以上応募する。ただし、2015年度も基礎的研究に重点を置くこととしたため募集を見送った。

理工学研究所では予算執行の前年度中に研究計画を募集し、予算が確定後に各研究計画に予算を配分している。予算配分は所長が委嘱する審査委員（先端技術研究部会委員）により審査を行い、運営委員会、研究員会で審議・承認の後、所長が決定する。審査方法は、研究費を含む研究計画の内容、研究所の重点施策（2008年に作成した「研究大学として生き残る方策」）との関連や寄与度、外部資金の獲得状況等の審査項目を設けて厳正な審査を行っている。また審査結果については申請者に開示している。

## (2) ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど 教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

全学的な研究支援体制が整っていると云えない本学において、本学の研究活動の調査・分析、国の政策・競争的資金の情報収集、全学的な重点領域の提案と戦略的研究企画の立案と推進、及び産学官連携プロジェクトの立案と推進、競争的資金の申請・推進を職務内容とする URA 2 名 (内 1 名は多摩キャンパス勤務) を、2014 年度より、研究支援室の嘱託職員として雇用している。

### 参 考

#### 【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- URA から研究者にメールニュースで迅速に公募情報を提供することで、研究者の応募機会を確保しており、応募にあたっての申請内容についても研究者と意見交換等を行うことでブラッシュアップしていく仕組みづくりが出来ている。

<問題点および改善すべき事項>

- 第 5 期科学技術基本計画を基に 2016 年度よりエネルギー、資源／ロボット、IoT、ビッグデータ、AI／素材・ナノテクノロジーの新たな重点 3 分野を策定したため、今後この分野の研究推進に取り組んでいく必要がある。
- 国の第 5 期科学技術基本計画に注力することは然ることながら、重点分野として公表してから体制を確認し推進する時間軸では、他大学との競争において突出することは困難である。

<対応方策 (長所の伸長／問題点の改善) >

- 本学の研究者の分野等研究力を確認し、どの分野にどの程度の研究力を注ぐことができるかを確立することで外部資金公募に的確かつ迅速に対応していく必要がある。
- 他大学のベンチマークや社会情勢と技術動向を推し進める中で、次世代ニーズを予測し研究力を整える。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- URA の活用によって外部資金への応募に関する情報を随時研究員に送付することで、外部資金の獲得に寄与し始めている。
- 活動方針策定の段階では、競争的資金獲得を目標に次世代ニーズを予測しながら策定を行っている。運営委員会では、これらを念頭に審議されている。

#### 【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 引き続き URA から研究者にメールニュースで迅速に公募情報を提供していく。

<対応方策 (長所の伸長／問題点の改善) >

- 本学の研究者の分野等研究力を確認するための努力をしているが、まだ不十分であるため、引き続き積極的に研究分野の分析をおこない、外部資金の獲得に繋げていく。

- 他大学のベンチマークや社会情勢と技術動向を推し進める中で、次世代ニーズを予測し研究力を整えるまでに至っていないため、引き続き精査を進める。

## 2. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 附置研究所における研究活動の状況

##### 1) 研究員

##### ①研究員の種類

研究所の目的を達成するために次の3種類の研究員を置いており、いずれも研究員会の議を経て所長が委嘱する（理工学研究所規程第7条、第8条）。

- a. 研究員：本学専任教員で、研究所の事業に参加を申し出た者
  - b. 客員研究員：本学専任教員以外の者で研究所の研究に参加を予定された者
  - c. 準研究員：研究所の研究に参加を予定された大学院在籍者又はこれに準ずる者
- また、これらに加えて、2014年度より施行の受託研究・共同研究取扱規程第5条により、専任教員以外の研究員を雇用できることとなった。

##### ②研究員数

研究員数は、以下の通りである。

[表 13-57 理工学研究所研究員数 (2017年5月1日現在)]

	人数	備考 (内訳等)
研究員	172名	理工学部所属161名、その他の学部所属11名
客員研究員	50名	他大学所属31名、公的研究機関・企業所属12名
準研究員	99名	大学院学生
合計	321名	

##### 2) 学内研究費による研究組織

学内研究費による研究組織としては次の組織がある。

##### ①共同研究

共同研究は、研究所における研究活動の中核をなすもので、複数の研究員で構成する3年以内の中期的・学際的な研究組織で次の種類がある。

- 第1類：基礎的で奨励的な研究。研究期間1～3年。
- 第2類：先端的分野での実用化研究、応用研究。研究期間1～3年。
- 第3類：研究所からの直接の研究費支援はないが、他の資金によって研究所において行われる研究で大学院のRA制度に呼応して設けられた。研究期間1年。

##### ②プロジェクト研究

早期に大型外部資金を導入した本格的な実用化研究に結びつけるための準備的研究。研究期間3～5年。

##### ③特化プロジェクト研究

大型の公的研究費取得を目指す研究プロジェクト。研究期間1～3年。

以上の研究組織は研究所予算により行う研究（ただし共同研究第3類は除く）であり、研究員、準研究員、客員研究員が参加している。

このほか、研究所内に設置される附属センターは、研究所において当該分野の研究拠点を形成し、産学官連携による社会貢献を積極的に果たすことを目的として、学内外の研究

費により現在、次の附属センターが研究活動を展開している（研究期間3年）。

- 世界水環境・水災害情報研究センター（2014年4月1日設置）
- 感性ロボティクス・環境共生社会基盤技術センター（2016年4月設置）

### 3) 論文等研究成果の発表状況

#### 刊行物

研究成果の公表のために次の3種類の刊行物を発行している。

#### ①中央大学理工学研究所要覧

研究所の諸活動をタイムリーに報告・紹介するための紹介パンフレット。年1回発行予定。

#### ②中央大学理工学研究所年報

研究所で推進されている研究の概要・業績や講演会・セミナー等の諸活動を網羅した1年間の活動を総括した刊行物。年1回発行。

#### ③中央大学理工学研究所論文集

研究員の研究業績を学外者等の査読を経て公表し、研究活動の公開・交流を目的とした刊行物。年1回発行。

2015年度においては、「中央大学理工学研究所年報」（2015年度版）、「中央大学理工学研究所論文集」（第21号）の刊行物を刊行した。これらの刊行物については産学官連携の資料として活用するとともに関係する研究機関、民間企業等に約550部配布した。

なお、こうした刊行物は電子的に公開できるよう、学事部企画課と共同で学術研究リポジトリを構築し、公開している。

### 4) 特許の出願状況

特許出願関連では研究員からの発明届から33件の特許出願、1件のPCT出願を行った。

### 5) 特筆すべき研究分野での研究活動状況

2016年度は研究所の目的、運営方針に従い、学内外の研究資金により次の共同研究を推進した。

[表 13-58 ①共同研究第1類（5課題）]

No.	研究題目	学科	代表者
1	感性ロボティクス環境による共生社会基盤技術の研究開発	経営システム工学科	加藤 俊一
2	粉粒体を用いた加熱・冷却型身体刺激装置開発と健康維持効果の定量的評価	人間総合理工学科	幡野 博之
3	ソフトマターの分子間相互作用伝搬の観測	応用化学科	片山 健二
4	超臨界混合流体を用いたキラル吸着分離過程のモデル化とパラメータ決定	応用化学科	船造 敏孝
5	プロトン共役電子移動に基づくレドックス型蓄電池の構築	応用化学科	芳賀 正明

[表 13-59 ②共同研究第2類（6課題）]

No.	研究題目	学科	代表者
1	オゾンマイクロバブル含有氷連続製造システムの実用化研究	精密機械工学科	松本 浩二
2	スマートデバイスを用いたハプティックイタナーフェースの開発	精密機械工学科	中村 太郎
3	長期備蓄可能な人工酸素運搬体の開発と先進医療への応用	応用化学科	小松 晃之

4	遠隔管理運用のためのソフトウェア及び Cognitive Tele-Operation の検討	電気電子情報通信工学科	國井 康晴
5	モバイル機器を含むユビキタス電力網の構築および運用に関する研究		橋本 秀樹
6	超臨界流体状態にある低炭素水素の触媒的物質返還反応	応用化学科	山下 誠

[表 13-60 ③共同研究第3類 (22 課題)]

No.	研究題目	学科	代表者
1	非有界領域における分散型方程式の時空評価式	数学科	松山 登喜夫
2	p 進体上の代数多様体の高次 Chow 群の構造	数学科	佐藤 周友
3	細菌集団運動と集落形成のダイナミクス	物理学科	脇田 順一
4	可能最大降雨に対応したリスクマネジメントと土木計画手法の確立を目指した基礎的研究	都市環境学科	山田 正
5	2次元・3次元ハイブリッド手法による津波シミュレーションとVR/AR 可視化研究	都市環境学科	榎山 和男
6	前凝集一膜ろ過を中心としたハイブリッド浄水膜ろ過システムの確立	都市環境学科	齋藤 邦夫
7	自動車車室内における機能性音環境創造に関する研究	精密機械工学科	戸井 武司
8	被削材・工具界面における構成刃先利用技術に関する研究	精密機械工学科	井原 透
9	波動散乱問題への Weinstein 関数の応用に関する研究	電気電子情報通信工学科	小林 一哉
10	損失誘電体でできた直方体による平面電磁波の回折に関する研究	電気電子情報通信工学科	白井 宏
11	メタマテリアルを利用した新しいマイクロ波伝送回路の研究	電気電子情報通信工学科	白井 宏
12	自動車内で使用した無線機器のアンテナ性能の解析についての研究	電気電子情報通信工学科	白井 宏
13	高い放射効率を持つ球形電気的小型アンテナに関する研究	電気電子情報通信工学科	白井 宏
14	有機ケイ素化合物を用いる新規合成反応の創出	応用化学科	石井 洋一
15	13 族元素含有ベンゼンおよび誘導体の合成と性質の解明	応用化学科	石井 洋一
16	ホウ素置換基を有する典型元素化合物の合成と性質の解明	応用化学科	石井 洋一
17	情報セキュリティとメディアに関する研究	情報工学科	趙 晋輝
18	感性の高度なモデル化とその応用 (知覚感性の高精度なモデル化および相互理解支援技術の研究)	経営システム工学科	加藤 俊一
19	線分の角度データの統計的解析と災害データのモデリング	経営システム工学科	鎌倉 稔成
20	部分的に観測された再発事象のモデル推定	経営システム工学科	鎌倉 稔成
21	高度連結ネットワーク世界で生じる学際的トピックへのアルゴリズム論的研究	情報工学科	浅野 孝夫
22	道路付帯施設における構造検査手法の研究	総合政策学部	平野 廣和

## 6) プロジェクト研究

[表 13-61]

No.	研究題目	学科	代表者
1	気候変動による河川・水環境への影響解明と適応策に関する研究	都市環境学科	山田 正

## 7) 理工学研究所附属センターでの研究活動

感性ロボティクス・高次感性情報処理研究センター  
加藤 俊一 中央大学理工学部経営システム工学科 教授

世界水環境・水災害情報研究センター  
山田 正 中央大学都市環境学科 教授

## 8) 研究開発機構との連携

研究開発機構の研究ユニット（2017年5月1日現在、21件）のうち、理工学研究所研究員がリーダーを兼務しているプロジェクトは、以下の通りである。

### 【理工学研究所研究員がユニット長を兼務しているプロジェクト名】

- 先導的物質変換触媒技術の創出（石井洋一研究員）
- 認知脳情報活用研究ユニット（檀一平太研究員）
- 低炭素社会実現のための固体触媒反応創出ユニット（新藤斎研究員）
- 地盤工学特殊問題研究プロジェクト（齋藤邦夫研究員）
- 次世代環境産業形成研究ユニット（山田正研究員）
- 水処理技術研究ユニット（山村寛研究員）
- 高齢社会インフラ研究プロジェクト（鹿島茂研究員）
- データ・セントリック・コンピューティング（竹内健研究員）
- ハイブリッド型多元素協働分子触媒の開発（山下誠研究員）
- 生物多様性研究ユニット（鷲谷いづみ研究員）
- ウナギ保全研究ユニット（海部健三研究員）
- 沿岸域の津波・高潮・高波外力に対する減災研究ユニット（有川太郎研究員）
- ソフトアクチュエータによる次世代型多機能搬送システム開発（中村太郎研究員）
- スマートアクチュエーション研究ユニット（中村太郎研究員）
- 機能的近赤外分光分析診断法による注意欠如・多動症児支援システム実装ユニット（檀一平太研究員）
- 精密分子配向研究ユニット（芳賀正明研究員）
- 地盤環境研究ユニット（齋藤邦夫研究員）
- 気象センサー等を活用した水災害科学・水災害情報ソリューション研究展開ユニット（山田正研究員）
- 気候変動適応ユニット（志々目友博研究員）
- 「水」大循環をベースとした持続的な「水・人間環境」の構築（石川幹子研究員）
- 単細胞性緑藻の育種の開発ユニット（小池裕幸研究員）

## (2) 学外競争的研究資金の獲得状況

学外研究費による研究活動としては次のものがある。

- ①受託研究（公的機関、企業、財団等の学外機関から契約に基づき資金提供される研究）
- ②奨学寄附金（企業、財団等の学外機関からの特定研究者への研究寄附金）
- ③科学研究費助成事業（文部科学省、日本学術振興会に申請・採択を経て交付される）
- ④その他競争的資金等

### 1) 科学研究費助成事業の獲得状況

研究員が獲得した科学研究費助成事業の獲得状況は、以下の通りであった。

[表 13-62 理工学研究所研究員の科学研究費獲得状況]

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016
採択件数 (件)	87	82	81	81	83	98
金額 (千円)	188,440	154,700	170,190	192,200	213,590	161,000

## 2) 科学研究費助成事業以外の公的研究費の獲得状況

2016年度に研究員が獲得した科学研究費以外の公的研究費(再委託を含む)は、以下の通りであった(\*は理工学研究所研究員が代表し、研究開発機構で活動している公的研究費)。

### ①大型の競争的資金

- ・ JST 戦略的創造研究推進事業

CREST タイプ

「ハイブリッド型多元素協働分子触媒の開発」\*

「高信頼メモリシステム」

「避難計画問題及び組合せ剛性問題に対する高速アルゴリズムの設計と解析」

RISTEX タイプ

「手指麻痺者の日常生活支援のためのパワーグローブの社会実装」

「機能的近赤外分光診断法による注意欠如・多動症児支援システムの実装」\*

ACT-C タイプ

「金属触媒を利用する安定結合の活性化と新規合成変換法の創出」\*

- ・ JST 戦略的イノベーション創造プログラム

「三次元高精細津波遡上シミュレータの高度化」\*

- ・ JST 戦略的創造研究推進事業(さきがけ)

「変調光誘起位相差顕微鏡による光生成キャリア寿命・移動物性評価法」

「金属硫化物クラスター触媒によるメタンの直接的オレフィン化」

- ・ NEDO エネルギー・環境新技術先導プログラム

「IoT時代のCPSに必要な極低消費電力データセントリック・コンピューティング技術」\*

戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業(次世代技術開発)

「高油脂生産微細藻類の大規模培養と回収および燃料化に関する研究開発」\*

次世代ロボット中核技術開発

「人間との親和性が高いウェアラブルアシスト機器のための可変粘弾性特性を有する革新的ソフトアクチュエータシステムの開発」\*

### ②実用化を目指した競争的資金

- ・ JST 研究成果最適展開支援事業(A-STEP)

FS ステージ(シーズ顕在化タイプ)

「超長期データ保存ストレージ装置の実現をめざした誤り符号技術の開発」

### ③その他公的研究費

- ・ 国土交通省「下水を利用して培養した微細藻類による漁業飼料生産技術の開発」

- ・ NEDO「CO<sub>2</sub>分離型化学燃焼石炭利用技術に関する検討」

- ・ 環境省「二国間クレジット(JCM)推進のためのMRV等関連するモンゴルにおける技術高度化事業委託業務」\*

- ・ 環境省「モンゴルにおける気候変動影響評価支援業務」\*

- ・ 環境省 環境研究総合推進費

「自然保護地域における協働管理のための情報交流システムの開発:奄美大島をモデルとして」\*

「使用済み海水淡水化膜を活用した途上国工業団地での工場排水再利用システムの開発」



- ・経済産業省「ソフトアクチュエータ分野の技術による固体推進薬スラリ連続製造プラントの開発」＊
- ・経済産業省 戦略的基盤技術高度化支援事業
- ・文部科学省「分野連携による地球環境情報統融合ワークベンチを活用した流域レジリエンスの向上」＊

学外の競争的研究資金については、メールニュースで研究員に対し一斉に公募情報を提供しているほか、公募内容と近い分野の研究員に直接申請を促すことで、申請機会は増えてきた。一方で、経済状況が回復しつつあるが、民間企業からの研究助成が絞られており、他大学も公的な研究資金への申請を強化していることから、採択されるには厳しい状況である。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 理工学部には所属する教員の大部分が研究員として理工学研究所事業に参加していることに加えて、2014年度より理工学研究所において受託研究費・共同研究費によって研究員を雇用できることとなり従来よりも多様な研究体制が構築できるようになった。
- URAの活動ノウハウも徐々に構築できてきたことにより、競争的資金や科研費申請においても従来よりも一段階踏み込んだ研究支援体制が整ってきている。

<問題点および改善すべき事項>

- 理工学研究所において受託研究費・共同研究費によって研究員が雇用できるようになったことは長所でもあるが、研究員の雇用ができることを特徴の1つとする研究開発機構との棲み分けが不明瞭になってきている。
- 受託研究費・共同研究費によって研究員を雇用できるようになったが、理工学研究所に参加している本学専任教員による研究員との性質の違いや適用される各種ルール、今後の展望については整備していく必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 受託研究費・共同研究費による研究員の雇用について、さらに周知を行うことにより、これまでより多様性と柔軟性のある研究体制を整えていく。
- 本学の研究リソースの整備等を行い、外部資金獲得に必要な社会からの研究ニーズに対応できる体制を構築していく。
- 大型プロジェクトではなく基礎的な研究においても受託研究費・共同研究費によって研究員が雇用できるという特徴について研究代表者に周知するとともに、雇用事例を積み重ねていくことにより多用な雇用ニーズを理解・対応していく。
- 受託研究費・共同研究費によって雇用する研究員についての雇用事例を積み重ねていくことに理工学研究所内における位置づけや課題抽出を行い、ルール作りを行っていく。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 研究員の雇用については相応の資金が必要になるため、未だ大型資金による研究プロジェクトが中心の研究開発機構が主流であることは否めない。ただ、理工研規模で研究員を雇用

できることを周知することで研究方法・体制が変わっていくと思われるので、一層の周知を図りたい。

- 研究員のリソースの把握を目的に URA を雇用し、活動し始めている。
- 研究員雇用には相応の資金負担が必要になるため、今後資金規模にあった雇用形態のサジェストを行っていく予定である。
- 研究員の雇用があまり進まない状況にあるため、未だルールづくりには至っていない。

#### 【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし。

## V. 社会連携・社会貢献

### 1. 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

本学の学生、大学院学生のみならず市民に開放した研究発表会、特別講演会、国際交流・公開研究セミナー、シンポジウム等を開催している。

##### ①研究発表会

研究所の資金助成に基づく共同研究・プロジェクト研究の研究発表を、学内外に公開して年 1 回開催している。2016 年度は 12 月 2 日、理工学研究所・研究開発機構・理工学研究科の共催によるポスターセッションを開催した(研究者 17 件、機構 14 件、RA 11 件)。

##### ②特別講演会

理工学各種分野の話題性豊富なテーマ・内容の講演会を著名な講師を招聘し、学内外に公開して年 1～2 回開催する。2016 年度は 2016 年 12 月 21 日に「地震の確率予測の近未来」、及び 2017 年 1 月 18 日に「生命エネルギー工学」を開催した。

##### ③国際交流・公開研究セミナー

理工学各種分野の海外の著名な研究者を招聘して学内外に公開して年 10 回程度を限度に開催する。2016 年度は外国人研究者によるセミナーを以下の内容で 5 回開催した。

- ・ Enantioselective Organocatalytic cycloadditions via Hydrogen Bond Catalysis  
講演者：Dr, Geraldine Masson (Institut de Chimie des Substances Naturelles (ICSN)-CNRS)
- ・ Novel Single-Source Surface Integral Equation for Electromagnetics  
講演者：Prof, Vladimir Okhmatovski (University of Manitoba, Canada)
- ・ Microwave Remote Sensing of Tropical Atmosphere:Activities at Calcutta University  
講演者：Dr. Animesh Maitra (University of Kolkata, India)
- ・ Understanding the Rh-catalyzed asymmetric 1,4-addition by computational chemistry  
講演者：Dr. Eric A.B. Kantchev (Hefei University of Technology)
- ・ Blue Emitting Materials for Solid State Lighting

講演者：Prof, Eli Zysman-Colman (University of St Andrews, UK)

#### ④産官学交流会

研究成果の社会還元を目指す活動として、学外での交流会・展示会に参加しているほか、企業を招いての学内施設見学会を開催し研究内容を公開している。2016年度は、「イノベーション・ジャパン 2016」「第6回おおた研究・開発フェア」「Bio Japan 2016 World Business Forum」「JST 新技術説明会」「文京博覧会 2016 (ぶんぱく)」「平成28年度5区合同ビジネスユニット」の産学官連携イベントに研究員が参加し研究成果を発表した。

#### (2) 学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

2016年度に公的機関や民間企業から受けた受託研究・奨学寄附の額は約242百万円(年度研究契約金額)であった。

#### 参 考

##### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 国際交流・公開研究セミナーについては、大学院「理工学英語セミナー」の対象セミナーとすることもできるようになり、大学院組織との連携が深まっている。

<問題点および改善すべき事項>

- 国際交流・公開研究セミナーについては、予算としては10件分を確保しているものの実施件数が3件に留まっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 実施件数を増加させることで、理工学研究所活動及び研究内容の共有を行い、研究力等向上のきっかけづくりとする。
- 理工研予算を運営委員会・研究員会にて審議・報告する際に周知を行う。

##### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 国際交流・公開研究セミナーを主たる目的として来訪する研究者でない者を対象とした計画であるため直接的に募集することは難しいが、所属研究員に意識してもらうことでセミナーの増加は可能だと思われるので、より一層の周知を図りたい。
- 理工研運営委員会で広く周知するようにした。今後のセミナーの増加を期待したい。

##### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 国際交流・公開研究セミナーについては、昨年度の3件から5件に増加したため、今後も続けていく

## VI. 管理運営・財務

### I. 管理運営

#### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

理工学研究所に関する事務は研究支援室が行っている。また、研究支援室は研究推進支援本部及び研究開発機構の事務も担っており、2017年5月1日現在の研究支援室の事務職員構成は、専任職員8人、嘱託職員5人、派遣職員4人、パート職員2人である。このうち研究所の運営を担当する専任職員は事務長を含む3人、他に経理を担当する派遣職員が1人である。契約及び知財・産学連携に関する業務は、理工学研究所や研究開発機構等の組織割ではなく業務割となっており、契約については専任職員が2人で担当している。また、知財は契約と同じ専任職員が担当しており、嘱託職員1人と派遣職員1人で運営している。

研究支援室では、上述の3組織の事務支援を行うことで研究者情報を共有し、研究成果の創出・管理・活用を一元的にマネジメントしており、科学研究費等の補助金や学内外の共同研究の採択及びその執行状況、そこから創出される研究成果の公表や知的財産権の管理活用状況等をひとつの事務体制のもとで管理している。しかし、研究情報を研究支援室で全て管理できている訳ではない。また、教員の研究費は、研究支援室以外に学事部研究助成課、理工学部事務室、国際センター等で所管しており、一元管理とはなっていない。

また、研究支援室の課員の約3分の2が派遣社員と有期職員であり、専任職員数が少ないことから研究支援体制及び公的研究費等の外部研究資金の管理において責任体制が十分とはやや言い難い。

##### (2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

研究支援室は、理工学研究所を含む3組織の事務を担っており、グループを組織割でなく業務割にすることで効率化を図っているほか、適宜、外部の説明会・講演等に参加し、支援に必要な知識・能力の涵養に努めている。ただし、専任職員が少ない中で各スタッフの専門性をいかに高めて継続していくかについては、これからの大きな課題となっている。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究開発機構、理工学研究所、研究推進支援本部を統合して支援する事務部課室であるため、研究費の獲得から執行、成果の取扱い（知的財産化）までを一貫して管理しており、研究の進捗を把握しつつ支援業務を担う体制となっている。
- 外部資金を扱う理工学研究所、研究開発機構を一緒に統括支援することで研究の規模拡大に合わせて的確な部署を提示しつつ研究を支援することができる。

<問題点および改善すべき事項>

- 研究支援室の職員の約3分の2が派遣社員と有期職員であり、主に定型業務を担っている。一方で「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」への対応、予算管理方法やその体制、ルール変更等の非定型業務が増加しており、十分な運営・責任体

制とは言い難い。また、研究費の管理は複数年にわたる経験が必要となる一方、派遣職員や有期職員は長期の勤務が期待できず、必要とされる職員の専門性の向上及び継続が確保できていない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 研究費の獲得から執行・管理、資産の管理まで行っているが、研究支援部署の役割・運営体制の見直し、法人と教学の業務分担の見直しとリスクの分散管理等研究推進を改善する仕組みを、すぐの対応策ではないが考えていく。
- URAによる競争的資金申請支援他積極的な活動を通じ、研究力の向上支援に努めることとする。
- これまで同様に、専門人材となり得る専任職員の増員を要望していく。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 研究支援体制における人事については政策の部類であるため、本課室だけでは検討しきれない。今後は該当部課室と連携しながら事に当たることとする。
- URAの活用は未だ手探り状態である。URAに働いてもらうことはもちろんだが、活動しやすい環境づくりと、その成果の利用についても研究していく必要がある。とりあえず、現在は競争的資金獲得担当のURAと研究マッチング担当のURA2名体制を取り、結果を見守っている。
- 人事政策へのコミットを引き続き続けていきたい。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし。

## VII. 内部質保証

### 1. 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立状況

研究所の諸活動に係る点検・評価活動は研究所長を委員長とする理工学研究所組織別評価委員会が担っており、当該委員会による自己点検・評価結果を基に、年1回の研究員会及び運営委員会での審議に基づき、必要に応じた改善を推進している。

このほか、研究所における内部質保証の取組みの一貫として、外部資金の研究費執行のうち、科研費・JST 委託事業は内部監査室の検査を毎年度受検している。その他、委託事業のうち多くは資金提供者の検査を受検している。

## 参 考

#### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 外部資金の執行については、定期的に内部監査及び資金提供者の検査を受検することにより業務の見直しや、公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程に則した対応を毎年度実施している。

<問題点および改善すべき事項>

- 委託者との契約手続きの迅速性を確保しつつ、慎重な審議をすすめるために、関係部署と運営委員会での審議方法について再検討する必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程に則った対応をしていく。
- 運営委員会での審議事項の見直しと審議方法については、現状は、運営委員会の実施時に合わせた定期的な各種契約の承認手続きをとっている。実務上滞りは出ていないものの、本来は、必要に応じて、他の案件（議題）がない月でも委員会の開催を検討していく。

**【前年度に設定した対応方策の進捗状況】**

- 公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程に係る手続きは終了しているため、これに則った対応ができるように監視している。
- 通常の委託契約等については現状のままで問題ないと思われるが、重要案件が発生した場合は委員会で審議する必要があると思われる。これについては研究所長と相談のうえ開催を決定するようにしたい。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし。

## ◇政策文化総合研究所

### I. 理念・目的

#### 1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 研究所の理念・目的

政策文化総合研究所は、1996年に大学附置の研究所として設置された。政策文化総合研究所は、国際社会における人類の調和的共存のために、学際的研究を超えた総合的学問の創造を目指し、日常生活から地球規模にいたる多様な人間活動に関わる政策・文化に関して共同研究を行うことにより、学術の進歩・発展に寄与することを目的とする（中央大学政策文化総合研究所規程第2条）。

この理念・目的を達成するために、本研究所では以下の事業を行っている（同規程第3条）。

- ① 政策・文化に関する共同研究・調査の実施
- ② 新しい総合的学問の確立に寄与する研究プロジェクトの推進
- ③ 国内外の研究者との交流及び研究機関との提携
- ④ 研究・調査の成果の各種メディアによる公表
- ⑤ 研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑥ 研究・調査に必要な図書・資料の収集・管理及び機器等の整備・管理
- ⑦ その他研究所の目的を達成するために必要な事業

##### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### II. 教育研究組織

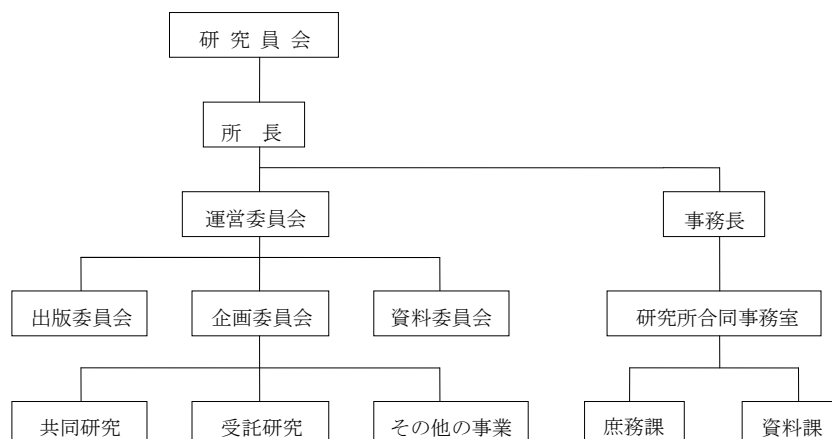
#### 1. 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 教育研究組織の構成

研究所の組織は下記組織図の通りとなっている。

[図13-8 政策文化総合研究所組織図（2017年5月1日現在）]



研究員会は、本学の専任教員である研究員をもって構成し、年に4～5回開催され、①運営の基本方針に関する事項（役員の任命、規定の制定等）、②事業計画に関する事項（プロジェクトの承認等）、③所長の選出に関する事項、④予算申請案に関する事項（予算案の認定、予算の執行等）、⑤その他研究所の運営に関する重要な事項（研究員、客員研究員、準研究員の承認等）について、審議決定する（政策文化総合研究所規程第10条）。

ただし、最高議決機関となっている研究員会の出席率は必ずしも高くない。出席率の向上に向けては、各研究チームから最低一人は参加するよう所長から呼びかけるなどの工夫は行っている。しかしながら、学際性を特徴とする政策文化総合研究所の研究員は様々な学部に所属しており、いずれかの学部の教授会、各種委員会と研究所の各種委員会の開催時間との重複が避けられないことが主要因となって、具体的な改善には至っていない。

所長は研究員である者の中から研究員会が選出した者について、学長が委嘱することとなっており、任期は3年である（同規程第5条）。研究所創設以来、所長の選出は話し合いによって行われてきたが、2002年2月に所長選出に関する実施要領を定め、選挙による選出を行っている。

運営委員会は、所長と研究員会において互選した者7人（任期2年）、研究所合同事務室事務長からなり、①研究所の運営に関する事項、②事業計画案の作成及び事業計画の執行に関する事項、③予算申請原案の作成及び予算の執行に関する事項、④その他所長が必要と認める事項について審議決定する（同規程第14条）。年5～6回開催するが、このうち2～3回はプロジェクトの主査を含めた運営・企画委員会として行う。

出版委員会は、プロジェクトチームの研究員のうちから推薦された者各1名、その他所長が必要と認めた者の12名（任期3年）で構成し、所長が委嘱する。委員長は、委員の互選により、所長が委嘱する（任期2年）。委員会は年5～6回開催され、①年報の編集・発行、②叢書の編集・発行、③その他所長が必要と認めた刊行物の編集・発行について審議決定する（中央大学政策文化総合研究所出版委員会内規）。また、資料委員会は、所長が推薦し研究員会が承認した5名で構成し、年2～4回行われており、研究所の図書・資料の選定が任務である。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### Ⅲ. 教育研究等環境

#### 1. 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### （1）図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

図書・資料の充実を図るため、図書・資料の購入及び利用に関する申し合わせに基づき、研究所全体の図書・資料（資料委員会図書）については、資料委員会が①プロジェクトに必要な図書、②基礎的統計、③学際・新規分野の図書・資料の順に選定・購入している。図書の重複を避けた上で、資料委員会図書にかかわらず、プロジェクト毎に研究費予算の範囲内で図書・資料を購入することができ、以下の表の通り適切に整備されている。



[表 13-63 図書・資料冊数 (2017 年 3 月 31 日現在)]

		和 書	洋 書	計
2016 年度 受入数	購 入	137(36)冊	55( 0)冊	192(36)冊
	製 本	8(-)冊	33(-)冊	41(-)冊
	受 贈	2( 0)冊	0( 0)冊	2( 0)冊
	その他	0( 0)冊	0( 0)冊	0( 0)冊
	計	147(36)冊	88( 0)冊	235(36)冊
総 蔵 書 数	3,331(553)冊	2,219(315)冊	5,550(868)冊	

( )内は、内数で非図書資料を示す。

[表 13-64 非図書資料内訳 (2017 年 3 月 31 日現在)]

	和資料	洋資料	計
マイクロフィルム	432 点	304 点	736 点
マイクロフィッシュ	0 点	3 点	3 点
CD-ROM	120 点	6 点	126 点
DVD-ROM	0 点	2 点	2 点
DVD	1 点	0 点	1 点
計	553 点	315 点	868 点

[表 13-65 雑誌種数 (2017 年 3 月 31 日現在)]

		和雑誌	洋雑誌	計
2016 年度 継続受入 タイトル数	購 入	3 タイトル	16 タイトル	19 タイトル
	受 贈	6 タイトル	0 タイトル	6 タイトル
	計	9 タイトル	16 タイトル	25 タイトル
総タイトル数		38 タイトル	37 タイトル	75 タイトル

\*総タイトル数は所蔵タイトル総数で、非継続、誌名変更、廃刊などの雑誌を含む。

\*上記の他に電子ジャーナルを 1 誌購読。

## 【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

## 2. 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所書庫は日本比較法研究所、経済研究所、企業研究所、社会科学研究所、人文科学研究、政策文化総合研究所の 6 研究所で利用している。座席数は 34 席、情報検索設備としては PC 3 台を、視聴覚機器としてはマイクロリーダープリンタ 3 台を設置している。開館時間は月曜日から金曜日までが 9 時 30 分から 17 時、土曜日が 9 時 30 分から 12 時となっている。当研究所の書庫使用面積は 45.81 m<sup>2</sup>である。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程を準用し管理されているが、その使用はプロジェクトチームが優先することとなっている。また、研究所書庫の利用環境を整備するため、資料委員会図書とプロジェクト図書を、図書館システム・CHOIS 蔵書検索 (OPAC) で公開している。

以上の通り、適切に整備されているが、図書・資料の保存スペースの狭隘化に伴い図書館や他研究所の図書・資料との重複購入を避けるべき限界状態にある。

このほか、研究員が利用できる施設・設備としては、チーム内の打合せや研究会やシンポジウム開催に使用できる会議室が多摩キャンパスに 4 部屋確保されており、最大で 70 名余りの人数が収容可能である。また、本学の都心キャンパスを含め、必要に応じて他部署が管

理する施設も使用することが可能であるため、外部者との研究交流も活発に行うことができる。なお、会議室には従来から、ポータブルのプロジェクタ、PC、ICレコーダー等の機器備品が整備されているが、2015年度には他研究所と共同して無線LANアクセスポイントを設置し、これまで会議室内の有線1回線のみインターネット接続だったものを、複数台の同時接続を可能とする仕様に変更したことで、公開講演会をはじめ各種研究会にてリアルタイムの情報を効率的に収集しながら研究活動等を行える環境となっている。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 書庫の狭隘化について、構造的な問題として、除却する図書に比して受け入れる図書が多いことから、今後も継続的に別置等を行うことにより書架の整理に取り組んでいく必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 書架の状況により新たな配架が困難であると判断される場所の図書・資料について、箱詰による「別置」の対象とするとともに、資料委員会図書・資料及びプロジェクト図書・資料のうち、本学多摩キャンパス内において学内重複のある図書・資料について、除却・抹消の可能性を探ることなどを通じ、書庫スペースの更なる有効活用を志向する。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 書庫内に配架されているプロジェクト資料のうち、学内重複のあるものを除架し、蔵書登録（資料ID）のない資料の別置を行った。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 書庫の狭隘化について、構造的な問題として、除却する図書に比して受け入れる図書の多いことから、今後も継続的に書架の整理に取り組んでいく。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 資料委員会図書・資料及びプロジェクト図書・資料のうち、学内重複のあるものと他媒体代替可能なものについて、除却・抹消の可能性を探る。
- 書架の状況により新たな配架が困難であると判断される場所の図書・資料について、箱詰による「別置」の対象とする。
- 図書・資料受入時に、書庫狭隘化の現状を踏まえた一定の制約による対応を行う。
- 書庫内の研究所の配置について、現行割当の変更の必要性が認められる場合には、可能な範囲において他の研究所との間で調整を行う。

## IV. 研究活動

### 1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況とその適切性

研究所における共同研究費はプロジェクトチームに配分しており、各プロジェクトチームは予算編成時に研究計画に要する計画書、年度はじめに研究計画に要する研究活動実施案を作成することにより共同研究費が割り当てられる。大学支出基準と研究所申し合わせに基づき適切に予算執行しており、活動内容及び支出範囲の適切性については運営委員会、研究員会がチェック機能を果たしている。

[表 13-66 予算執行率（平均）] 単位：%

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
予算執行率（平均）	64	80	89	81	78

[表 13-67 研究費予算執行率（平均）] 単位：%

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
予算執行率（平均）	72	84	87	74	83

(2) ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

大学院と研究所が協力し、大学院学生の教育指導と研究者養成の体制の充実を図るため、RA 制度を利用しており、当該学生及び準研究員の学位資格審査のための論文作成指導にも繋がっている。学位取得のための指導として RA を採用することは、研究活動の円滑化と高度な研究指導が可能になるという相乗効果があり、大学院博士課程後期課程に在籍する学生のプロジェクトへの参加及びプロジェクトが実施する研究会への参加、査読のある研究所年報への論文投稿を積極化させることに貢献しており、制度は適切に活用されているといえる。

[表 13-68 政策文化総合研究所年度別 RA 採用数] 単位：人

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
法学研究科	1	2	1	2	2
経済学研究科	0	0	0	0	0
商学研究科	0	0	0	0	0
文学研究科	0	0	0	0	0
総合政策研究科	3	3	3	3	2
合計	4	5	4	5	4

参 考

【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 慣例で各プロジェクトの予算は均等としてきたため、大型の研究プロジェクトの申請があった場合の扱いが定まっていない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 今後、活動内容、国際性、成果発表等の研究計画を審査して重点プロジェクトを定め、大きな予算を配分し、大型の研究活動を行えるようにすることが可能かについて、必要に応じて運営委員会で検討する。

**【前年度に設定した対応方策の進捗状況】**

- 2016年10月21日実施の政策文化総合研究所第3回運営委員会において、次年度の新規プロジェクト設置希望者による研究計画のプレゼンテーションを実施した。予算配分については、従来の均等配分を見直し、プロジェクトチームより提出された「研究計画に要する予算計画書」を基に申請額に応じた傾斜配分を行うこととした。プロジェクト数が増加し、申請どおりの予算配分ができなかったものの、いずれのプロジェクトからも予算の増額希望が無かったため、大型のプロジェクトを設ける件について検討が進まなかった。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

＜問題点および改善すべき事項＞

- 大型の研究プロジェクトの申請があった場合の扱いが決まっていない。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 今後、活動内容、国際性、成果発表等の研究計画を審査して重点プロジェクトを定め、大きな予算を配分し、大型の研究活動を行えるようにすることが可能かについて、必要に応じて運営委員会で検討する。

**2. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**(1) 附置研究所における研究活動の状況**

政策文化総合研究所の構成員としては、常勤の専任研究員を持たないが、その目的を達成するために次の3種類の区分を設けており、いずれも研究員会の議を経て所長が委嘱する(政策文化総合研究所規程第6条、第7条)。2017年度の研究員数は以下の通りである。

[表 13—69 構成員の区分及び人数等]

種 類	人数 (人)	資 格
研究員	69	中央大学専任教員で、研究所の事業に参加を申し出た者
客員研究員	102	中央大学専任教員以外の者で、研究所の共同研究に参加を申し出た者
準研究員	27	大学院博士課程後期課程に在籍する者又はこれに準ずる者で、研究所の共同研究に参加を申し出た者

※2017年5月1日現在

このように、研究所メンバーの構成は本学の専任教員に限定されておらず、学外の研究者及び大学院学生に対して共同研究に参加をする機会を広く提供している。研究活動は、これら3種類の研究員によるプロジェクト単位で行っている。

なお、客員研究員と準研究員は所属しているプロジェクトの終了と同時に解嘱となる。専任教員は研究員として留まることができることから、プロジェクトをもたない研究員もいるが、査読審査の協力等を担っている。

[表 13—70 分科会所属の研究員と非所属の研究員数]

年度	2013	2014	2015	2016	2017
研究員数	70	67	66	71	69
分科会所属	39	32	30	44	48
分科会非所属	31	35	36	27	21

政策文化総合研究所の研究活動は、基本的には「21世紀・日本の生存」のテーマの下に置かれているが、学際的性格から全学的な共同研究を中心となっていく場合もある。2008年度～2010年度にかけて実施した中央大学第23回学術シンポジウム「21世紀ユーラシアの地政学」等が例に挙げられる。研究活動が学際的であり、様々な専門の研究者が集まっており、研究者自身や大学院博士課程後期課程の準研究員の研究にとって実践的かつ具体的な研究を展開する上で極めて刺激的な「場」となっている。

### 1) 刊行物

研究所としての成果を取りまとめる刊行物としては、中央大学政策文化総合研究所刊行物の取扱要領に基づき、『研究叢書』、『翻訳叢書』、『研究報告書』、『政策文化総合研究所年報』、『リサーチペーパー』を発行している。

『研究叢書』は、2年または3年のプロジェクト研究が終了して、原則1年以内に刊行するものである。

[表 13-71 政策文化総合研究所研究叢書]

号数	書名	編著者名	発行年度
第1号	日本論－国際化する日本	「日本論」プロジェクト編	2004
第2号	中国における企業組織のダイナミクス	丹沢安治編	2005
第3号	東アジア共同体への道	滝田賢治編	2005
第4号	地球市民社会の研究	「地球市民社会の研究」プロジェクト編	2005
第5号	日本論：グローバル化する日本	田中努編	2006
第6号	戦間期の東アジア国際政治	服部龍二・土田哲夫・後藤春美編著	2007
第7号	グローバル・ガバナンスと国連の将来	横田洋三・宮野洋一編著	2008
第8号	日中関係史の諸問題	斎藤道彦編著	2008
第9号	中国における企業と市場のダイナミクス	丹沢安治編著	2008
第10号	地球社会の変容とガバナンス	内田孟男編著	2009
第11号	オーラル・ヒストリー 多摩ニュータウン	細野助博・中庭光彦編著	2009
第12号	中央ユーラシアの文化と社会	梅村坦・新免康編著	2010
第13号	中国への多角的アプローチ	斎藤道彦編著	2011
第14号	中国への多角的アプローチⅡ	斎藤道彦編著	2012
第15号	新たなローカルガバナンスを求めて－多角的アプローチからの試み－	細野助博著	2012
第16号	日本外交のアーカイブズ学的研究	佐藤元英・武山眞行・服部龍二編著	2012
第17号	中国への多角的アプローチⅢ	斎藤道彦編著	2013
第18号	現代社会の変容による人間行動の変化について	大橋正和編著	2014
第19号	近現代東アジアの文化と政治	土田哲夫編著	2015
第20号	日本外交のアーカイブズ学的研究Ⅱ	佐藤元英、服部龍二編著	2015
第21号	中央ユーラシアへの現代的視座	梅村坦編	2015
第22号	21世紀国際政治の展望－現状分析と予測	滝田賢治編著	2016

『翻訳叢書』は、2年または3年のプロジェクト研究終了後、原則1年以内に研究成果の一環として外国語文献・資料を翻訳して刊行するものであるが、これまで発行実績はない。

『研究報告書』は、2年または3年のプロジェクト研究終了後、原則1年以内に刊行するものである。なお、同報告書の改訂版は出版委員会の審査を経て研究叢書として刊行することができる。2015年度に第1号の研究報告書を刊行し、2016年度には第2号を刊行する予定であったが、執筆予定者であったメンバーの原稿を集約することができず、刊行の

ための規定を満たすことができないことから、プロジェクトの予算を使用して、プロジェクトの研究報告書として刊行することとなった。

[表 13-72 政策文化総合研究所研究報告書]

号数	書名	プロジェクト名	発行年度
①	米中関係と東アジア	米中関係と東アジアの国際関係	2015

『政策文化総合研究所年報』は、毎年1回発行し、論文、特別寄稿、シンポジウム報告、プロジェクト報告、記事(研究所の活動記録、名簿等)から構成される。論文については、共同研究を中心に編集するが、個人研究も掲載可能としている。なお、準研究員の論文は査読対象となっており、客員研究員についても査読を希望した場合には実施することとしている。現在のところ、第19号(2015年度)まで発行されており、第10号(2006年度)から査読を実施している。査読制度により、論文採録に際して、より客観的公平性を保ち、学術論文としての水準の維持を図っている。

リサーチペーパーは、プロジェクトに所属する研究員が研究活動の一環として、個人の研究成果を英文で公表する場合に刊行するが、未だ発行実績はない。

## 2) 国際的な共同研究への参加状況

国際的な共同研究への参加状況については、学内の研究者交流制度を利用し、2016年度に外国人研究者3名の受入れと、外国人訪問研究者3名の受入れを実施した。外国人研究者とは、研究・教育またはこれらのいずれか一方に従事するため、1週間以上1年以内の一定期間受け入れる制度である。また、外国人訪問研究者とは、講演等の学術的な行事のために受け入れる制度であり、多様な国々から研究者を招き、学術交流が行われている。このように、国際交流は活発に行われ、同じ研究者を複数回招聘することもあるが、個別・単独的な講演に留まっており、長期的な研究活動や共同研究には繋がっていない。

[表 13-73 外国人研究者・外国人訪問研究者受入数] 単位：人

年度	2012	2013	2014	2015	2016
外国人研究者	4	3	2	2	3
1群	0	1	0	0	0
2群	3	1	1	2	1
3群	1	1	1	0	2
外国人訪問研究者	4	6	2	1	3
計	8	9	4	3	6

※第1群：本学との交換協定に基づく外国人研究者

※第2群：本学の招聘に基づき研究・教育に従事する外国人研究者

※第3群：本人の研究計画に基づき本学で研究に従事する外国人研究者

[表 13-74 国別外国人研究者数] 単位：人

	2012	2013	2014	2015	2016
中国	2	0	1	0	1
アメリカ	1	0	0	0	0
トルコ	0	0	0	0	0
台湾	0	0	1	1	1
韓国	0	0	0	1	1
計	3	0	2	2	3

[表 13-75 国別外国人訪問研究者数] 単位：人

	2012	2013	2014	2015	2016
中国	2	2	1	1	0
台湾	0	1	0	0	0
アメリカ	2	0	1	0	1
インド	0	2	0	0	0
韓国	0	1	0	0	0
ギリシャ	0	0	0	0	0
カナダ	0	0	0	0	1
インドネシア	0	0	0	0	1
計	4	6	2	1	3

また、海外の大学や研究機関と連携し、国際会議等を以下の通り開催している。

<海外開催 国際会議等> ※過去6年間

国際ワークショップ（ベトナム・ハノイ）

2011年3月11日（金）

場所：ベトナム、東北アジア研究所

国際ワークショップ（ベトナム・ホーチミン）

2011年3月15日（火）

場所：ベトナム、ホーチミン国立大学日本研究所

国際ワークショップ（アメリカ、ニューヨーク）

2013年3月6日（水）

場所：ニューヨーク、JaNet 会館

国際ワークショップ（アメリカ、ニューヨーク）

2014年2月5日（水）

場所：ニューヨーク、JaNet 会館

国際ワークショップ（アメリカ、ハワイ）

2014年3月5日（水）

場所：ハワイ大学 East-West Center 4F

国際ワークショップ（アメリカ、ハワイ）

2016年2月29日（月）

場所：ハワイ大学マノア校

国際ワークショップ（アメリカ、ハワイ）

2017年2月27日（月）

場所：ハワイ大学マノア校

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 2006年度より導入した研究所年報の査読制度について、査読料の支出が認められ、外部者による査読を実施することができている。これにより、論文採録に際して、より客観的公平性を保ち、学術論文としての水準を維持する環境が構築できている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 研究所年報の査読制度については、今後とも積極的に活用し、論文採録に際しての客観性・公平性を保つとともに、学術論文としての水準の維持を図っていく。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 『政策文化総合研究所年報』19号（2016年8月刊行）の投稿論文においても、査読審査を6件行い、外部の有識者4名に査読を依頼し、客観的公平性のある審査を経て、論文を掲載した。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 2006年度より導入した研究所年報の査読制度について、査読料の支出が認められ、外部者による査読を実施することができている。これにより、論文採録に際して、より客観的公平性を保ち、学術論文としての水準を維持する環境が構築できている。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 研究所年報の査読制度については、今後とも積極的に活用し、論文採録に際しての客観性・公平性を保つとともに、学術論文としての水準の維持を図っていく。

## V. 社会連携・社会貢献

### 1. 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### （1）教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

政策文化総合研究所では、研究成果を発表するために研究会、講演会等の開催を行っている。プロジェクトのメンバーのみで行う研究会と、メンバーや外部講師などを招き広く公開して行う公開研究会、その他に、当研究所主催公開講演会、ワークショップ、シンポジウム等を開催し、時には他研究所と共催で開催している。

[表 13-76 研究会等開催回数]

単位：回

年度	2012	2013	2014	2015	2016
研究会	23	22	15	9	27
講演会・ワークショップ・シンポジウム等	12	7	6	5	5
計	35	29	21	14	32

講演会、シンポジウム等については、その開催を社会に広く周知すべく、ポスター掲出や本学公式 Web サイトでの掲載等を通じて情報発信を行っているほか、開催場所を多摩キャンパスに限らず、後樂園キャンパス、駿河台記念館をはじめ、都心のセミナー施設も利用することで、参加しやすい環境を作るようにしている。積極的な広報活動を通じて、講演会への研究所外の研究者・一般市民の参加者数が増えてきているが、テーマによっては専門性が高くなるため、参加者がプロジェクトチームのメンバーに限定されてしまう場合もある。

#### （2）学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

受託研究のこれまでの実績としては、トヨタ自動車株式会社、株式会社情報通信総合研究所、出版物の監修協力を株式会社明石書店と行っている。企業等との共同研究や受託研究に関しての研究所規程は整備されておらず、研究員個人に依頼されたものについて研究所が受



け入れ、研究所が契約を交わす仕組みとなっている。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

○ 特になし

**VI. 管理運営・財務**

**I. 管理運営**

1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**(1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性**

政策文化総合研究所専属の事務組織による支援体制にはなっていない。政策文化総合研究所・経済研究所・社会科学研究所・企業研究所・人文科学研究所を合わせた、5研究所の合同事務室のスタッフが各研究所の支援を行う体制となっている。

現在、研究所合同事務室は、事務長1人、専任職員6人、派遣職員3人、パートタイム職員数人で組織されている。5研究所の業務の標準化を図り、研究活動に対してきめ細かくかつ総合的な支援を図るため、1研究所1人の専属担当制を採用しており、適切に運営されている。

一方、これまでの“1研究所1担当者制”による研究支援体制は、以下に挙げるリスクやデメリットも同時に抱えてきた。

1. 疾病等によるサービス低下のリスク
2. 業務の“属人化”による業務内容のブラック・ボックス化
3. 業務の縦割りにより人事異動の影響を受けやすい
4. 業務改善の促進やスタッフの有効活用が進まない

こうしたリスクの回避・軽減やデメリットの解消のため、一部業務を1研究所1担当者制から複数人で担当する業務グループ制で対応することとし、2017年7月より試行的に導入することとした。2017年度末までの9ヵ月間の試行期間で業務執行状況を検証し、業務グループ制に完全移行するかどうかを判断する。

**(2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。**

1研究所1人の専属担当制を敷いているものの、合同事務室として業務にあたっており、5研究所の担当者間でコミュニケーションを取りやすい体制が確保されている。5研究所の業務は共通性が高く、情報やスキルの共有等、横の連携を強化することで、業務の効率化を図ることができている。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

○ 特になし

**VII. 内部質保証**

1. 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**(1) 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立状況**

政策文化総合研究所組織評価委員会の委員長に所長、副委員長に出版委員長を職務上委員として定めることにより、研究所の実情を理解した上での適切な自己点検・評価がなされている。自己点検・評価の結果については委員長たる所長が課題を運営委員会等で問題提起し、具体的な改善に結びつける仕組みとなっている。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

## ◇研究開発機構

### I. 理念・目的

#### 1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 研究所等の目的

###### 1) 目的

研究開発機構は、1999年7月に設置された。その理念・目的は、設立根拠規程となる中央大学研究開発機構に関する規程制定の際の提案理由に次のように凝縮されている。

「近年、科学技術の発達や学術的な研究領域の拡大にともなって、伝統的ディシプリンの枠組みを越えた研究体制の整備が求められる一方、研究活動の大型化が進み、大学に対する多様な形態での研究資金供与の動きも加速されている。このような状況のもとで、大学が先端的研究機関としての役割を十全に果たしていくためには、研究費の多くを学納金に依存する体質からの脱却が不可欠であり、また、学内研究者の流動化等によって、研究組織の柔軟化を図るとともに、より積極的に国内外の研究機関、政府機関、民間企業等との協同を可能にする研究体制の構築が急務となっている。こうした研究環境の変化に対する本学の取り組みは、他大学における先進的な事例に照らしてみれば、様々な局面で大きく立ち後れていると言わざるを得ない。このような本大学の現状を克服し、先端的研究機関としてのポテンシャルをより高めていくためには、本大学に蓄積された学術研究の成果を広く内外に発信していくことはもとより、①大学の研究活動に対する社会的需要や学外資金（外部資金）に関する情報を的確に把握し、これらを学内の構成員及び組織に提供することにより新たな学術研究の展開を促し、本大学の研究活動の活性化に資する一方、②既存組織では対応が難しい研究課題について、学内外の研究者からなるサンセット方式の研究ユニットを組織して、外部資金の活用による共同研究が本大学を拠点に展開される諸条件を整えることが重要である。そこで、これらの目的を達成する組織として、本大学に『中央大学研究開発機構』を新設するために必要な規程を定めたい。」

以上のように、本学における産学官連携を専門業務とする機関として設立された研究開発機構は、本格的な活動を市ヶ谷キャンパスに専用施設設備・事務組織を整備した2000年4月から開始した。その後、市ヶ谷キャンパスに法科大学院を開設することになったことから、2003年4月に活動拠点を後樂園キャンパスへ移転し、現在に至っている。

###### 2) 現状の分析

大学が社会の支持と信頼を得ながら、その教育研究活動を活性化するため、産学官連携の必要性がますます強まっている昨今、本学がその専門機関として研究開発機構を設立したことは、時宜を得た適切な判断であったといえる。その結果、「研究活動」の項目において後述するように、少なくとも外部資金を活用した大型の共同研究・委託研究の実施という面では、本学の立ち後れは回復しつつある。

一方、本学では「知的財産に係る産学官の連携、施策を集中的かつ計画的に推進する」組織として産学官連携・知的財産戦略本部及び発明委員会を2005年4月に設置したが、この組織は後樂園キャンパスを中心としたものであった上、知的財産取扱規程等の知的財産に関する規程の対象も専任教員に限られていた。そこで、2007年1月に内規を整備し、研究開発機構に所属する専任研究員等も知的財産取扱規程の対象とし、全学的な産学官連携

体制の確立を図った。

さらに、2015年4月には、本学の研究力を向上させ、新たな知を創造し、成果を還元することにより、社会に貢献することを目的に、研究に関する全学的な基本方針の策定と重要事項を審議決定する機関として研究戦略会議を設置した。研究開発機構は、外部資金による活発な産学官連携の実績を基に、研究戦略の重要な一翼を担うことが期待されている。なお、研究戦略会議の設置に伴い、産学官連携・知的財産戦略本部は、全学的な研究活動の支援を目的に、研究推進支援本部へと発展的に解組している。

### 3) 目標と運営方針の設定

研究開発機構に関する規程に定める研究開発機構の最高決定機関である運営委員会において、今までの活動を検証するとともに、今後の目標と運営方針を決定している。

#### ①今後の方向性

- a. 安定した外部研究資金を確保するため情報発信力を強化する。研究ユニット同士、学内他機関、資金提供先との連携により大型の競争的研究資金の獲得を目指す。
- b. 異分野の研究ユニット設置を奨励する。特に、後述する「本学の目標」、「理工系の重点分野」に関わる研究を研究ユニットとして立ち上げられるよう支援する。
- c. 若手の研究員の個人的な研究を極力奨励する。

#### ②運営方針

「本学の研究目標及び理工系研究に関する重点分野の目標を達成するために、産官学連携を基盤として、同分野の研究を積極的に推進する」

これが2007年度に設定し、今日に続く運営方針である。これに加えて、

##### ○中央大学の目標

社会的要請に応じた研究を展開し、社会連携・社会貢献を目指す。

を念頭に、以下の重点分野を設定している。

電子社会システム、持続可能社会実現技術、生命科学、認知脳科学・生体医工学

#### ③2016年度事業目標と達成状況

②で述べた運営方針に基づき2016年度は以下の目標を掲げている。

目標

- ・競争的研究資金の獲得による社会的評価の向上
- ・グリーン・スマート・イノベーションの推進と拠点形成
- ・学際的研究の推進

また、これらを達成するため、以下の課題を設定している。

- 1) 安定した外部研究資金による研究ユニットの設置
- 2) 研究体制の強化
- 3) 情報発信力の強化
- 4) 研究倫理及び経費適正執行の徹底

<達成状況>

目標に関しては、環境省のモンゴルにおける2国間クレジットの継続、研究開発機構を研究拠点とし、グリーン・スマート・イノベーションをさらに推進することができた。

また、2016年度より、研究開発機構が資金を一部援助して、学際的研究ユニット「法令工学による法創造・法整備支援研究ユニット」を設立させることができた。

設定した課題に関する達成状況は以下の通りである。

- 1) 大型の研究資金として、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のエネルギー・環境維持技術先導プログラム、次世代ロボット中核技術開発、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の戦略的創造研究推進事業、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)、環境省の研究環境総合推進費、ニホンウナギ保全対策検討に関する委託業務、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業の採択、国土交通省の委託業務及び民間企業との大型の共同研究に伴い、電子社会システム関係、生命科学関係、認知脳科学関係及び生体医工学関係の分野で新規ユニットを設置することができている。
- 2) 2016年度に引き続き研究開発機構コロキウムを開催し、研究開発機構研究者と学内研究者のコミュニケーションを促進した。
- 3) 研究開発機構 Web サイトを定期的に更新することで、研究成果と研究力の発信・アピールをおこなった。
- 4) 研究倫理教育の受講徹底をはかり、適正な研究の推進と社会の発展に資することを目的に、努力している。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究員の雇用や研究費の執行のフレキシビリティが高く、研究費で対応できる限り、研究者の意欲に応じて、必要な時期に適切に研究体制を充実できること。
- 理工系分野については重点推進分野が明確であり、公的研究費等の獲得に向けた活動が行いやすいこと。
- 後樂園キャンパスにおいては、理工学研究所と研究発表会を共催し、理工学部・大学院理工学研究科と研究資源を効率的に活用する等、連携が効果的に進展していること。
- 研究ユニットによる理工学研究所先端科学技術センター共同利用実験室の借用が認められ、実験施設として使用することができ、大型プロジェクト研究の活性化・高度化を推進していける環境があること。

<問題点および改善すべき事項>

- 運営体制や規程の見直しを随時行っているものの、研究スペースの確保、ユニット終了前年度の科研費申請、ユニット設置基準の緩和等、ユニット責任者あるいはユニット設置希望者の様々な要求に完全に応えられているわけではない。研究開発機構運営の健全化のためにも、直ちに希望通りにできない規則もあり、今後も継続的な検討が必要となる。
- 文理融合型の研究ユニットを複数設置することができたものの、まだその数は少なく、文系学部(多摩キャンパスの教員)からの申請が増えているとは言えない。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 外部資金の安定的な獲得に向けて、引き続き、URA の活動の活性化、プレスリリースや本学公式 Web サイトを用いた情報発信、知財創出の奨励等を行うとともに、若手研究員の科学研究費・助成金申請を奨励し、積極的に支援する。
- 引き続き、規程・申し合わせの再検討を行い、ユニットの研究が円滑に推進できるよう、その支援体制を整える。そのため、運営委員会と研究支援室との連携をより緊密にし、情報共有を図る。
- 文系学部（多摩キャンパスの教員）からの申請を増やす方法に関しては、研究開発機構が提供できる施設が後樂園キャンパスに限られていることも影響していることも考えられるため、全学的な研究戦略に関する審議決定機関である研究戦略会議で議論する機会を持てるよう働きかける。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- URA を1名増員し、また、各種情報発信を続けていることから、外部資金の獲得については安定的に獲得できている。また科学研究費助成事業については、申請枠を拡充することで公募申請の増加を計っている。
- 各ユニット長に対して審議内容についての情報発信を行うようにすることで、情報共有を図っている。
- 多摩キャンパスでの施設供与については、他機関との調整がつかずまだ検討には至っていない。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 研究員の雇用や研究費の執行のフレキシビリティが高く、研究費で対応できる限り、研究者の意欲に応じて、必要な時期に適切に研究体制を充実できること。
- 理工系分野については重点推進分野が明確であり、公的研究費等の獲得に向けた活動が行いやすいこと。
- 後樂園キャンパスにおいては、理工学研究所と研究発表会を共催し、理工学部・大学院理工学研究科と研究資源を効率的に活用する等、連携が効果的に進展していること。
- 研究ユニットによる理工学研究所先端科学技術センター共同利用実験室の借用が認められ、実験施設として使用することができ、大型プロジェクト研究の活性化・高度化を推進している環境があること。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 運営体制や規程の見直しを随時行ってはいるものの、研究スペースの確保、ユニット終了前年度の科研費申請、ユニット設置基準の緩和等、ユニット責任者あるいはユニット設置希望者の様々な要求に完全に答えられているわけではない。研究開発機構運営の健全化のためにも、直ちに希望通りにできない規則もあり、今後も継続的な検討が必要となる。
- 文理融合型の研究ユニットを複数設置することができたものの、まだその数は少なく、文系学部（多摩キャンパスの教員）からの申請が増えているとは言えない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- それぞれのユニット固有の問題点などもあり、個別にひとつずつ改善していく必要があるため、それに合わせて改善を図る。
- 研究開発機構コロキアムの開催などを通じて、引き続き申請を促す。

2. 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 理念・目的の妥当性・適切性を検証する仕組みとその実施状況

理念・目的の妥当性・適切性は、定期的に開催される運営委員会において検証しており、特に、年度末の運営委員会において、各研究ユニットより提出される活動報告書を総括することによって綿密に検証している。また、その検証結果を次年度の運営方針に反映させ、年度はじめの運営委員会において、その運営方針・活動計画を審議することにより、検証の実を上げるように努めている状況である。

なお、各研究ユニットの目的・目標の妥当性は、研究ユニット設置時や計画変更を行う際に、運営委員会だけでなく、審査委員会においても検証し、本機構の理念・目的に合致しているかを確認している。

参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究ユニットの設置や計画変更にあたっては、目的・目標の妥当性を運営委員会だけでなく、審査委員会においても検証していることは長所といえる。

<問題点および改善すべき事項>

- 契約締結が多い期首や、決裁者が不在となる夏季休暇期間等に締結される契約に対しては、依然、契約書の決裁に多くの時間を要しており、研究ユニットの設置や活動に遅れが出る懸念がある。
- 研究開発機構の運営委員会での検証という自己点検だけでなく、全学的な研究戦略に関する審議決定機関である研究戦略会議における俯瞰した視点からの検証は今後の課題である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 外部資金だけで活動する研究ユニットは、その目的や計画の妥当性を外部機関によって厳しく検証されているが、本学及び研究開発機構の理念との整合性が検証されているわけではない。そのため、審査委員会と運営委員会という二重審査構造を今後も効果的に運用することにより、本学の一員として社会に貢献できる研究ユニットが設置されるよう努める。
- 決裁及び契約締結等に要する時間を短縮するため、法令や規程の許容範囲内で、理事長の代表権の一部を研究開発機構長に委任して貰うことはできないか、引き続き総務部に検討を依頼する。

- 研究戦略会議における議題が一段落してきた場合に、研究開発機構の活動に関する検証の議題を提出する。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 運営委員会と審査委員会の合同懇談会を開催し意見交換を行うことで、本学の一員として社会に貢献できる研究ユニットの設置に寄与できるようにした。
- 決裁及び契約締結等に要する時間を短縮については、権限委任とはならなくともできる限りスピード感を持った対応をしてもらうようにしている。
- 研究開発機構の活動に関する検証については、まだ出来ていないので継続して試みることにする。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究ユニットの設置や計画変更にあたっては、目的・目標の妥当性を運営委員会だけでなく、審査委員会においても検証していることは長所といえる。

<問題点および改善すべき事項>

- 決裁については、夏季休暇期間等であっても契約等に遅滞が生じないようにする。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 決裁については、夏季休暇期間に係らないよう手続きを調整するとともに、法人に対しては継続して、決裁及び契約締結等に要する時間を短縮するための働きかけを行う。

## II. 教育研究組織

1. 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 教育研究組織の構成

研究組織の目的を達成するために、研究主体である研究ユニット、その運営に関することを審議決定する運営委員会、研究ユニットの設置や研究員の業績等を審査する審査委員会、事務支援を行う研究支援室という組織構成をとっている。

##### 1) 研究ユニット

本機構の研究活動は、研究ユニット単位で行われ、それぞれのユニットは研究課題・目的・期間・条件を明確にして、外部研究資金の範囲内で活動するサンセット方式を採用している。これによって、常に直面する社会的課題に対して、学際的な活動も伴った大学の萌芽的研究と、そこから生まれる独創的技術・理論の展開が期待できる。なお、研究ユニットに関する事項は、運営委員会の申し合わせ等により定めている。その概要は次の通りである。

##### ①研究ユニットを作るメリット

- a. 研究ユニット独自に、学外の研究者を専任研究員や客員研究員として採用すること



- ができ、研究目的に直結する研究グループを組織することができる。
- b. 専任研究員・客員研究員には業績審査を経て、機構教授、機構准教授、機構助教の呼称を付与することができる。
  - c. これらの結果、機動的かつ学際的な研究プロジェクトが十分に推進可能となる。
  - d. 必要に応じ、研究室の提供や事務的な支援が受けられる。

### ②研究ユニットを設立するための必要条件

条件1：原則として、本学の専任教員が研究ユニットの責任者であること。

条件2：研究目的が、①学問の自由を侵すものではないこと、②社会の発展と人類の共生に寄与するものであること、③本学の教育・研究、社会的評価に寄与するものであること。

条件3：外部から提供される研究資金が1年度あたり1,000万円を超えるものであること（直接経費で1,000万円を超えることが望ましい）。

条件4：研究資金の提供機関と提供条件が研究目的に合致すること。

※ なお、研究期間は6ヵ月以上5年以内で、提供資金の範囲内において活動し、資金提供期間が満了したときに解散するものとする。

※ 利益相反を回避するため1ユニット1クライアント1テーマであることが望ましい。

### ③設立申請の手順

a. 「研究ユニット設置申請書」「契約書案」「研究員の略歴・研究業績書」等を研究開発機構長（運営委員会）に提出

※ 研究テーマ、研究実施期間、研究資金（提供機関、資金額など）、研究目的・計画、研究責任者及び担当者の構成と役割分担等を明確にする。

↓

b. 運営委員会で研究計画や人員構成、資金の安定性等を審議（発議）

↓

c. 審査委員会でヒアリングにより詳しく検討し、研究ユニットの設置の可否を審査

↓

d. 審査委員会での審査結果を受けて、運営委員会で審議・承認

↓

e. 研究ユニットの設置が認められたら、資金提供先と研究開発機構の間で研究契約を調印する。なお、契約の調印手続きに当たっては研究支援室が担当する。

### ④資金提供先の基準

次のa～fのいずれかに該当すること。

- a. 公的研究費であること。
- b. 金融機関（銀行・信金・信組・労働金庫・農協・漁協）による身元保証的な照会があること。
- c. 東京証券取引所一部二部、名古屋証券取引所一部二部、ジャスダック証券取引所のいずれかに上場していること。
- d. 帝国データバンクに財務情報または信用情報が登録されていること。
- e. 会社役員の名簿及び正規の財務諸表のコピーを提供できること。
- f. 複数の資金提供先から提供を受ける場合には、相互に了承が取れていること（利益相反・責務相反の排除）。

#### ⑤研究契約に関する基準

- a. 契約の締結は学校法人中央大学で行い、署名者は研究開発機構長とする。
- b. 研究契約以外の契約（例：労務契約、請負契約、コンサルティング契約等）は締結できない。
- c. 研究経費は原則前払いとする（公的研究費を除く）。
- d. 直接経費＋一般管理費（直接経費の10%）に消費税相当額を加えたものを請求する。
- e. 研究契約締結後1ヵ月以内に、研究経費総額の25%以上を納入する。
- f. 委託研究の場合、通常の成果物（報告書等）は資金提供先に帰属する。知的財産権は原則として本学が負担する義務と応分の権利を主張する（契約金額により柔軟に対応）。

※ 機構研究員の創出した知的財産の取り扱いについては、研究員と本学との間で締結される雇用契約書において、職務発明として規定する。

#### ⑥研究ユニットの設置

- a. 研究ユニット設置と同時に、研究員委嘱を行う。
- b. 研究ユニットの研究室として、後樂園キャンパス3号館12階の個人研究室を借用することができる。個人研究室の施設維持負担金（年額）は、18㎡の研究室が42万円、54㎡の研究室は126万円となる。
- c. 外部資金を活用した大型研究プロジェクトを実施し、学外機関との研究交流拠点として、理工学研究所先端科学技術センター共同利用実験室及び一時研究者居室（後樂園キャンパス2号館7・8階）を使用することができる。ただし、研究開発機構の機関承認をとった上で、機構長より理工学研究所長へ使用を申し入れ、理工学研究所運営委員会にて使用を認められた場合に限る。

#### ⑦研究ユニットの運営

- a. 研究ユニットにおける研究資金は研究支援室が機関として管理する。
- b. 研究ユニットには事務担当者を置くことができる。その報酬は研究ユニットの研究資金から支給する。
- c. 研究ユニット長は、設置申請書の記載内容を変更する必要があるときには、その旨を機構長に申し出る。
- d. 各研究ユニットは、年度毎に「研究経過報告書」、研究終了時に「研究活動報告書」を提出する。

#### ⑧研究資金の用途

研究ユニットは、学外の様々な研究資金によって運営されるため、提供先によって、研究資金の用途が異なる。

#### ⑨一般管理費（オーバーヘッド）

各研究ユニットからは、外部資金の一部を一般管理費（オーバーヘッド）として徴収する。金額は、受託研究契約等に定める直接経費の10%（及び一般管理費の消費税相当額分）、または100万円のいずれか多い額とする。公的資金による契約において、資金提供先の規則により異なる率の一般管理費を定めることに合意した場合は、これを優先する。この一般管理費は、50%は本機構の研究共通費（本機構の共通的研究活動と事務遂

行に必要な経費)に使用し、残る50%は共通維持費(研究機関全体の機能の向上に必要な経費)として学校法人中央大学に納入する。

#### ⑩研究ユニットの構成員

##### a. 研究員の委嘱・雇用

研究ユニットには次の研究員を置くことができる。

- ア) 専任研究員…研究ユニットの研究活動に直接関連する研究分野(以下「当該研究分野」という。)において優れた実績を有し、かつ、研究計画を効果的に遂行するために不可欠な者であって、研究ユニットの研究活動に専従できる者(雇用契約あり)
- イ) 客員研究員…当該研究分野において優れた実績を有する者であって、研究ユニットの研究活動に従事できる者(雇用契約なし)
- ウ) 準研究員…大学院在籍者またはこれに準ずる者であって、研究ユニットにおいて研究補助業務に従事できる者(雇用契約なし)
- エ) 研究補助員…主に研究に関わる事務を担当する者(雇用契約あり)

##### b. 専任研究員・客員研究員の呼称について

専任研究員・客員研究員には研究開発機構教授、機構准教授、機構助教の呼称を付与することができる。

- ア) 機構教授にあつては、次のいずれかに該当する者
  - ・当該研究分野において特に優れた研究業績を有する者
  - ・当該研究分野において特に優れた知識及び経験を有する者
- イ) 機構准教授にあつては、次のいずれかに該当する者
  - ・当該研究分野において優れた研究業績を有する者
  - ・当該研究分野において優れた知識及び経験を有する者
- ウ) 機構助教にあつては、次のいずれかに該当する者
  - ・当該研究分野において研究業績を有する者
  - ・当該研究分野において知識及び経験を有する者

#### ⑪研究ユニットの廃止

- a. 研究ユニットを廃止するときは、研究ユニット長は、機構長に廃止の申請を行う。
- b. 研究ユニットを設置した後に研究資金が確保できない場合または途切れた場合は、当初予定していた設置期間が終了する以前であっても、研究ユニットは原則として廃止する。

#### ⑫研究ユニットの閉鎖

研究資金の不正利用などがあつた場合、学長は研究ユニットの閉鎖を命じる場合がある。

## 2) 運営委員会

機構の運営に関する審議機関として、運営委員会を置く(研究開発機構に関する規程第19条)。

### ①構成

- 一 機構長
- 二 学部長の互選による者2人(うち1人は、理工学部長とする)
- 三 研究科委員長の互選による者2人(うち1人は、理工学研究科委員長とする)

- 四 研究所長の互選による者 3 人
- 五 研究ユニットの責任者の中から機構長が指名した者 7 人以内
- 六 事務長
- ※ 第四号の運営委員以外の研究所長及び同項第五号の運営委員以外の研究ユニットの責任者は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

#### ②審議事項

- 一 機構運営の基本方針に関する事項
- 二 事業計画の作成及びその執行に関する事項
- 三 予算案の作成及び予算の執行に関する事項
- 四 研究ユニットの設置、解散及び設置申請内容の重要な変更に関する事項
- 五 研究員の委嘱・解嘱に関する事項
- 六 その他機構の運営に関する必要な事項

### 3) 審査委員会

研究ユニットの設置等に関する機構長の諮問機関として、審査委員会を置く（同規程第 23 条）。

#### ①構成

- 一 運営委員会において互選した者 2 人
- 二 機構長の指名する者 3 人
- ※ 審査委員会の委員長は、機構長が指名する。

#### ②審議事項

- 一 研究ユニットの設置及び設置申請内容の重要な変更に関する事項
- 二 研究ユニットの研究員の選定に関する事項
- 三 その他機構長から諮問された事項

## 参 考

### 【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 審査委員会と運営委員会という二重審査構造により、各研究ユニットが本学の教育研究組織として適切・妥当であるかを十分に検証していること並びに研究ユニットは外部資金だけで活動しているため、その適切性・妥当性は資金提供者側からも適宜点検・評価されていること。これらは、研究目的・目標が明確かつ限定的で、成果志向が強い研究を推進する上で、重要なポイントである。
- このような厳格な審査だけでなく、各研究ユニットの研究活動に関しては、学内及び産学官の連携を推進し、柔軟かつ円滑に研究を推進できるよう支援していること。
- 後樂園キャンパスにおいては、理工学研究所、理工学部、大学院理工学研究科との連携が効果的に進展していること。
- 研究開発機構が資金を一部援助して、学際的研究ユニット「法令工学による法創造・法整備支援研究ユニット」を設立させたこと。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 審査委員会及び運営委員会はそれぞれの役割を果たしているが、交流がなされていないため、研究開発機構全体の課題やその対応策については情報を共有できていない。
- 私企業からの資金納入の遅延や分割納入の申し出があった際に、研究費が納入されるまでに雇用が開始し、人件費支出が必要となる場合も想定されることから、この場合の研究開発機構としての対応策について検討が必要である。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 審査委員会及び運営委員会の合同委員会（仮）を開催し、研究開発機構の現状を把握した上で意見交換を行って共通認識を持ち、課題やその対応策について運営委員会にて検討していく。2016年5月12日に合同委員会を開催し、意識共有と問題点の洗い出しを行った。
- 資金納入の遅延や分割納入の申し出があった際の対応については、ケース毎に事情が異なることから、ルールを定めることはせず、当面は、過去の納入状況等を勘案し、運営委員会において事案毎に対応策を決定する。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 2017年5月11日に、昨年に引き続き審査委員会及び運営委員会の合同委員会（仮）を開催した。
- 資金納入の遅延や分割納入の申し出があった際の対応については、ケース毎に事情が異なることから、ルールを定めることはせず、当面は、過去の納入状況等を勘案し、運営委員会において事案毎に対応策を決定する。

【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- このような厳格な審査だけでなく、各研究ユニットの研究活動に関しては、学内及び産学官の連携を推進し、柔軟かつ円滑に研究を推進できるよう支援していること。
- 後樂園キャンパスにおいては、理工学研究所、理工学部、大学院理工学研究科との連携が効果的に進展していること。
- 研究開発機構が資金を一部援助して、昨年度に引き続き「単細胞性緑藻の育種の開発ユニット」を設立させた。

### Ⅲ. 研究活動

#### 1. 競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 附置研究所等における研究活動の状況

研究開発機構は学外資金を利用して研究活動を行う機関であり、常に競争的研究環境の下で、成果志向が強い研究を推進している。以下に2016年度に活動した研究ユニットの一覧を示すが、※印を付した13ユニットが競争的資金を獲得して活動している（各ユニットの活動状況に関しては、学事記録等を参照）。

[表 13-77 2016 年度に活動した研究ユニット (一覽)]

1 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	先導的物質変換触媒技術の創出 金属触媒を利用する安定結合および安定化合物活性化と合成的変換法の創出 2012年10月1日～2018年3月31日
2	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	認知脳情報活用研究ユニット 認知脳情報の産業応用に関する研究 2013年4月1日～2018年3月31日
3 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	高油脂生産微細藻類の大規模培養と回収および燃料化に関する研究開発 高油脂生産微細藻類の大規模培養と回収および燃料化に関する研究開発 2013年10月1日～2017年3月31日
4 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	低炭素社会実現のための固体触媒反応創出ユニット 二酸化炭素放出量を低減するための新しい固体触媒反応系の構築 2014年4月1日～2017年3月31日
5	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	地盤工学特殊問題研究プロジェクト 地盤工学に関わる現場施工上の諸問題の発生原因究明と対策方法の工学的検討の研究 2014年4月1日～2018年3月31日
6	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	次世代環境産業形成研究ユニット バイオマス廃棄物の資源循環産業に関わる技術特性及び市場性分析、事業化研究 2014年4月1日～2017年3月31日
7	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	水処理技術研究ユニット 膜ろ過を中心とした水処理システムの確立に関する研究 2014年4月1日～2017年3月31日
8	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	高齢社会インフラ研究プロジェクト 超高齢社会に適応した「集約型都市整備」に関する基礎的研究 2014年4月1日～2017年3月31日
9 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	気候変動適応ユニット モンゴルにおける二国間クレジット推進のための冷凍貯蔵システムの創出とMRV手法の構築 2014年8月5日～2017年3月31日
10 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	持続可能な河川・流域システムの研究プロジェクト 持続可能な河道管理・河道設計の技術開発 2015年4月1日～2020年3月31日
11	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	レーザの加工現象の研究プロジェクト レーザ微細穴加工及び高速切断加工の研究 2015年4月1日～2017年3月31日
12 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	データ・セントリック・コンピューティング IoT時代のCPSに必要な極低消費電力データ・セントリック・コンピューティング技術 2015年4月1日～2017年3月31日
13 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	ハイブリッド型多元素協働分子触媒の開発 多種類の元素が協働的に作用する分子触媒を用いてこれまでに達成できていない触媒的分子変換反応を開発する 2015年4月1日～2017年3月31日
14 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	生物多様性研究ユニット 自然保護地域における共同管理のための情報交流システムの開発 2015年4月1日～2017年3月31日
15 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	ウナギ保全研究ユニット ニホンウナギの保全と持続的利用のための方策の提言 2015年4月1日～2016年3月31日
16 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	沿岸域の津波・高潮・高波外力に対する減災研究ユニット 沿岸域における津波・高潮災害の減災に関する研究 2015年4月1日～2017年3月31日
17 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	ソフトアクチュエータによる次世代型多機能搬送システム開発 蠕動運動ポンプを用いた固体ロケット推進薬の連続捏和・搬送プロセスに関する研究・開発やその他の蠕動ポンプの応用を行う 2015年6月1日～2018年3月31日
18 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	スマートアクチュエーション研究ユニット 人間との親和性が高いウェアラブルアシスト機器のための可変粘弾性特性を有する革新的ソフトアクチュエータシステムの開発 2015年7月22日～2017年3月31日
19 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	機能的近赤外分光分析診断法による注意欠如・多動症児支援システム実装ユニット 機能的近赤外分光分析診断法による注意欠如・多動症児支援システムの実装 2015年10月1日～2018年9月30日

20	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	精密分子配向研究ユニット 高性能有機光デバイスを目指した精密分子配向制御 2016年4月1日～2017年3月31日
21	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	地盤環境研究ユニット 地盤の変形および振動による既設構造物への影響評価とその保全 2016年4月1日～2017年3月31日
22	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	気象センサー等を活用した水災害科学・水災害情報ソリューション研究展開ユニット 気象レーダ等気象センサーを活用した水災害・水情報ソリューションを国内外で展開するに当たっての基礎的研究から技術実証、事業化検討・展開に亘るまでの横断的研究 2016年4月1日～2018年3月31日
23	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	法令工学による法創造・法整備支援 法令工学に基づく法令作成・検証の基盤構築 2016年4月1日～2019年3月31日

## 1) 活動状況

活動のコアとなる研究プロジェクト（研究ユニット）は、相当規模（運用上1,000万円超/年度）の外部資金を得て初めて設置することができ、資金提供期間の終了とともに解散する、いわゆるサンセット方式である。研究ユニットの活動は、研究内容・実施方法・組織編成・予算から研究成果報告等に至るまで、原則として全て資金提供者との間で交わされる「委託研究契約書」や「研究仕様書・計画書」等に定められ遂行される。したがって、研究ユニットはこれらの契約書に基づき、常に資金提供者からの点検・評価を受ける環境にあるため、初期の目的が達成される見込みのない時は、途中で打ち切られることや次年度の契約が更新されないことがある。このことから、研究ユニットの研究活動の目的・目標は、明確かつ限定的で成果志向が強い。また、その目的達成を図るために、研究ユニット責任者は、研究員の任用や予算執行の一次的な判断を委ねられるなど、極めて大きな責任と権限が与えられている。こうした特性を持つ研究ユニットの活動をコアとしていることから、研究開発機構は研究組織のあり方、研究活動の目的及び方法、研究体制・条件、施設等の設備方針、予算・財政措置等の多くの点から大学既存の各研究所とは異なる特徴を有している。

今後、研究成果の社会還元を活性化させ、機構の認知度をより向上させるためには多くの研究ユニットが設置され、活発に活動することが望ましい。この点から最近の動向を眺めると、2013年度、2014年度は競争的資金に新規採択などにより増加があったが、2015年度の外部資金導入額は減少した。2016年度はユニット数の減少によりさらに減少している。研究ユニットの設置はひとえに外部資金に委ねられていることから、更なる増加を望むには対外的な説明責任や市場経済の影響を恒常的に考慮しておく必要がある。経済活動の停滞による民間資金の減少は競争的資金等公的研究費の競争率上昇も招いているが、公的研究費による新規ユニットの設置にあたっては、なお余談を許さない状況にあることはいうまでもない。

こうしたことから、研究ユニットの新設については、学内リソースを基盤として公的研究費獲得に挑戦し、外部から研究員を雇用する必要がある研究グループには研究ユニット設置を促す、という現実的な対応をしている。引き続き、研究ユニットに関する情報発信を強化し、理工学研究所を始めとする研究所との連携を重視していく。

理工学研究所との連携では、2011年度に理工学研究所先端科学技術センターが開設され、研究ユニットによる施設の借用も認められることとなった。2016年度は、研究開発機構の7つのユニットが同センター共同利用実験室の使用を認められたことから、研究

の効率化あるいは分野によっては研究の拠点に向けた協同化が期待される。当該施設は外部資金の導入と産学共同研究の実施を目的とした実験施設であり、施設の狭さという研究開発機構の短所を補うことができるため、今後は、一層深化した研究の展開が期待される。また、毎年開催されている理工学研究所研究発表会・大学院理工学研究科研究発表会に参加し、2016年度は、11テーマ（8ユニット）について研究発表を行った。これにより、組織を超えて活発な意見交換が行われるなど、今後の研究活動の良い刺激となっている。なお、2015年度からは、研究発表会は理工学研究所・研究開発機構の共催となり、大学院理工学研究科研究発表会と併せて開催することにより、学内の連携がより鮮明になった。

また、機関、研究ユニットとしての取組みに加えて、専任研究員の科学研究費を中心とする個人研究も奨励し、個々の研究力の向上が学際化、融合研究に結びつくように支援していく。

## （２）国際的な共同研究への参加状況

国際交流に関しては、機構の活動主体が研究ユニットであることから、予め機構において目標や方針を立てて活動しているわけではなく、あくまで研究ユニットの研究課題に応じて適宜行っている。このため、一律の基準を以って点検・評価することはなじまないが、現状では、研究ユニットの多くはその研究課題に国際的な研究者交流や海外の学会参加、実態調査等の海外出張を含んでいる。また、海外の研究者を招聘して開催する研究会や国際シンポジウムなどを積極的に行っており、1回の研究会で複数の海外研究者を招いていることも多い。

しかし、研究ユニットはサンセット方式で活動しているため、機構あるいは研究ユニットが海外の研究者・研究機関と長期的な共同研究ネットワークを組織することが困難になっている。また、研究ユニットの活動は独自性が強く、当該研究ユニットの中で閉じられていることが多いため、他の研究ユニットや学内研究者がその共同研究ネットワークを活用することが難しいという面もある。

## （３）学外競争的研究資金の獲得状況

2000～2016年度の17年間における外部資金の導入額は7,568億8,400万円（科学研究費によるユニット設置は計上額に含めず）で、設置した研究ユニットは89ユニットである。

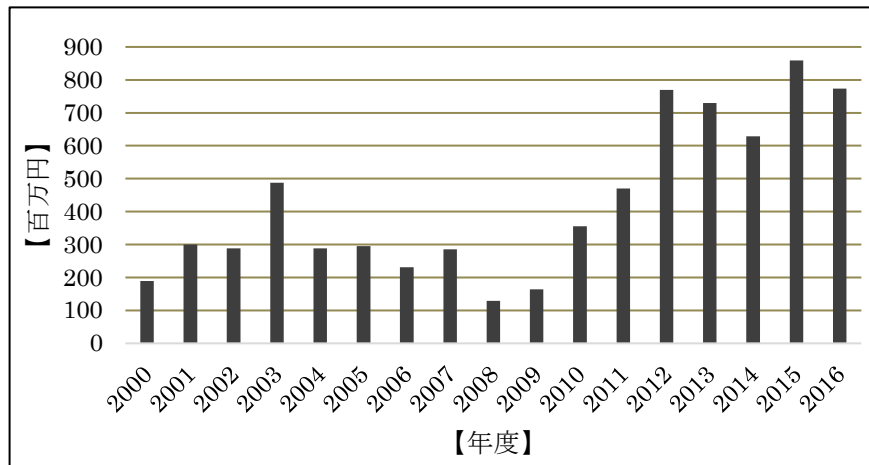
2010年度以降に競争的外部資金に採択され、現在も継続している研究活動は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の戦略的創造研究推進事業（先導的物質変換領域：ACT-C）、農林水産省の農林水産技術会議事務局プロジェクト研究委託事業、JSTの戦略的創造研究推進社会技術研究開発（RISTEX）、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の委託事業、NEDOのバイオマスエネルギー技術研究開発／戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業、環境省の2国間クレジットプロジェクト研究、国土交通省の委託事業等である。これらに加え、民間企業との共同研究も実施されている。

2016年度は、NEDOのエネルギー・環境新技術先導プログラム、JSTの戦略的創造研究推進事業（CREST）、環境省の研究環境総合推進費、環境省の委託業務、JSTの戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）の宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業、NEDOの次世代ロボット中核技術開発、JSTの戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）及び民間企業との共同研究により総額で7億7,300万円の外部資金が導入された。



このように近年高い外部資金導入実績となったのは、新規採択にのみ起因するものではなく、むしろ、そうした状況に至った真の理由は、既存ユニットの着実な研究成果に基づくユニット活動の継続とそれへの不断の努力が各ユニットにおいて恒常的になされてきたためであろう。

[図 13-9 研究開発機構外部資金導入状況] 契約ベースで計上 (2000 年度より)。



※契約ベースで計上 (2000 年度より)。なお、科学研究費ユニットは計上から除く。

このように 2000～2016 年度の 17 年間のうちに機構の活動が進展したことは、学内の期待と支援を受けて研究開発機構長を中心とした適切な運営体制と施設設備条件を整備したことが基盤となっているが、より具体的には、次の点があげられる。

- ① 産学官連携の必要性が叫ばれる中で、実際に、学内や社会にこうした研究活動へのニーズ、シーズが一定程度存在したこと。
- ② このニーズ/シーズが機構の設立によって、さらにはその施設設備・事務組織が市ヶ谷・後樂園キャンパスという都心拠点に整備されることによって理解されたこと。
- ③ 研究組織の編成から資金の使途に至るまで、研究ユニットの責任者の意向を最大限尊重する柔軟な運用を行うなど、専任教員の研究インセンティブを高める工夫をしたこと。

## 参 考

### 【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究ユニットは外部資金で活動していることから、資金提供者側からの点検・評価が適宜行われること。
- 研究ユニットの活動に参加する大学・大学院の学生も多いこと。そのような学生にとっては、研究能力養成の実践的フィールドであるだけでなく、専任教員以外の人との交流が、視野を広め、刺激を与えることに役立っている。
- 研究開発機構が資金補助を行って研究ユニットを新設したこと、並びに URA が複数学部に所属する専任教員の協働を促すことができたこと。これらは、学際的研究を推進し、新たな外部資金獲得のための取り組みとして重要である。

<問題点および改善すべき事項>

- 新規に文系ユニット及び文理融合型の研究ユニットを設置することはできたものの、割合はまだ少ない。これをさらに増やすには、多摩キャンパス（文系学部）の専任教員が自発的に研究開発機構に参加したくなるような研究開発機構の魅力とは何かを検討する必要がある。
- 2016年4月から、理工学研究所でも専任の研究員を雇用できるようになり、独自に研究員を雇用することができるという研究開発機構の長所がやや弱くなった。これは、全学における研究推進体制の見直しを促す可能性があり、長期的な課題である。
- 国際交流の進展に伴い、海外からの外部資金の導入も想定されるようになってきた。そのような場合に、現状の国内の外部資金に対する取り扱い規定で対処できるのか、事前に検討しておく必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- URAを中心に、本学専任教員の専門領域や得意分野を検索容易なリストとし、これを基に協働を勧めるとともに、研究ユニットの活動紹介を情報発信していくことにより、魅力をアピールする。
- 理工学研究所と研究開発機構のそれぞれの長所を改めて明確にするとともに、全学的な研究体制について議論していく。
- 至急対応しなければならない課題ではないので、他大学等の調査も行い、運営委員会で随時意見交換を行いながら対応策を策定する。

**【前年度に設定した対応方策の進捗状況】**

- URAを中心にした研究領域の平易なリストはできていないが、研究ユニットの活動紹介の発信はWebサイトを中心に積極的に行っている。
- 理工学研究所と研究開発機構の、全学的な研究体制についての議論は未だ調整がついていないため出来ていない。
- 研究開発機構として適宜協議事項を設定しているが、いまだ対応策策定には至っていない。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究ユニットは外部資金で活動していることから、資金提供者側からの点検・評価が適宜行われている。
- 研究ユニットの活動に参加する大学・大学院の学生も多いこと。そのような学生にとっては、研究能力養成の実践的フィールドであるだけでなく、専任教員以外の人との交流が、視野を広め、刺激を与えることに役立っている。
- 研究開発機構が資金補助を行って研究ユニットを新設したこと、並びにURAが複数学部に所属する専任教員の協働を促すことができたこと。これらは、学際的研究を推進し、新たな外部資金獲得のための取り組みとして重要である。

<問題点および改善すべき事項>

- 新規に文系ユニット及び文理融合型の研究ユニットを設置することはできたものの、割合はまだ少ない。これをさらに増やすには、多摩キャンパス（文系学部）の専任教員が自発的

に研究開発機構に参加したくなるような研究開発機構の魅力とは何かを検討する必要がある。

- 国際交流の進展に伴い、海外からの外部資金の導入も想定されるようになってきた。そのような場合に、現状の国内の外部資金に対する取り扱い規定で対処できるのか、事前に検討しておく必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 継続して研究開発機構コロキウムを多摩キャンパスでも開催し周知を図る。
- 海外からの外部資金導入についての検討はできていないので、今後検討を始める。

#### **IV. 社会連携・社会貢献**

1. 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

##### **【現状の説明及び点検・評価結果】**

「社会貢献」については、「研究推進支援本部」の当該項目をご参照いただきたい。

#### **V. 管理運営・財務**

##### **I. 管理運営**

1. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

##### **【現状の説明及び点検・評価結果】**

「事務組織」については、「理工学研究所」の当該項目をご参照いただきたい。

## ◇研究推進支援本部

### I. 理念・目的

#### 1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 研究推進支援本部の目的等

###### 1) 目的

本学は、教育・研究と並ぶ大学の大きな使命である「社会貢献」を果たすため、その中期政策目標となる「教学グランドデザイン」において「知的財産の創出と適切な管理・活用システムの確立」を定めた。本学ではその目標を具現化すべく、2003年度特許庁「大学における知的財産管理体制構築支援事業」及び2004年度文部科学省「産学官連携支援事業」にそれぞれ申請して、採択され、これにより特許庁・文部科学省による指導の下で、2005年4月1日に「中央大学産学官連携・知的財産戦略本部」(Chuo university Liaison and Intellectual Property management office 略称:CLIP)を設立した。CLIPは、「知的財産に係る産学官の連携、施策を集中的かつ計画的に推進する」(中央大学産学官連携・知的財産戦略本部に関する規程第2条)ことを目的として設置されたものであるが、2015年4月1日より、本学の研究力を向上させ、新たな知の創造と成果の還元により社会に貢献するため「研究戦略会議」を設置した(中央大学研究戦略会議規程第1条)ことに伴い全学的な研究活動に係る連携、施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とし、「研究推進支援本部」へと発展的に改組した。研究推進支援本部は、CLIPの任務を発展させ、全学的な研究及び知的財産に関する方針を具体化・実施し、研究戦略会議の定める基本方針及び事項に基づき以下の任務を負う(中央大学研究推進支援本部に関する規程第2条)こととなっている。

- ① 国内外の研究動向等の収集及び分析
- ② 全学的な研究プロジェクトの立案及び推進
- ③ 産学官連携の相談、受付及び受入れ
- ④ 産学官連携プロジェクトの管理及び運営
- ⑤ 知的財産の管理及び活用
- ⑥ 知的財産に関わる研修の企画及び実施並びに教育・研究に関する助言

併せて、研究推進支援本部は研究戦略会議の審議事項に関する情報の収集、調査及び検討を行うことができることとしている(研究推進支援本部に関する規程第2条第2項)。

さらに、研究戦略会議では、学内構成員による方向性の共有とこれに基づく研究活動の積極的な推進、研究を軸にした教育活動や社会連携の強化を促進することを目的として、「中央大学研究推進基本方針」を策定し、本学公式 Web サイトを通じて学内外に公表している。具体的には以下の5つの方針を掲げている。

1. 研究多様性の尊重
2. 特色ある研究の推進、学術交流の強化
3. 研究成果の発信
4. 適正な研究の評価
5. 研究環境の整備

## 2) 目的の適切性

大学の責務である「社会貢献」は、教育基本法第7条、学校教育法第83条及び知的財産基本法第7条において規定されており、研究推進支援本部のスローガンである「知の社会還元・研究の高度化」についても、国の施策や社会からの要望に適っているといえる。

また、内閣府知的財産戦略本部が2003年から毎年策定している「知的財産推進計画」について、研究推進支援本部でも分析を行い、国の施策をキャッチアップできるようにしている。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究推進支援本部の設置により、研究推進支援本部に関する規程第2条に定める③産学官連携の相談、受付及び受入れが多摩キャンパスでも実施可能になり、外部からの受託研究や奨学寄附の受入れが進んだ。2015年度は多摩キャンパスにおいて11件の受託研究、3件の奨学寄附の受入れがあった。

<問題点および改善すべき事項>

- 前年度に引き続き、同規程第2条に定める任務の一つである「⑥知的財産に関わる研修の企画及び実施並びに教育・研究に関する助言」が実施できていない。理工学部の教員は、特許出願を通じて知的財産への一定の理解がなされているが、多摩キャンパスの文系教員は特許と関わりが無いため、知的財産に関する啓発が進まない状況にある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 多摩キャンパスにおいて更なる外部資金の受入れを進めるべく、任務⑥と併せて啓発活動に努める。
- 研究推進支援本部主催で、後樂園キャンパスで知的財産に関する研修会を開催する。一方多摩キャンパスにおいては、知的財産の主たる取扱いが著作権になるので、その取扱方針を検討すべく他大学等で情報収集を行う。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 教員に向けた任務⑥の啓発活動のプレ企画として、2017年3月15日開催の研究推進支援本部運営委員会にて、本学の産学連携の現況の説明を行った。特に、研究推進支援本部に関する規程第2条に定める③産学官連携の相談、受付及び受入れが多摩キャンパスでも実施可能になり、外部からの受託研究や奨学寄附の受入れを進めている状況を説明した。実際に、2016年度は9件の受託研究、9件の奨学寄附の受入があった。さらに、後樂園キャンパスの大学院戦略経営研究科においても、研究推進支援本部を窓口として受託研究、奨学寄附の受け入れが進んでおり、2016年度は28件の受託研究、1件の奨学寄附の受入があった。
- 前述の研究推進支援本部運営委員会において、本学の知的財産の現況についても時間を取って説明を行った。著作権の取扱いについては、大学知的財産担当者ネットワークの主催する実務者ミーティングを通じて他大学の事例を収集し、また、著作権に詳しい弁理士にアドバイスをもらう等、体制整備に向けた準備に着手している。

## 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究推進支援本部の設置により、研究推進支援本部に関する規程第2条に定める③産学官連携の相談、受付及び受入れが多摩キャンパスや大学院戦略経営研究科でも実施可能になったことで、文系分野においても外部からの受託研究や奨学寄附の受入れが徐々に進んでいる。

<問題点および改善すべき事項>

- 前年までに引き続き、知的財産に関するニーズが多摩キャンパスと後樂園キャンパスでは異なるため、キャンパス毎にニーズに合わせた情報提供のあり方が必要である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 研究推進支援本部主催で、後樂園キャンパスで知的財産に関する研修会を開催する。一方多摩キャンパスにおいては、知的財産の主たる取扱いが著作権になるので、引き続き、その取扱方針を検討すべく他大学等で情報収集を行う。

## 2. 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 理念・目的等の妥当性・適切性を検証する仕組みとその実施状況

CLIPでは、国の施策や社会からの要望について継続的にウォッチしていたものの、それを単年度もしくは中期の具体的な目標まで落とし込む作業を行っておらず、結果としてその妥当性の検証や実績の評価を行う仕組みもできていなかった。

研究戦略会議では、研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議決定することを主たる任務としており（中央大学研究戦略会議規程第2条）、学長を議長として、研究推進、産学官連携に関する理念や目的の妥当性の検証ができる体制にある。2016年5月以降2017年5月までに、6回の研究戦略会議を開催した。また、研究推進支援本部においても運営委員会を設置し（研究推進支援本部に関する規程第7条）、以下の事項について審議することを定めており（同規程第9条）、理念・目的に係る検証については、前述の研究戦略会議における検証活動と併せ適時実施している。2016年5月以降2017年5月までに、6回の運営委員会を開催した。

- ① 研究推進支援本部の運営に関する事項
- ② 事業計画の作成及び事業計画の執行に関する事項
- ③ 予算申請原案の作成及び予算の執行に関する事項
- ④ その他本部長が必要と認める事項

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 企画委員による研究者の立場からの意見を集約し、研究戦略会議において審議承認する仕組みが整いつつある。
- 企画委員は複数の学部、研究分野を代表する教員が企画委員に委嘱され、多視点からの

幅広いディスカッションがされている。

<問題点および改善すべき事項>

- 幅広い観点からの議論が進められているものの、中長期事業計画を見据えた対応や計画実施について議論を行っていない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 中長期事業計画を踏まえて、議論の優先順位をつけ検討を進める。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 2016年第1回、第2回、第4回と研究推進支援本部運営委員会において中長期事業計画の今後の進め方について検討を進めてきたが、優先順位を踏まえた検討は実施できていない。ただし、検討課題の論点整理やロードマップはかたちになってきている。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 研究推進支援本部においての検討は進んでおり、検討課題の論点整理やロードマップはかたちになってきている。

<問題点および改善すべき事項>

- 幅広い観点からの議論が進められているものの、中長期事業計画を見据えた対応や計画実施について優先順位付けを伴う議論は実施できていない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 研究推進支援本部運営委員会において中長期事業計画を踏まえて、議論の優先順位をつけ検討を進める。

## II. 教育研究組織

1. 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

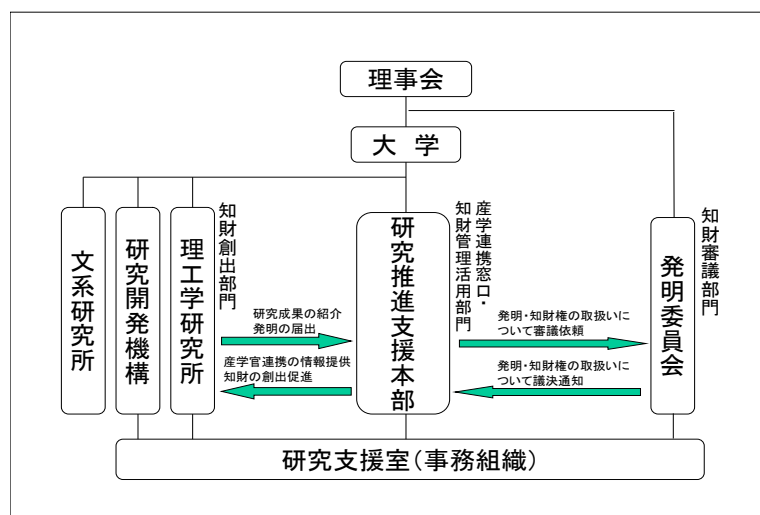
##### (1) 教育研究組織の構成

研究推進支援本部は、本部長、研究企画委員、事務職員にて構成される（研究推進支援本部に関する規程第3条）。任務のひとつである「知的財産の管理及び活用」の判断について、研究者からの相談等の一次の対応は研究推進支援本部が窓口となる。その後、理事長が委嘱した委員で構成する発明委員会において、委員である本部長が提議の上、審議される（中央大学知的財産取扱規程第17条～第21条）。

また、研究推進支援本部の事務は、研究支援室が所管する（研究推進支援本部に関する規程第10条）。さらに、多摩キャンパスにおける研究推進支援本部の事務を扱う組織として、研究支援室多摩研究支援課が設置されており、多摩キャンパス、後樂園キャンパスそれぞれに1名ずつのURAを配置し、各キャンパスの研究状況の把握及び産業界や各省庁の動向等の情報収集に努めている。

さらに研究支援室は、学校法人の無形資産である知的財産権の取り扱いを審議するという名目で学校法人理事会附置となっている発明委員会についても、総務部総務課との共同事務所管となり、知的財産の創出から管理、活用までを一元的にマネジメントできる下図の体制を構築している。

[図 13-10 機能図]



参 考

【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- URAの配置により、研究推進支援本部の目的の一つである「国内外の研究動向等の収集及び分析」が主体的に進められている。民間助成財団や国の競争的資金の情報を収集し研究者に提供することにより、2015年度は特に後樂園キャンパスにおいて前年度より多い民間助成財団57件、競争的資金19件の応募があった。また、多摩URAと後樂園URAの連携により、公募情報を一元化して学内限定公開している。

<問題点および改善すべき事項>

- 主に理系の案件を扱う後樂園キャンパスに対し、多摩キャンパスでは文系の案件が中心となるため、研究支援室のノウハウがそのまま活用できない場面があることが明らかになっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 引き続き、外部資金の公募情報の収集と研究者への提供を進め、外部資金への申請を推進する。
- 共通のノウハウを構築すべく研究支援室、多摩研究支援課での情報交換を継続するとともに、多摩キャンパスにおいては、特有の事例やノウハウを取りまとめ、状況に応じて契約書のひな型を再検討する。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- URAの配置により、研究推進支援本部の目的の一つである「国内外の研究動向等の収集及び分析」が主体的に進められている。民間助成財団や国の競争的資金の情報を収集し研究者



に提供することにより、2016年度は特に後樂園キャンパスにおいて前年度より多い民間助成財団39件、競争的資金26件の応募があった。また、多摩URAと後樂園URAの連携により、公募情報を一元化して学内限定公開している。

- 多摩キャンパスにおける事例やノウハウを取りまとめ、文系分野でも使いやすいよう「額受研究指導契約書」のひな形を策定した。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 外部資金の公募情報の収集と研究者への提供については、ルーティン業務として確立されており、申請数も高い水準を確保している。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 主に理系の案件を扱う後樂園キャンパスに対し、多摩キャンパスでは文系の案件が中心となるため、研究支援室のノウハウがそのまま活用できない場面があることが明らかになっている。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 引き続き、外部資金の公募情報の収集と研究者への提供を進め、外部資金への申請を推進する。
- 共通のノウハウを構築すべく研究支援室、多摩研究支援課での情報交換を継続するとともに、多摩キャンパスにおいては、特有の事例やノウハウを取りまとめ、状況に応じて契約書のひな型を再検討する。

## Ⅲ. 研究活動

### 1. 研究成果の公表、発信の仕組み、知的資産の権利規程等

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

##### 1) 中央大学学術リポジトリ

本学の研究成果の発信を目的として、大学機関の発行する紀要類を中心にデータベースに格納し論文等を公開している。2017年5月現在、40種の紀要並びに学位論文を登録し、公開論文数は4,898件（その他学内限定公開を含めると、7,364件）となっている。国立情報学研究所のデータベースとの連携がされており、多くの閲覧が期待できる。検索エンジン等からもアクセスすることができる。

##### 2) シーズデータベース

本学研究者の研究内容を紹介し、産学連携の一助とする「シーズデータベース」が稼働している。現在、理工学部197件、経済学部4件、文学部3件、総合政策学部7件、研究開発機構9件のシーズが登録されている。

一方で、URAによる個別研究者へのアプローチ及び理工学研究所と提携している株式会社キャンパスクリエイト（電気通信大学のTL0）による研究者のヒアリングが順調に進捗している。その結果、学内のデータベースのみならず、キャンパスクリエイト社のWebデータベース「オープンイノベーション推進ポータル」への本学のシーズ情報の掲載が進んでおり、

2017年5月現在で13件の本学シーズが登録されている。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- キャンパスクリエイト社のコーディネータによる外部データベースへの掲載が進んでおり、2016年5月現在で13件の本学シーズを登録し、本学のシーズが従来よりも幅広く社会還元している。

<問題点および改善すべき事項>

- 紀要類の登録を編集委員会にて決定したものの、実際に登録まで作業が進まないケースがでてきている。課題等を確認し対応していく必要がある。
- シーズデータベースへの登録のメリットが研究者の間に浸透しておらず、登録済みシーズの更新や新規シーズの登録が停滞している。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 学術リポジトリの紀要類の編集部局に相談しながら対応をすすめていく。2016年度は入力フォームの改修を行い、登録作業の効率化を図る。
- 研究推進支援本部からのシーズ登録の呼びかけを強化する。特に、新任教員説明会等、教員を対象とした説明会などの際に、シーズ登録のメリットを積極的にアピールする。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 学術リポジトリの入力フォームの改修については、改修に係る費用の捻出ができず、達成できていない。
- 教員全体に呼びかける機会が無かったこともあり、研究推進支援本部からのシーズ登録の呼びかけは進捗していない。一方で、キャンパスクリエイト社による外部データベース登録により、同社の営業ツールとしての活用が進んでいる。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- キャンパスクリエイト社のコーディネータによる外部データベースへの掲載が進んでおり、2017年5月現在で13件の本学シーズを登録し、本学のシーズが従来よりも幅広く社会還元している。

<問題点および改善すべき事項>

- 紀要類の登録を編集委員会にて決定したものの、実際に登録まで作業が進まないケースがでてきている。課題等を確認し対応していく必要がある。
- シーズデータベースへの登録のメリットが研究者の間に浸透しておらず、登録済みシーズの更新や新規シーズの登録が停滞している。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 2016年度は実施できなかった入力フォームの改修に向けて、学術リポジトリの紀要類の編

集部局と協調しながら予算化に努める。

- 研究推進支援本部からのシーズ登録の呼びかけを強化する。特に、新任教員説明会等、教員を対象とした説明会などの際に、シーズ登録のメリットを積極的にアピールする。

## 2. 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 研究倫理に関する学内規程の整備状況

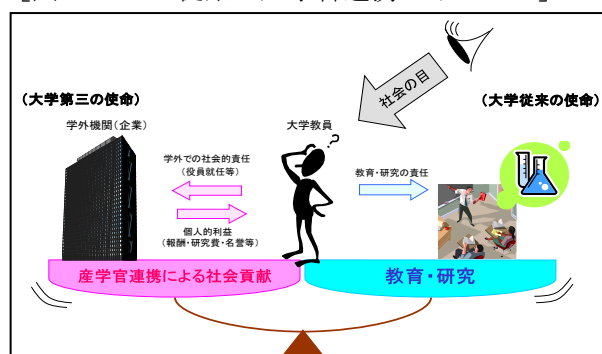
#### (2) 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

##### 1) 利益相反マネジメント体制の整備

大学は教育・研究活動を通じた長期的観点からの社会貢献に加え、産学官連携活動による研究成果をより積極的に社会還元して、新産業創出に寄与することが求められている。しかしながら、大学教職員が産学官連携活動を行う場合、研究成果の公表を原則としてきた大学と営業上の秘密を競争の源泉の一つとしてきた産業界とは、そもそもその基本的な目的や役割が異なるため、それぞれの利益や責務を両立しえない、もしくは両立できても社会から理解を得られないおそれのある状態（利益相反）が発生する可能性がある。利益相反問題は、社会一般の倫理規範から逸脱しているとして、社会的非難を浴びるリスクを伴う。またこの問題は、法律問題のように明確な線引きができないため、倫理観、社会的通念、市民的感觉などに基づく批判、もしくは情緒的ないし感情的非難に陥りやすい性格を持つ。さらに法的には問題がなくても、大学等の行為が問題視され、その社会的名誉が著しく傷つけられる場合もある。

このように、ひとたび社会的非難を浴びると、当該教職員及び大学の社会的信頼が失われるため、教職員は、自分の行為が社会的非難を浴びるのではないかという不安から、どこまで産学官連携活動を行ってよいかわからなくなり、結果として産学官連携の停滞につながる可能性がある。

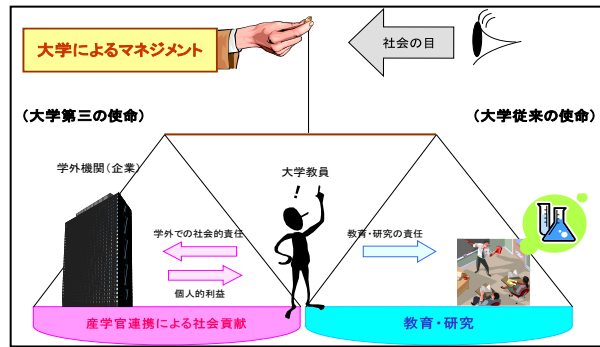
[図 13-11 従来の産学官連携のイメージ]



そこで本学では、産学官連携活動に伴う利益相反問題について、中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程を施行している。

本学は利益相反マネジメントポリシーを学内外に公表し、産学官連携活動に伴う利益相反問題を適切にマネジメントしていくことで、本学教職員が利益相反を懸念することなく産学官連携活動を行える環境を整え、もって新産業の創出に寄与することをこの目標としている。

[図 13-12 利益相反マネジメントイメージ]



このほか、「兼職の範囲についての基準」について、現在、中央大学専任教員規程第 15 条第 1 項では、「教員（助教 B を除く。）は、第 6 条に定める職務の基本を守り、かつ、第 7 条に定める職務の遂行に支障を及ぼさない範囲に限り、本学以外の組織の業務に従事し、又は事業を営むこと（以下「兼職」という。）ができる。」とされ、同条第 2 項では、「前項で定める兼職の範囲についての基準は、教員任用審議会の審議を経て策定する。」こととなっている。しかしながら、同規程が 2004 年 7 月に施行されてからいまだに「兼職の範囲についての基準」が定まっていなかったため、中央大学における産学官連携活動に伴う利益相反マネジメント規程においてマネジメントの対象とすべき範囲を定めている。また、ヒト対象の研究における生命倫理に関する取り決めについても、理工学部において「人を対象とする研究」倫理審査委員会を 2011 年度に設置し、人を対象とする研究を推進することができるようになっている。

## 2) 今後の整備予定

社会貢献は大学の責務であり、本学教職員が懸念することのない健全な社会貢献活動を遂行するためには、利益相反マネジメントを含めたリスクマネジメントは必須であり、教職員の意識改革が本学における最重要課題のひとつであることは言を俟たない。このため次の項目の整備を予定している。

### ① リスクマネジメント規程の全学化

現在、理工学部でのみ運用されている安全保障輸出管理、生命倫理規程は全学的に運用できる体制になっていない。そのため、文系学部の研究者の案件を理工学部内規で対応している例が発生している。

そこで、研究戦略会議においてワーキンググループを設置し、検討を進めた。研究戦略会議において「中央大学における人を対象とする研究倫理指針（案）」及び「中央大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程（案）」を懇談事項として挙げ、全学的な運用体制について議論を進めている。

### ② 生物多様性条約の対応等に係るリスクマネジメント体制の構築

生物多様性条約 COP10「名古屋議定書」の採択により、発展途上国からの遺伝資源を取り寄せる場合の利益配分ルールが新たに発効される可能性があり、今後将来的に必要なとなってくるリスクマネジメント体制の構築に向けて情報収集を継続する必要がある。

### ③ 研究活動における不正行為への対応

2013～2014 年度に文部科学省において研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインが定められ、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン

も改正がされた。公的研究費の適正使用や研究成果の不正防止については、別途学内の不正防止ワーキンググループで検討を進めており、研究推進支援本部も必要に応じて情報を提供する。

#### ④軍事転用可能なデュアル・ユース技術への対応

2015年度より防衛省は、軍事にも民生にも利用可能ないわゆる「デュアル・ユース技術」を対象として、競争的研究資金「安全保障技術推進制度」を実施している。加えて以前よりアメリカ国防総省は、基礎研究等に研究ファンドを展開している。文部科学省からの科研費等と同様に国の予算であるものの、軍事機関との共同研究等となることから、慎重に対応する必要もあり、研究戦略会議において検討した。

その結果、本学としての「軍事的安全保障研究」に対する対応を学内外に表明することを目的とした「軍事的安全保障研究に関する研究活動について」を以下の点をポイントとして策案した。

- 1) 中央大学は、日本学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」を尊重する。
- 2) 現在の枠組みで実施される防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」への申請や、国内外の軍事を所管する公的機関からの研究費等の資金の受け入れは、当面の間実施しない。
- 3) 日本学術会議や各学協会の今後の検討を注視しつつ、本学においても、軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究の取扱いや、研究の適切性について、研究戦略会議において議論を重ねる。

なお、本件については、ことの重要性に鑑み、各教授会の意見を集約した上で改めて研究戦略会議で審議、決定することとした。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 利益相反についての規程は全学的なものとして制定されているが、現時点では多摩キャンパスにおいては認識が浸透していない。
- 安全保障輸出管理は理工学部の内規として運用されており、全学的なリスクマネジメント体制が整っていない。特に、留学生に関する対応は潜在的に大きな問題であるが、本学としては未対応である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 研究推進支援本部主催で、利益相反に関する研修会を多摩キャンパス、後樂園キャンパスにおいて適宜開催する。
- 安全保障輸出管理について全学的な対応が取れるよう、研究戦略会議で方針を検討する。また、留学生については国際関係の部署と連携し、対応を検討する。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 研究推進支援本部主催の利益相反に関する研修会については、まずは理工学部を対象に実施することを検討している。
- 理工学部において、一般財団法人安全保障貿易情報センターから講師を招き、主に事務職

員・実務担当者を対象としたセミナーを行った。その際、国際センターから参加者を募ること  
で、留学生に対しての意識付けの一步となった。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 利益相反マネジメントについては、教員の兼職活動と大いに関係することから、理工学部事務室とマネジメントのあり方について検討を進め、相互に認識を共有する体制が整っている。
- 安全保障輸出管理については、理工学部と共催でセミナーを開催する等、問題意識を共有し、適宜外部の説明会に参加するなど、情報のキャッチアップに努めている。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 理工学部でのリスクマネジメント体制については整備が進みつつあるが、多摩キャンパスにおいては認識が未だ浸透していない。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 研究戦略会議においてリスクマネジメントについての情報提供を続けることで、トップダウンからの認識の共有を進める。
- 研究推進支援本部主催で、利益相反に関する研修会を多摩キャンパス、後樂園キャンパスにおいて適宜開催する。その第一歩として、後樂園キャンパスにおいて理工学部教員を対象に利益相反に関する基本的な理解を深めるための説明会を2017年秋に開催する予定である、

## IV. 社会連携・社会貢献

### 1. 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 産・学・官等との連携の方針の内容と当該方針の大学構成員への周知方法と社会への公表方法

CLIPは2005年4月1日に中央大学知的財産ポリシーを定めた。研究推進支援本部においても、中央大学知的財産ポリシーを踏まえ、「CLIP」を「研究推進支援本部」と読み替えて活動している。

中央大学知的財産ポリシーは、本学の教職員や学生等によって創出された知的財産の取り扱いに関する基本的な考え方や、産学官連携活動への全学的な取組み姿勢を学内外に示して理解を求め、研究・教育成果の効果的な社会還元をその目的としている。さらに研究推進支援本部では、持続的な産学官連携活動による「知の社会還元・研究の高度化」をスローガンに掲げ、社会の各界との交流を深めることにより、研究活動の活性化を図り、それによって創出された知的財産の適切な管理・活用を進めることとしている。研究推進支援本部ではその手始めとして、本学の発明の取扱いが全て網羅されている発明手引書を作成し、本学全ての教員に対し配布、また全ての職員に回覧することによって、知的財産に対する啓発に努める。

また、中央大学知的財産ポリシーの中で産学官連携推進ポリシーの項目を設けている。具体的には以下の5点を掲げている。なお、当該ポリシーは本学公式Webサイトに掲載しており、大学構成員を含め広く一般に公開している。

### 【産学官連携推進ポリシー】

1. 学外の方々との共同研究および受託研究の推進
  - (1) 中央大学は、共同研究および受託研究を社会との重要な「知」の交流の場ととらえ、お互いの利益に充分配慮しながらその交流活動を積極的に推進し、新たな知的財産の創出やその技術移転により新産業の創出に貢献いたします。
  - (2) 本学は、契約者との契約事務手続について、迅速に対応いたします。
  - (3) 本学は、契約者との契約事項について、柔軟に対応いたします。
  - (4) 本学は、契約者との秘密保持契約を遵守いたします。
  - (5) 本学は、契約者から受領した研究費の内訳について、契約者からその開示を求められ、かつ本学が必要であると判断した場合、開示いたします。
2. 知的財産普及の促進
  - (1) 中央大学の知的財産権を共同研究や受託研究の契約者に実施許諾または譲渡する場合、本学は、ノウハウの提供や技術指導を含め最恵条件となるように、その契約者と協議いたします。
  - (2) 本学は、実施許諾を行う第三者に対し、正当な理由なく長期にわたり知的財産権を実施されない場合、契約の解除や知的財産権の返還など社会に活用できる措置をとる契約ができるよう協議いたします。
3. 不実施の補償  
中央大学は、本学と契約者の共有となった知的財産権を本学が実施できない場合、その契約者が実施することにより得られる収益のうち、本学の持分に相当する対価を請求することができるようその契約者と事前に協議いたします。
4. 発明者の起業支援  
中央大学は、本学が承継した発明等の発明者が自らその発明等の実施を希望する場合、発明委員会の議を経て、優先的にその発明者に知的財産権の全部もしくは一部を譲渡し、または専用実施権を設定し、もしくは通常実施権を許諾することにより、発明者が起業しやすいように配慮いたします。
5. 産学官連携窓口の一本化と相談の秘密保持
  - (1) 中央大学は、産学官連携に関する学内外からのあらゆる相談窓口を CLIP に一本化して、ワンストップサービスをめざします。
  - (2) 本学は、産学官連携に関する相談を受けた際、必要に応じて、その相談内容について相談者と秘密保持契約を結びます。

なお、研究推進支援本部への改組に伴い、モノ：要素技術や新技術、コト：経験やノウハウの提供、カンケイ：産・学・官をつなぐハブとしての機能、を重視し、方針の再検討を進めている。

### (2) 地域社会・国際社会への協力量針の内容と当該方針の大学構成員への周知方法と社会への公表方法

文京区をはじめとした地方自治体や、地元企業、外国企業との共同研究等、上記の産学官連携ポリシーに含まれるものとして対応している。

### 参 考

#### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 中央大学知的財産ポリシーは 2005 年に定めたポリシーではあるが、「柔軟な対応」が謳われている点が長所であり、近年、企業からの要望が多様化し、ポリシー制定時に想定されていなかった事案も発生しているが、当該ポリシーに基づき、1件1件ケースバイケースで対応することができている。

<問題点および改善すべき事項>

- 発明の審査基準や各種様式の改訂を発明委員会で進め、承認を得て運用を開始しているが、全教職員への周知までは達していない。

- 企業から受託研究費について「特別試験研究費の税額控除」の利用を要求されるケースが増えてきており、その場合には事務作業量が膨大になる。大学として、どのように対応すべきか検討が必要である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 教職員向けの知的財産取扱手引きを更新し、配布による周知活動を進める。また、研究推進支援本部主催で研修会を適宜開催し、知的財産ポリシーの啓発に努める。
- 他大学での対応状況について情報収集し、企業からの税額控除受け入れの是非、一般管理費の取扱い等を検討する。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 教職員向けの知的財産取扱手引きの更新について、発明委員会で検討を進めている。ここ数年で特許法の大きな改定があったこともあり、他大学の情勢も見つつ、更新作業を行っている。
- 特別試験研究費の税額控除に関する経産省ガイドラインが改訂されたため、2017年度は事務負担が軽減する見込みである。ただし、他大学との対応状況についての情報交換は継続しており、関東・関西私大産学連携フォーラム等の枠組みを通じた議論を予定している。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 発明の審査基準や各種様式、手引きの改訂を発明委員会で進めているものの、重要な特許法改正が相次いだため、ポリシーの見直しも含め大学としての知財管理のあり方を検討する必要がある。
- 近年、企業からの要望が多様化し、各省庁から様々なガイドラインや通達が発せられている。それらにキャッチアップし、取り入れていくことが必要である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 他大学における知財の取扱いや発生した問題について意見交換を行い、ポリシーの見直しを進める。また、教職員向けの知的財産取扱手引きを更新し、配布による周知活動を進める。また、研究推進支援本部主催で研修会を適宜開催し、知的財産ポリシーの啓発に努める。
- 省庁主催の各種説明会への参加や、場合によっては省庁担当者と直接意見交換する場を設けることで、一元的な運用とならないよう努める。

## 2. 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### （1）教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

CLIPでは、様々な媒体や機会を通して積極的に研究成果をPRし、共同研究や技術移転などの社会還元役に役立ててきた。具体的には、1) 研究シーズ集の作成と配布、2) 技術交流イベントへの出展、3) 新聞社への情報提供と情報発信、4) 学外データベースへの公表、5) 知的財産普及の促進、等である。研究推進支援本部においても、引き続きこの方針を維



持し、さらに6) 研究室ツアーの開催 7) 独自 Facebook ページの運営 を加え、社会への成果の還元を行っている。

### 1) 研究シーズ集の作成と配布

研究シーズ集とは、本学研究者の研究内容を紹介し、産学連携の一助とする冊子である。本学では主に理工学部教員の研究内容を掲載しているが、その他にも、研究分野毎に研究者をグルーピングして一枚の表で俯瞰できるようにした「クリップボード（研究シーズマップ）」のほか、研究分野別検索、研究キーワード検索を備え、利用者が興味のある研究内容に辿り着きやすいよう配慮している。この研究シーズ集は、2012年度からはWeb版のシーズ集を使いやすいよう改めたシーズデータベースが稼働したため、その内容拡充を進めており、2012年度以降は発行を見送っている。ただし、紙媒体は一覧性に優れており、関連研究者の情報も見つけやすい利点があるため、それらを確保する手段を検討した。例えば、マスコミの記者が集まる懇親会で、積極的に売り込みたいシーズをまとめて印刷したチラシを持参し配布を行った。

### 2) 技術交流イベントへの出展

技術交流イベントとは、大学の研究成果で技術課題の解決を図りたい企業や、大学の研究成果を利用して新規事業の立ち上げを狙う企業、及び最新の研究成果をアピールして企業との共同研究や企業への技術移転に持ち込みたい大学が集う、企業と大学の「お見合いの場」である。また技術交流イベントへの出展は、本学の研究成果に対する企業側の反応を直接確かめることができる貴重な機会でもあり、本学では 2016 年度も以下の通り積極的に参加している。なお、2016 年度は企業とのマッチングが期待できるイベントに特化して出展した。

[表 13-78 2016 年度に参加した技術交流イベント]

1	8/25～8/28	イノベーション・ジャパン 2016	東京ビッグサイト
2	9/15	JST 新技術説明会	JST 東京別館ホール
3	10/6～10/7	おおた研究開発フェア	大田区産業プラザ(PIO)
4	10/21	5区合同ビジネスネット	文京シビックセンター

産学連携に係る展示会へ出展する際には、研究推進支援本部を問合せ先として記載した名刺を作成し、配布した。それにより窓口の明確化と不要な営業が教員に直接届かないようコントロールする効果がある。また、理工学研究所、研究開発機構あわせて 20 件の秘密保持契約を締結し、企業等の技術課題に対応できるかの検討を行っている。

### 3) 新聞社への情報提供と情報発信

新聞社への情報提供は、研究推進支援本部が社会への訴求力が高いと判断した研究成果について、特許出願後に行ってきた。研究成果の新聞報道は、普段は大学の研究成果をウォッチしていない企業まで広範に取り込むことができるため、共同研究や技術移転に繋がる有効な手段であるといえる。また、研究推進支援本部では、本学公式 Web サイトに新聞報道で研究成果が紹介されたことをニュースとして掲載し、Web 閲覧者にも PR を行っている。

#### 4) 学外データベースへの公表

大学等の知的財産権を扱う学外のデータベースには、国立研究開発法人科学技術振興機構の「J-STORE」や独立行政法人工業所有権情報・研修館の「開放特許情報データベース」、野村証券株式会社の「野村イノベーションマーケット」等が挙げられるが、本学では、本学単独で承継している知的財産権についてその内容を公表し、企業との共同研究や技術移転への一助としている。2016年度も上記データベースの掲載内容を定期的に更新し、継続して本学の知的財産を公開している。

また、2013年度には機関リポジトリが稼働したため、研究者情報、研究者によるシーズ、研究成果物を学内外から閲覧できるようになることで、産学官連携活動の一助になるものと思料する。ただし、暫定的に研究推進支援本部が格納する文献等の著作権等や格納作業を行っているが、今後についてどのように処理を行っていくか等、検討すべき課題も残されている。

#### 5) 知的財産普及の促進

特許権の実施許諾（共同出願人による実施含む）は7件である。

#### 6) 研究室ツアーの開催

本学の研究の現場を企業に見てもらおう機会として、2015年度は研究室ツアーを2回開催した。2016年度は、参加者が研究室を回るかたちではなく、一つの分野に特化した研究内容についてじっくり話を聞くことができる機会を設けるため、「金曜午後のデータサイエンス」を開催し、南甲倶楽部を中心にキャンパスクリエイト社と連携して集客を行った。

#### 7) 独自 Facebook ページの運営

本学公式 Web サイトでのニュース発信に加え、独自の Facebook ページを開設し、本学の研究関連に特化した内容の発信を行っている。本学公式 Web サイトよりも更新頻度を高くし、リアルタイムな情報提供が可能となっている。

### (2) 学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

理工学研究所及び研究開発機構において 2016 年度に合わせて 90 件の共同研究契約と 39 件の受託研究契約を締結し、企業等との共同研究や受託研究を行っている。それらは全て研究テーマが限定された個別の連携であり、包括的な連携については研究推進支援本部が担っている。具体的には、凸版印刷株式会社との組織的連携及び TAMA-TLO 株式会社との技術移転に関する業務委託等が挙げられる。凸版印刷株式会社との組織的連携は 2007 年度より理工学部及び大学院理工学研究科を主たる実施機関とし、共同研究とこれに伴う研究者の交流及び人材育成のための諸活動を主たる活動とする包括提携契約を取り交わしている。

また、前述のとおり、2014 年度から電気通信大学の TLO である株式会社キャンパスクリエイトと理工学研究所が連携協定を締結し、研究推進支援本部から本学の研究者や知的財産に関する情報を提供し、学外との連携に向けて活動を行っている。

それ以外では、東京・城東地域、千葉、埼玉等の地域に強い一般社団法人コラボ産学官との連携がある。コラボ産学官は、産学官+金（信用金庫）の連携推進事業を行っており、本部（東京・江戸川区）以外に 6 支部（青森、埼玉、熊本、千葉、富山、三重）がある。また

コラボ産学官は、文部科学省の平成 20 年度「戦略的産学連携推進事業」に採択されており、本学はその連携校になっている。

コラボ産学官は経済産業省の「ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業」のうち、「平成 26 年度シーズ発掘事業」、「平成 27 年度シーズ発掘調査事業」に採択されており、本学も研究シーズを提供している。その事業の一環であるマッチング会に中小企業向けのシーズ 2 件を厳選して提供した結果、2 件ずつ計 4 件の企業から面談の依頼があり、うち 1 件は企業ニーズとマッチしたため 2015 年度からは共同研究を実施している。

2010 年度は首都圏に立地する本学ほか国公私立大学及び研究機関・東京都中小企業振興公社、東京商工会議所等合計 11 団体により、「東京産学公ネットワーク会議」を立ち上げ、東京都の市区町村を対象として「安全安心に資する」「地域企業に活用される」等の研究成果を紹介する「TOKYO 産学公連携合同フォーラム」を開催した。また、2012 年度は東京商工会議所を窓口、中小企業のニーズを研究機関に発信する仕組みを構築し、2013 年度から稼働している。

文京区とは経済課主催の文京博覧会という産学連携企画を通じた連携を 2015 年度も継続している。

このほか、2011 年度から、特許出願数や受託研究の規模が本学と同規模程度の産学連携を行う大学の実務者による情報交換を目的としたネットワーク「大学知的財産・産学連携担当者ネットワーク」を立ち上げ、2016 年度も情報交換会を 3 回開催し、参加大学の実務者同士のスキルアップにつながっている。

なお、こうした活動は現在、理工学部を中心に行っているが、今後は多摩キャンパスの文系研究者へと範囲を拡張して進めていく予定である。

## 参 考

### 【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 2 回の研究室ツアーの開催により、普段企業の方に見ていただくことのない研究者の成果を紹介し、研究者と議論をしていただくことに成功した。結果として、第 1 回 70 名、第 2 回 42 名の方に参加いただくことができた。

<問題点および改善すべき事項>

- 研究室ツアーの開催により、多くの方に本学に来てもらうことには成功したが、共同研究等その後の展開につながる案件が少ない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 従来の、展示会への出展だけではなく、企業の方に本学に来ていただいて研究者と話ができるような機会を継続的に設ける。
- 分野、ターゲットを絞り、参加者と企業が密な議論をできるような形態を検討する。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 2016 年度は前年度の反省を生かし、参加者が研究室を回るかたちではなく、後樂園キャンパスにおいて「金曜午後のデータサイエンス」（2016 年 9 月 9 日 15:00～17:10）を開催し、

2名の教員による研究紹介を実施し、本学において企業の方が研究者と話ができる機会を設けた。

- 上記「金曜午後のデータサイエンス」は、データサイエンスという一つの分野に特化したことで、当該分野に強い関心のある参加者を集めることができ、じっくりと議論のできる機会を設けることができた。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 一つの研究成果に特化した「金曜午後のデータサイエンス」においては、南甲倶楽部を中心にキャンパスクリエイティブ社と連携して集客を行った結果、39名に参加していただいた。また、アンケートにおいても概ね満足の結果を得た。
- 独自に開設した Facebook ページにより、リアルタイムな情報発信が可能となった。本学公式 Web サイトにおける情報発信と異なる層への遡及効果が見込め、また、閲覧者の数やリアクションが把握しやすいことから、今後更なる活用が期待される。

<問題点および改善すべき事項>

- 企業の抱える技術ニーズの収集も進みつつあるが、それに対応する研究者とのマッチング率が低いことが課題である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 2017年度から採用した産学連携 URA を中心に、ニーズとシーズのマッチングを強化する。

## V. 管理運営・財務

### I. 管理運営

#### 1. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

研究推進支援本部の事務は、研究支援室が所管している。研究支援室は研究推進支援本部のほかに、理工学研究所及び研究開発機構の事務も所管する。

詳細については「理工学研究所」の当該項目をご参照いただきたい。

## ◇国際連携推進機構

### I. 理念・目的

#### 1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 国際連携推進機構の理念・目的等

本学ではこれまで、全ての国を対象として国際交流を推進し、研究・教育の充実・発展を図ることを目的として、中央大学国際交流に関する規程において、本学と外国の大学・研究教育機関及び学識者との交流（以下「国際交流」という。）に関し、本学における組織及び運営について必要な事項を定め、国際交流を円滑かつ効果的に推進すべく、国際交流センターを設置していた。そして、同センターの下に国際交流委員会と運営委員会を置き、本学における国際交流に関し全学的な総合調整及びその他必要な事項を適時推進してきた。

その後、現代社会の急速なグローバル化が進む状況にあつて、本学が社会の国際化に対応すべく同センターに戦略的企画・立案機能が求められるようになったが、規程上、国際交流委員会は学内各機関の固有の権限を侵してはならないことが定められていたため、本学の国際化について教学・法人の協働に基づく迅速な意思決定と具体的な施策の推進を担い、附属高校等を含めた全学的な国際化への対応を図るための体制を構築すべく、2012年7月に学長を機構長とする「国際連携推進機構」を新たに設置した。

国際連携推進機構は、その目的を中央大学国際連携推進機構規程第1条において、「本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進する」と定められている。

##### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### II. 教育研究組織

#### 1. 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 組織の構成

##### (2) 理念・目的との適合性

国際連携推進機構は、国際連携推進会議、国際センターの組織により構成されている。

国際連携推進会議は、中央大学国際連携推進機構規程第2条第2項に基づき、中央大学国際連携推進会議規程を定め、本学の国際化に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議決定することを任務としている。

また、国際センターは、学則第14条及び国際連携推進機構規程第2条第2項に基づき、中央大学国際センターに関する規程を定め、国際連携推進会議の策定する基本方針に基づき、本学の国際化のための諸施策を策定し実施することを任務としている。さらに、国際センターに、国際センター所長をはじめ、学長が委嘱した者で構成される国際委員会を置き、国際連携推進会議の策定した基本方針に基づく協定締結案の策定及びその実施に関すること、学生の外国への留学及び留学生の受け入れに関すること、教員、研究員、その他学識者の交流に関すること等の事項について審議決定している。なお、国際センターの業務は国際センター事務室がこれを担っている。

以上の通り、国際連携推進機構は、本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進する体制となっており、各教育研究組織と連携しながら、その目的の着実な具現に資するべく、本学の国際化のための諸施策を推進している。

### (3) 学術の進展や社会の要請との適合性

国際連携推進会議において、中長期事業計画の趣旨に則り、本学の国際化に係る目標設定をしている。その1つに、「国際レベルで高い評価を受ける研究、および国際的な社会貢献を行うために、それらの実施体制を整備する。」「国際的な教育・研究・プロジェクトを実施するために、太いつながりを持つネットワークを海外および国内に構築する。」として学術の進展に注力することとしている。

また、社会の要請においては、「社会のグローバル化に対応するため、カリキュラム等、教育基盤の改革を進める。」と目標設定をしていることから、学術の進展や社会の要請に的確に応えるための組織構成となっている。

なお、平成24(2012)年度文部科学省経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援(旧グローバル人材育成推進事業)(タイプA全学推進型)(以下、GGJ)に採択を受けたことに伴い、「グローバル人材育成推進委員会」を設置しており、当該委員会が国際連携推進機構と本学の学部をはじめとする教育機関と連携を図りながら、当該事業における留学プログラムやカリキュラムの開発・実施を始め、学生が主体的にグローバル化社会における学修活動に取り組むことができる環境の醸成に努めてきた。本事業は2016年度をもって終了となったことから、今後は当該事業の総括として、事後評価調書を提出し、最終的には2018年3月の評価結果通知をもってその役割を終えることになる。

さらに、2015年に中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を策定したことに伴い、そのグローバル戦略の具体的構想計画の推進を行うための委員会として、「グローバル戦略構想検討委員会」を総合戦略推進会議の下に設置した。同計画における主な取組みのロードマップと推進体制について協議・検討を重ねた結果、実施体制が整うこととなった。また、グローバル人材育成支援事業の終了にともない、評価報告等の諸業務の終了とともに、当該委員会は一旦その任務を終えることとなる。

今後、中長期事業計画内の各構想に対応するプログラムは、各組織における実施体制のもと推進することとし、中長期事業計画におけるグローバル化は国際連携推進会議の下で実現・推進していく予定である。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 「グローバル人材育成推進委員会」は、2012年度以降の本学の国際化における迅速な意思決定と具体的な施策の推進を担っており、文部科学省「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」の中間評価において、本学の取組みは5段階評価(S~D)のうち最も高い評価である「S」評価を受けるなどの成果をあげている。
- 2015年度の中長期事業計画を受けて、「グローバル戦略構想検討委員会」が「グローバル戦略」新規企画である「ダブルディグリー」、「英語で修了できるコース」や外国語による全学的教育プログラム「グローバルFLP」等の具体的立案を担うこととなった。教学・法人の協同体制での施策実施により、これまで以上にグローバル化を進めて行くための

学内体制が確立されている。

<問題点および改善すべき事項>

- 2016年度が最終年度である文部科学省「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」の事後評価ののち、「グローバル人材育成推進委員会」は廃止され、その常務機能を担ってきた副委員長会議も廃止される。「国際連携推進会議」の常務を司る組織の検討に入ることが必要である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 「グローバル人材育成推進委員会」廃止後も、本学の国際化における迅速な意思決定と具体的施策を推進していく機能が損なわれないよう、国際連携推進会議の常務を担う組織の編成を検討する。
- 中長期事業計画に則したグローバル戦略について、グローバル戦略構想検討委員会で新規企画の具体的立案を行っていく。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- グローバル戦略構想検討委員会は第1期の立案を終え、2016年度末に一旦その任務を終えた。立案された新規企画とGGJ事業の継続のために、2017年4月に国際連携推進会議の下に「グローバル化推進運営委員会」を設置し、グローバル化推進特別予算の運用を行える体制となった。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- グローバル化推進特別予算の創設に伴い、2017年4月にグローバル化推進運営委員会を設置した。以降、委員会を原則として週1回開催し、2017年度の予算執行や2018年度募集に向けた検討し、より公正な予算案ができています。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- グローバル化の推進に相応しく、特色ある予算の編成を実現するため、中長期事業計画におけるグローバル化の方針を柱としつつも、より柔軟に、成果が見込まれる取組みの精査方法を引き続き検討していく。

### Ⅲ. 教育課程・教育方法の国際化

#### 1. 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針

本学では、2012年7月1日に、本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進するため、学長を機構長とした国際連携推進機構を設置し、その機構に国際連携推進会議、国際委員会を設置するなど、これまで以上に本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進する体制を整え、本学の国際化のための諸施策を推進している。

本学における国際交流の推進に関する基本方針については、国際連携推進会議が、国際連携推進会議規程第5条第1号に基づき、本学の国際化に係る目標の設定についての基本方針

「中央大学国際連携推進に関する基本方針について」を定め、2017年度は中長期事業計画に合わせた以下の6項目を設定している。

1. 国際化推進体制の構築  
国際化推進を総合的に検討する体制構築
2. 教育と研究の国際化
  - ①グローバル化を推進するカリキュラム体系の構築
  - ②外国人教員・研究者の受け入れプログラム体系の構築
3. 学生の海外派遣制度の充実
  - ①留学経験者の増加に向けた施策の実施
  - ②留学時期や留学方法を柔軟に選択できる制度の充実
4. 留学生の受け入れ体制の強化
  - ①留学生とのコミュニケーションを活性化する施策の実施
  - ②キャンパスの国際化に対応するための環境整備
  - ③留学生受け入れ戦略の強化
5. 教職員の国際化  
教職員の国際化に向けた各種施策の推進
6. 世界における第二の建学と国際ブランディング  
本学におけるグローバルな活動の幅広い発信

なお、2016年度をもって文部科学省「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」による助成期間が終了し、同助成による学生派遣のための事業を継続・推進した上で、中長期事業計画に掲げられた新たなグローバル化の実現をさらに目指していく。そのための枠組みとして、グローバル化推進特別予算を2017年度から新設し、国際連携推進会議の下におかれたグローバル化推進運営委員会において、この予算の運用を行っている。

また、2013年度から、この基本方針において、重点対象となる地域・国をアジア・環太平洋地域を定め、更なる取組の充実に注力してきたが、中長期事業計画において戦略的地域の設定が掲げられていることから、現在の国際センターの企画・立案機能を強化、国際推進機能を実質化するための組織等とあわせて検討することとしている。

## (2) 国外の高等教育機関との交流の状況

### 1) 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

従来、本学の国際交流においては大学間の全学協定を原則としつつも学部間・大学院研究科間の個別の目的に特化した機関間協定についても柔軟に対応している。2013年度以降は、国際連携推進における基本方針の策定を行うとともに、本学におけるグローバル人材育成を強力に推進していくために、ASEAN 諸国及びハワイを含む環太平洋地域を重点対象と定め、海外拠点をより活用して、組織体制、教育基盤及び国内外のネットワークの充実に注力するものとしてきた。

その結果、協定締結数（5月1日時点）は2013年度：129校、2014年度：145校、2015年：156校、2016年度は169校、2017年度は機関間協定もあわせて179校と確実に増やしており、国際的な教育研究交流に資する基盤を着実に確立してきている。また、外部機関との協力体制強化にむけた交渉も積極的に行ってきた。フランコフォニー大学機構へ



の加盟、タイ王国裁判所事務総局との協定締結、独立行政法人国際協力機構(JICA)との国際連携推進に関する覚書を締結、JAFSA(国際教育交流協議会)の理事に本学の総長・学長が就任するなど、中・長期的な協力を前提にグローバル人材育成に向けた様々な試みを行う体制を整備している。

このほか、現在の学生交流としては、①外国人留学生(在留資格「留学」取得者)の受入れ、②交換留学生の受入れ及び派遣、③認定留学生派遣、④短期の海外学生の受入れ及び派遣(短期留学プログラム)等を実施している。

学生の派遣について、交換留学においては、派遣に伴う応募の傾向として、留学先として人気がある地域にばらつきがあること、人気のある地域においては要求される外国語能力が比較的低い協定校に集中する傾向があることから、協定校数増加に伴い各協定校への募集枠が増加しているものの、応募者の志向に偏りが出ており、派遣候補者を推薦できない協定校もある。一方、認定留学では、英語圏並びにヨーロッパ言語圏における協定締結大学以外への留学を希望している学生への支援の一つとして、教育機関として運営されているSAF(スタディ・アブロード・ファウンデーション)と協力提携し、本学が主催する各種プログラムとは別に、英語圏並びにヨーロッパ言語圏への留学を検討する場合の選択肢の一つとして、従来の認定留学同様、留学相談から留学手続きまで行えるような環境を整備している。

また、短期の留学機会としては、全学部を対象とする短期留学プログラム(4単位科目)を実施しているほか、これまで主に韓国協定校が募集し、本学が出願を取りまとめて学生派遣を行ってきたサマープログラムにおいて、2015年度より事前研修3回、現地研修(3～4週間)、事後研修及びレポート提出、研修報告等をもって単位(2単位)を付与することが可能となった。また、学生の春季休業期間を利用した春季派遣プログラムを実施し、主にオセアニア地域への現地研修を中心に受講し、単位(2単位)を付与するプログラムとして留学機会の拡大を図っている。

さらに、前述のGGJにおいて、留学先の言語や文化を学修するとともに、現地の学校等で日本語指導支援や日本文化の紹介活動を通じて、学生自身の異文化に対する理解を促すことを海外留学の目的の一つとして位置づける、SEND(Student Exchange-Nippon Discovery)プログラム(日本語教育)において2012年度以降、派遣先の開拓や既存協定校との交渉を行い、アジア・オセアニア等従来からの協定校との連携のみならず、新規派遣先と協定を結んできた。ただし、SENDプログラムは2016年度に一旦募集停止となっている。

受入れにおいては、アメリカ協定校との学生交換のバランス調整のため、“日本”“中央大学”体験プログラムとして、2002年度から短期間のサマープログラム(中央サマープログラム)による受入れをアメリカのみならず広く協定校からの参加者を募り実施してきたが、2015年度は参加者数が最少催行定員の12名に至らず未実施となり、2016年度も実施に至らなかった。

他方、協定校等からの個別の事情に合わせたプログラムのニーズが徐々に高まる傾向にある。具体的には、2013年度にニューヨーク大学(アメリカ)、南台科技大学(台湾)、2013・2014年度にフレーザーバレー大学(カナダ)が来日したほか、2012年度から継続して上海理工大学(中国)、2014年度からテネシー州立大学コンソーシアム校(アメリカ)からの依頼を受け、それぞれ各大学のニーズにあわせた短期受入れプログラムを実施している。

危機管理の点においては、学生並びに教職員対象の海外旅行保険企業包括契約及びそれに付随する各種委託契約を保険会社等と締結し、本学が渡航承認する各種プログラム(長・

短期に関わらず)に参加する学生には共通の海外旅行保険、留学生トータルサポートサービスへの加入を一元化している。2016年度実績では1,216名が加入した。また、あわせて夏期派遣学生向けは7月、春期派遣学生向けは1月に危機管理ガイダンスを実施している。その他、本海外旅行保険制度を把握するための教職員向けガイダンスも5月に実施した。なお、国際センター管轄の海外渡航に関する危機管理マニュアルを作成し、7月に危機事象発生時のシミュレーション訓練(初期対応)も実施した。訓練を通して意思決定ルート・判断基準に関する課題やマニュアルの不具合等が発見されたため、今後も情報収集や改善を行い、学内の危機管理意識を高めるとともに、危機事象発生時に備えていきたい。

## 2) 国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

### ・長期留学

2017年5月1日現在、受入れ外国人留学生(私費留学生、国費留学生、公費留学生及び交換留学生)の合計数は806名である。そのうちの交換留学生の受入れ人数は、2013年度102名、2014年度92名、2015年123名、2016年度149名、2017年度春受入れは61名(2016年度春受け入れ63名)となっている。

一方、本学からの海外派遣学生数(交換・認定留学)は、2013年度103名、2014年度97名、2015年度93名、2016年度114名、2017年度では127名を予定しており、昨年を超える派遣実績となっている。本学学生の交換留学生派遣及び認定留学生派遣においては、派遣先大学の要求する外国語運用能力の水準が高く、結果として留学意欲のある学生が応募できないという問題が生じている。一方で、本学学生の外国語水準に見合った新規協定校との開拓・締結を強化することで、学生の派遣機会を促進している。

### ・短期留学

GGJにおける全学的取組みの進展に伴い、学部におけるゼミナール等での海外調査、フィールドワークへの参加者が増加するとともに、協定大学が提供するサマープログラムやウィンタープログラムを通じ着実に学生を海外へ送り出している。

2013年度に春季短期留学プログラムを初めて実施したところ、4プログラムに90名が参加したこともあり、学生のニーズが高いことが伺えた。この結果を踏まえ、2014年から春季短期留学プログラムを2単位化した上で4プログラムを実施、さらに2015年は5プログラムとして86名が参加した。2016年はアメリカ、オーストラリア、ニュージーランドの各大学へ学生を派遣する5プログラムを実施し125名が参加、2017年度は119名が参加した。

従来型の全学部対象(4単位科目)の短期留学プログラムにおいては、新規プログラムの開講等で学生の留学機会が増加し、参加者も増加傾向である。2016年度はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの大学へ学生を派遣する14プログラムを実施し、168名の参加を得ている。

なお、外国人留学生受入れ及び本学学生の海外派遣を推進するための具体的政策として交換留学の半期(セメスター)留学制度を導入している。派遣大学で専門教育科目を履修できる語学水準を持つ本学の学生にとっては、より留学機会が広がるかたちとなっており、2016年度は9名が同制度を利用した。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 2015年度は海外渡航における包括契約が全学的に浸透し、全学的な加入の徹底に大きく前進できた。その結果、加入者数が2014年度より100名以上増加し、2015年度は992名の加入となった。

<問題点および改善すべき事項>

- 海外渡航者数が増加するにつれ、重大事故等の発生の可能性も高まっている。初動対応については当該契約に伴い、充足できる点もあるが、事故発生時の学内危機管理体制の整備（対策本部設置、役割分担等）が急務である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 海外渡航における包括契約については、引き続き全学的な加入に向けた学内広報を徹底していく。
- 学内の危機管理体制及び対応マニュアルの土台を国際センターで検討し、全学的検討に向け机上に載せていく。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 海外渡航における保険包括契約はほぼ学内に浸透したと思われる。契約者数も増え、特にトラブル等もなく、手続きもスムーズであった。今後は保険契約に関する学内広報ではなく、危機意識醸成の学内広報にシフトしていく。
- 国際センター管轄の海外渡航に関する危機管理マニュアルを作成し、学内に周知を行った。今後は、危機管理マニュアルの精度を高め、他部課室が参考とし、全学的に展開できるようにしていく。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 海外渡航における保険包括契約は契約者数も増え、特にトラブル等もなく、手続きもスムーズになっている。また、国際センター管轄の海外渡航に関する危機管理マニュアルについても、外務省をはじめ関係各所からの意見を反映するなど完成度を高め、他課室がマニュアルを作成する上での参照とできる段階に至っており、海外渡航の危機管理体制が着実に整いつつあるといえる。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 昨年度に引き続き、教職員向けのセミナーを実施するが、内容を見直し、海外の情勢の状況を伝えるなど、需要に合った情報を提供していく。また、今後は保険契約に関する学内広報ではなく、危機意識醸成の学内広報にシフトしていくこととする。

## IV. 学生支援

### 1. 学生の生活支援は適切に行われているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

## (1) 外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対する支援については国際センターが中心となって実施している。具体的には、日本人学生の国際交流サークルの協力のもとで、交換留学生が来日する際のピックアップ・滞在宿舎への案内、市役所への手続き支援等を行っている。

また、住居面での支援としては、大学直営の国際寮（日野市）と、外部管理委託による国際交流寮（多摩市）を開設している。大学直営の国際寮は、シェアハウス方式を採用し、協定大学からの交換留学生のほか、私費外国人留学生、日本人学生が入居可能となっており、日常生活を通じて異なる言語や文化、生活習慣に接することにより、学生の異文化理解や国際感覚の涵養も図っている。現在では、国際寮生が交流イベントを企画しているほか、寮内においても、交換留学生の生活サポート役を担っている。寮内の規則を遵守させる役割を担うレジデンス・アシスタントを日本人学生及び私費留学生の中から学生が選出し、レジデンス・アシスタントのリーダーとなる寮長の下で具体的な運営体制を決定し、留学生に対する支援を行っている。また、レジデンス・アシスタントと国際センターとのミーティングも定期的に（月1回）開催し、課題の共有や課題解決に向けた対応策について議論している。

なお、両寮ともに常駐管理人を配置しており、これまで長きにわたり課題となっていた、寮における危機管理体制（特に初期対応）においても十分なものとなっている。後楽園キャンパスに通う交換留学生への宿舎対応についても、財団法人アジア学生文化協会との協力提携に基づき、協会の寮を手配することにより、初期対応を協会が担う体制が構築されており、十全な支援対応が可能となっている。

このほか、外国人留学生と日本人学生との交流を通して学内の国際交流意識の向上を図るために、春と秋の交換留学生歓迎会のほか、Gスクエア等で各種イベントを実施している。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

○ 交換留学生の宿舎においては、現地管理人常駐に伴いトラブル等に対する初期対応が迅速に対応されており、事務軽減につながっている。また、国際寮の運営体制として、多くの寮生が寮運営に携わっていく体制により、単に交換留学生へのサポート体制の向上に留まることなく、寮生全体で寮の生活向上に繋げていく仕組みが作られつつある。仕組み作りの意識付けとして、新規入寮者の面接の際、面接官として担当してもらったが、このような意識の共有により、レジデンス・アシスタントの活動がスムーズに行くとともに、日常生活におけるトラブルの軽減にもつながっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

○ 今後も、寮長を中心に寮運営に携わってもらい、寮生全体で問題意識を共有しつつ、交流を促進する体制づくりを、より強化していくこととする。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 交流イベントの実施だけでなく、寮長やレジデンス・アシスタント学生から寮のルール浸透のためのガイダンス実施の提案がある等、意識の高い寮生が増えてきており、寮生全体で寮運営を担っていく体制が次第に整いつつある。

## 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 多摩平国際寮のレジデンス・アシスタント制度が浸透し、寮内の美化やイベント実施などの面においてもスムーズな運営ができています。住みやすい寮にするためのルール作りはもちろん、それを冊子化して配布し、レジデンス・アシスタントが主導になって、留学生の生活全般のサポートが確立できている。また、今年から広報活動にも力を入れており、Facebook、Twitter、InstagramなどのSNSを使った寮生活の紹介なども行っている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 今後も、寮長を含むレジデンス・アシスタントを中心に寮運営に携わってもらい、寮をさらに活性化させていく。将来的には留学生にもレジデンス・アシスタントに立候補してもらい、よりよい寮運営を目指していく。

## V. 教育研究等環境

### 1. 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

多摩キャンパスにおいて外国人留学生と日本人学生との相互コミュニケーションの場をさらに拡大するため、学生食堂棟2階に異文化交流スペース「G<sup>2</sup> (G Square)」(以下、「Gスクエア」という。)を開設している。Gスクエアでは、9面に分かれた巨大スクリーンにて、海外及び国内のテレビ番組（8チャンネル）が常時放映されており、また大型タッチスクリーンでは、Gスクエアの学生スタッフが作成したビデオを流すなどしている。学生が集まりやすい食堂棟の地の利を生かし、留学や奨学金の説明会、学生によるプレゼンテーションやインターナショナルイベントを実施する場となっている。

また、Gスクエアの日々の運営は、常駐している学生スタッフが行っている。「学生のグローバル化」を目標に掲げ、学生目線での留学相談会、留学生との交流イベント、学生による外国語自主学习グループ「ランゲージ・ラボ」等を企画・運営している（2016年度前期は9か国語19グループ、後期は11言語・18グループが活動した）。

なお、Gスクエアにおいて2016年度に実施したイベントや活動は以下の通りである。

#### ◎ 大学が主催したイベント

1. 「トビタテ！留学Japan説明会・体験報告会」4月～7月、11月、3月に計9回実施。
2. 10月8日、GGJ EXPO 英語プレゼンテーション大会の本学代表チームを決める校内予選会を実施。参加チームは巨大スクリーン全面にPowerPoint資料を映してプレゼンに臨んだ。
3. 短期留学説明会を春・夏で合わせて6回実施し、200名を超える学生が参加した。
4. 11月28日～12月3日に第8回インターナショナル・ウィーク「メキシコ」を開催。Gスクエアにおいて、マリアッチ演奏やインターナショナル・ウィーク写真展を実施。Gスクエア内をメキシコの民芸品や装飾品で飾りつけ、メキシコの文化に触れる機会とした。

#### ◎ Gスクエア学生スタッフや学生サークルが企画した活動・イベント

5. 学生による外国語自主学习グループ「ランゲージ・ラボ」は、2016年度前期には9言語

- 19 グループが、後期には 11 言語 18 グループが、それぞれ週 1 回ずつ活動を行い、1 回あたり 4～10 名程度の参加者があった。
6. 4 月と 9 月には、留学生のウェルカムパーティーを実施し、日本人学生に留学生と交流できる機会を提供した。4 月は 120 名、9 月 150 名程度の参加者であった。
  7. Skype を利用して海外に留学中の本学学生とつなぎ、現地との交流を図る「Cross Border Exchange」を実施した。2016 年度は、3 カ国（韓国、アメリカ、オーストラリア）4 大学計 4 回。相手側の映像を巨大スクリーンに映し、スピーカーやマイクを特別に用意して海外とのライブ交流を実施した。
  8. カルチュラルイベントとして、7 月に七夕ウィークを実施し、大きな竹を G スクエア内に飾った。留学生は日本人学生とともに、短冊を作り、カルタやめんこなど日本の伝統的な遊びを体験、落語研究会による落語パフォーマンスと和楽器サークルによる琴の演奏会などを開催した。
  9. ハロウィンに「Global Café」を主宰し、大学外の方々と留学生との交流を行った。
  10. 留学や海外インターン、その他の異文化交流イベントに参加し、それらの経験を就活にどのように活かしたか、留学をどうキャリアに繋げるか、個々の経験を説明した。

また、後楽園キャンパスについても「国際交流サロン」をリニューアルし、後楽園キャンパスの留学生と日本人、留学生同士が積極的に交流でき、かつ日本人学生の留学意識向上に繋がるような施設となっている。

一方、ネットワーク・インフラの整備においては、主に本学公式 Web サイトの英語版を中心に情報を発信しているほか、グローバル人材育成推進事業での取組を掲載した特設 Web サイトを立ち上げ、グローバルで活躍している本学の卒業生の声を中心に、各種プログラムの紹介を行っている。さらに、2013 年度にグローバル人材育成推進事業に伴う多言語サイト【中国語（簡体字版・繁体字版）及び韓国語版】を立ち上げ、本学のグローバル人材育成推進事業の取組を広く発信する体制を整えているが、GGJ が終了となったことから、多言語サイトを含む、特設 web サイトの今後の運営方針及び体制について、現在検討中である。

## （2）各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

G スクエアにおいては管理上、国際センター事務室の開設時間にあわせ平日 10:00～17:00 としているが、学生からのイベントや講演会等の依頼があった場合、時間外での利用にも応じており、学生のニーズに即した配慮を行っている。

## 参 考

### 【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- G スクエア学生スタッフ企画による国際交流イベント（学生による語学自主学習グループ「ランゲージ・ラボ」等）の参加者は合計で 1,000 名を超えるなど、G スクエアが、グローバル化の活動拠点として浸透し、機能している。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- G スクエアがこれまで同様、活動拠点として活発に機能するよう、イベント実施等でさらに参加者が増えるような体制を確立していく。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 9画面スクリーンでの放映チャンネルを2017年度から変更したが、学生の話題につながるようなものを選び、J SPORTS1、アニマルプラネット、カートゥーンネットワークの3チャンネルを新しく導入した。また、「ランゲージ・ラボ」の言語数を増やしたり、Gスクエアで実施するイベントは対象を全学学生とするものとし、グローバルに関連することとするなど、Gスクエアの趣旨に添いながらもより多くの学生へ門戸を広げることとした。また、告知については、Facebook、Twitterに加え、国際センターが配信しているメルマガにも情報を入れ、より多くの学生に参加してもらえるような工夫を行った。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- Gスクエアでは、年間82回のイベントが開催され、2,400人以上の参加者を集めており、これらのイベント等を通して、留学生と日本人学生の交流が活発になっている。また、Gスクエアでは、「留学」が当たり前の文化になっており、「留学に興味がある」だけであった一学生が、経験者のアドバイスや外国人留学生との交流を通して夢を実現し、「留学経験者」になり、後輩のロールモデルとして助言する側に回る好循環が生まれている。このように、Gスクエアは本学の国際化推進の柱と言えるまでに成長しており、本学学生の留学経験者の増加に大きく寄与している。
- 「ランゲージ・ラボ」は、当初は外国語での会話を通じてコミュニケーションの場として立ち上がった取組みであるが、年々改善を重ね、今では外国人留学生が講師となり、自国の言語及び文化を教えながら、国際交流を図る場となっている。講師を希望する外国人留学生は増えており、2016年度は言語数・グループ数とも最多となった。「ランゲージ・ラボ」が日本人学生と外国人留学生の出会いの場となっており、オンキャンパスにおける国際交流の代表的な例をとっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 今後もGスクエアの活動がより活性化するように、広報、企画内容、通常業務について、学生スタッフへの助言及び内容の確認を続け、更なる学生スタッフの成長を促し、効果的なGスクエアの運営を促していく。
- 「ランゲージ・ラボ」で開講される講座の言語は、外国人留学生の出身国・使用言語によるものが大きいですが、学生のニーズも踏まえながら、より学生同士の交流が図れる取組みとして継続していく。

## VI. 研究活動

### 1. 教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

本学では、多くの教員が世界各地の大学の研究者と交流を持ち、相互に訪問して国際的な研究交流を行い、その成果を研究や教育に還元しているが、国際センター所管の制度としては、1)外国人研究者受け入れ、2)外国人訪問研究者受け入れ、3)教員の国外派遣、4)教員の学術国際会議派遣、5)学術国際会議開催、6)国際共同研究実施という、6つの制

度により研究者交流を継続して支援している。また、日本学術振興会等の学外からの助成を受けている共同研究も毎年実績がある。

#### 1) 外国人研究者受入れ

外国人研究者の受入れについては、研究・教育、またはこれらのいずれか一方に従事するため、1週間以上1年以内の一定期間受け入れる際に適用される制度である。

#### 2) 外国人訪問研究者受入れ

外国人訪問研究者の受入れに関しては、学内で講演等の学術的な行事のために研究者を受入れる場合に適用される制度である。

#### 3) 教員の国外派遣

教員の国外派遣については、本学の教員が、本学と外国の大学及び研究教育機関との協定またはこれに準ずる交流関係に基づき、講義その他研究・教育に従事するために一定期間外国に派遣される際に適用される制度である。

#### 4) 教員の学術国際会議派遣

教員の国際会議派遣は、主に多数の国から研究者が参加し、国際的に認められている国際学術団体が主催する会議で研究発表または会議の運営について重要な役割を担当した教員に適用される制度である。

#### 5) 学術国際会議開催

国際会議の開催については、会議の日本での開催が従来から要望されており、かつ会議を主催する国際学術団体または関係国内学術機関が本学での開催を要請していること、当該学術分野における国内外の研究者の参加が予定されていること、会議の計画内容が本学において実施可能であり、中央大学が後援と明示可能なプログラムである場合に適用される制度である。

#### 6) 国際共同研究実施

国際共同研究については、本学との共同研究チームのメンバーと資金計画が確立しており、各3名以上をもって構成されており、研究期間として、原則1年間（さらに1年間延長も可）実施に伴う場合に適用される制度である。

海外からの研究者受入れや、教員の学術国際会議への派遣等に関しては、各教員レベルの交流が主になっており、大学として戦略的に海外の大学等との連携を強化したり、共同研究・コンソーシアム型の交流を実施するなどの取組みがまだ十分ではない。

国際センターにおける研究者交流制度のここ5年の実績は以下の通りである。

[表 13-79 研究者交流制度一覧]

国際交流制度名/年度	2016 年度	2015 年度	2014 年度	2013 年度	2012 年度
外国人研究者受入れ	40	42	41	34	33
外国人訪問研究者受入れ	20	20	29	33	39
教員の国外派遣	1	1	2	4	0
学術国際会議派遣	38	42	42	41	42
学術国際会議開催	1	1	0	1	2
国際共同研究	1	1	0	1	0

5ヵ年の実績でも把握できる通り、人数の大きな増減はなく、安定的に交流が遂行されている。各研究者交流制度はともに国際センターの限られた予算の下で適切な予算執行をするため、1) 外国人研究者受入れ、4) 教員の国際会議派遣については過去の実績を基に、各



機関へ割り当て数を定めて運用を行っている。当該支援制度を発展させる上では、国際センター所管の制度と研究助成課所管の制度等を整理・統合して、より効果的・効率的な制度の構築を検討することも一案である。今後の国際交流に関しては、長・中・短期的目標に基づき、重点を定めた海外拠点校との密度の高い共同研究を行うこと等の支援を行っていくことも必要であろう。

なお、研究者交流においては、経年的に大きな変化はないが、外国人研究者受入れにおいて、外部のウィークリーマンション等を活用した法人契約による宿泊先手配の可能性について学内で調整し、試行運用を行っている。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 研究者における宿泊先の手配の改善を図るために学内で調整を行い、2015年度からウィークリーマンションの試行的活用が始まった。これにより、研究者を受け入れる担当教員の負担が軽減された。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 担当教員の負担を鑑み、引き続きウィークリーマンションの試行的活用を継続していくこととする。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 2015年度後期から2016年度末までを試行期間として、都心キャンパスで受け入れる外国人受入研究者を対象に、ウィークリーマンションを法人が契約して提供する運用が行われた。この試行を受け、2017年度からは、正式運用を開始した。2017年度は3件の利用が予定されている。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 外国人研究者受入のための滞在先としては、試用期間を経て、2017年度からウィークリーマンションの正式運用を開始した。法人契約が実現したことで、研究者を受け入れる教員の手続き等の負担が減るなど、研究者の受入れ態勢が強化された。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 適宜ニーズに合わせた改善をおこなっているが、今後は中長期事業計画におけるキャンパス整備において、多摩キャンパスにおけるオンキャンパス国際寮内での外国人研究者受入用居室の確保や、後楽園キャンパスにおける居室確保も課題となっており、キャンパス整備については、引き続き、全学的な理解を求めていく。

## Ⅶ. 社会連携・社会貢献

### 1. 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

## (1) 地域社会・国際社会への協力量針の内容と当該方針の大学構成員への周知方法と社会への公表方法

地域社会・国際社会への協力量針に関しては、これまで、前述の「国際連携推進に関する基本方針」の1つとして、「国際的な社会貢献を行うために、それらの実施体制を整備する」ことを掲げており、係る基本方針は学部長会議、教授会等を通じて大学構成員への周知を図ってきたが、特段の進捗はなかった。

2016年度より、「国際連携推進に関する基本方針」は、当該年度の事業計画に沿って策定することとしているが、中長期事業計画に掲げられているグローバル戦略の外部接続・地域連携の進め方については、今後も検討を重ねていく。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 2. 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 地域交流・国際交流事業へ参加状況

国際寮を設置している日野市多摩平では、元々長きにわたり多摩平団地に居住している自治会の方々や日野市、寮敷地内にある本学の寮を含めた5棟を運営している3企業が協力して、さくらまつりや納涼会等のイベントを通じ交流を図っており、本学の国際寮の日本人学生及び留学生もそれらのイベントの運営に参画している。高齢者施設との交流イベントとして、2014年度は国外(アメリカ・韓国・台湾)の朝食を召し上がっていただく「Breakfast-Day」を、2015年度は外国語講座を実施した。2016年度は文化祭で留学生の出身国クイズや寮生によるピアノ演奏、陶芸作品の展示等を行った。

また、2015年度から、国際理解教育の一環として、日野市の小中学校へ留学生を派遣している。具体的には、2015年度及び2016年度に、日野第八小学校へ留学生及び日本人学生が訪問し、留学生が自国の文化や遊びを紹介するなどしながら交流をはかった。また、日野第一中学校へは、2016年度に訪問し、総合的な学習の授業時間中、母国の歴史や風土、暮らしや文化を紹介、国際理解を深めるための学習に貢献している。

### 参 考

#### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 国際寮における敷地内交流がきっかけとなり、高齢者施設から寮生に対してアルバイトスタッフの要請があるなど、地域交流事業から派生して新たな地域交流に広がっていく好循環が生まれており、更なる交流の活発化が期待できる状況にある。

<対応方策(長所の伸長/問題点の改善)>

- 地域に根差した寮運営を目指し、今後も積極的に地域交流・敷地内交流を進めていくこととする。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 高齢者施設でアルバイトスタッフとして勤務している寮生が中心となり、交流イベントの実施（文化祭出展）がスムーズに実現した。引き続き各種交流イベントの実現に向けて、関係性の強化に努める。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 国際寮生による地域交流あるいは日野市小学校・中学校への訪問等、本学学生・外国人留学生との交流の輪が学外へ広がっており、本学のグローバル化を社会に還元する取組みが実現している。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 今後も本学のグローバル化の成果を地域への貢献に繋げる取組みを推進するとともに、学生自身の成長にもつながるような活動を今後も支援していく。

## VIII. 管理運営・財務

### I. 管理運営

1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 意思決定プロセスが明確化されているか。
- (2) 国際連携推進機構の権限と責任が明確化されているか。

国際連携推進機構は、本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進するために設置された組織であり、国際連携推進会議と国際センターの組織により構成されている。また、国際連携推進会議は、本学国際連携推進機構設置の目的を達成するため、本学の国際化に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議決定することを任務として設置されたものであり、次の各号に定める事項について、審議決定することとなっている。

- 一 本学の国際化に係る目標の設定に関する基本方針
- 二 本学の国際化に係る国内外の組織・機関との協定締結その他の連携に関する基本方針
- 三 本学の国際化に係るキャンパス環境の整備に関する基本方針
- 四 本学の国際化に係る教育と研究の支援体制に関する全学的な基本方針
- 五 本学の国際化に係る財政基盤の整備に関する基本方針
- 六 本学の国際化に係る外部資金導入に関する基本方針
- 七 全学規模で実施する国際プログラム（外部資金を伴うものを含む。）の申請に関する事項
- 八 本学の全学的国際評価対応に関する事項
- 九 その他本学の国際化に係る全学的な重要事項

また、国際連携推進会議は、以下に掲げる者で構成し、総長がこれを委嘱する。そして、同会議は学長が招集し、その議長となる。国際連携推進会議には副議長一人を置き、学長が学部長及び大学院研究科長から指名することとなっている。なお、国際連携推進会議の事務は、国際センターに設置される国際センター事務室がこれを所管することとなっている。

- 一 学長
- 二 常任理事の互選による者 一人
- 三 学部長及び大学院研究科長
- 四 大学院研究科委員長から互選した者 一人
- 五 国際センター所長
- 六 図書館長
- 七 研究所長から互選した者 一人
- 八 事務局長
- 九 中学校長及び高等学校長から互選した者 一人
- 十 国際センター規程第六条第一項第五号に定める委員から互選した者 二人

なお、本学の国際化に関する基本方針及び重要事項を学部・研究科の目標設定、事業推進に迅速に反映できるよう、2015年度から国際連携推進会議規程の一部改正を行った。具体的には、中央大学国際連携推進会議の構成員を「学部長及び大学院研究科長から互選した者2名」から「学部長及び大学院研究科長」としており、今後、本学の中長期事業計画に基づいた国際連携推進に関する基本方針の策定を行う上で、学部・研究科の目標設定、事業推進に迅速に反映可能な体制が整ったといえる。

また、これまでの体制に加え、中長期事業計画において策定されたグローバル戦略に関わる諸施策の推進を目的とし、グローバル化推進特別予算を運用するため、2017年4月、国際連携推進会議の下にグローバル化推進運営委員会を置いた。

委員は、以下に掲げるもので構成され、国際センター所長が委員長となり、運営委員会を招集し議長となる。

- 一 国際センター所長
- 二 本学専任教員の中から、国際連携推進会議が選出する委員 若干名

なお、グローバル化推進運営委員会は、グローバル化推進特別予算を運用し、必要に応じて国際連携推進会議に報告することとしており、その予算運用に際し客観性が担保される仕組みとなっている。また、運営委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができることとしている。

以上の通り、本学における教育・研究の国際化の推進にあたっては、国際連携推進機構の下に設置する国際連携推進会議において、また、2017年度から新たに発足したグローバル化推進運営委員会における予算管理を通して、その目的を達成すべく、本学における教育・研究の国際化の推進に資するための各種の基本方針を策定し、これを国際センターが各教育研究組織と連携しながら、着実な具現に向けて推進する仕組みとなっている。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

#### 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 国際連携推進機構長の権限と責任が明確化されているか。

国際連携推進機構の機構長は、前述の通り、国際連携推進機構規程第3条において学長をもって充てることと規定しており、同時に機構長たる学長は、国際連携推進会議の構成員と

して、同会議を招集し、その議長となる。このように、機構長は国際連携推進会議の議長として、国際連携推進会議規程第3条第2項に則って、本学の教育・研究の国際化に係わる事項等について審議を行う国際連携推進会議の運営を行っており、機構長としての権限内容とその行使は概ね適切なものとなっている。

## (2) 国際連携推進機構長の選考方法の適切性、妥当性

国際連携推進機構の機構長は、国際連携推進機構規程第3条において学長をもって充てることと規定しているため、選任手続は極めて明確かつ適切なものとなっている。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 3. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

国際連携推進機構には国際連携推進会議、国際センターを設置しているが、これらの運営を支える事務組織としては、国際センターの下に設置される国際センター事務室がこれを所管している。

国際センターの具体的な人員構成としては、国際センター業務を統括する所長1人と所長を補佐する副所長1人が置かれている。また、国際センターの事務を所管する国際センター事務室のスタッフは専任職員12人（事務長1人、担当課長4人、副課長2人、担当副課長1人、一般課員4人）、嘱託職員1人、派遣職員7人、パートタイム職員5人の計25人で構成されている。また、国際センター事務室においては、4つの業務グループ（私費留学生グループ、交換留学生グループ、調査・庶務グループ、研究者交流グループ）を構成し、国際連携推進会議の策定した基本方針に基づく協定締結案の策定及びその実施に関する業務、学生の外国への留学及び私費・国費・交換留学生の受け入れに関する業務、学内外統計調査業務、全学的国際イベント業務、国際寮の運営業務、研究者交流制度等の事務等を適切に担っている。

#### (2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

国際センター事務室では、本学の国際化推進に伴い、事務職員の専門性向上を図っている。新規協定機関の締結や海外との情報収集や交渉機会の必要性が増す中、対応策として、事務職員を外部研修に派遣し、国際教育交流の基礎や派遣留学プログラムの開発と運営、留学生サポートとカウンセリング、海外渡航における危機管理体制について等を学んでいる。

また、グローバルネットワークとしては、アメリカを拠点とする国際教育交流団体(NAFSA)をはじめとして、ヨーロッパを拠点とする団体(EAIE)、アジア太平洋地域を拠点とする団体(APAIE)等に積極的に派遣し、国外大学との交渉にあたるほか、各種のワークショップに参加させている。また、本学学生の海外派遣の機会推進に伴う危機管理対応策としては、業務委託契約した外部会社と連携した危機管理シミュレーション・ガイダンスを実施し、初期対応の訓練を初めて行い、強化を行っている。さらに、学内研修における英語によるビジネス英語研修(E-mailや電話対応等)やオンライン英会話研修にも、事務職員が積極的に参加している。

なお、エラスムス・プラス プログラム (Erasmus+ Programme) のスタッフモビリティプログラムに基づき、2017年7月3日から2週間、中東工科大学 (トルコ) のスタッフを受け入れる予定である。国際センター事務室におけるスタッフ間の国際交流機会として期待される。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 補助金終了に伴い、これまでの取組実施体制を維持することが困難となることが予想され、継続するための工夫を要する。

<対応方策 (長所の伸長/問題点の改善) >

- 国際化の各取組みの持続可能なかたちを目指し、各組織における国際化の取組を把握した上で、精査につなげていく。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- GGJ の補助金終了に伴い、国際センター事務室の人件費を削減することとなった。業務の見直し等によって対応しているが、中長期事業計画の推進のためにはなお一層の工夫が求められる。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 長年積み重ねてきた国際センター固有の学生支援については、留学準備、学生派遣サポート、受入留学生サポートの全ての面にわたって支援が行き届いている。

<問題点および改善すべき事項>

- 上記、学生支援については、一定の成果をあげてきているが、国際連携推進機構を支える事務組織としては、必ずしも全学のグローバル化の牽引役として強力な役割を果たせていない。

<対応方策 (長所の伸長/問題点の改善) >

- 限られた人的資源の中で、手厚い学生支援を継続できるよう、現状の業務を精査し、必要に応じて省力化を行うなどして、効率化に努める。
- 関連組織との連携のあり方を工夫するなどして事務組織の機能を高めることで、全学のグローバル化の牽引役となるように努めていく。

## IX. 内部質保証

### 1. 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立状況

国際連携推進機構、国際連携推進会議及び国際センターの諸活動に係る自己点検・評価活動は、国際センター所長を委員長とする国際センター組織評価委員会が担っている。国際センター組織評価委員会は、毎年自己点検・評価活動において、国際連携推進会議における

審議結果等に基づき、国際センターが推進する諸活動に係る現状の分析と、長所、問題点・課題の抽出、具体的な対応方策を策定し、これを「自己点検・評価レポート」として取りまとめている。

自己点検・評価レポートにおいて取りまとめられた事項については、組織別評価委員会において確認され、改善が求められる事項については、適宜、具体的な施策を展開していくという仕組みとなっており、本学の国際化に係る諸活動の検証機能を担う意味でその活動は有効なものとなっている。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

## ◇体育施設運営センター

### I. 教育研究等環境

#### 1. 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

体育施設のほとんどが多摩キャンパスに集中している本学では、中央大学体育施設運営センター規程を定め、体育施設等の運営を適正にかつ円滑に行うため「体育施設運営センター」を設置している。センターには所長をおき、その諮問機関として体育施設運営委員会を設置しており、同委員会では体育施設等の運営に関する基本方針や保守・事故防止対策に要する費用等に関する予算申請原案の作成等を審議している。一方、多摩キャンパス体育施設の使用にあたって必要な基準を定めるため中央大学多摩校舎体育施設使用規程を設けている。

また、体育施設運営センターは、施設の維持・管理だけではなく、有効利用のために以下のことを行ってきた。ひとつは、学生及び教職員を対象とした多摩キャンパスにある屋内・屋外プールの無料開放である。屋内プールは授業実施期間中、定期的に無料開放し、夏季（7月上・中旬から学期終了頃まで）には屋外プールも無料開放している。

それらの施設を利用し、正課体育、学友会、学生部、教職員の福利厚生等の活動が実施されている。正課体育では、曜日毎に施設を主に使用する学部が定まっている。また、正課体育、学友会、学生部それぞれの使用施設が縦割り帰属であるため、運用上の相互乗り入れが容易ではない。加えて、多目的化の推進と専門性の二律背反、さらに管理体制等のため、広大かつ多数の施設が十分に活用されているとは言えない。また、これらの諸活動に加え、いわゆる一般学生や教職員のより多くより広いニーズに対応するためには、施設・設備・用具の整備に加えて、貸与手続きや安全管理を含む管理体制をより充実させる必要がある。

施設の運用については、体育施設運営委員会がその役割を担っている。現行の正課体育と学友会の施設使用が運用の柱となる。具体的には1～3時限は正課体育が使用し、早朝と4時限以降は学友会加盟団体、一般学生、教職員の福利厚生及びクレセント・アカデミーで年度（学期）毎に調整している。現在、これらの学生及び教職員等の利用に関係する各組織による調整会議を毎年開催し、次年度の利用施設・時間帯について調整を行っている。

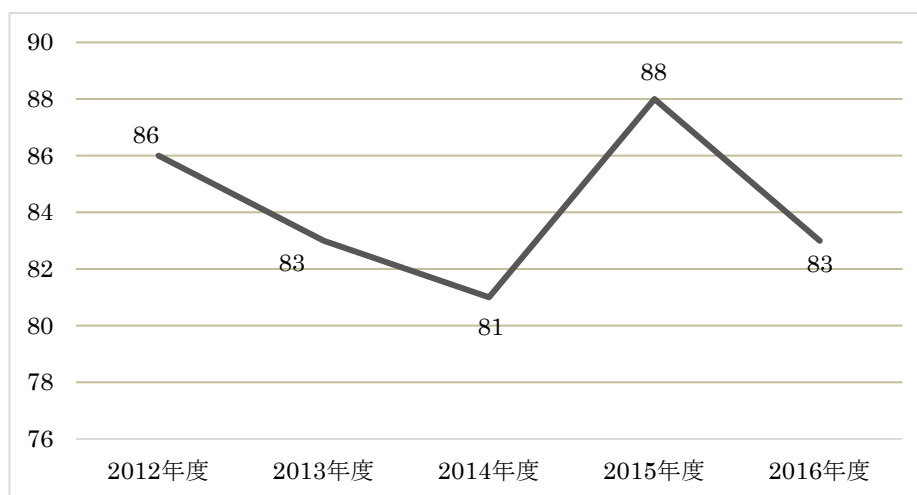
今後の運用については、「明らかな棲み分け」を行いつつ、他方では、柔軟な利用を保証する方策が必要となる。そのためには、各関係組織合同の検討が不可欠である。体育施設運営委員会は定期的にかかっているが、連絡機関または調整機能的性格が強い。また、体育施設運営委員会の委員長が学部長の持ち回りであるため、同委員会の議事は、継続性に乏しい。しかしながら、体育施設運営委員会は、本学全体のスポーツ施設に関しての最終決定を下すことができる委員会として活性化し機能しなくてはならない。さらに、空間的に使用可能でも、授業とサークル活動が同時進行しないよう、できるだけ同質な活動を幹旋するような「気配り」作業を担うこともこの組織に求められることになる。

体育施設運営委員会は、施設・設備の衛生・安全を確保するために体育施設の保守と事故防止対策に要する費用等に関する予算申請原案作成の役割を担っている。また、正課体育の安全確保については、保健センターと連携した一連の手続きが定められている。授業中に学生が足を挫く等の事象が生じた時には、まず授業担当教員が対処する。受診が必要と思われる場合、その後保健センターに連絡の上、同センターで処置を受け、必要に応じて救急車を



手配する。救急救命処置を要すると思われる場合には、AED を活用しつつ体育センター事務室または保健センター事務室を通じて救急車を手配する。さらに、安全確保ないしは事故対応については、年度開始期に開催される「専任教員と兼任教員の打ち合わせ会」において周知している。

[図 13-13 正課体育授業における事故（怪我）件数] 単位：件



2006 年からは全学的に AED が配備され、多摩キャンパス体育施設関連では、第 1 体育館及び第 2 体育館内、後楽園キャンパスでは保健センター理工分室前に設置した。設置に際し、保健センターによる AED 講習会が実施されたほか、AED 設置に先立ち、2003 年度から学期中に心電図測定が実施された。当初これは、保健体育研究所に拠るものだったが、授業時間に測定を行なっていたため、半期ないしはそれ以上の時間を要していた。2008 年度から、心電図測定は保健センターに移管され、多摩キャンパス・後楽園キャンパスでは健康診断に盛り込まれるようになり、学期開始時期に集中的に実施している。

心電図検査は、運動制限を加える客観的な判断材料として貴重なデータとなり、正課体育における安全面での一定の成果を挙げている。よりリスクの少ない正課体育実施のために、2011 年度保健体育教科運営委員会後に、「心臓メディカルチェック検査対象者の拡大」をテーマに正課体育担当専任教員と保健センター所長との懇談会を行い、安心・安全面で相互理解に努めた。その後も、保健体育教科運営委員会から保健センターに対し、心電図検査結果のできるだけ早期の提供を依頼し、2016 年度から検査後のデータは、5 月連休明けに提供される。

これまで、心電図測定は全学的に 1 年次生全員を対象としてきた。各学部においては、2 年次以降の学生に対しても体育授業が提供されている。2 年次以降の「体育」を選択した学生（学部毎に異なるが、多摩キャンパスでは 817 人）で、1 年次に心電図測定を受診しなかった学生（多摩キャンパスでは 16 人）に対しても心電図測定を実施できるように保健センターに要望していく（従来は、保健センター紹介の近隣の医療機関での受診である。外部機関での受診結果の保管の問題も含めて）。

また、数年来の天候不順に伴い、夏季（6 月下旬～学期末）における高温多湿による熱中症のリスクが大きくなっている。熱中症予防として、2013 年度から多摩キャンパスでは第 1 体育館アリーナと屋外バスケットコート（第 1 体育館エリア）で WBGT（湿球黒球温度）値を

定時的に測定し、日本体育協会で行きまとめた「熱中症予防のための運動方針」と併せて利用者に情報を提供するとともにデータを蓄積し環境改善に役立てた。2014年度からは測定場所と測定結果掲示場所を第2体育館エリアにも増やし、注意喚起している。

一方、図 13-13 を見る限り、正課体育における事故（怪我）件数について、2012年度から 80 件台が続いている。日常生活と同様にスポーツにも怪我や事故が発生することがあるが、教職員一体となって防止に努めている。事故（怪我）は一概に施設に起因するものばかりではないため、減少に向けた手立てを見出すのは難しい側面もある。しかし、より快適で安全な体育施設の整備に向けて、体育施設運営センター事務室としてより良い方策を引き続き検討していく。また、毎年3月に行われる体育実技の専任・兼任教員打合せ会で、授業における事故（怪我）の種類や受傷部位などの情報を提供し、事故予防を啓発している。

衛生確保には更衣室やトイレまわりが深い関係にある。多摩キャンパスの第1体育館及び第2体育館（附属棟を含む）内の更衣室やトイレは定期的に清掃されているが不十分な面もある。衛生の面では、トイレは明るく衛生的であるが、更衣室の換気状態は悪く、湿度が高くて不快である。体育館全体の空調問題にも関わることだが、更衣室は細長く、その広さに対しては脆弱と言わざるをえない換気扇が備えられているだけである。具体的な改善対応に向けて空気環境測定を始めた。更衣室には着替え用のロッカーが置いてあるが、破損や錆等によりかなり傷んでいる。利用者の利便性を考慮し、逐次取り換える必要がある。

また、各学部の夜間部廃止に伴って6時限と7時限の授業は減少した。現在もいくつかの授業が継続しているが、体育センター及び保健センターの業務時間外となるため、安全確保については、担当教員任せという状況でやや手薄である。授業目的での施設利用は今後さらに減少していくことが見込まれるが、代わって監督者が立ち会わない学友会や学生部関連の団体による利用の増加が予想される。

これらのリスクに対応すべく、2007年度からは、業務委託により時間外管理者が配置され、夜間の時間帯における関係機関への連絡などの管理体制を整備した。現在、利用状況に変化が生じ、事故対応を中心とした安全確保への更なる配慮の必要性を認識し、緊急連絡網の整備等で対応している。

[表 13-80 6時限および7時限に実施される正課体育授業数]

年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
法学部	2	2	2	2	2
経済学部	—	—	—	—	—
商学部	—	—	—	—	—
文学部	—	—	—	—	—
総合政策学部	—	—	—	—	—

※通年で行われる授業を1とする

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 心電図検査は運動制限を加える客観的な判断材料として貴重なデータであるが、2年次以降の「体育」履修学生に対する心電図検査が保健センターでは実施されていない。
- シャワーを含む更衣室は劣悪な状況である。清掃が行き届かないだけでなく、脆弱な換気設備のため常に湿度が高く、害虫が発生することがある。また、既設のロッカーの破損が著

しいのに加えて、利用者の使用マナーが悪く、ゴミが散乱している状況も見受けられる。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 2年次以降の「体育」履修学生のうち、1年次に心電図検査の未受診者に対する心電図検査を保健センターにて実施するよう強く要望する。
- 築後約40年の第1体育館は、もはや各年度の修理・修繕では対応しきれないまで劣化している。全面的建替えまたは新体育館建設という大胆な構想とその早期実現が不可欠であるものの、利便性を高めるために既存の施設・設備の改修等は、継続して行っていく。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 2017年度開始時には、健康診断と心電図検査が「体育実技履修」のために必須であることを全学部学生へ統一的に告知した。加えて、保健センターからの報告（5月連休明け）以前に健康診断・心電図検査未受診者の学生に対処することにした。このことによって「体育実技」実施の安全性が向上した。
- 老朽化した施設・設備の改修等については、継続して予算申請しているが、予算が付かないため、滞っている。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 健康診断・心電図検査が必須であることを全学的に告知し、同時に未受験者への対応を早期化したことで「体育実技」実施の安全性が向上した。

<問題点および改善すべき事項>

- 築後約40年の第1体育館は、もはや各年度の修理・修繕では対応しきれないまで劣化しているにも関わらず、中長期的対応策がまったく示されていない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 全面的建替えまたは新体育館建設という大胆な構想とその早期実現が不可欠であるものの、利便性を高めるために既存の施設・設備の改修等は、継続して行っていく。

## 2. 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

本学の教育研究目的等を実現するための施設・設備等諸条件について、その整備状況の適切性について述べる。

##### 1) 多摩キャンパス

多摩移転（1978年）後、体育施設のほとんどは多摩キャンパスに集中した。そこで、それらの施設を管理・運営することを目的として、体育施設運営センターを設置した。施設は大きく、第1体育館エリアと第2体育館エリアに分けられるが、制度的な位置づけを柱にししながら、曜日・時限による「棲み分け」的な使用も行われているため、体育施設運営

センターでは、いわゆる正課体育（近年学部毎に名称や制度が異なっているが、ここでは学部授業として実施されている実技活動を総称する。）、学友会、学生部、教職員の福利厚生及びクレセント・アカデミーの活動等について、毎年度施設毎の利用優先順位を調整するため、体育施設運営センターの下に置かれる体育施設運営委員会に諮り、施設利用を決定している。

### ①第1体育館エリアおよび第2体育館エリアの施設・設備・用具

第1体育館エリアと第2体育館エリアの施設は、個々の施設面積が広く充実している。第1体育館・第2体育館の耐震補強工事を2009年度・2007年度に実施した。しかしながら、建築後約40年による老朽化及び、スポーツの専門性の追求と健康、楽しさ志向などの多目的型の進展または展開といった今日のスポーツ事情から、緊急性の高い問題が浮かび上がっている。

まず、第1体育館エリアは、以下の通り第1体育館の室内施設とその周辺の屋外施設から構成している。

- a. 第1体育館2階には、体育施設運営センター事務室並びに保健体育研究所の各施設、1階には体育教員控室（シャワー室なし）、教室、学友会所属団体部室等が配置している。

室内運動施設としては、1・2階に学友会所属団体用の板張り球技場、練習施設（剣道場、空手道場、ボクシング道場、相撲道場、フェンシング道場、レスリング道場、柔道場、合気道場・拳法道場、重量拳道場）、3階アリーナには、バドミントンコート（4面）、卓球場（学友会用施設、正課体育用施設）、バスケットコート（2面）、バレーボールコート（3面）、各用具庫、観客席（121席×6ブロック）を配置している。また、男女更衣室・シャワー室、トイレは1階、2階に配置している。

- b. 屋外施設は、屋外プール（50mプール及び飛び込みプール）、屋外バスケットボールコート（3面）、屋外バレーコートA・B（各3面）、ラグビー場、馬房・馬場、弓道場、アーチェリー場からなる。

※ 各運動施設には、正課体育に必要な用具備品を配置している。

次に、第2体育館エリアは、以下の通り第2体育館及び第2体育館附属棟の室内施設とその周辺の屋外施設から構成されている。

- a. 第2体育館は、屋内プールと事務室並びに射撃場及び2階アリーナからなる。2階アリーナは、一般学生貸し出し用フロアである。男女更衣室・シャワー室、トイレは1階に設置している。
- b. 第2体育館附属棟には、教員室（シャワー付き）、教室、学生用更衣室・シャワー・トイレがある。
- c. 屋外施設は、陸上競技場、軟式野球場、硬式野球場、ゴルフ練習場、ハンドボールコート、テニスコート、学生貸し出し用フィールド、教職員用テニスコート、サッカー場、射撃場からなる。

※ 各運動施設には、正課体育に必要な用具備品を配置している。

以上の通り、強みとしては、第1体育館エリア及び第2体育館エリアは規模の大きな施設となっており、授業実施やスポーツ大会実施においては、多くの種目を同時進行で行う

ことができる利点がある。なお、ここ数年、正課体育においては、施設の専門性を維持しながらも、多目的化を進めている。従来限定的であった屋外バスケットコートや屋外バレーコートBを可能な限り多目的に使用できるように改善し、テニス、ミニサッカー、ニュースポーツ系の授業にも対応している。また、施設の多くは各運動種目専用の形態となっており、使用に際しては、種目毎のネットやゴールの設置等の手間がかからない。用具に関しては、ボール、ラケット等の授業実施に必要なものは十分な数量を揃えている。加えて、学友会所属の各部の練習場の一部は授業施設とは区別されており、十分な練習時間を確保することが可能となっている（ただし、軟式野球場、第1体育館板張り球技場では、学友会所属団体の複数部会が共用利用しているため必ずしも十分な練習時間が確保できているとはいえない）。このように屋外運動施設は、都心の大学と比べて良好な環境であると言える。サッカー場及びラグビー場は人工芝化され、主にこれらはサッカー・ラグビー・アメリカンフットボール・ラクロス等の学友会活動の場であるが、正課体育も実施している。人工芝は、全天候には至らないが、荒天の影響が少なく、人工芝化以前に大きな問題であった風による埃の周辺施設への悪影響も解消した。しかしながら、近年人工芝の傷みが著しく、張替えが喫緊であるとの認識から、2015年夏には、サッカー場人工芝の張り替えを行い、引き続き2016年12月～2017年3月の期間には、ラグビー場人工芝を張り替えた。

また、これらの施設は授業棟・研究棟と距離があるため、運動によって発生する音による講義・研究への影響が無い。

その一方で、屋内施設の主な問題点として長年要望しながらいまだ解決されていない以下の点をあげておく。

その1：第1体育館内の空調が不十分である。特に主に正課体育が実施される3階アリーナについては、(空調ではない)送風設備があるのみである。温度管理には不十分である。アリーナ観客席の上部では空気の流れるを感じるが、実技活動の場であるアリーナフロアでは「無風」であり、夏場の授業並びにスポーツ活動の安全管理が喫緊の問題となる。屋根の真下で、天窗から日が差しこむこともあり、高温になることが多く、気温、湿度とも運動に適した環境とは言い難い状態になる。また、バドミントンや卓球等の風の影響を嫌う種目への配慮や、ガラス壁面からの日差しによる気温上昇等の理由から、気温調節のために窓を全面開放して換気を行うことが難しい。体育授業並びに課外のスポーツ活動中の熱中症予防といった、学生及び教職員の安全への配慮を考えると大至急改善が必要である。現時点では、気温上昇を防ぐために、風の影響を受けにくい場所の壁面上下の窓を授業開始前から開放している（一部窓の開放）。また、授業用用具庫に業務用扇風機を約20台配置し、授業及び学友会活動時に送風ができるようにしている。2016年前期の時点で、扇風機の損傷が著しかったため、新規に扇風機を3台購入した。予算の縛りはあるが、年次計画で新しくしていきたい。2013年度に、熱中症予防のため第1体育館アリーナに給水機が増設された。ロールスクリーンについては、スクリーン自体に傷みや回転動作に不具合が生じていたが、2012年度に遠隔操作で上下できるものに新調交換した。

その2：授業運営時の騒音問題が長年存在する。第1体育館3階アリーナは、ワンフロアが広大なエリアとなっており、入学・卒業式といった大規模な式典にも使用されている。そこに、バドミントンコート(4面)、卓球場(学友会用施設及び正課体育用施設)、バスケットコート(2面)、バレーボールコート(3面)が配置されているが、2階板張り球技場からの吹き抜けに面しており、音が集まりやすい。授業編成上、複

数の授業が同時進行することのみならず、かねてより2階板張り球技場で学友会体育連盟所属部会の練習時（バレーボール、バスケットボール、ハンドボール）の「声出し騒音」は、出欠確認や実技指導等の授業運営に非常に大きな支障を来していた。遮音カーテンの設置（2011年10月）や上述三部会の練習時の声出し抑制などで、授業進行に大きな影響を与えないようになってきているが、学期ないしは年度毎に申し合わせのやり直しが繰り返され、十分ではない。

その3：第1体育館アリーナの床素材をあげておく。現在の床は維持や強度等の観点からは優れているが、クッション性に乏しく、膝や腰への負荷も大きい。特に、連続して授業を行う教員や、練習を行う学友会体育連盟所属の運動部員、同好会学生等の身体的負荷は、衝撃吸収性のある板張りの床と比較して大きい。事実、チアリーディング、卓球部、バドミントン部等の学生に下肢のスポーツ障害が発生していることが報告されている。なお、卓球部・バドミントン部では、衝撃を緩和するマットを床に敷いて練習している（バドミントン部は、コート4面のうち3面に、卓球部は、学友会用施設にフロアマットを敷き込んだ）。授業用にも敷設の予算化を訴える。

その4：正課体育では、ここ数年、施設の専門性を維持しながら多目的化を進めているものの、昨今の「健康・フィットネス志向」や「楽しさ志向」の動向を考えると、多目的かつ専門的な空間が不足している。

その5：長水路プールのインドア化の問題がある。50mプールで開催されている大会に対応可能な環境が通年で確保できていない。

なお、長年要望していた第1及び第2体育館内教室のOA機器を2013年度に整備し、2015年夏には、第1体育館内のA教室のみOA機器のバージョンアップを行った。引き続き、第2体育館内付属棟内の教室OA機器のバージョンアップを要望している。

最後に、屋外施設に関する主な問題点を列挙する。

- ・施設に付属する日陰用の屋根が少ない。  
(2017年度にサッカー場とラグビー場に移動式ルーフを設置)
- ・体育施設に付属する給水設備が少ない。
- ・体育施設を取り巻く樹木群の落葉・樹液が教場のサーフェスに悪影響を与える。

なお、長所としてあげた授業棟・研究棟との距離は、同時に短所でもある。それは、移動時間が10分程度かかり、更衣の時間も含めると、授業間の休み時間（10分）を超えてしまうからである。このため、授業時間を短縮せざるを得ないという問題がある。

## 2) 後楽園キャンパス

後楽園キャンパスの体育施設は、5号館4階アリーナと旧2号館跡地に設置された屋外多目的コートである。

後楽園キャンパスの体育施設の長所は、敷地が狭いながらキャンパス内に整備され、教場への移動に時間がかからない等の利便性が高く、多種目・多目的に使用されている点が挙げられる。

しかしながら、問題点としては、①隣接している中大高校の事情により、アリーナを週2日の合計7コマ分を貸出しているため、時間割を編成する上で制限されていること、および学生のサークル・同好会活動にも影響があること、②屋外コートの使用に際しては、多目的簡易設備のため、種目毎の運動器具（支柱やネット、ゴール等）のセットが煩雑で

あること、および硬いコート面であるため、十分に安全性を確保できず、工夫が必要となること、加えて、③更衣室は、5号館4階アリーナ付近に設置されているが、授業の入れ替わり時間帯には、利用者数に対してスペースが狭く、かなり混雑していることから、スムーズに利用することが難しいことなどが挙げられる。

また、運動中の熱中症予防対策としては、アリーナは夏場に風通しが悪いため、移動式送風機2台を使用しているが、学生への安全配慮を考えると十分とは言えない。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

#### <問題点および改善すべき事項>

- 多摩キャンパス第1体育館内の送風設備が不十分である。
- 多摩キャンパス第1体育館アリーナにおいては、部分的に「フロア」が敷設されたが、全体として依然としてクッション性に乏しく、膝や腰への負担が大きい。
- 多摩キャンパスにおける「正課体育」では、ここ数年、施設の専門性を維持しながら多目的化を進めているものの、昨今の「健康・フィットネス志向」や「楽しさ志向」の動向を考えると、多目的かつ専門的な空間が不足している。
- 多摩キャンパスにおいて、屋外50mプールで開催されている大会に対応可能な環境が通年で確保できていない。
- 第1体育館には、教員専用のシャワー室がない。実技授業の後に、講義・ゼミを行う教員もいるためシャワー室の設置が必要である。
- 後樂園キャンパスの5号館アリーナの更衣室の混雑緩和・アメニティの充実のためにも、テニスコートの周辺に更衣・シャワー室の新設を強く望む。

#### <対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 中長期視点で体育施設整備充実の構想化

第1体育館は運動活動の場であるのみならず、入学式・卒業式会場でもあり、いわば本学の「顔」である。このような認識も含め、第1体育館エリア（第1体育館とその周辺の屋外施設）については、その<長所・強み>を維持しなくてはならない。前述した既存施設の諸問題に緊急度に応じた優先順位を付し、それに沿って計画的に改修・整備に努める。計画的改修・整備には、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に係る施設・設備の更新計画を踏まえつつ、第1体育館エリアの「再開発」をあわせて検討しなければならない。

屋外プール（50mプール及び飛び込みプール）を室内温水プールとするための行程を具体化するよう努める。その際、屋外プール単独の室内化であれば、第1体育館エリアの他所に第1体育館の現状問題をクリアした新体育館の建設を構想する。あるいは屋外プールの場所に室内プール及びフロアを有した先進総合体育館の建設を構想する。いずれの場合においても、その中にはトレーニング施設が必須になる。他大学の例を見てもトレーニング施設の設置は正課・課外を問わず学生に資するところが大きく、本構想の重要な事項の1つである。これらは既に検討中の事柄であるが、できるだけ早期の実現に向けて検討を進め、大学当局と体育施設関連部門間の緊密な話し合いを通じ、“2020Tokyo”を道標とする施設・設備に関する中長期的方向性を踏まえ進展を図る。第1体育館エリアの再開発に伴い、第2体育館エリア、特に第2体育館屋内プールの位置づけをはっきりさせる。

**【前年度に設定した対応方策の進捗状況】**

- 対応方策は滞っている。第1体育館エリアおよび第2体育館エリアの施設・設備・用具の環境条件の適切化についての要望は、大学執行部の検討を経るものの予算化されない。それは、スポーツ・体育関連施設の状況改善が喫緊の課題であることを法人側が深く認識していないことによると思料する。

**【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

<長所および効果が上がっている事項>

- 夏季屋外授業時の快適性・安全性向上のために移動式ルーフを設置し、日陰を確保した。

<問題点および改善すべき事項>

- 中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に向けたスポーツ施設エリアの再開発が具体化されていない。
- 後楽園キャンパスの5号館アリーナの更衣室の混雑緩和・アメニティの充実のためにも多目的コート周辺に更衣・シャワー室の新設を強く望む。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 大学当局と体育施設関連部門の緊密な話し合いを通じ、“2020Tokyo”を道標とする施設・設備に関する中長期的方向性を踏まえ進展を図る。



## ◇図書館

### I. 教育研究等環境

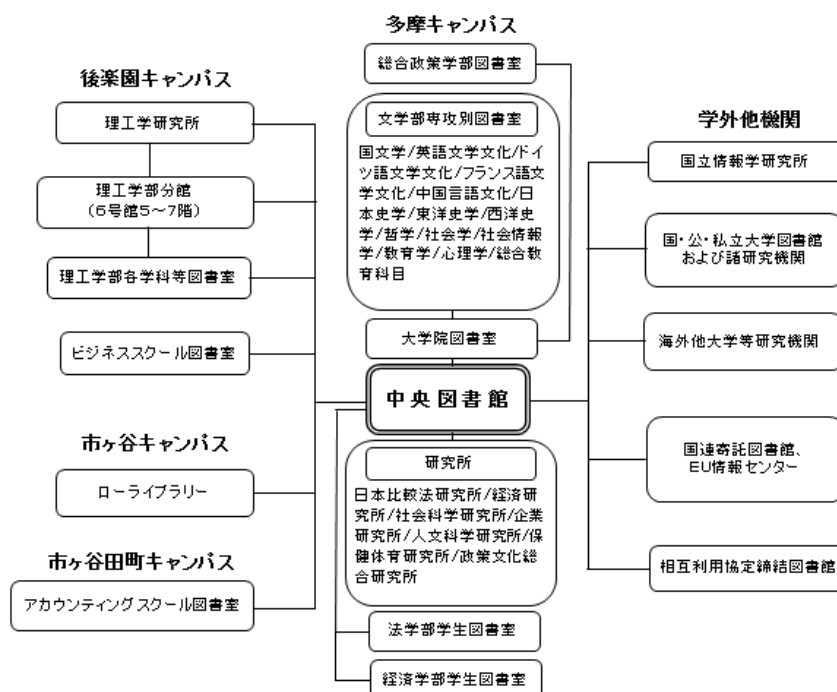
#### 1. 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

本学図書館は、設立 131 年の歴史があり、中央図書館、大学院図書室、文学部専攻別図書室、総合政策学部図書室、法学部・経済学部の各学生図書室（2013 年度末で商学部学生図書室閉室）、理工学部分館（理工学部各学科等図書室含む）、ローライブラリー（2013 年 4 月より名称変更、旧名称：市ヶ谷キャンパス図書室）、ビジネススクール図書室、アカウンティングスクール図書室（2016 年度末で文系大学院図書室閉室）から構成されている。

[図 13-14 中央大学図書館ネットワーク]



全蔵書数は 236 万冊を数え、そのほかに雑誌をタイトル数で 28,684 種、CD-ROM を含む視聴覚資料をタイトル数で 12,499 種所蔵している。これら蔵書類の図書情報は、中央大学図書館システム（愛称「CHOIS」）においてデータベース化されており、図書館内だけでなく、自宅等からもインターネットを通じて、自宅等の PC や携帯電話、スマートフォン等でも情報を検索することができる。

蔵書構成の特徴としては、英吉利法律学校以来の伝統を受けて、特に法律関係の蔵書が多く、国内外の官報、判例集、議会関係資料などを豊富に揃えている。貴重な古書も多く、デイヴィッド・ヒューム（イギリス・経験論哲学者）、ジェレミー・ベンサム（イギリス・法哲学者）、トマス・ハーディ（イギリス・小説家、詩人）のコレクション及びヨーロッパ法学レキシコン・コレクション（「Repertorium Aureum」（2009 年度創立 125 周年記念事業購入）は、世界的に極めて貴重なものである。デイヴィッド・ヒュームとジェレミー・ベンサムのコレクションについては、書簡等の画像を Web サイトに公開している。また、2012 年度には、篤

志家からの高額寄付金により、当館が重点的に収集してきた 19 世紀後半に活躍したイギリスの工芸デザイナーであるウィリアム・モリス関連資料の充実を行った。

電子媒体資料については、電子ジャーナルを約 38,000 種類、電子ブック（書籍数）を約 44 万タイトル、データベースを 64 種類導入している。これらの電子媒体資料の多くは、VPN や 学術認証フェデレーションを利用した接続により、自宅からも利用可能である。

本学図書館は、予算の効率的な執行と適正な蔵書構成の実現を図るため、中央大学図書館 図書調達規程（1983 年 10 月 1 日改正）に基づき、購入及び寄贈等により図書・資料を収集している。

まず、購入については、2017 年度の予算として 611,968,000 円が配分された。なお、学部・学科や研究科が新設された際の図書・資料充実経費についても、その都度予算が措置されている。しかし、近年の電子資料の多様化や価格高騰に伴う電子資料費の増大は図書予算を圧迫し、紙媒体の図書の収集にも影響している。

寄贈等については、卒業生や他大学・各種団体、個人からの貴重な資料を受贈できるように、寄贈図書の受入基準（1986 年 4 月 1 日施行）や寄贈雑誌の受入基準（1994 年 12 月 1 日施行）に基づき、収集している。

その結果、大学基礎データ（表 22 図書、資料の所蔵数および受け入れ状況）に示すように、2016 年度における年間受入冊数は 36,877 冊で、同年度末の蔵書数は 2,369,440 冊となっている。配架場所については、290,839 冊が理工学部部分館で、残りの 2,078,601 冊が中央図書館を中心とした人文・社会科学系の図書館・室（大学院図書室、文学部専攻別図書室等）となっている。また、開架図書の冊数は 414,403 冊で、1978 年の開館時より閉架図書中心の蔵書構成となっている。

本学図書館は先にも述べたように実学中心の法学教育を背景とした蔵書構成に特色があり、法律資料の収集は、本学が総合大学として活動している現在も主たる収集分野であるとともに、イギリスをはじめとする国外の資料の収集も積極的に行ってきた。現在では法律資料をはじめ、貴重書データベースとして書簡類を公開している、デイヴィッド・ヒューム及びジェレミー・ベンサム等各コレクション等、本学の学部構成に合わせた蔵書構築を行っている。また、教育・研究の国際化にあわせて、1995 年に国連寄託図書館、EU 情報センターの指定を受けた国際機関資料室を設置し、一般市民を含む希望者全てに所蔵資料の閲覧や貸出しを認めるとともに、図書媒体に限らず、国連・のデータベースをはじめとする様々な国際機関資料の利用案内を行うなど、学内・市民・企業を問わず利用者の便宜を図っている。その結果、文系図書では人文科学系に比して、法学・経済学・経営学等社会科学系の蔵書が充実している。なお、理工学部部分館では自然科学系を中心に、また、国際会計研究科、法務研究科、戦略経営研究科といった専門職大学院の図書室では、それぞれの専門分野を中心とした資料収集を行っている。

このように、学部学生・大学院学生をはじめとする学内構成員の多くは、本学図書館の蔵書（電子資料を含む）で十分に学修が充足されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他は体系性かつ量的側面ともに適切な環境にあると考える。

以下、図書及び図書以外の資料について個別に記述する。

## 1) 図書

図書には、研究用図書と教育・学習用図書（基本図書を含む）の 2 種類がある。研究用

図書は、教員や大学院学生が研究のために用いる図書で、2016 年度執行額は 91,776,440 円で、総執行額 (611,037,419 円) の約 15.0%である。

研究用図書の収集においては、専門図書選定に関する細則 (1973 年 4 月 1 日改正)、語学関係図書選定に関する細則 (1973 年 4 月 1 日改正)、保健体育関係図書選定に関する細則 (1983 年 4 月 1 日改正) に則って、年度はじめに全ての学部及び語学・保健体育関係で専門図書選定委員会を開催し、予算配分額を審議しているため、購入する図書・資料の内容が特定の学術分野に偏ることなく収集されている。

教育・学習用図書については、中央大学図書館収書方針に基づき、図書・資料の選定を行っている。同方針は、1991 年に施行され、その後 1992 年、1998 年、2000 年、2011 年と四度にわたって小規模な改訂を経て現在に至っており、図書館 Web サイトを通じて利用者に対しても広く公開している。

また、同方針のなかでも、学部学科構成とシラバスに沿った基本文献の収集には特に力を入れ、収集にあたっては主に「教育図書費」や「学習用図書費」を使用している。具体的には日本語図書、外国語図書ともに、講義要項や法学部通信教育課程の「レポート課題集」(年刊)に掲載されているテキスト・参考書等の網羅的収集をはじめとし、新任専任教員ガイダンス資料や兼任教員向け冊子の図書館案内の項に、授業開始後に必要になった参考書や基本文献の推薦依頼文を掲載し、教員から推薦を受けた図書・資料の購入を随時行っている。

さらに、日本語図書については、年間を通して、①図書館内の選書委員会(週一回開催)で、図書館流通センターの「新刊全点案内」(週刊)を使用して行う選定作業や、②カタログや書評紙誌をもとに行う選定作業を継続的に実施しており、年間予算執行額は 64,461,507 円である。また、外国語図書の基本文献については、各種書評紙誌を活用して所蔵調査を行い、未所蔵のものを購入する作業を行ってきた。その結果、下表の通り、過去 5 年にわたり一定冊数(年間約 20,000 冊)の基本文献の収集を実現している。

[表 13-81 基本文献冊数 (外国語図書を含む) (全館)] 単位: 冊

年度	2012	2013	2014	2015	2016
教育図書費	3,994	3,803	3,716	3,545	3,686
学習用図書費	16,920	16,230	14,466	16,668	15,793
計	20,914	20,033	18,182	20,213	19,479

なお、図書館収書方針については、利用者ニーズの多様化、収蔵スペースの狭隘化、「出版」をめぐる状況が変化していることから、施行後 19 年を経た 2010 年度に見直しを行った。具体的に 2010 年度に計画・実施の図書館改善短期計画において中央図書館 4 階の開架図書室の蔵書構成の改善に着手し、同計画の実施に伴い、全点を一括収集している文庫のタイトルを見直す等の改訂を行った。

## 2) 学術雑誌

学術雑誌(冊子体)の種類数は、内国書が 15,775 種類、外国書が 12,909 種類である。中央図書館、理工学部分館及び各専門職大学院図書室(ローライブラリー、ビジネススクール図書室、アカウンティングスクール図書室)では、それぞれの専門分野のタイトルを収集している。中央図書館では文学・歴史・芸術等の人文科学系のタイトルが半数を占め、法律系、経済系(経営系を含む)タイトルがそれぞれ約 10%、自然科学系を含むその他の

タイトルが約 30%という構成になっている。理工学部分館では大多数が自然科学・工学系タイトルであり、全タイトルの約 90%を占める。学術雑誌の収集は、中央図書館と理工学部分館の各々において中央図書館新聞・雑誌の選定に関する細則(1998年4月1日施行)、理工学部分館新聞・雑誌の選定に関する細則(1998年4月1日施行)に基づき、教員による選定委員会で審議し、選定している。

しかし、近年、大学図書館の多くが、図書予算の大幅な増額が見込めない状況下で、高騰する外国雑誌と、電子ジャーナルを含むオンラインデータベースへの新たな支出増加に苦慮している。図書館では、これに対応するため、理工学部・大学院理工学研究科の所在する後楽園キャンパスにある理工学部分館で、多くの冊子体の外国雑誌の購読を中止し、電子ジャーナルの導入を進めている。現在、学科によってはほとんど全ての雑誌が電子媒体のみになるなど、理工学部分館では電子ジャーナルへの依存度が極めて高くなっている。

### 3) 電子媒体

1999年度に「電子資料費」の予算費目を創設以降、電子ジャーナルや各種のオンラインデータベースの導入をすすめている。現在導入している理工系、人文・社会科学系をあわせた電子ジャーナルの種類数は 38,049 種類、電子ブックのタイトル数(書籍数)は 440,042 タイトル、オンラインデータベースの種類数は 64 種類である。

主な電子ジャーナルや電子ブックの導入経過は以下の通りである。

2001年度 ProQuest Academic Research Library 導入

(2014年度より ProQuest Central に変更)(人文・社会科学分野の洋雑誌データベース)

2002年度 ProQuest ABI/INFORM 導入

(2014年度より ProQuest Central に変更)(ビジネス・経営関係の洋雑誌データベース)

2004年度 Wiley InterScience 導入(現在 Wiley Online library に名称変更)

(Wiley 社刊行の洋雑誌データベース)

WestLaw 導入

(米国の法律情報データベース)

2005年度 IEL 導入

(米国電気電子工学会、英国電気工学会関連の刊行物データベース)

Science Direct Complete Collection 導入

(科学・技術・医学・社会科学分野の電子ジャーナルデータベース)

2006年度 SpringerLink 導入

(Springer グループ刊行の学術雑誌データベース)

2007年度 Science Direct Freedom Collection に変更(2014年度より PPV 方式に変更)

(科学・技術・医学・社会科学分野の電子ジャーナルデータベース)

JSTOR Business I・II、JSTOR Mathematics & Statistics Collection 導入

2008年度 JSTOR Arts & Sciences I Collection 導入

ProQuest 19C/20C House of Commons Parliamentary Papers 導入

(19・20世紀英国下院議会文書のデータベース)

2009年度 Cambridge eBook Collection, Environmental Science 導入

- (ケンブリッジ大学出版局電子ブックコレクション 環境学分野)  
 Hein OnLine, Taxation & Economic Reform in America 導入  
 (米国税制・経済改革関連の刊行物データベース)
- 2010 年度 The Times Digital Archive 1785-1985 導入  
 (「タイムズ」のデータベース)  
 The Economist Historical Archive 1843-2006 導入  
 (「エコノミスト」のデータベース)
- 2011 年度 Early English Books Online (EEBO) 導入  
 (初期英語書籍集成のデータベース)  
 The Financial Times Historical Archives 1888-2007 導入  
 (「フィナンシャル・タイムズ」のデータベース)  
 The Times Digital Archive 1986-2006 拡充  
 (「タイムズ」のデータベース)
- 2012 年度 Eighteenth Century Collections Online (ECCO) 導入  
 (18 世紀英語・英国刊行物のデータベース)  
 ProQuest Literature Online (LION) 導入  
 (8 世紀から現代までの英米文学作品データベース)  
 British Periodicals Collection 導入  
 (17～20 世紀初期英国定期刊行物のデータベース)  
 The Making of the Modern World (MOMW- I, II) 導入  
 (1450～1914 年刊行の社会科学系学術図書データベース)
- 2014 年度 Nineteenth Century Collections Online (NCCO) 導入  
 (19 世紀英国関連一次資料データベース)
- 2016 年度 Nature 本誌電子版導入  
 (総合科学誌「Nature」の電子ジャーナルデータベース)

理工学部分館では、電子資料の予算を確保するため、電子ジャーナルの導入に際して、積極的に冊子体からの転換を進め、冊子体の大幅な削減を実施したため、現在の冊子体の継続購読数は極めて少ない。一方、人文・社会科学系学部のみが多摩キャンパスの図書館では、雑誌自体の電子化が理工系に比べて遅れており理工学部分館のように紙媒体から電子媒体に大きくシフトすることが難しいが、経費削減の対象としてまず学内研究所及び文学部専攻別図書室、総合政策学部図書室と重複購読している外国雑誌（冊子体）のタイトルを見直すこととし、合同図書選定委員会のもとに「重複外国雑誌の見直しに関する小委員会」を設置し、2006 年度以降、継続的に冊子体雑誌と電子媒体との収集調整を推進し、予算の有効執行を図っている。また、JUSTICE（大学図書館コンソーシアム連合）にも参加し、一定館数以上で契約することにより有利な条件でオンラインデータベースを導入するように努めている。

しかし、電子資料の中でも、とりわけ洋資料系の大型データベースの値上がりが著しいことと、外国為替相場が大局的には円安局面にあることから、電子資料費の支払額が増大している。電子資料費が適切に措置されない場合には、現在継続中の主要なデータベースの契約更新が困難な状況となりつつある。電子資料の執行額は、下表の通り、過去5年間を通じて2億円を超える規模となっており、2015 年度以降は逐次刊行物費とあわせた執行額

の図書資料費総額に占める割合が6割近くにまで達し、当館にとって、電子資料費の確保は、喫緊の課題となっている。この打開策の一環として、2014年度より最大規模の電子ジャーナルであるエルゼビア社の「Science Direct」について、包括的な購読契約から Pay Per View（論文単位購読）方式の契約へと切り替えることで電子資料費の削減を図った。

今後、資料費の逼迫状況がさらに厳しさを増すことも考えられ、図書館の危機管理の一環として、館内及び全学での取り組みを強化しつつある。

[表 13-82 図書資料費、逐次刊行物費、電子資料費(全館執行)]

年 度	2012	2013	2014	2015	2016
逐次刊行物費(円)	94,497,441	108,517,090	46,600,626	115,517,697	114,432,951
電子資料費(円)	292,774,320	242,439,840	227,505,075	243,437,765	247,457,894
図書資料費(総額)	716,301,804	631,450,164	611,237,692	611,355,743	611,037,419
割合(%)※	54.1%	55.6%	44.8%	58.7%	59.2%

※ 逐次刊行物費と電子資料費の合計が、図書資料費(総額)に占める割合(%)である。  
 (注) 2012年度の電子資料費が前年度に比べ大幅に増加したのは、寄付金を財源としてデータベースを購入したことによる。また、2014年度の逐次刊行物費が前年度に比べ大幅に減少したのは、大手外国雑誌代理店の破綻に伴い、外国雑誌予約購読料の支払方式を変更したことによる。なお、2014年度図書資料費(総額)には、大手外国雑誌代理店の破綻に伴う管理経費を含む。

#### 4) 視聴覚資料

図書館における視聴覚資料の所蔵点数は、12,499点となっており、この視聴覚資料については、図書館収書方針中の「12. 非図書資料」の方針に基づき、予算費目「資料視聴覚費」を使用して主に学術的、文化的映像資料を中心に収集しているが、授業に直結した教材の収集が中心である映像言語メディアラボとの重複を避けるため、所蔵状況をWebサイト等で確認しながら収集している。後楽園キャンパスにおいては、理工学部分館内に2014年4月よりマルチメディアワークスペースが開設されたことに伴い、AV機器環境が飛躍的に整備された。これに伴い、後楽園キャンパスにおいてソフト面として視聴覚資料の充実を図っている。

### (2) 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境

#### 1) 図書館の規模

本学の図書館は、多摩キャンパス、後楽園キャンパス、市ヶ谷キャンパス、市ヶ谷田町キャンパスの4キャンパスにある。多摩キャンパスには、メインである中央図書館、大学院図書室、総合政策学部図書室、文学部専攻別図書室、法学部・経済学部の各学生図書室がある。また、後楽園キャンパスには、理工学部分館(理工学部各学科等図書室含む)、ビジネススクール図書室、市ヶ谷キャンパスには、ローライブラリー、市ヶ谷田町キャンパスには、アカウンティングスクール図書室がある。

中央図書館は4階建てで、総面積が14,301㎡、収容可能冊数882,700冊となっている。2階から4階までが開架となっており、1階は2層構造で閉架となっている。学部学生は2階から4階までは自由に利用できるようになっている。1階の閉架書庫については、図書館利用規程第17条「入庫資格」により大学院学生は入庫できるが、学部学生は原則入庫できない。ただし、3年生以上の学部学生については、卒論入庫説明会を受講し、かつ卒論指導教員が承認済の申請書を提出すれば入庫が可能となる。各図書室の総面積は大学院図書室672㎡、文学部専攻別図書室1,043㎡、総合政策学部図書室362㎡、文学部専攻別図書室・総合政策学部図書室・大学院図書室の収容可能総冊数は393,280冊である。大学

院図書室は、閉架となっており、学部学生は入庫できないが、大学院学生は入庫可能としている。また、文学部専攻別図書室は、日本史学研究室を除いて、学部学生と大学院学生が入庫可能である（日本史学研究室は、自専攻の卒論を作成する学部3年生（1月以降）以上と大学院学生が入庫可能）。総合政策学部図書室は開架とし、利用については中央図書館に準じたサービスを行っている。

このほか多摩キャンパスには法学部、経済学部棟に法学部・経済学部の各学生図書室があり、総面積は951㎡で、収納可能冊数は17,200冊である。法・経済学部の各学部学生図書室においては、各学部の授業・教育に関連した図書・資料を所蔵しており、貸出を行わず室内閲覧のみの利用としている。利用範囲については、所属学部学生による閲覧を優先させつつも、当該図書室にのみ所蔵している場合や、中央図書館の所蔵する資料が貸出中の場合については、所属学部学生以外にも利用を認めることとし、多くの学生に対する閲覧利用サービスの拡充につながっている。

なお、中央図書館については、学術情報リテラシー科目「学術情報の探索・活用法」やゼミ・クラス単位の図書館情報検索講習会等を実施するための「情報リテラシールーム」、ICTを活用してコンテンツ作成、グループ学習、プレゼンテーション等ができる「グループパフォーマンスルーム」、「プレゼンホール」、「グループ読書室（2室）」を設置している。また、現在は、学生が共同学習する場として「ラーニングcommons」の設置についても検討している。

多摩キャンパスにおいては、各図書館（室）の蔵書の増加に伴って1990年代から書架の狭隘化が著しく進み、1994年から図書・資料の外部保管委託を開始し、現在の委託冊数は約38万冊に及んでいる。2000年に図書館蔵書の再配置に関する検討小委員会を設置して、蔵書の再配置（外部保管委託や除籍等）について検討・実施し、蔵書の重複基準を考慮し、中央書庫や外部保管庫の重複資料について調査した上で除籍を行うなどの作業を行っているが、増加し続ける蔵書を収容できるスペースの不足状態が依然として続いている。この問題を解消するため、電動集密書架や自動書庫の設置、保存書庫の建設等について総合的に検討し、収蔵スペースの確保を図る計画を立案中である。

2015年度には、中央書庫の図書搬送設備更新工事に伴い、旧設備を撤去した跡の空きスペースに約4万冊分の書架を増設した。

理工学部分館の総面積は2,858㎡、収容可能冊数は343,380冊である。5階及び6階の一部が開架となっており、6階の一部、7階と地下1階は閉架となっている。学部学生は開架部分のみ利用でき、閉架は大学院学生のみ利用可能となっている。ただし、卒論指導教員が承認済の申請書を提出すれば学部学生も入庫可能となる。

理工学部分館では、2014年4月にPC室とグループ学習室からなる「マルチメディアワークスペース」をオープンした。これは設備が老朽化した旧視聴覚室を、教育力の向上を目的とする学内予算を活用することによりリニューアルしたもので、各種講習会、ゼミのプレゼンの練習、少人数のグループ学習等のほか、予約が入っていない時はいつでも自由に学生に開放し、ITセンターの実習室が混雑しているときの受入れも可能になっている。

専門職大学院研究科の図書室としては、ビジネススクール図書室の総面積は225㎡で、収容可能冊数は14,575冊である。ローライブラリーの総面積は1,057㎡で、収容可能冊数は89,550冊である。アカウンティングスクール図書室は、総面積206㎡、収容可能冊数14,400冊である。これらの図書室は全て開架方式となっている。

図書館の施設設備については、近年、複数の施設のリニューアルを行い、環境改善に努

めてきた結果、「2016 年度 中央大学 在學生（2年生以上）学習と學生生活アンケート集計表」における図書館施設についての満足度調査の結果を見ても、「満足」と「どちらかといえば満足」と回答したものが90%を超えており、学内の他の施設と比べても非常に高い満足度となっている。

## 2) 司書の資格等の専門能力を有する職員の配置

図書館に所属する専任職員数は33名で、そのうち司書の資格を有する者は25名である。多摩キャンパスには21名、後樂園・市ヶ谷・市ヶ谷田町キャンパスの図書館・室を統括する都心キャンパス事務室には4名の司書が配置されている。また、非常勤スタッフ（嘱託職員及び派遣スタッフ）として19名を配置しており、このうち司書の資格者を有する者は14名である。

専任職員はもとより、非常勤スタッフも含め、構成員の70%以上が司書資格を保有しており、専門知識を有したスタッフにより、きめ細やかなサービスを展開している。このことは、「2016 年度 中央大学 在學生（2年生以上）学習と學生生活アンケート集計表」における窓口対応における満足度調査の結果を見ても、「満足」と「どちらかといえば満足」と回答したものが例年90%を超えており、学内他の窓口とくらべても非常に高い満足度と言える。

## 3) 開館時間・開館日数

開館時間については、大学基礎データ（表23 図書館利用状況）に示す通り、原則として日曜日及び祝日を除き、中央図書館は9時から22時まで、大学院図書室は9時から20時、理工学部分館は9時から21時までとしている。ただし、中央図書館及び理工学部分館については、試験実施時期には、10時から18時までの日曜開館を実施している。また、祝日が授業実施日となっている場合には通常通り開館し、その振替休講日も開館している。

2016年度の開館日数については、中央図書館292日、理工学部分館278日、アカウントィングスクール図書室・文系大学院図書室329日、ローライブラリー328日、ビジネススクール図書室324日であった。

ビジネススクール図書室は、主たる利用者である戦略経営研究科の学生の大部分が有職の社会人であることから、学生の利用実態に合わせ、授業実施期間中の月曜日は12時から20時、火曜日から金曜日は12時から22時30分、土曜日は9時から22時30分、日曜日は9時から20時、祝日は12時から18時まで開室している。ローライブラリーの開室時間は、授業期間中の月曜日から土曜日は9時から22時、日曜・祝日は10時から18時である。ただし、3階の閲覧室は年末年始を除いて通年で8時から24時まで開室している。

市ヶ谷田町キャンパスのアカウントィングスクール図書室は、授業期間中の月曜日は10時から20時、火曜日から金曜日は10時から22時、土曜日は9時から22時、日曜・祝日は10時から18時まで開室している。

このように、開館日及び時間ともに各キャンパスの授業時間に合わせて、学修への配慮を図っている。



[表 13-83 最終授業終了時間と図書館閉館(室)時間(授業実施期間中)]

キャンパス(文系学部・研究科)	最終授業終了時間	閉館(室)時間(図書館(室))
多摩キャンパス(文系学部・研究科)	21:20(平日)	22:00(中央図書館)
後楽園キャンパス(理系学部・研究科)	19:30(平日)	21:00(理工分館)
後楽園キャンパス(戦略経営研究科)	21:40(火～金曜) 19:30(土曜) 17:20(日曜)	22:30(ビジネススクール図書室) 20:00(ビジネススクール図書室)
市ヶ谷キャンパス(法務研究科)	19:50(平日) 授業未実施(日曜)	22:00(ローライブラリー) 18:00(ローライブラリー)
市ヶ谷田町キャンパス (国際会計研究科・文系大学院)	21:40(平日) 授業未実施(日曜)	22:00(アカウンティングスクール図書室) 18:00(アカウンティングスクール図書室)

#### 4) 図書資料等の閲覧・貸出・利用状況

図書資料等の閲覧・貸出については、中央大学図書館利用規程に則り、図書資料等の閲覧・貸出サービスを行っており、利用対象者については、教職員、学部学生、大学院学生、科目等履修生、聴講生、館長が特に許可した者としている。2015年度より専門職大学院3図書室においては、館長が特に許可する利用者の範囲を広げている。また、本学は近隣大学図書館との相互協力の一貫として、①首都大学東京、②東京外国語大学、③日本医科大学の各図書館と協定を締結し、教員及び大学院学生の図書館相互利用を行っている。2016年度に相互利用協定に基づき本学図書館を7名が来館利用し、内7名が閉架書庫所蔵資料を16冊利用した。

さらに、社会貢献の一環として、図書館の所蔵する図書資料や施設の開放を実施しており、その具体例としては、八王子学園都市大学いちょう塾生、さらに、公益財団法人 学術・文化・産業ネットワーク多摩が実施している「多摩・武蔵野検定」の合格者や、八王子市、日野市、多摩市市民で在住する市の公共図書館の「利用証」を持っている20歳以上の市民に対して、中央図書館の開架閲覧室を開放していることがあげられる。このことは、当該市民の生涯学習や研究活動における高度な資料需要を満たす一助となると考えられる。加えて、国連寄託図書館及びEU情報センターの指定を受けた国際機関資料室では、EU・国連のほか様々な国際機関が発行する資料を継続的に収集、一般公開し、学内外の学修、研究に積極的に利用されている。両機関から指定を受けた図書館は全国で8館、首都圏では本学含め3館を数えるのみである。世界が多極化する中で国際機関の情報発信拠点としての価値が見直されると考えられ、当該資料室の研究・学修上の効果は高まるものと期待される。

以上のように、地域の特性に根差した社会貢献を果たしているものとする。

開架図書の館外貸出数、閉架図書の館外貸出数、閉架図書館内閲覧数は以下の通りである。この数年これらの貸出数、閲覧数はいずれも減少傾向にある。今後、この原因について分析し改善を図る予定である。

[表 13-84 開架図書 館外貸出冊数表(全館分)]

年度		2014年度	2015年度	2016年度
学部学生	人数	47,972	45,892	41,753
	冊数	102,357	96,353	88,205
大学院学生	人数	13,088	12,046	10,537
	冊数	23,228	21,558	19,293
教職員	人数	3,020	3,214	3,091
	冊数	6,674	7,169	6,995
その他	人数	1,412	1,430	1,299
	冊数	2,647	2,754	2,640
計	人数	65,218	62,220	56,680
	冊数	134,247	126,945	117,133

[表 13-85 閉架図書 館外貸出冊数表 (全館分)]

年度		2014 年度	2015 年度	2016 年度
学部学生	人数	14,018	13,319	12,005
	冊数	23,409	21,810	19,513
大学院学生	人数	5,194	5,002	4,042
	冊数	12,863	12,699	10,791
教職員	人数	3,843	3,966	3,761
	冊数	9,042	9,447	9,729
その他	人数	717	868	922
	冊数	1,630	1,746	1,793
計	人数	23,772	23,155	20,730
	冊数	46,944	45,702	41,826

[表 13-86 閉架図書 館内閲覧冊数表 (全館分)]

年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
閲覧者数	19,073	18,594	17,329
閲覧冊数	41,821	39,341	34,826

## 5) 閲覧室

本学図書館の座席数については、多摩キャンパスにある中央図書館（総合政策学部図書室、文学部専攻別図書室、法学部・経済学部の各学部学生図書室、大学院図書室を含む）に 2,543 席、後樂園キャンパスにある理工学部分館に 518 席、同じく後樂園キャンパスにあるビジネススクール図書室に 32 席、市ヶ谷キャンパスにあるローライブラリーに 163 席、市ヶ谷田町キャンパスにあるアカウンティングスクール図書室に 26 席を、それぞれ備えている。

## 6) 情報検索設備

本学図書館の図書・資料の情報は、一部(音楽資料)を除き書誌所蔵データベース CHOIS に登録されており、インターネットを通じて学内外から検索可能となっている（データメンテナンスのため停止する午前 2 時～午前 4 時を除く）。

図書館内にある利用者用検索機は表 13-87 の通り合計 190 台設置しており、検索内容毎に専用の検索機を整備して検索の効率化を図っている。検索機のタイプは、以下の通りである。

- 蔵書検索及び図書館 Web サイト検索機
- インターネット情報検索機
- CD-ROM 検索機

検索機の利用にあたっては、館内に利用者の検索補助を行う CHOIS アドバイザーを配置し、学修支援体制を整えている。

また、システム面の改善も適宜図っており、2013 年 3 月の図書館システムリプレイス時には、CD-ROM 検索機を除く利用者用検索機を学内の統合認証システムと連携させ、図書館システム上のセキュリティを高めた。

2015 年 12 月には、図書館システムの業務システムリビジョンアップ（小規模改良）と OPAC（図書館蔵書検索システム）のバージョンアップを行った。OPAC のバージョンアップにより、検索結果画面に、あらすじ・目次・書影が表示されるなど、利便性が向上した。また、図書館 Web サイトの新作ニュースと連動した「図書館からのお知らせ」が OPAC の

TOP 画面にも表示されるようになり、図書館からの情報が利用者により伝わりやすくなった。

[表 13-87 利用者用検索機設置場所および設置台数] 単位：台

キャンパス	場所	台数
多摩	中央図書館	131
	大学院図書室	4
	総合政策学部図書室	4
後楽園	理工学部分館	28
	ビジネススクール図書室	5
市ヶ谷	ローライブラリー	8
	その他	7
市ヶ谷田町	アカウンティングスクール図書室	3
合 計		190

中央図書館内には、全学無線 LAN のアクセスポイントが設置され、利用者は統合認証の ID とパスワードで個人所有の無線 LAN 対応 PC から無線 LAN を利用できる。これにより、図書館内において無線 LAN 対応 PC を使用する場所に近接された紙媒体等の各種資料と併せて、無線 LAN 利用による各種データベースへのアクセスにより、利用者の持ち込み PC での文献探索、レポート作成が可能となり、効率的な学習環境の提供に結びついている。また、理工学部分館・ビジネススクール図書室のある後楽園キャンパス、市ヶ谷キャンパスのローライブラリー、市ヶ谷田町キャンパスのアカウンティングスクール図書室等、都心キャンパス全てにおいて無線 LAN を使用できる環境が整っている。

多くの電子資料は VPN 接続（教職員・大学院学生・学部学生）を経由し、自宅や学外からでも利用することができる。2015 年 1 月からは、統合認証アカウントを所有する利用者であれば、学術認証フェデレーションによる認証連携に対応したデータベース・オンラインジャーナルを、学外から中央大学シングルサインオンシステムを経由して利用することができるようになった。

また、2014 年 4 月に、図書館内外の様々な情報資源から、膨大な量のメタデータを収集して搭載し、それらのデータを単一のインターフェースで検索・閲覧可能な情報探索サービス「ディスカバリーサービス」(EBSCO Discovery Service)を導入した。現在は、学術情報を統合的に検索するツールとして利用されている。

## 7) 図書館における視聴覚機器の配備

中央図書館（4 階）には、レコード・CD・LD・DVD 等を利用するための施設として視聴覚室を設置しており、個人ブースではソフトに見合った機器を配備し、セルフでの図書館資料の利用提供を行っている。しかし、AV 機器および設備の経年劣化や、昨今の視聴覚機器におけるポータビリティ（コンパクト化）の進化や普及により、その利用者数は減少傾向にある。そこで、現在、視聴覚室の機器リプレイス・整備計画を進める予定としている。

[表 13-88 視聴覚室利用状況] 単位：人

年度	2012	2013	2014	2015	2016
利用人数	144	67	58	47	52
利用件数	171	55	54	47	63

また、2013 年度に視聴覚ホールを改修して設置したプレゼンホールにも DVD やブルーレイの視聴覚資料を利用できる環境が整備されている。プレゼンホールにおいては、2014 年度から複数の正課授業でも利用されており、図書館主催のガイダンスや研修のみならず、

様々な場面で活用されている。2016年度には、合計109回、1,392名の利用があった。

一方、理工学部分館においては、マルチメディアワークスペースの図書館PC室にCD、DVD、オンラインコンテンツを視聴することが可能なノート型PCを設置している。そのPCには、Microsoft Office等の各種ソフトを搭載し、またLinux環境を使ったプログラミングの課題や、LMS (WebClass) を通した授業課題を行うこともでき、学生の自主学習の場と気軽に映像資料を視聴するなどアメニティの場として活用されている。

グループ学習室については、複数で映像資料等を視聴できるようDVD再生機と大型画面TV、LPレコード、カセットテープ等、旧来のメディアも利用できる機器を備え後楽園ITセンターの協力のもと、ネットワーク環境も充実し、オンラインコンテンツも視聴できる。

また、プレゼンテーション機材も揃っていることから、図書館主催の各種講習会に加え、研究室、サークルの勉強会等の貸切り利用もされている。

[表 13-89 理工分館視聴覚室利用状況]  
(マルチメディアワークスペースにおける視聴覚資料利用状況) 単位：人

年度	2014	2015	2016
利用人数	907	878	794
利用件数	455	495	429

※利用人数より利用件数が少ないのは一つの資料を複数人で利用する場合を含むため。

※2014年度より利用件数は、持ち込み資料、オンラインコンテンツを含む。

## 8) 情報リテラシー教育

本学図書館においては、学生がアクティブ・ラーニングの前提となる学修に必要な資料を自主的に探せる能力を身に付けることを目的に、情報リテラシー教育にも継続的かつ積極的に取り組んでおり、1年生を対象にしたガイダンス・情報検索講習会を、全学部、3専門職大学院にて実施している。講習内容については、図書館利用案内にとどまらず、各学部、大学院の特色に合わせてきめ細やかに調整し、実施後の受講者アンケート等ではいずれも「今後の学生生活に大いに役立つと思う」と好評を博している。

各講習会の内容は、以下の通りである。

法学部・経済学部・商学部・総合政策学部の1年生向け講習会においては、学修の中心となる図書・新聞・雑誌のデータベース検索講習を、例えば商学部であれば企業情報の探し方に重点を置くなど専攻の主題に合わせた切り口で実施している。学生のIT能力差を考慮し、学生約20名につき1人以上のサポート者を配置し、きめ細かい指導をするとともに、簡単な試験を実施し、学生に講習会の内容の定着を図っている。理工学部では、インターネット上の情報の考え方や著作権を含めた情報の扱い方、レポートの書き方に踏み込んだ講習を行っている。文学部においても2017年度から講習会を開始し、各専攻の内容に即した紙資料とデータベースを有機的に結び付けられる力を身につけられるよう工夫している。

学部2年次生以上向けとしては、教員・学生グループからの依頼を受け研究テーマに沿った資料の探し方やデータベース講習を実施しているほか、卒業論文を執筆する学生向けには「卒論入庫説明会」、就活学生対象にはキャリアセンターの後援のもと企業・業界研究をテーマにした講習など、学修状況に応じた講習会を行う体制を整えている。

これら数多くの講習は、多摩キャンパスにおいては情報リテラシールーム(情報検索室)、後楽園キャンパス理工学部分館においてはマルチメディアワークスペースを整備したことにより、良好な環境での実施が可能となっている。

さらに多摩キャンパスにおいては、入門的な講習会では扱えない高度な情報検索の知識とレポートの書き方を、図書館長と図書館員が連携して半期（年2回開講）かけて体系的に教える「学術情報の探索・活用法」を、文系5学部の1、2年生を主な履修対象として開講している。

専門職大学院においては、ローライブラリーで法令・判例・法学文献・データベースなどを効率的・効果的に利用するための「リーガル・リサーチガイダンス」アカウンティングスクール図書室で企業情報、人物情報、財務情報・分析などのリサーチに役立つ「企業情報の調べ方ガイダンス」（国際会計研究科専門職大学院学生対象）、ビジネススクール図書室で学修・研究に活用できるデータベースの紹介等を行っている。また、各研究科共通で役立つ「CHOIS・雑誌記事検索講習会」、「外国法講習会」などの講習をいずれの院生にも参加しやすいよう主に市ヶ谷田町キャンパスを会場として実施するほか、「日経 NEEDS-Financial Quest」、「eol」、「法情報の調べ方講習会」など各研究科の専門の研究に役立つ個別テーマの講習を開催している。

### 9) 図書館 Web サイト

図書館 Web サイトについては、本学公式 Web サイトのスタイルにレイアウトを統一して公開している。図書館から利用者への最新のお知らせ（新着ニュース、新着イベント）については、定型の自動更新入力フォームのシステム（CMS）を利用して図書館側でリアルタイムに更新している。

また、留学生、海外研究者等がより図書館を利用しやすくする目的で、英文の図書館 Web サイトを作成しており、図書館 Web サイトにある図書館利用案内、データベース利用、貴重書・コレクション一覧等のコンテンツを含む英文 Web サイトを公開している。

2013年7月には、本学公式 Web サイトが全面リニューアルされたことに伴い、大学のトップページに図書館の Web サイトに1クリックでリンクできるボタンの新設や、CHOIS、データベース一覧、電子ジャーナルリスト、電子リソース検索（ディスカバリーサービス）の各検索サイトにリンクするボタンを図書館 Web サイトの最もアクセスしやすいエリアに配置するなど、Web サイトの大幅な見直しを行った。

また、従来のカウンターでの申込みに加え Web サイトからのサービスとして、ビジネススクール図書室で2014年7月に図書購入申込受付、2015年9月にオンライン文献複写申込受付を開始し、このサービスがレファレンス受付件数の増加につながっている。

### (3) 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

本学図書館で所蔵していない資料の利用については、図書館間相互協力の制度を整備し、利用の便を図っている。具体的には、所蔵館に直接出向いて利用する閲覧利用、論文記事等の必要部分を複写物の形式で取り寄せる文献複写、資料の現物自体を図書館間で貸借する相互貸借がある。図書館間相互協力の利用件数の推移は下表の通りである。

[表 13-90 図書館間相互協力件数] 単位：冊

年 度		2014	2015	2016	
文献複写	依頼	国内	1,191	1,014	1,097
		国外	139	72	43
	受付	国内	1,290	1,310	1,284
		国外	2	1	1

年 度		2014	2015	2016	
相互貸借	依頼	国内	304	286	274
		国外	13	8	10
	受付	国内	333	367	351
		国外	0	0	0
閲覧利用	紹介状発行	137	158	123	
	紹介状受付	91	76	57	

### ①文献複写・相互貸借

国内の大学図書館との文献複写・相互貸借については、国立情報学研究所のNACSIS-ILLシステムに参加し、資料提供の迅速・確実な運用を図っている。さらに、同システムの料金相殺制度に参画し、加盟館間の料金決済事務の効率化を進めている。また、利用者からの申込方法については、本学のOPACを活用し来館しなくてもサービス申込を行うことが可能になっている。

また、中央図書館においては「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス」に参加し、国立国会図書館のデジタル化資料約130万冊についてWebを介すことで、国立国会図書館に出向かずとも利用できる体制を整えており、2016年度は213件の複写依頼があった。

一方、国外の図書館との文献複写・相互貸借については世界最大の書誌ユーティリティであるOCLC(Online Computer Library Center)が提供するOCLC WorldShare® Interlibrary Loan(OCLCの資料相互利用システム)等を活用し、国内で入手が困難な資料についても欧米の多様な図書館や各種の研究機関から資料提供を実現している。

### ②閲覧利用

資料を所蔵している図書館に直接出向き閲覧利用する場合は、該当資料を所蔵する図書館に事前連絡を行い閲覧希望者に紹介状を発行し、利用することが原則となっている。本学図書館は、東京都の西部地区に位置する大学図書館で組織する「東京西地区大学図書館相互協力連絡会」に参画し、加盟館間での相互利用制度の整備を推進してきている。

さらに、貴重書の利用についても、「貴重図書及び準貴重図書の利用に関する基準」により、図書館長の許可をもって認めている。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 多摩キャンパスにおいては、年間約2,800名の学生に情報検索講習会を実施している。2016年度は、経済学部・商学部の実施時期を早めたことで、受講者アンケートにおける「もっと早く聞きたかった」などの実施時期に関する要望がゼロとなった。両学部の参加ゼミ数も2016年度は106ゼミ、1,405名(2015年度:84ゼミ、1,009名)と大幅に増加し、教員からも適切な時期にしているとの評価を受けており、時期を改善したことでさらに学生の情報検索・文献収集に関する知識・技術の向上に役立つ講習会となったといえる。
- ローライブラリーでは、毎年、法務研究科の全ての入学者(2016年度入学者は約190名)を対象に、必修で法令、判例、法学文献・データベース等を効率的・効果的に利用するための「リーガル・リサーチガイダンス」を実施している。2016年度は、関係各署との調整を経て、新たにリーガル・リサーチのデータベースPC実習とローライブラリーツ

アーを導入し、受講者のリテラシー能力の向上を図るガイダンスの有用性をさらに高めることとなった。このことは受講後のアンケートにおいて、新たに導入した実習等について極めて多数の「よかった」との回答が寄せられており、90%以上の受講者が今後の授業に「役立ちそう」と回答していることから裏付けられている。

- 本学図書館は法律資料のみならず、ベンサム、ヒュームといった経済、人文関係の資料についても幅広い蔵書を持ち、また、主要国際機関の資料を一同に集めた図書室を図書館内に設置して、卒業生のみならず、地域住民や企業にまでその利用を認めていることは、社会的な評価を高めている。

#### <問題点および改善すべき事項>

- 洋資料系の大型データベースの価格は、特に版元価格の上昇と為替の状況により受ける影響が大きく、安定的・継続的な供給が容易でない情勢が続いている。
- 多摩キャンパス内の各図書館・室蔵書の増加に伴って書架の狭隘化が進み、1994年から図書・資料の外部保管委託を開始し、現在の委託冊数は約37万冊に及び、増加し続ける蔵書を収蔵できるスペースの不足状態が依然として続いている。
- 中央図書館4階視聴覚室に設置されているAV機器及び設備が経年劣化しており更新する必要がある。また、中央図書館2階には学生の学修意欲の向上や学修効果を高めるため、共同学習をする場としての「ラーニングcommons」を設置することが望まれる。現在、設置するための調査等を行っているが、未だ実現していない。

#### <対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 多摩キャンパスの新生対象の情報検索講習会には約2,800名が参加しており、この参加者数は全新生の50%を超えている。今後も、教員・学生の要望の把握、教員の協力を得るなどの工夫に努め、更なる参加者数の増加を目指していく。
- ローライブラリーの「リーガル・リサーチガイダンス」では、アンケート結果の分析等を行い、適宜内容や講習方式等をアレンジし、引き続き、法務研究科の学生のその後の学修に役立つガイダンスとして継続して提供していく。
- 本学図書館の所蔵している幅広い分野の貴重な資料について、保存や公開の方法を引き続き検討し、貴重書の企画展示等の機会を通じ、様々な利用者に広く公開していく。国際機関資料室については、イベント開催に合わせた開室・利用体制について検討し実施する。
- 洋資料系大型データベースの価格高騰は、本学だけでなく国公立大学の多くが抱える問題で、本学も参加しているJUSTICE（大学図書館コンソーシアム連合）における出版社との契約交渉等を通して、価格の低廉化や有利な為替レートで契約が可能となるよう努める。
- 2016年度は、2015年度に中央書庫に増設した書架を活用し、書庫内全域にわたって書架移動を行い、狭隘化している部分を解消していく。また、現在実施している重複資料の除籍の推進や外部保管委託の活用を引き続き行い、収蔵スペースの確保を図る。現状の外部保管委託については、保管環境や配送方法等の見直しを行うとともに、今後増加する図書・資料の収蔵スペースに関し保存書庫等の蔵書計画全般の検討を行う。
- 中央図書館4階視聴覚室の更新については、情報環境整備センターと連携し、引き続き本リプレイス・整備計画をすすめる。また、中央図書館2階「ラーニングcommons」につい

ては、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において「教育力」アクションプランの一つとして掲げられている「ラーニングコモンズ」計画との調整を図りつつ引き続き推進する。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 多摩キャンパスにおいては、2016年度に約3,000名の学生に情報検索講習会を実施しており、参加者数は全新生の50%を超えている。2017年度より、文学部1年生に対しても講習を開始したことで、文系学部全ての1年生に講習会が可能となる体制を整えることができた。
- ローライブラリーでは、「リーガル・リサーチガイダンス」に、2016年度から新たにリーガル・リサーチのデータベースPC実習とローライブラリーツアー（図書室見学）を導入し、事後アンケートにおいて93%の受講者からガイダンスが今後の学修に「とても役立つ」という回答があったことから、2017年度も引き続き実施した。2017年度の実施にあたっては、2016年度の実習状況およびアンケート、日常のデータベースの利用状況等も鑑みながら、判例と判例評釈の研究を本学のデータベース提供状況と連動させつつ実習をスタートさせるなど内容・構成を改善し、利用者ニーズとの更なるマッチングを図った。
- 本学図書館の蔵書について、図書館広報誌(MyCUL)と連動した企画展示等を定期的に行い、さまざまな貴重な資料を一般の方々を含め、広く公開する機会を設けた。また、国際機関資料室については、オープンキャンパスや多くの学生父母等が来校するキャンパスライフ体験会、卒業生が集うホームカミングデーなど、多くのイベント時に開室し、所蔵資料等を、広く広報することができた。
- 導入中の電子資料を安定的・継続的に供給するため、版元価格の上昇や為替状況に応じた財源確保には至っていないが、電子資料の利用環境を維持するため、学外組織であるコンソーシアムと密接に連携しつつ、出版社や代理店との交渉を行い、より有利な条件（値上率や為替レート等）で契約することで、2016年度は、紙媒体資料を含めた図書予算内での執行が可能となった。
- 2016年度も1万冊の追加外部保管委託を実施し、その作業の過程で出てきた重複資料の除籍作業を行った。外部保管委託環境の見直しについては、調査の結果、候補としていた見直し案では、経費や保管環境の面で難があることが判明し、改めて保存書庫の建設も含めた全体的な検討を継続することとした。2015年度に増設した書架を利用した配架移動については、2016年度で完了予定だったが、想定より狭隘化エリアが広範囲に及んでおり、一般書エリアがほぼ完了に近づいているものの、雑誌エリアには着手できなかった。
- 中央図書館4階視聴覚室の更新については、情報環境整備センターと連携し、本リプレイス・整備計画をすすめたが、財源の問題から、計画の遂行に至っていない。また、中央図書館2階「ラーニングコモンズ」については、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において「教育力」アクションプランの一つとして掲げられている「ラーニングコモンズ」計画との調整を図ったが、当該計画の進捗は見られなかった。

#### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 本学図書館は、英吉利法律学校以来の伝統を受けて、特に法律関係の蔵書が多く、国内外の官報、判例集、議会関係資料などを豊富に揃えているとともに、社会科学系、人文科学系の幅広い蔵書を持っている。貴重な古書も多く、デイヴィッド・ヒューム（イギリス・経験論



哲学者)、ジェレミー・ベンサム (イギリス・法哲学者)、トマス・ハーディ (イギリス・小説家、詩人) のコレクション及びヨーロッパ法学レキシコン・コレクション (「Repertorium Aureum」) は、世界的に極めて貴重なものである。デイヴィッド・ヒュームとジェレミー・ベンサムのコレクションについては、書簡等の画像を Web サイトに公開している。また、主要国際機関の資料を一同に集めた図書室を図書館内に設置して、卒業生のみならず、地域住民や企業にまでその利用を認めていることは、社会的な評価を高めている。

#### <問題点および改善すべき事項>

- 洋資料系の大型データベースについて、版元価格の上昇や為替変動等の影響により、安定的・継続的な供給が容易でない情勢が続いている。
- 開架図書の館外貸出数、閉架図書の館外貸出数、閉架図書館内閲覧数がこの数年減少傾向にあり、資料の直接利用が減少している。
- 多摩キャンパス内の各図書館・室蔵書の増加に伴って書架の狭隘化が進み、1994 年から図書・資料の外部保管委託を開始し、現在の委託冊数は約 38 万冊に及び、増加し続ける蔵書を収蔵できるスペースの不足状態が依然として続いている。
- 中央図書館 4 階視聴覚室に設置されている AV 機器及び設備が経年劣化しており更新する必要がある。また、中央図書館 2 階には学生の学修意欲の向上や学修効果を高めるため、共同学習をする場としての「ラーニングcommons」を設置する必要がある。

#### <対応方策 (長所の伸長/問題点の改善) >

- 本学図書館の所蔵している幅広い分野の貴重な資料について、保存や公開の方法を引き続き検討し、貴重書の企画展示等の機会を通じ、様々な利用者に広く公開していく。国際機関資料室についても、イベント開催に合わせた開室・利用体制について引き続き検討し実施する。
- 洋資料系の大型データベースは、本学の研究教育上必須の電子資料であることから、それを維持するため、現在 JUSTICE (大学図書館コンソーシアム連合) における出版社との契約交渉等を通して、価格の低廉化や有利な為替レートで契約が可能となるよう努めている。しかし、版元価格の上昇や為替変動等の影響を回避することは極めて困難なため、本課題については全学的に取り組み、洋資料系の大型データベースの安定的かつ継続的な利用が可能となるよう必要な財源の確保を図っていくこととする。
- 資料の直接利用の減少について、原因の分析を進め、貸出や入庫資格等の利用制限の緩和や資料の利用促進につながる広報活動等について検討し、改善を図る。
- 2015 年度に中央書庫に増設した書架を活用した配架移動について、狭隘化の進んでいる雑誌エリアを中心に実施し、狭隘化を解消する。また、現在実施している重複資料の除籍の推進や外部保管委託の活用を引き続き行い、収蔵スペースの確保を図る。今後増加する図書・資料の収蔵スペースに関して、保存書庫建設や老朽化した資料保管用設備改修等の計画全般の検討を行う。
- 中央図書館 4 階視聴覚室の更新については、情報環境整備センターと連携し、引き続き本リプレイス・整備計画をすすめる。また、中央図書館 2 階「ラーニングcommons」については、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において「教育力」アクションプランの一つとして掲げられている「ラーニングcommons」計画との調整を図りつつ引き続き推進する。

## ◇映像言語メディアラボ

### I. 理念・目的

#### 1. 大学・学部・研究科等の理念・目的は適切に設定されているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 映像言語メディアラボの理念・目的等

映像言語メディアラボは、中央大学映像言語メディアラボ運営委員会規程（昭和40年3月1日施行。施行当時は「中央大学視聴覚教室運営委員会規程」といい、数回の改正を経て、現在の名称となっている）に基づいて視聴覚機器・教材を活用し外国語の運用能力を高めることを目的に、ブース・ルーム1室、ヒアリング・ルーム2室を備える教育施設として開設され、同時にランゲージ・ラボラトリー特設講座も開講した。

他大学と比べても視聴覚教室の開設は早い時期であり、これは視聴覚教育に取り組む大学の積極的な姿勢の表れであった。以来、視聴覚教室の充実が図られ、2000年度に提示された「各学部外国語授業・視聴覚授業・LL特設講座用施設としての利用のみならず、他の専門科目・情報処理演習科目担当教員からの利用要求にも、マルチメディア設備を真に必要とする限りにおいて積極的に対応する」というコンセプトに基づき、2001年から、教育方法・設備の急速な進歩に遅れることなくLL教室からコンピュータ等を使うマルチメディア教室へと施設・設備の改善・充実を実現し、ICT（Information and Communication Technology）化やデジタル化に対応してきた。名称も、マルチメディア教育を行っている実態に合わせて、2001年4月から「映像言語メディアラボ」（以下、「メディアラボ」という）に改称した。

視聴覚教育、マルチメディア教育重視の伝統は、これらの教育を行う施設・設備を管理・運営する映像言語メディアラボ運営委員会（以下「運営委員会」という）と映像言語メディアラボ事務室（以下、「事務室」という）が、教員や学生の要望を真摯に受けとめてきた歴史でもある。しかしながら、昨今は各学部において、マルチメディア教室・PCルームの設置、オーラル系の正課授業の充実化が図られており、メディアラボ自体のあり様の見直し等を図る時期になってきている。

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- CALL・AV教室ともに、月曜日から金曜日の1時限から5時限の225コマ中、オーラル系を含む語学・言語授業で172コマが埋まっており（稼働率は76.4%）、問題が皆無とは言わないが、外国語特に英語のコミュニケーション能力を高める授業が行われている。

<問題点および改善すべき事項>

- 近年、学部棟でもマルチメディア教室やパソコン教室の設置が進んでいる状況で、当委員会が所管しているCALL・AV教室は、コマ数として埋まっているが、毎時限システムを使っている授業だけで埋まっているわけではない。「使用基準」の制定など、メディアラボ設置の理念・目的に則った適正な教室使用のあり方を検討する時期に来ている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- オーラル系の外国語を中心とした教室割振りを今後も継続していく。
- 「CALL・AV 教室使用基準」を作成し、2016 年度内を目途として運営委員会で審議する。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 「CALL 教室及び AV 教室使用に関する細則（内規）」の日本語版を 2016 年度に制定したが、学内周知に手間取ったこと並びに日本人以外の教員向けの英語版を制定する必要性があったことから、2017 年度からの運用を断念した。

#### 【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- CALL・AV 教室ともに、月曜日から金曜日の 1 時限から 5 時限の 225 コマ中、オーラル系を含む語学・言語授業等で 178 コマが埋まっており（稼働率は 79.1%）、問題が皆無とは言わないが、コミュニケーション能力やプレゼン能力を高める授業が行われている。

<問題点および改善すべき事項>

- 残念ながら、全ての授業においてシステムを十二分に使っているとは言い難い。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 「CALL 教室及び AV 教室使用に関する細則（内規）」（和文英文併記版）を制定し、メディアラボ設置の理念・目的に則った適切な教室利用のあり方を、運営委員会で検討する。

## II. 学生支援

### 1. 学生の課外活動に対する支援は適切に行われているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### （1）大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

メディアラボでは、「正規の授業科目に外国語会話科目が少なく、また駿河台時代は学外の会話学校も少なかったため、学生の外国語運用能力を養成するための課外授業」を設立の趣旨として、学部学生（通教生を含む）、大学院学生を対象に、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、イタリア語（2014 年度から休講）の LL 特設講座を開講しており、2016 年度は 83 名の学生申込みがあった。（表 13-91 参照）。

講座の概要については下記の通りである。

##### ○開講講座数・内訳（2016 年度）：

- ・英語…通年コース 6 講座（初級 2、中級 3、上級 1）  
半期コース 10 講座（初級 4、中級 4、上級 2）  
集中コース 1 講座（夏季 1）
- ・ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語  
…いずれも半期コース各 4 講座（初級 2、中級 2）

○開講期間：通年・半期開講形式として、月曜日から金曜日までの 1 時限から 6 時限のいずれかの時間帯に配置され、各講座は週 1 回 90 分で行われている。なお、本学では、セメスター制が導入されていることから、LL 特設講座も学部と歩調を合わせるべく、半期コースを積極的に開設することが 2009 年度の運営委

員会で検討され、2010年度より英語講座について通年コースから半期コースへ3講座（全て初級）を変更し、2011年度は新たに1講座（中級）を変更した。2014年度より、英語講座については、半期コースに上級コースを設けることとなったため、半期初級コースの2講座を上級コースに変更し、また通年の中級コースの1講座を半期コースに変更した。また、英語以外の講座については、全て通年コースから半期コースへ変更することとし、8講座（初級4講座、中級4講座）を変更した。

○1講座あたりの定員：各コースとも20名

○受講料：1講座：通年・集中コース20,000円、半期コース10,000円

2016年度より、受講料を再改定し、通年・集中コースを15,000円から20,000円に、半期コースを7,500円から10,000円に値上げした。

○修了認定：単位認定はされないが、所定の成績を修めた受講者には受講修了証書を交付している。

LL特設講座は、ネイティブスピーカー中心の講師による外国語会話講座を民間の外国語会話学校より極端に低廉な受講料で提供していることや、受講生のレベルに見合った親身な指導を行うこと等が大きなアピールポイントとなっていた。

しかし、1990年代に入ってから各学部において行われたカリキュラム改正により、正規の授業科目における外国語会話授業の充実化（TOEFL・TOEICといった英語能力検定試験に対応した科目まで設置された）が進んだ上、本学グローバル推進事業の一環として、国際センター主催の無料TOEFL・TOEIC講座等も展開された結果、受講料を別途払ってまで受講するということの価値が年々希薄化している状況にある。2006年度以降、集中講座を除き定員充足率は5%～65%、修了率は60%前後で推移している（言語によるばらつきもある）。そのため、受講者数が定員を大幅に下回る＝必要経費（講師給）に対して受講料収入が極端に少ない＝状況が続いていることは明らかであり、講座のあり様の見直し（収支改善と受講者数増加対策を含む）が急務となっている。

[表 13-91 映像言語メディアラボ LL 特設講座受講者数及び修了者数]

言語	2012年度				2013年度				2014年度			
	定員	コース名	受講者数	修了者数	定員	コース名	受講者数	修了者数	定員	コース名	受講者数	修了者数
英語	440	22	280	181	440	22	293	179	440	22	220	153
独語	40	2	8	6	40	2	7	5	80	4	15	14
仏語	40	2	12	8	40	2	8	7	80	4	18	13
西語	40	2	11	5	40	2	8	2	80	4	17	10
中国語	40	2	12	10	40	2	14	4	80	4	14	14
伊語	40	2	8	6	40	2	5	4	休講			
英語以外計	200	10	51	35	200	10	42	22	320	16	64	51
総合計	640	32	331	216	640	32	335	201	760	38	284	204
修了率	85.3%				60.0%				71.8%			

言語	2015年度				2016年度			
	定員	コース名	受講者数	修了者数	定員	コース名	受講者数	修了者数
英語	440	22	100	76	340	19	52	42
独語	80	4	10	8	80	4	6	5
仏語	80	4	16	15	80	4	9	9
西語	80	4	5	5	80	4	7	7
中国語	80	4	16	16	80	4	9	9
伊語	休講				休講			
英語以外計	320	16	47	44	320	16	31	30
総合計	760	38	147	120	660	35	83	72
修了率	81.6%				86.7%			

## 参 考

### 【2016年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 受講者数が少ないため、教員からの自分のレベルに見合った親身の指導が受けられるなど、受講者にとってはメリットが大きいと言える。

<問題点および改善すべき事項>

- 収入を改善するという観点から、1973年、1975年、2000年、2014年、2016年度に受講料の改訂を行っているが、収支の改善にはつながっていないばかりか、2015年度以降受講者数が激減し赤字の解消にはつながっていない。本来は、厳格な収支計算に基づく受講料の設定をすべきではあった。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 厳格な収支計算に基づく受講料を設定すると、かなりの値上げになってしまうが、クレセント・アカデミーの外国語講座の設定方式（全コストを受講料で賄い、定員は最少9人から最大18人、一期6コマか10コマ、1コマ当たり2,420円）を参考に、運営委員会で最少開講人数と受講料の設定をセットで検討する。
- LL特設講座のあり様については、中長期事業計画のアクションプランにある通り、外国語講座の見直しの中で、国際センターが開講している補助金で運用していると聞いている受講料無料講座等を参考にしつつ、徐々に縮小し将来的な廃止の方向も視野に運営委員会で再検討する。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- LL特設講座については、極端な変更は適切でないため、2017年度より最小開講人数（集中コースは5名、半期コースは3名）を設定するとともに、通年コースを半期コースに変更した。
- 2015～2016年度の運営委員による委員会で、LL特設講座は徐々に縮小し将来的に廃止の方向とすることが承認されたが、2017～2018年度の新委員による委員会で具体化の方策に係る検討を行っていく。

### 【2017年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 低額な受講料（半期で1万円）と少人数（3～6名）のため、受講者にとってはメリットがある。

<問題点および改善すべき事項>

- 受講者数の減少に伴い、大幅な支出超過となっており、収支の改善が必要である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- ゆるやかな収支計算による受講料と定員の設定を含む抜本的な見直しが必要であり、運営委員会において継続的に検討を行っていく。

### Ⅲ. 教育研究等環境

#### 1. 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

##### 1) 授業教室・学生自習室・スタジオ等の整備状況

メディアラボの理念・目的を具現するため、多摩キャンパス2号館1階に授業教室・学生自習室・スタジオ等の施設・設備を整備している。

授業教室は、CALL (Computer Assisted Language Learning) 教室4室 (44人用：3教室、42人用：1教室) とAV(Audio Visual)教室5室 (40人用：4教室、60人用：1教室) の計9教室である。

視聴覚に関わる授業は、各学部棟の教室でも行われているが、メディアラボの教室は全学部の共同施設として使用しており、2016年度も、法・経済・商・文学部の文系4学部及びFLP、大学院研究科等が、語学の授業を中心に教養科目、専門科目、演習科目をメディアラボの管理・運営する教室で行っている（表13-92）。また、通信教育部の夏季面接授業（語学）でも使用している。

教員は自分の授業方法に合わせてCALL教室とAV教室のどちらかを選び、授業を効率的に行えるようになってきている。授業担当教員には「映像言語メディアラボ利用ガイド」を事前に送付し、初めて使用する教員には教室毎の利用マニュアルを併せて送付していたが、2013年度末からは、利用講習会を開催している。

また、特にAV教室は学部の教室に比べ使い勝手の良さから人気が高く、CALL教室とAV教室を併せた使用状況は、土曜日を除いた主に授業が実施される月曜日から金曜日までの1時限目から5時限目の時間帯では178コマ/週225コマの授業が実施されており、その稼働率は79.1%である。このため、曜日・時限によっては使用希望が多数競合してしまい、教員からの利用希望に応じられない場合がある（表13-93）。しかしながら、本来の設置目的に則った利用がされているかどうか、精査する時期に来ている。

[表13-92 2016年度 映像言語メディアラボ教室使用数]

(2016.4.11~2017.1.26) (単位:人)

	法学部		経済学部		商学部		理工学部		文学部		総合政策学部		その他		合計	
	授業	履修者	授業	履修者	授業	履修者	授業	履修者	授業	履修者	授業	履修者	授業	履修者	授業	履修者
通年	28	648	2	47	10	6	0	0	65	912	0	0	2	55	107	1,668
半期	42	808	36	906	86	1,907	0	0	47	1,063	0	0	28	121	239	4,805
臨時	2	152	0	0	2	27	0	0	14	301	0	0	6	180	24	660
合計	72	1,608	38	953	98	1,940	0	0	126	2,276	0	0	36	356	370	7,133

※ その他は、LL特設講座、全学共通科目（FLP授業、短期留学）、大学院、通信教育スクーリング、学内各部課室等  
 ※ 2016年度より通年・半期は科目の学期により算出した。

[表13-93 過去5年間のメディアラボ教室利用希望授業数]

単位：授業コマ数

年 度	CALL教室		AV教室		希望数計	不足数計		
	希望数	不足数	希望数	不足数				
2017年度	85	34%	12	167	66%	54	252	66
2016年度	87	36%	15	154	64%	37	241	52
2015年度	98	35%	13	182	65%	46	280	59
2014年度	98	36%	8	177	64%	50	275	58
2013年度	113	38%	16	183	62%	48	296	64

学生自習室は、AV自習室2室（27人用：1室、24人用：1室）とIT自習室1室（44人用、昼間は授業で使用）の計3室あり、学生が多様なメディアを利用して自習ができるようになっている。

このほかに、教員が授業教材を作成するために利用するスタジオと編集室が各1室あり、個々（教室・自習室・スタジオ・編集室）の情報処理機器の配備状況は表13-94の通りである。しかしながら、必ずしも本来の利用目的に合致した利用がされているとは言い難い場合もあるため、利用目的の明確化と適法な利用を促すという観点から、「スタジオ（教材編集室）・編集室利用に関する細則（内規）」（和文英文併記版）を制定していく予定である。

[表13-94 映像言語メディアラボ施設・設備一覧]

	単位:台										AV自習室 (2118)	AV自習室 (2121)	スタジオ
	2101 教室 (45名)	2102 教室 (44名)	2104 教室 (44名)	2105 教室 (44名)	2106 教室 (42名)	2110 教室 (60名)	2119 教室 (40名)	2120 教室 (40名)	2122 教室 (40名)				
教員用パソコン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
学生用パソコン		44	44	44	44	42							
学生用中間モニタ		22	22	22	21								
教材作成用パソコン													2
プリンター(A3カラーレーザー)													1
プリンター(A4カラーレーザー)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
書画カメラ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
BD/DVDプレーヤー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1
DVDプレーヤー											17	5	
DVDプレーヤー(世界対応)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	2	2
LD/GDプレーヤー											15	2	1
LD/DVDプレーヤー													4
HDD/VHS/DVDレコーダー													2
HDD/DVDレコーダー													3
HDD/BD/DVDレコーダー													2
VHS/DVDプレーヤー											2	2	1
VHSビデオデッキ										1	3		
VHSビデオデッキ(世界対応)	1	1	1	1	1	1	1	1	1				2
VHSビデオデッキ(BS対応)											8	2	1
ビデオデッキ(ベータ)													1
8ミリビデオデッキ													1
DV/VHSビデオデッキ													1
CD/MDデッキ		1	1	1		1	1	1	1	1			1
CD/カセットデッキ					1								
CDレコーダー													1
CDレコーダー/カセットデッキ													1
MDデッキ	1												
MDレコーダー													1
コンパクトコンポーネントMDシステム													1
1ビットMD/CDシステム													1
カセットレコーダー			1	1									
カセットレコーダー(W)	1	1				1	1	1	1	1			4
ラジオカセットレコーダー(Wポータブル)													1
レコードプレーヤー													1
フーステレコ											2		
DVD/GDデュプリケーター													2
オーディオカセットデュプリケーター													1
液晶TV 16インチ													12
液晶TV 19インチ											10		
液晶TV 23インチ												5	
液晶TV 40インチ												2	
液晶TV 46インチ													1
液晶ディスプレイ 18.5インチ											12	2	1
液晶ディスプレイ 21.5インチ											4		
液晶モニター 21.5インチ											1		1
液晶プロジェクター	1	1	1	1	1	4	1	1	1				
板書兼用スクリーンボード	1												
巻き上げスクリーン					1	1							
マルチガラススクリーン		1	1	1	1	1	1	1	1				
無線LAN アクセスポイント	有	有	有	有	有	有	有	有	有				
遠隔授業設備						有							

音声、映像等のマルチメディア教育を行う施設・設備としては、学生数や利用を希望する教員数に比べると施設数は少ないが、毎年、年次計画を立てて教室の設備・機器等の整

備を行い、授業の適切な運営に供している（表 13-95）。

[表 13-95 過去5年間のメディアラボ教室整備状況]

年 度	教室整備内容
2016	・プロジェクターランプ交換
2015	・CALL 教室 1 室 経年劣化に伴いハードウェアをリプレース
2014	・AV 自習室 カラーモニタ（液晶 23 型）6 台購入（BenQ モニタ 5 台と交換。1 台は予備） ・教室 CPRM 及び PAL 対応 DVD（Pioneer）6 台購入（今後のリプレース対応用として購入）
2013	・CALL 教室 1 室 最新 CALL システムの導入に伴い設備を更新 ・CALL 教室 4 室 無線 LAN アクセスポイントの設置 ・CALL 教室、AV 教室及び教員室 統合認証の導入 ・CALL 1 教室、AV 4 教室 OS（XP→Windows7）のアップグレード ・AV 自習室 ブラウン管テレビから液晶テレビへ取り替え（10 台） ・AV 自習室 DVD プレーヤーを CPRM 対応機へ取り替え（10 台）
2012	・CALL 教室 1 室 最新 CALL システムの導入に伴い設備を更新 ・AV 教室 1 室 遠隔授業設備の導入 ・AV 教室 4 室 無線 LAN アクセスポイントと BD プレーヤーの設置

なお、教室における設備・機器の高度化に伴い、その取り扱いが一層複雑かつ高度化しており、その対応として、2013 年 9 月に専任職員が 1 名減員された際に、教員の授業支援体制の維持・向上を目的とし、CALL システムに精通した派遣職員を 1 名採用した。しかし、継続勤務できるのが 3 年間に限定されていることもあり、現在の支援・管理体制については万全なるサポート体制とはいえない状況である。

## 2) 視聴覚資料・教材コンテンツの整備状況

視聴覚資料の収集と整備はメディアラボの重要な業務の 1 つである。メディアラボでは、図書館とは別に、語学教育に資するよう外国映画、歴史、ドキュメンタリー等、ジャンル別の音声・映像ソフトを独自に購入・所蔵し、学部授業や学生の自習のために広く供している。教材の購入にあたっては、メディアラボ教室利用の教員からの申請並びに学生からの購入希望調査書を元にメディアラボ常任委員会において必要性、ジャンル及び目的等を総合的に勘案して購入し、学部授業や学生の自習に広く活用されるよう適切に管理・運用している。今後も引き続き、語学教育に関する資料を中心に文化的、歴史・社会的な資料の収集を予算の範囲内で行い、更なる整備・充実を図っていくこととする。

2016 年 3 月末の主な所蔵ソフトの内訳は、DVD=3,535 点、VHS=1,077 点、LD=1,127 点、カセットテープ=507 点、CD=352 点、CD-ROM=3 点、他=9 点、計 6,610 点である。この他に、法学部の委託を受けて、法学部所有の 1,793 点のソフトを保管し、同様に学生の利用に供しており、法学部委託分を合わせると 8,403 点となっている。しかしながら、これらの多くが、ホームユース利用のために販売されているもの、つまり授業での再生や、施設内での視聴及び貸出等の許諾がないもので、適切な収集状況であるとは言えないため、数年前からは適切な資料のみ購入するようにしている。したがって、これらの著作権等の観点から教材として適切でない所蔵資料の扱いについて、今後検討しなければならないが、見直しによってかなりの数のソフトを処分しなければならない。

視聴覚資料・教材ソフトの検索には、ジャンル別、目的別に整備した閲覧リストを事務



室窓口に配備しているほか、メディアラボの Web サイトには、新入荷ソフト一覧を掲載するとともに、一部ソフトを除いてタイトルや監督名等から所蔵ソフトを検索することも可能としている。

## (2) 各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

メディアラボでは、学生の自習及び自由な視聴の場として AV 自習室 2 室（座席数 51 席）を開設し、授業期間中の月曜日～金曜日の 10 時～19 時 45 分（受付は 10 時～18 時 15 分）まで利用が可能である。自習室には各種 AV 機器を個別に備え、メディアラボの所蔵ソフトはもとより、衛星放送（BBC・CNN）、利用者が持参したソフトも視聴できる。2016 年度の年間利用者数は、延べ 10,217 名となり、前年度より約 2,000 名の減少となった。2014 年度から対前年度で減少しているが、新しいソフトを網羅的に収集するだけの予算がなく、学生の学習に寄与するような魅力的なコレクションを作ることができないが主な理由である。

[表 13-96 過去 5 年間のメディアラボ AV 自習室年度別利用者数（延べ人数）]  
単位：人

年度	2012	2013	2014	2015	2016
利用者数	19,303	19,875	15,089	12,296	10,217

## 参 考

### 【2016 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 数は少ないがヘビーユーザがいる（2015 年度に取った教室アンケートで、15 人の教員が毎時限 CALL システムの機能を使っており、そのうち 5 名が 4 つ以上の機能を毎時限使用しているとの集計結果を得ている）ので、十分な教育効果が上がっている科目もある。

<問題点および改善すべき事項>

- 2015 年度に取った教室アンケートへの回答から、CALL・AV 教室の本来の設置目的に則った授業運営がなされているとは言い難い状況であり、適切な教室数や理念目的に合った利用がなされるよう再検討を行う必要がある、
- CALL 教室では、インターネットと接続可能な学生用 PC を設置しているが、授業に関係ないネットサーフィンを行っている学生も散見されるため、必要性について再検討する時期に来ている。
- AV 教室では、設置目的から教員用 PC しか設置していないが、学生に操作させている授業も見受けられる。
- CALL・AV 教室に設置しているシステムが経年劣化（旧式化）により、マシントラブルの発生や快適な操作性の喪失をもたらしているため、ここ数年来システムのリプレイス予算を申請しているが、なかなか認められない。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 「CALL・AV 教室使用基準」を作成し、2016 年度内を目途として運営委員会で審議する。
- リプレイス予算が認められないことには、根本的な解決にはならないが、トラブル発生の都度対応しつつ、予算申請を継続的に行う。

**【前年度に設定した対応方策の進捗状況】**

- CALL・AV 教室に関する利用細則（内規）（和文）を制定したが、外国人の教員向けに英文版も必要であり作成している。
- CALL・AV 教室のシステム（ハード・ソフト）のリプレイスについて、2017 年度にも予算申請したが認められなかった。そのため、抜本的な対応が取れていない。

**【2017 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

＜問題点および改善すべき事項＞

- CALL・AV 教室の設置目的に則っていない教室利用がまま見受けられる。
- CALL・AV 教室に設置しているシステムが経年劣化（旧式化）により、マシントラブルの発生や快適な操作性の喪失をもたらしているため、ここ数年来システムのリプレイス予算を申請しているが、なかなか認められない。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- CALL・AV 教室に関する利用細則（内規）（英文版）を運営委員会で審議し、和文英文併記版の内規として制定し運用を開始する。
- リプレイス予算が認められないことには、根本的な解決にはならないため、トラブルが発生した都度に対応しつつ、予算申請を継続的に行う。

